

令和 6 年度

包括外部監査の結果報告書

官民連携について～P F I 事業と指定管理者制度併用施設～

包括外部監査結果の対応状況について～措置不要又は改善中

のものを中心に～

令和 7 年 3 月

愛知県包括外部監査人

弁護士 田 口 勤

【本報告書の記載内容に関する留意事項】

○報告書中の表の数値は、端数未満の金額は切り捨て、比率は四捨五入している。したがって端数処理の関係上、合計とその内訳が一致しない場合がある。

○外部監査を通じて発見した、指摘すべき事項、意見を付すべき事項について、それぞれ、**【指摘】**、**【意見】**として記述した。それぞれの内容は以下のとおりである。

【指摘】 「法令や規則等に違反している事項、県が自ら定立したルールに違反している事項、著しく不当な事項等」

【意見】 「規則違反ではないが、自治体運営の有効性・効率性・経済性を踏まえた結果、改善することが望ましい事項」

目次

第1章 総論	1
第1 外部監査の概要	1
1 外部監査の種類	1
2 選定した特定の事件（テーマ）	1
3 事件を選定した理由	1
4 外部監査の対象部署	1
5 外部監査の対象期間	2
6 外部監査の実施期間	2
7 外部監査の方法	2
8 包括外部監査人及び補助者	4
9 利害関係	4
第2 本書の構成	4
1 章立て.....	4
2 指摘と意見.....	5
3 掲載資料	5
第2章 官民連携について～P F I 事業と指定管理者制度併用施設～	6
第1 官民連携	6
1 官民連携の意義と法整備	6
2 P F I について	6
3 指定管理者制度について	1 6
4 P F I 事業と指定管理者制度の併用	2 3
5 P F I 事業に係る歳出	2 3
6 P F I 事業に係る歳入	2 6
7 P F I 事業に係る県における歳出歳入の全体像.....	2 7
8 附属機関	3 1
9 官民連携の具体化.....	4 9
1 0 監査の結果.....	5 1
第2 愛知県国際展示場	5 6
1 概要	5 6
2 事業の発案段階について	5 7
3 実施方針の策定・公表段階について	6 2
4 愛知県大規模展示場整備事業（基本設計及び実施設計・施工）について	6 5
5 特定事業の選定段階について	7 1
6 愛知県国際展示場コンセッション	7 3
7 事業の実施、事業の監視等段階について	9 0
8 監査の結果.....	9 6
第3 STATION Ai	1 0 3
1 概要	1 0 3

2	事業の発案段階について	1 0 4
3	実施方針の策定・公表段階について	1 0 6
4	特定事業の選定段階について	1 1 2
5	コンセッション事業の事業者選定について	1 2 9
6	契約等の締結段階について	1 3 3
7	事業の実施、事業の監視等段階について	1 3 7
8	STATION Ai 株式会社について	1 4 8
9	ファンドについて	1 4 8
1 0	関連する事業	1 4 9
1 1	監査の結果	1 5 9
第 4	愛知県新体育館	1 7 2
1	概要	1 7 2
2	事業の発案段階について	1 7 3
3	実施方針の策定・公表段階について	1 7 5
4	特定事業の選定段階について	1 9 1
5	民間事業者の選定について	1 9 2
6	契約等の締結段階について	2 0 0
7	事業の実施、事業の監視等段階について	2 0 3
8	ネーミングライツについて	2 1 0
9	名古屋市との協議	2 1 1
1 0	任意事業	2 1 1
1 1	監査の結果	2 1 3
第 3 章	包括外部監査結果の対応状況について	2 2 0
第 1	措置状況の全体像	2 2 0
1	前提	2 2 0
2	監査の結果の意義	2 2 1
3	監査の結果に関する報告後の事務処理	2 2 3
第 2	改善中のもの	2 2 4
1	概要	2 2 4
2	収入未済額の推移	2 2 4
3	改善中の指摘又は意見についての検討	2 3 2
4	監査の結果	2 4 2
第 3	措置不要のもの	2 4 5
1	措置不要とされた件数とその理由	2 4 5
2	包括外部監査結果報告書の提出時期	2 4 6
3	措置不要とされた指摘又は意見についての検討	2 4 7
4	監査の結果	2 5 7
	巻末資料【監査の結果一覧】	2 6 0

第1章 総論

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

- (1) 官民連携について～PFI事業と指定管理者制度併用施設～
- (2) 包括外部監査結果の対応状況について～措置不要又は改善中のものを中心に～

3 事件を選定した理由

- (1) 官民連携とは、公共施設の建設、維持管理、運営を行政と民間が連携して行うことで、民間の創意工夫や財政資金の効率化などの効果が期待できる手法をいう（国土交通省）。指定管理者制度やPFI事業は、官民連携の代表的な方式のひとつである。

予備調査において、2023年度に事業期間が満了した、事業期間中、又は手続中のPFI事業の一覧と、2023年度に指定管理の協定を締結又は協定中の施設一覧を提出していただいたところ、指定管理者の指定手続にPFIとされている施設が複数認められた。

PFI事業は、事業コストの一層の削減や、より質の高い公共サービスの提供を行うことを目的に導入されていることから、事業コストの削減や提供される公共サービスの質について、3E監査の視点から監査するとともに、契約、協定などの適法性についても監査する必要があると考えた。

そこで、それら事業のうち、比較的新しい下記の事業を監査することとした。

- ① 愛知県国際展示場＜Aichi Sky Expo＞
- ② STATION Ai
- ③ 愛知県新体育館＜愛知国際アリーナ＞

- (2) 包括外部監査は、その結果が行政運営に有益に反映されてこそ意味がある。そこで、包括外部監査の結果が、どのように反映されたかについて監査することにした。措置済とされているものについては、どのように措置されたかについてももちろんチェックする必要があるが、措置不要又は改善中の監査結果が、本当に措置不要であったのか否か、措置が進まない理由がどこにあるかについて、監査する。

4 外部監査の対象部署

- (1) 経済産業局、観光コンベンション局、スポーツ局
- (2) 1999年度から2022年度に包括外部監査対象局となった局で措置不要又改善中のものがある全ての局

5 外部監査の対象期間

- (1) 原則として2023年度。
ただし、必要に応じて2022年度以前及び2024年度も対象とする。
- (2) 1999年度から2023年度まで。
ただし、必要に応じて2024年度も対象とする。

6 外部監査の実施期間

2024年6月7日から、2025年3月31日まで

7 外部監査の方法

- (1) レクチャー
ヒアリングに先立ち、2024年6月7日及び19日に、PFI事業の全体像について監査人及び補助者を対象にレクチャーをしていただいた。
- (2) ヒアリング
ヒアリングの経過は、【図表1-1】のとおりである。同年6月19日から翌7月30日まで7回に分けて、措置状況についてヒアリングしつつ、文書での回答を求めたり資料提出を依頼するなどしたところ、9月2日までに回答と資料提供を得た。
一方、PFI事業については、6月7日に2023年度の事業に関する資料提供を受けつつ補助者のチーム構成を検討し、7月30日から対象部署のヒアリングを開始し、10月25日まで【図表1-1】のとおり、断続的にヒアリングした。
なお、【図表1-1】の事件とは、監査テーマである特定の事件であり、1はPFI事業に関する監査テーマ(1)、2は措置状況に関する監査テーマ(2)を指す。監査の列の1は監査人の参加を、0は不参加を、補助の列の数は参加した補助者の人数を表している。
- (3) PFI施設現地視察
PFI事業の対象施設について、次のスケジュールで現地視察した。
8月 2日 STATION Ai（開業前）
8月19日 愛知県国際展示場（開業後）
8月26日 愛知県新体育館（開業前）
11月7日 STATION Ai（開業後）
- (4) 監査報告書の作成
監査を開始した6月から本報告書の章立てや目次のあり方を検討するなど、外形的な部分を作成し始め、ヒアリングが一巡した9月頃から本格的に作成した。県に対する第1稿の入稿は、11月14日であった。

【図表１－１】ヒアリングの経過

日付	事件	監査	補助	内容	対象局又は対象施設
2024年6月7日	1	1	12	レクチャー	総務局、経済産業局、観光コンベンション局、スポーツ局
2024年6月19日	1	1	5	レクチャー ヒアリング	総務局
2024年6月19日	2	1	5	レクチャー ヒアリング	総務局、人事局、県民文化局、環境局、経済産業局、農業水産局、農林 基盤局、建設局、都市・交通局、建築局、会計局、企業庁、教育委員会
2024年6月28日	2	1	4	ヒアリング	総務局、防災安全局、県民文化局、環境局、経済産業局、 労働局、都市・交通局、建築局、スポーツ局、教育委員会
2024年7月10日	2	1	2	ヒアリング	福祉局、保健医療局、経済産業局、農業水産局、建設局、 教育委員会、警察本部
2024年7月12日	2	1	1	ヒアリング	総務局、環境局、観光コンベンション局、病院事業庁
2024年7月18日	2	1	1	ヒアリング	政策企画局、総務局、防災安全局、保健医療局、経済産業局、スポーツ局
2024年7月26日	2	1	1	ヒアリング	県民文化局、福祉局、建設局、病院事業庁
2024年7月30日	2	1	1	ヒアリング	保健医療局、スポーツ局
2024年7月30日	1	1	6	ヒアリング	STATION Ai
2024年7月31日	1	1	5	ヒアリング	愛知県新体育館
2024年8月1日	1	1	5	ヒアリング	愛知県国際展示場
2024年8月2日	1	0	5	現地視察	STATION Ai
2024年8月19日	1	1	5	現地視察	愛知県国際展示場
2024年8月26日	1	1	4	現地視察	愛知県新体育館
2024年9月12日	1	0	5	ヒアリング	STATION Ai
2024年9月17日	1	1	4	ヒアリング	愛知県新体育館
2024年10月10日	1	1	5	ヒアリング	愛知県国際展示場
2024年10月11日	1	1	4	ヒアリング	愛知県新体育館
2024年10月25日	1	1	5	ヒアリング	STATION Ai
2024年11月7日	1	1	5	現地視察	STATION Ai
2024年11月14日				第1稿提出	
2024年11月22日	2	1	1	意見交換	保健医療局
2024年11月26日	1	1	6	意見交換	STATION Ai
2024年11月27日	1	1	5	意見交換	愛知県国際展示場
2024年11月28日	2	1	1	意見交換	総務局、防災安全局
2024年11月28日	1	1	4	意見交換	愛知県新体育館
2024年12月6日				第2稿提出	
2024年12月13日	2	1	1	意見交換	スポーツ局
2024年12月17日	2	1	1	意見交換	防災安全局、保健医療局
2024年12月17日	1	1	6	意見交換	STATION Ai
2024年12月18日	1	1	4	意見交換	愛知県国際展示場
2024年12月18日	1	1	7	意見交換	愛知県新体育館
2024年12月18日	2	1	4	意見交換	総務局
2024年12月25日				第3稿提出	
2025年1月7日	1.2	1	11	意見交換	希望した局
2025年1月10日		1	10	意見交換	監査委員
2025年1月14日				第4稿提出	
2025年1月16日	1	1	3	意見交換	愛知県新体育館
2025年1月17日	1.2	1	7	意見交換	希望した局
2025年1月20日				第5稿提出	
2025年1月29日	1	1	2	意見交換	総務局、愛知県新体育館
2025年1月30日	1	1	4	意見交換	愛知県国際展示場、STATION Ai
2025年2月4日				第6稿提出	
2025年2月19日	1	1	3	意見交換	総務局、愛知県国際展示場、愛知県新体育館
2025年2月27日				第7稿提出	
2025年3月7日	1	1	2	意見交換	総務局、愛知県国際展示場
2025年3月10日				第8稿提出	
2025年3月13日	1	1	0	意見交換	総務局、愛知県国際展示場
2025年3月13日				第9稿提出	
2025年3月17日				確定	

(5) 対象部署との意見交換

第1稿入稿後には2024年11月22日から28日にかけて、第2稿入稿後には同年12月13日から18日にかけて、第3稿入稿後には2025年1月7日に、第4稿入稿後には同月16日及び17日に、第5稿提出後には同月29日及び30日にそれぞれ対象部署と意見交換会を行った。そして、第6稿、第7稿、第8稿提出後にも、1日ずつ意見交換会を行った。

(6) 監査委員との意見交換

同月10日、監査委員と意見交換会を行った。

8 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人	田口 勤	弁護士	
補助者	中川 博晴	弁護士	
補助者	都築 真琴	弁護士	
補助者	青山 正和	弁護士	
補助者	菊池 龍太	弁護士	
補助者	西脇 正訓	弁護士	公認会計士
補助者	杉浦 理絵	弁護士	
補助者	中村 博太郎	弁護士	
補助者	塩見 明	弁護士	
補助者	永尾 光史朗	弁護士	
補助者	杉浦 大樹	弁護士	
補助者	河口 航平	弁護士	
補助者	遠山 江美	弁護士	

9 利害関係

包括外部監査人は、監査の対象とした事件について、地方自治法第252条の29に規定されている利害関係はない。

第2 本書の構成

1 章立て

第2章に官民連携、PFI事業、指定管理者制度の概要を記載したほか、県におけるPFI事業及び指定管理者制度の全体像を記載した。また、第2章第1の末尾には、PFI事業に跨がる問題点を記載した。第3章には、措置状況を監査した結果を記載した。

2 指摘と意見

法令や規則等に違反している事項及び県が自ら定立したルールに違反している事項、著しく不当な事項等は「指摘」とした。これに対し、規則違反ではないが、自治体運営の有効性・効率性・経済性を踏まえた結果、改善することが望ましい事項は「意見」とした。

3 掲載資料

掲載した図表は、特に記載しない限り、公表された情報や県提出資料を基にして監査人が作成した。

第2章 官民連携について～PFI事業と指定管理者制度併用施設～

第1 官民連携

1 官民連携の意義と法整備

官民連携は、民間資本や民間の技術やノウハウを活用し、官（国や地方公共団体）の公共性を維持しつつその事務事業の効率化や公共サービスの向上を図る取組である。

その中核をなすのは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図る「PFI事業」と、公の施設の運営管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図る「指定管理者制度」である。

1999年9月、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（以下「PFI法」という）が施行され、公共施設等の整備等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用する道が拓けた。もちろん、それ以前から行われてきた地方公共団体が民間法人に出資・出捐する第三セクターや、公共施設の管理・運営を受託した民間事業者が創意工夫やノウハウの活用により効率的・効果的に管理・運営を実施できるよう、複数の業務や施設を包括的に委託する「包括的民間委託」もまた、同様の目的と効果を有する官民連携の一つのあり方ではあるが、PFI法により公共施設等の建設、修繕、維持管理又は運営だけでなく、これらに関する企画及び資金調達を含め包括して民間事業者に委ねることが可能になった。

そして、既存の公の施設に対する民間活力の導入については、2003年6月地方自治法（以下単に「法」ともいう）の一部改正により、指定管理者制度が導入され、官民連携を実践するための法整備が整った。それ以前には、公の施設の管理を委託する先は「普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの又は公共団体若しくは公共的団体」に限られていたところ、法改正により委託先となるべき指定管理者は「法人その他の団体」であれば良いこととなった。

2 PFIについて

(1) PFI事業の意義と県におけるPFI事業の状況

PFIは、Private Finance Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）の略である。PFI事業とは、公共施設等の整備・改修等事業を実施する手法の一つであり、施設の設計・建設・維持管理・運営を民間の資金や経営能力、技術能力などのノウハウを活用して、公共部門と民間部門が協働して公共サービスを提供する事業手法である。

国や地方公共団体等が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる事業について、PFI法に基づいて実施され、これにより、事業コストの削減、より質の高い公共サービスの提供を目指す。

県では、PFIに対する職員の認識を深め、県が実施する事業においてPFIの適切な導入を図ることを目的に、PFI制度全体の事務を網羅するかたちで関連事務を詳

細に盛り込んだガイドライン（２００３年６月策定、２００６年３月、２０１５年４月、２０１７年３月、２０２４年４月改訂。以下最新版を「愛知県ＰＦＩ導入ガイドライン」という）を策定し、これまでに多くのＰＦＩ事業を実施してきた。

２０２４年度、県では、２９のＰＦＩ事業が事業期間満了、実施運営中又は実施方針を公表済みである。【図表２－１】のとおりである。

本監査では、中でも最近稼働を開始又は稼働開始予定の３施設（愛知県国際展示場、STATION Ai、愛知県新体育館）を対象とした。

ア 愛知県国際展示場（Aichi Sky Expo）

愛知県国際展示場は、２０１７年度に運営権者の公募が行われた。その選定委員会における審査により優先交渉権を得たフランスのGL events SA（フランス企業）と前田建設工業株式会社によって愛知国際会議展示場株式会社が設立され、２０１８年度に公共施設等運営権実施契約の締結に至った。公共施設等運営権の存続期間は、一部を除き、２０１９年８月３０日から２０３５年３月３１日までである。運営権対価は、９億５２５６万円（税込）であった。

詳細は第２で後述する。

イ STATION Ai

STATION Ai の検討は、「あいち」というこの地域にスタートアップ・エコシステムを形成するべく２０１８年１０月に策定された Aichi-Startup 戦略に始まり、２０２０年度に STATION Ai を整備するためのＰＦＩ事業について運営権者の公募が行われた。優先交渉権を得たソフトバンク株式会社が設計・建設業務に着手し、同社が２０２１年９月１日に設立した STATION Ai 株式会社がこれを承継して、２０２４年４月からオフィスを始めとした一部機能の利用受付を開始し、同年１０月１日開業し、同月３１日にフルオープンした。スタートアップ企業約５００社、パートナー企業約２００社での船出である。中部経済新聞社によると、入居率は２０２４年１０月には約７０％であった。運営権対価は２億５５００万円（税込）で、事業期間は２０３４年９月３０日までである。

詳細は第３で後述する。

ウ 愛知県新体育館（愛知国際アリーナ）

愛知県新体育館は、２０２６年のアジア競技大会に利用できるよう、２０１７年８月に導入調査を開始し、２０２０年に運営権者の公募が行われた。県は、前田建設工業株式会社、株式会社ＮＴＴドコモその他の出資者が設立した株式会社愛知国際アリーナ（以下「愛知国際アリーナ」という）と２０２１年５月に契約を締結し、事業者は、同年６月から設計建設に着手した。２０２４年２月にはＩＧアリーナと命名されたことでも話題になった。２０２５年７月の開業を目指している。維持管理・運営期間は、２０２５年４月１日から２０５５年３月３１日までである。

詳細は第４で後述する。

【図表 2-1】県の PFI 事業一覧（2024 年 12 月 31 日現在）

事業期間満了：8 事業

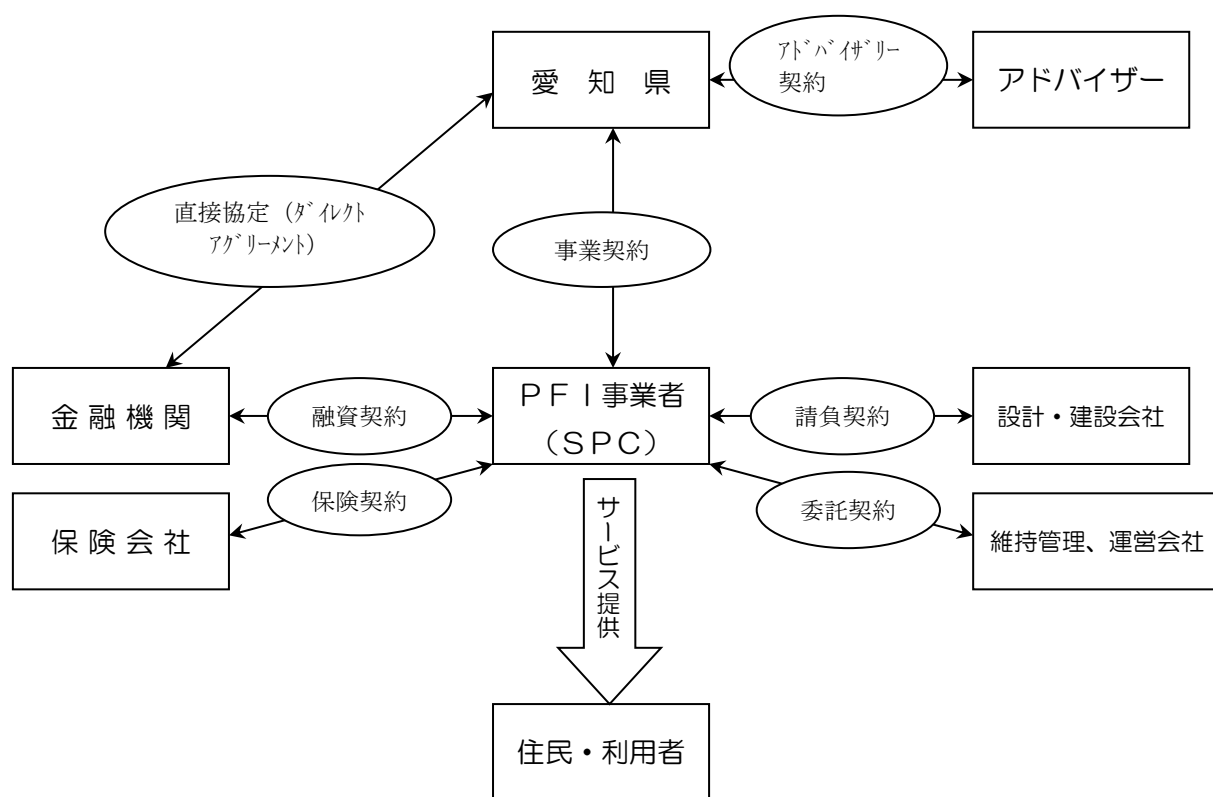
事業名		事業手法	実施方針 公表年度	事業終了 年度	担当所属
事業 期間 満了	愛知県営東浦住宅PFI方式整備等事業	BT	2017	2022	建築局 公営住宅課
	愛知県営鳴海住宅PFI方式整備事業	BT	2018	2021	
	愛知県営上和田住宅PFI方式整備事業	BT	2018	2021	
	愛知県営西春住宅PFI方式整備等事業	BT	2018	2022	
	愛知県営初吹住宅PFI方式整備等事業	BT	2018	2022	
	愛知県営上郷住宅PFI方式整備等事業	BT	2019	2022	
	愛知県営野並住宅PFI方式整備等事業	BT	2019	2023	
	愛知県営鷺塚住宅PFI方式整備等事業	BT	2019	2023	

実施中：21 事業

事業名		事業手法	実施方針 公表年度	事業終了 年度	担当所属
実施 運 営 中	愛知県森林公園ゴルフ場施設整備等事業	BOT	2003	2027	農林基盤局 林務課
	知多浄水場始め 4 浄水場排水処理施設整備・運営事業	BT0	2004	2025	企業庁 水道事業課
	愛知県産業労働センター整備・運営事業	BT0	2005	2039	経済産業局 産業政策課
	豊田浄水場始め 6 浄水場排水処理施設整備・運営事業	BT0	2009	2030	企業庁 水道事業課
	大山浄水場始め 2 浄水場排水処理及び常用発電等施設整備・運営事業	BT0	2013	2036	企業庁 水道事業課
	豊川浄化センター汚泥処理施設等整備・運営事業	R0, BT0	2013	2035	建設局 上下水道課
	愛知県環境調査センター・愛知県衛生研究所整備等事業	BT0	2015	2033	環境局 環境政策課
	愛知県有料道路運営等事業（愛知県道路公社実施事業）	コンセッション	2015	2045	建設局 有料道路室
	愛知県警察運転免許試験場整備等事業	BT0	2016	2034	警察本部 運転免許課
	愛知県国際展示場コンセッション	コンセッション	2017	2034	観光コンベンション 局
	愛知県スタートアップ支援拠点整備等事業	BTコンセッション	2020	2034	経済産業局 スタートアップ推進
	愛知県営平針住宅PFI方式整備事業	BT	2020	2025	建築局 公営住宅課
	愛知県営鳴海住宅PFI方式整備事業（第 2 次）	BT	2020	2025	建築局 公営住宅課
	愛知県新体育館整備・運営等事業	BTコンセッション	2020	2054	スポーツ局 愛知国際アリーナ課
	愛知県営上和田住宅PFI方式整備事業（第 2 次）	BT	2021	2026	建築局 公営住宅課
	愛知県営清水住宅PFI方式整備等事業	BT	2021	2026	建築局 公営住宅課
	愛知県営大森向住宅PFI方式整備事業	BT	2022	2027	建築局 公営住宅課
	愛知県営東高森台住宅PFI方式整備事業	BT	2023	2027	建築局 公営住宅課
	愛知県営岩田住宅PFI方式整備事業	BT	2024	2028	建築局 公営住宅課
	※ 豊橋浄水場再整備等事業	BTコンセッション	2024	2055	企業庁 水道計画課

※ 豊橋浄水場再整備等事業は、実施方針公表済である。

【図表 2－2】 P F I 事業の基本的な仕組み



(出典：愛知県 P F I 導入ガイドライン)

(2) 主な事業方式

- ア BOT：P F I 事業者が自ら資金を調達し、施設を建設し、一定期間維持管理、運営を行い、資金回収後、施設の所有権を公共に移転する方式をいう。
- イ BTO：P F I 事業者が自ら資金を調達し、施設を建設し、その所有権を公共に移転したうえで、P F I 事業者が一定期間維持管理、運営を行う方式をいう。
- ウ BT：維持管理、運営を含まず、P F I 事業者が施設を建設し、所有権の移転までを行う方式をいう。
- エ BOO：P F I 事業者が自ら資金を調達し、施設を建設し、一定期間維持管理、運営を行うが、所有権は公共に移転しない方式をいう。
- オ BLT：P F I 事業者が自ら資金を調達し、施設を建設し、公共にその施設をリースした上で、P F I 事業者が一定期間の維持管理、運営を行い、資金回収後、施設の所有権を公共に移転する。
- カ ROT：P F I 事業者が自ら資金を調達し、既存の公共施設を改修・補修し、一定期間維持管理、運営を行い資金回収後、公共に施設の所有権を移転する方式をいう。
- キ RO：公共が初期投資資金を調達し、所有権の移転を行わず、P F I 事業者が公共施設を改修・補修し、一定期間維持管理・運営する方式をいう。

ク DBO：公共が初期投資資金を調達し、公共が施設の所有権を有したまま、PFI事業者が施設を建設し、一定期間維持管理、運営を行う方式をいう。

ケ 公共施設等運営事業（コンセッション方式）：2011年PFI法改正により、利用料金を徴収する公共施設について、施設の所有権を公共が所有したまま（新設して公共に所有権を移転する場合（BT）も該当）、施設を運営する権利を民間（PFI事業者）に設定する公共施設等運営事業が導入された。内閣府は「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」を随時改正している。

(3) PFI導入の効果

事業コストの一層の削減や、より質の高い公共サービスの提供を行うこと、「同一の公共サービスならば、より低い事業コストで提供すること」、「同一の事業コストならば、より質の高い公共サービスを提供すること」を目的に導入され、次のような効果が期待されている（愛知県PFI導入ガイドライン）。

ア 低廉かつ良質な公共サービスの提供

PFI事業では、民間事業者の持つ資金調達力や経営能力、技術的能力を活用することから、効率的かつ効果的な公共施設の整備や、質の高い公共サービスの提供が期待できる。

イ 公共サービスの提供における行政の関わり方の改革

PFI事業においては、民間事業者の自主性や創意工夫を尊重しつつ、できる限り民間事業者にゆだねて事業を実施することから、公共と民間の役割分担に基づく新たなパートナーシップの形成を図ることが期待できる。

ウ 民間の事業機会を創出することを通じた地域経済の活性化

これまで行政が直接実施してきた事業分野への民間参入を促進することによって、民間事業者の新たな事業機会を創出することが期待できる。

(4) 事業の性格

PFI法第3条の基本理念や期待される成果を実現するため、PFI事業は次のような性格を持つことが求められる。

ア 基本原則

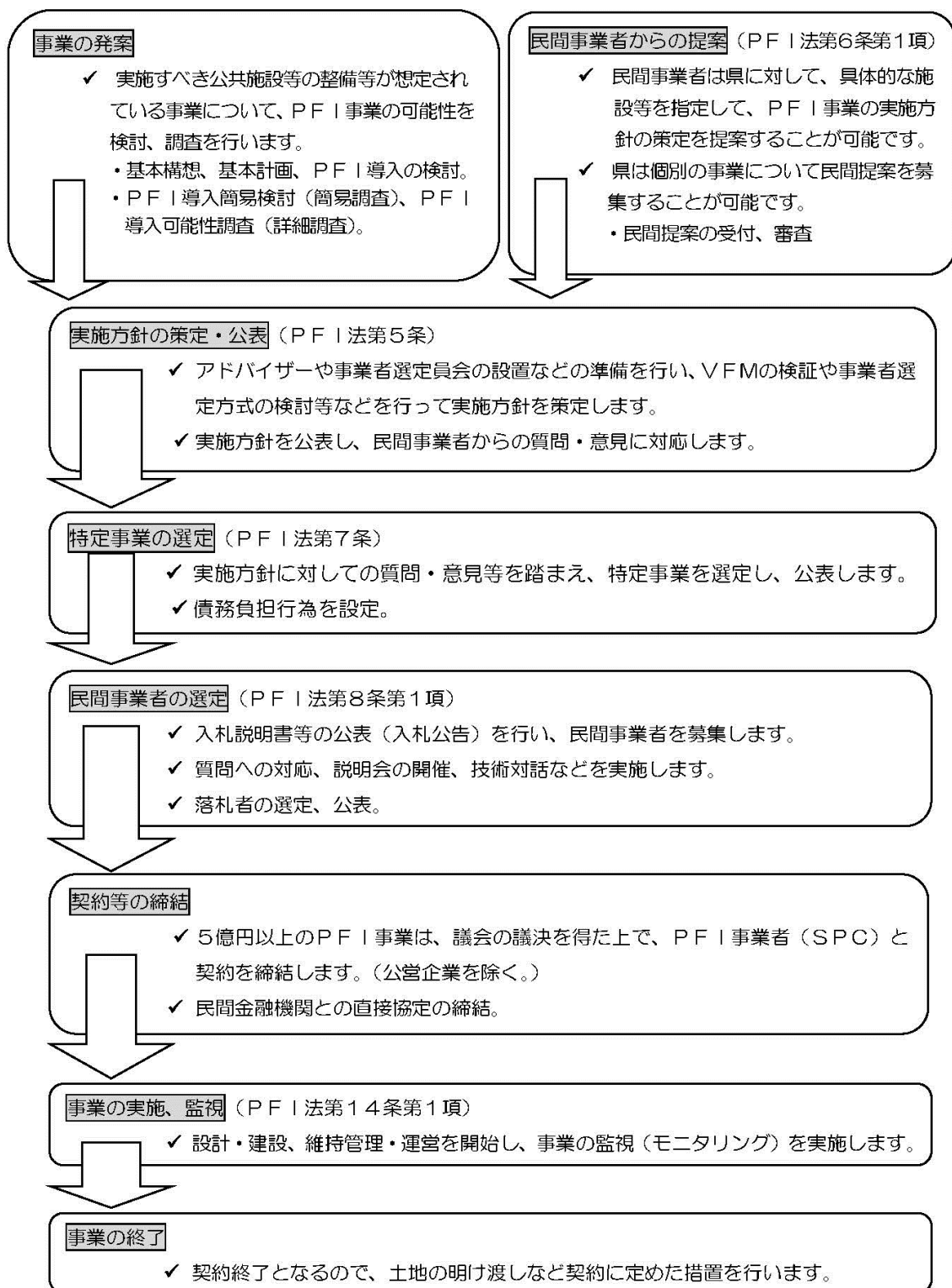
- ①公共性原則：公共性のある事業であること。
- ②民間経営資源活用原則：民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用すること。
- ③効率性原則：民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、効率的かつ効果的に実施すること。
- ④公平性原則：特定事業の選定、民間事業者の選定において公平性が担保されること。
- ⑤透明性原則：特定事業の発案から終結に至る全過程を通じて透明性が確保されること。

イ 性格

- ①客観主義：各段階での評価決定について客観性があること。

- ②契約主義：公共施設等の管理者等と選定事業者との間の合意について、明文により、当事者の役割及び責任分担等の契約内容を明確にすること。
- ③独立主義：事業を担う企業体の法人格上の独立性又は事業部門の区分経理上の独立性が確保されること。
- (5) P F I 事業のプロセス
- P F I 事業の一般的なプロセスは、【図表 2－3】のとおりである。
- (6) 特定事業を実施する民間事業者の選定
- 公共施設等の管理者等は、P F I 法の規定により実施方針（P F I 法第 5 条）を公表したときは、基本方針及び実施方針に基づき、実施することが適切であると認める特定事業を選定することができる（P F I 法第 7 条）。そして、前条の規定により特定事業を選定したときは、当該特定事業を実施する民間事業者を公募の方法等により選定することになる（P F I 法第 8 条）。
- そして、選定された民間事業者のことを、選定事業者という（P F I 法第 2 条第 5 項）。
- (7) 特別目的会社（S P C）
- 既存の民間事業者に特定事業を行わせる場合、特定事業とそれ以外の事業の結果が相互に影響し、場合によっては特定事業以外の事業が原因で倒産することも否定できない。このような影響を遮断するなどの目的で、特定事業のみを行うことを目的とする特別目的会社（以下「S P C」という）を設立させ、当該 S P C との間で P F I 事業に関する契約を締結する場合がある。愛知県国際展示場、STATION Ai、愛知県新体育館は、いずれもこのような方式を採用している。
- (8) 公共施設等運営権
- 公共施設等運営権とは、公共施設等の管理者等が所有権を有する公共施設等（利用料金を徴収するものに限る）について、運営等（運営及び維持管理並びにこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む）を行い、利用料金を自らの収入として収受する、公共施設等運営事業を実施する権利のことで（P F I 法第 2 条第 6、7 項参照）、公共施設等の管理者等が、選定事業者に設定するものである（P F I 法第 1 6 条）。選定事業者が S P C を設立している場合は、S P C が公共施設等運営権の設定を受けて、運営権を設定された事業者である公共施設等運営権者（以下「運営権者」又は「運営事業者」という）となる。
- (9) 公共施設等運営権実施契約
- 運営権者は、公共施設等の管理者等との間で公共施設等運営権実施契約等（P F I 法第 2 2 条第 1 項、以下「実施契約」という）を締結し、実施契約に従って選定事業を実施する。
- (10) 各種委員会
- P F I 事業のプロセスでは、P F I 事業者選定委員会を初めとして、様々な委員会が設置されて活動している。各種委員会の委員構成は、【図表 2－1 4】のとおりである。

【図表 2-3】PFI 事業のプロセス



（愛知県PFI 導入ガイドライン）

(11) 実施方針に関する条例

公共施設等の管理者等は、公共施設等運営権が設定されることとなる民間事業者を選定しようとする場合には、条例の定めるところにより、実施方針を定めなければならない。この場合、民間事業者の選定手続その他必要な事項を定めるものとされている（PFI法第18条）。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律

(実施方針)

第5条 公共施設等の管理者等は、第七条の特定事業の選定及び第八条第一項の民間事業者の選定を行うおうとするときは、基本方針にのっとり、特定事業の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）を定めることができる。

2 実施方針は、特定事業について、次に掲げる事項を具体的に定めるものとする。

- 一 特定事業の選定に関する事項
- 二 民間事業者の募集及び選定に関する事項
- 三 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項
- 四 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項
- 五 事業契約（選定事業（公共施設等運営事業を除く。）を実施するため公共施設等の管理者等及び選定事業者が締結する契約をいう。以下同じ。）の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項
- 六 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項
- 七 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

3 公共施設等の管理者等は、実施方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

4 前項の規定は、実施方針の変更（第十九条の二第二項の規定による実施方針の変更を除く。）について準用する。

(公共施設等運営権の設定)

第16条 公共施設等の管理者等は、選定事業者に公共施設等運営権を設定することができる。

(公共施設等運営権に関する実施方針における記載事項の追加)

第17条 公共施設等の管理者等は、公共施設等運営権が設定されることとなる民間事業者を選定しようとする場合には、実施方針に、第5条第2項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 選定事業者に公共施設等運営権を設定する旨
- 二 公共施設等運営権に係る公共施設等の運営等の内容
- 三 公共施設等運営権の存続期間
- 四 第20条の規定により費用を徴収する場合には、その旨（あらかじめ徴収金額を定める場合にあつては、費用を徴収する旨及びその金額）
- 五 第22条第1項に規定する公共施設等運営権実施契約に定めようとする事項及びその解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項
- 六 利用料金に関する事項

(実施方針に関する条例)

第18条 公共施設等の管理者等（地方公共団体の長に限る。）は、前条に規定する場合には、条例の定めるところにより、実施方針を定めるものとする。

2 前項の条例には、民間事業者の選定の手続、公共施設等運営権者が行う公共施設等の運営等の基準及び業務の範囲、利用料金に関する事項その他必要な事項を定めるものとする。

そして、公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドラインには、「実施方針に関する条例で想定される規定内容は何か」に、以下のとおり記載されている。

(1) 運営事業の場合、実施方針に追加して記載する事項については、以下のものが挙げられる。

①～⑨（略）

⑩ 民間事業者の選定方法。なお、有識者等からなる審査委員会等に意見を聴く場合、その構成員については、実施方針策定後、募集要項又は入札説明書等においてできるだけ速やかに公表する。

- ⑪ その他運営事業の実施に関し必要な事項。
- (2) (略)
- (3) 管理者等が地方公共団体の長である場合、実施方針に関する条例については、想定される規定事項は以下のものが挙げられる。また、本規定は、指定管理者に係る条例（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第4項）と同趣旨である。
 - ① 選定の手続。申請の方法や選定基準等。
 - ② 運営等の基準。休館日や開館時間等業務運営の基本的事項。
 - ③ 業務の範囲。事業者に行わせようとする業務（例えば、管理者等が行ってきた全業務を運営権者に行わせるのか、あるいは一部のみか等）。
 - ④ 利用料金に関する事項。利用料金の基本的枠組み（上限等）

このように、PFI法では、条例で定める事項に、事業者選定委員会の設置を求める規定を含めていない。

また、上記ガイドラインでは、「実施方針に追加して記載する事項」について、「民間事業者の選定方法。なお、有識者等からなる審査委員会等に意見を聴く場合、その構成員については、実施方針策定後、募集要項又は入札説明書等においてできるだけ速やかに公表する」とされ、有識者等からなる審査委員会等は「意見を聞く」場として整理されている。

(12) PFI事業実施プロセスに関するガイドライン

2024年6月3日施行の内閣府PFI事業実施プロセスに関するガイドライン28頁には次の記載がある。

- (審査方法)
- (13) 民間事業者の選定に当たって、客観的判断能力のある外部のコンサルタント等の活用を図ることも有効である。また、事業提案の内容審査において有識者等からなる審査委員会を設けて意見を聴くことも一つの方法である。
 - ① (略)
 - ② また、審査委員会を設ける場合、次の点について留意する。
 - ア 審査委員会委員を事前に公表すること。
 - イ 審査委員会の位置付け及び審査委員会で審査する事項を明確にし、事前に公表すること。
 - ウ 設計等の技術的評価の定量化を図り、各項目について複数の委員による評価を行う等、評価の客観性を確保するような措置を講じること。
 - エ 審査委員会で審査する事項のうち専門性の高いものについては、当該事項の専門性を踏まえた審査委員を選定し、専門分野ごとに審査を行う等、事業の規模等に応じ、当該事項の専門性にふさわしい審査のプロセスを確保すること。
 - オ 審査委員会での審査に当たっては、十分な時間的余裕を持って審査できるよう配慮すること。また、審査委員会の審査の効率性及び実効性を確保するため、必要に応じ提案の内容の要約版を応募者に提示させる等の工夫を行うこと。なお、要約版を応募者に提示させる場合は、その負担に配慮するとともに、その位置付けを明確にすること。
 - カ 一般的に、上記に示した民間事業者の選定に係る審査に先立ち、実施方針や特定事業の選定等についても審査委員会に付議することは、審査委員による当該事業への理解を深め、民間事業者の選定に関する審査を適切に行うために有効であると考えられる。
 - 一方、手続期間の短縮及び事務負担の削減を図る観点から、審査委員会における審議事項を民間事業者の選定に関することに絞り込み、開催回数を最小限に留めることも、有効な方策であると考えられる。
 - なお、いずれの場合においても、民間事業者の選定に対する意思決定の責任、説明責任は管理者等にあることに留意する。

(13) 地方公共団体向けサービス購入型PFI事業実施手続簡易化マニュアル

2014年6月に内閣府のPFI推進委員会の下に設置された「手続簡易化ワークショップ」において検討されたPFI事業の円滑化・迅速化に資する手続簡易化に関する

る検討結果をまとめた地方公共団体向けサービス購入型 P F I 事業実施手続簡易化マニュアル 10 頁には、次の記載がある。

そして、11 頁掲載の表 7 下段の■手続を簡易化した場合における審議事項（参考例）の表には、第 2 回として実施時期「提案書提出後」、審議事項「提案審査（民間事業者の選定）」等の記載がある。

(5) 審査委員会の効率的な開催

① 通常の P F I 手続

地方自治法施行令においては、総合評価一般競争入札により民間事業者を選定する場合、落札者決定基準を定めようとするときに学識経験者の意見を聴かなければならないとした上で、この意見聴取において「当該基準に基づいて落札者を決定するときに改めて意見を聴く必要がある」という意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ学識経験者の意見を聴くこととされています（地方自治法第 234 条第 3 項、地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 第 4 項、第 5 項）。

本規定を踏まえ、事業者選定にあたっては、学識経験者からなる審査委員会を設置した上で、意見の聴取を行っていることが多く、現状、審査委員会においては、実施方針等の審議、入札説明書・落札者決定基準等の審議、審査の進め方及び提案書の審査等を行うため、6 回程度開催されているケースが多くなっています。

② 簡易化方策

手続期間の短縮及び事務負担の削減を図る観点から、事業の内容等に応じて、審査委員会における審議事項を民間事業者の選定に関することに絞り込み、開催回数を最小限に留めることが考えられます。具体的には、地方自治法上の手続である落札者決定基準を定めようとするときの学識経験者からの意見聴取、また、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要がある、とされた場合における提案審査時の意見聴取のために審査委員会を開催する場合には、実施方針や特定事業の選定等について付議することを省略することにより開催回数を最小限に留めます。

参考例として、通常の P F I 手続における審議事項及び手続を簡易化した場合の審議事項を下記に整理します。

地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2

1～3（略）

4 普通地方公共団体の長は、落札者決定基準を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験を有する者（次項において「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

5 普通地方公共団体の長は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

6（略）

(14) 愛知県 P F I 導入ガイドライン

同ガイドライン 40 頁「事業者選定委員会の概要」には、事業者選定委員会の所掌事務として、落札者〔優先交渉権者〕の選定が記載されている。なお、同頁には次の記載があるが、ここに記載の学識経験者の意見聴取は、上記法第 234 条第 3 項ただし書、同法施行令第 167 条の 10 の 2 第 4 項第 5 項の規定に基づく意見聴取である。

愛知県 P F I 導入ガイドライン

40 頁実施方針の策定・公表等に関する業務フロー Step 2 事業者選定委員会の設置の記載（抜粋）
設置時期

総合評価一般競争入札方式を採用する場合は、予め学識経験者の意見聴取を行うことが必要であるため、主として実施方針策定前に事業者選定委員会を開催することとなります。

委員の構成

総合評価一般競争入札方式により事業者選定を行う場合は、学識経験者 2 名以上の意見聴取が必要のため、必ず 2 名以上とします。

民間事業者の選定に対する意思決定の責任、説明責任は県が負うことに留意し、県の状況に応じた意見を委員会に反映するため、事業担当部局は事務局とは別に委員としても参画します。

留意事項
民間事業者の選定に対する最終的な責任は、県が負います。

また、同ガイドライン 59 頁には次の記載がある。これによると、委員の意見聴取のほか、必要に応じて、各委員の専門分野に応じた個別事項の審査検討を行った後、委員を招集した全体審査の場で総合的な評価を行い、民間事業者を選定することが事業者選定委員会の所管事務とされている。

なお、民間事業者の選定に対する最終的な責任は、県が負いますとの上記留意事項は、契約相手選定の最終責任を、委員会や個々の委員が負うことはない趣旨の当然の記載である。

愛知県 P F I 導入ガイドライン
59 頁民間事業者の選定に関する業務フロー Step 5 落札者〔優先交渉権者〕の選定、公表の記載（抜粋）

■事業担当課は、事業者選定委員会を開催します。事業者選定委員会は、公平性、透明性、客観性を確保したうえで、落札者決定基準〔事業者選定基準〕に従い、落札者〔優先交渉権者〕を選定します。

■具体的には、応募者から提出された資料の分析・整理を事務局である事業担当課が行った後で、各事業者選定委員に資料を提示・説明し、意見聴取を行います。必要に応じて、各委員の専門分野に応じた個別事項の審査検討を行った後、委員を招集した全体審査の場で総合的な評価を行い、民間事業者を選定します。

(15) 事業者選定委員会設置要綱

各 P F I 事業者選定委員会の所掌事務には、「優先交渉権者の決定に係る審査」（愛知県国際展示場運営等事業者選定委員会設置要綱第 2 条（5））、「落札者の選定に関する検討」（愛知県スタートアップ支援拠点整備等事業 P F I 事業者選定委員会設置要綱及び愛知県新体育館整備・運営等事業 P F I 事業者選定委員会設置要綱第 2 条）等が記載されている。

3 指定管理者制度について

(1) 指定管理者制度の意義

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間能力を活用しつつ住民サービスの向上を図るとともに経費の節減等を図ることを目的に、2003 年の地方自治法の一部改正により、従来の管理委託制度に代わって創設された制度で、公の施設の管理を行う指定管理者は「法人その他の団体」であればよく、法律上特段の制約はない。

管理委託制度の下では、公の施設は地方公共団体の管理権限の下で、公共団体（土地改良区等）、公共的団体（農協・自治会等）、地方公共団体の出資法人のうち一定要件（1／2 以上出資等）を満たす管理受託者が具体的な管理の事務・業務を行っていたが、指定管理者制度の下では、議会の議決を経て、県から指定管理者としての指定を受ければ、民間企業や N P O など、公の施設の管理をすることが可能である。

県では、2024年3月、愛知県指定管理者制度ガイドラインを改定した。また、県では、指定管理者制度を、【図表2-4】のとおり71施設について導入している（2024年10月31日現在）。

(2) 規律

ア 地方自治法

指定管理者制度の規定は、地方自治法第十章「公の施設」にあり、第244条の2第3項が、指定管理者となりうる者を定めている。そして、同条第8項及び第9項は、利用料金制について規定する。

(公の施設)

第244条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第3項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

イ 条例

法第244条の2第1項に基づき、公の施設の設置及びその管理に関する条例は、各種施設条例に定められているが、同条第3項は、指定管理者に当該公の施設の管理を行わせる場合にも、やはり条例の根拠を必要としている。

以下は、県の指定管理者による公の施設の管理に関する条例である。

指定管理者による公の施設の管理に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定に基づき、他の条例に定めがあるものを除くほか、同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に公の施設の管理を行わせる場合に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者による公の施設の管理)

第二条 知事又は教育委員会（以下「知事等」という。）は、別に条例で定めるところにより、その指定する指定管理者に公の施設の管理を行わせることができる。

(指定の手續)

第三条 知事等は、指定管理者の指定をしようとするときは、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、指定管理者に行わせる公の施設の管理に関する業務（以下「指定管理者業務」という。）の範囲その他の規則又は教育委員会規則（以下「規則等」という。）で定める事項を示して、当該指定を受けようとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）を公募するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、規則等で定めるところにより、申請書に指定管理者業務の実施に関する計画（以下「業務計画」という。）を記載した書類その他規則等で定める書類を添えて、知事等に申請しなければならない。

3 知事等は、指定管理者の指定をするときは、前項の規定により申請した法人等のうちから、次に掲げる基準により最も適切に指定管理者業務を行うことができると認めるものを指定するものとする。

一 業務計画に基づく管理により当該公の施設における県民の平等な利用の確保が図られること。

二 業務計画の内容が当該公の施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができるものであること。

三 当該法人等が業務計画に基づく当該公の施設の管理を適正かつ確実に行う能力を有すること。

四 前三号に掲げるもののほか、知事等が定める基準

4 知事等は、指定管理者の指定をしたときは、その旨を公告しなければならない。

(指定の手續の特例)

第四条 知事等は、次に掲げる場合には、前条第一項又は第三項の規定によらず、指定管理者の指定をすることができる。

一 前条第一項の規定による公募をした場合において、同条第二項の規定による申請がなかったとき、又は同条第三項の規定により指定管理者として指定することが適当と認められるものがなかったとき。

二 地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消した場合において、前条第一項の規定による公募をするいとまがないとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、知事等が特に必要と認めるとき。

(指定管理者が行う管理の基準)

第五条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理者業務を行わなければならない。

一 関係法令並びに条例及び規則に基づく規則等の規定を遵守し、誠実に指定管理者業務を行うこと。

二 当該公の施設を利用しようとする者に対して不当な差別的取扱いをしないこと。

三 指定管理者業務に関連して取得した個人に関する情報その他の情報を適切に取り扱うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、知事等が定める基準

ウ 指定の手續

第244条の2第4項、上記条例第3条記載の「指定の手續」に関連して、県は指定管理者選定会議（【図表2-5】参照）を設置して、指定管理者を任意指定する場合の申請書類の評価を行っている。

なお、法第244条の2第4項の「指定の手續」については、「松本英昭著 新版 逐条地方自治法第9次改訂版」に次の記載がある。

「指定の手續」としては、申請の方法や選定基準等を定めるものである。なお、指定の申請に当たっては、複数の申請者に事業計画書を提出させることとし、選定する際の基準としては、例えば、住民の平等利用が確保されること、事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること、事業計画書に沿った管理を安定して行う物理的能力、人的能力を有していること、といったことを定めておくのが望ましい。

【図表２－４】指定管理者制度一覧（２０２４年１２月３１日現在）

●2024年度管理開始施設

施設の名称	指定管理者	指定手続	指定期間	所管課室	2024年度当初予算 指定管理料(千円)
愛知県女性総合センター ＜ウィルあいち＞	コングレ ・愛知グループ	任意指定	2024.4.1 ～2026.3.31	県民文化局男女共 同参画推進課	281,180
愛知芸術文化センター	公益財団法人 愛知県文化振興事業団	任意指定	2024.4.1 ～2029.3.31	県民文化局文化部 文化芸術課	1,348,580
海南こどもの国	公益財団法人 愛知公園協会	任意指定	2024.4.1 ～2026.3.31	福祉局子育て支援課	85,434
愛知こどもの国	特定非営利活動法人 フロンティア西尾	任意指定	2024.4.1 ～2029.3.31	福祉局子育て支援課	182,073
愛知県青い鳥 医療療育センター	社会福祉法人恩賜財団 済生会支部愛知県済生会	任意指定	2024.4.1 ～2029.3.31	福祉局福祉部障害福 祉課医療療育支援室	122,560
STATION Ai	STATION Ai 株式会社	PFI (コンセッション)	2024.4.1 ～2034.9.30	経済産業局革新事業 創造部スタートアップ 推進課	－
愛知県森林公園 の公園施設	株式会社 ウッドフレンズ	任意指定	2024.4.1 ～2025.3.31	農林基盤局林 務部林務課	223,646
愛知県名古屋飛行場(あいち航空 ミュージアム含む) ＜県営名古屋空港＞	名古屋空港 ビルディング株式会社	公募	2024.4.1 ～2029.3.31	都市・交通局航 空空港課	1,179,907
愛知県体育館 ＜ドルフィンズアリーナ＞	公益財団法人愛知県 教育・スポーツ振興財団	任意指定	2024.4.1 ～2025.6.30	スポーツ局競技 ・施設課	91,585
愛知県武道館	公益財団法人愛知県 教育・スポーツ振興財団	任意指定	2024.4.1 ～2027.3.31	スポーツ局競技 ・施設課	91,122
愛知県一宮総合運動場 ＜いちい信金スポーツセンター＞	公益財団法人愛知県 教育・スポーツ振興財団	任意指定	2024.4.1 ～2025.3.31	スポーツ局競技 ・施設課	59,801
愛知県口論義運動公園	口論義みらい スポーツコミュニティ	任意指定	2024.4.1 ～2025.3.31	スポーツ局競技 ・施設課	102,955
愛知県総合射撃場	公益財団法人愛知県 教育・スポーツ振興財団	任意指定	2024.4.1 ～2027.3.31	スポーツ局競技 ・施設課	60,106
愛知県美浜自然の家	愛知ネットグループ	任意指定	2024.4.1 ～2028.3.31	教育委員会教育部 あいちの学び推進課	99,312
愛知県旭高原自然の家	愛知ネットグループ	公募	2024.4.1 ～2028.3.31	教育委員会教育部 あいちの学び推進課	99,970
愛知県野外教育センター	愛知ネットグループ	公募	2024.4.1 ～2029.3.31	教育委員会教育部 あいちの学び推進課	70,048

●2023年度管理開始施設

施設の名称	指定管理者	指定手続	指定期間	所管課室	2024年度当初予算 指定管理料(千円)
愛知芸術文化センター 愛知県図書館	愛知県ビルメン テナンス協同組合	公募	2023.4.1 ～2028.3.31	県民文化局 文化部文化芸術課	169,864
あいち健康の森健康科学総合セン ター(診療所及び関連区域)＜あいち 健康プラザ＞	公益財団法人愛知県 健康づくり振興事業団	任意指定	2023.4.1 ～2025.3.31	保健医療局健康 医務部健康対策課	475,428
あいち健康の森健康科学総合セン ター(診療所及び関連区域以外の区 域)＜あいち健康プラザ＞	株式会社トヨタエンタプライズ・ 公益財団法人愛知県健康づくり 振興事業団共同体	任意指定	2023.4.1 ～2025.3.31	保健医療局健康 医務部健康対策課	598,556
犬山国際ユースホステル ＜リバーサイド犬山＞	一般財団法人日本 ユースホステル協会	公募	2023.4.1 ～2028.3.31	観光コンベンション 局観光振興課	6,170
油ヶ淵水辺公園	公益財団法人 愛知県都市整備協会	任意指定	2023.4.1 ～2028.3.31	都市・交通局都市 基盤部公園緑地課	188,768
豊橋コンテナターミナル	三河港コンテナター ミナル株式会社	任意指定	2023.4.1 ～2028.3.31	都市・交通局 港湾課	－
大塚海浜緑地	ラグナビーチ 共同事業体	公募	2023.4.1 ～2028.3.31	都市・交通局 港湾課	23,400
三河港大塚地区 内指定浮桟橋	株式会社 ラグナマリーナ	任意指定	2023.4.1 ～2028.3.31	都市・交通局 港湾課	－

●2022年度管理開始施設

施設の名称	指定管理者	指定手続	指定期間	所管課室	2024年度当初予算 指定管理料(千円)
愛知県新体育館 ＜IGアリーナ＞	株式会社愛知国際アリーナ	PFI (コンセッション)	2022.11.1 ～2055.3.31	スポーツ局愛知 国際アリーナ課	-

●2021年度管理開始施設

施設の名称	指定管理者	指定手続	指定期間	所管課室	2024年度当初予算 指定管理料(千円)
愛知県奥三河 総合センター	一般社団法人設楽町 公共施設管理協会	任意指定	2021.4.1 ～2026.3.31	総務局総務部市町 村課地域振興室	41,180
茶臼山公園施設	一般財団法人 休暇村協会	任意指定	2021.4.1 ～2026.3.31	環境局環境政策部 自然環境課	448
伊良湖休暇村公園施設(園地、休憩 所、駐車場及びキャンプ場の部分)	一般財団法人 休暇村協会	任意指定	2021.4.1 ～2026.3.31	環境局環境政策部 自然環境課	4,839
伊良湖休暇村公園 施設(道路の部分)	田原市	任意指定	2021.4.1 ～2026.3.31	環境局環境政策部 自然環境課	-
愛知県弥富野鳥園	公益財団法人 愛知公園協会	公募	2021.4.1 ～2026.3.31	環境局環境政策部 自然環境課	37,335
明生会館	社会福祉法人 愛知県盲人福祉連合会	任意指定	2021.4.1 ～2026.3.31	福祉局福祉部 障害福祉課	39,484
愛知県三河青い鳥 医療療育センター	社会福祉法人恩賜財団 済生会支部愛知県済生会	任意指定	2021.4.1 ～2026.3.31	福祉局福祉部障害福 祉課医療療育支援室	55,722
愛知県児童 総合センター	公益財団法人 愛知公園協会	公募	2021.4.1 ～2026.3.31	福祉局子育て支援課	167,283
愛知勤労身体 障害者体育館	社会福祉法人 祖父江愛照会	公募	2021.4.1 ～2026.3.31	労働局 労働福祉課	19,416
愛知県民の森 ＜モリトピア愛知＞	公益財団法人 愛知公園協会	公募	2021.4.1 ～2026.3.31	農林基盤局 林務部林務課	76,070
愛知県昭和の森	公益財団法人愛知公園協会 一般社団法人愛知県緑化 センター協力会共同体	公募	2021.4.1 ～2026.3.31	農林基盤局 林務部森林保 全課	179,069
愛知県緑化センター					
愛知県植木センター	公益財団法人 愛知県林業振興基金	任意指定	2021.4.1 ～2026.3.31	農林基盤局 林務部森林保全課	63,012
愛知県下水道科学館＜メタ ウォーター下水道科学館あいち＞	A&A下水道科学館	公募	2021.4.1 ～2026.3.31	建設局 上下水道課	65,478
熱田神宮公園	岩間造園株式会社	公募	2021.4.1 ～2026.3.31	都市・交通局都市 基盤部公園緑地課	56,472
牧野ヶ池緑地	公益財団法人 愛知県都市整備協会	公募	2021.4.1 ～2026.3.31	都市・交通局都市 基盤部公園緑地課	59,648
大高緑地	愛知県都市整備 協会・岩間造園グループ	公募	2021.4.1 ～2026.3.31	都市・交通局都市 基盤部公園緑地課	189,511
新城総合公園	愛知県都市整備協会・ 中日本エンジ名古屋グループ	公募	2021.4.1 ～2026.3.31	都市・交通局都市 基盤部公園緑地課	90,759
木曽川祖父江緑地 ＜サリオパーク祖父江＞	岩間造園株式会社	公募	2021.4.1 ～2026.3.31	都市・交通局都市 基盤部公園緑地課	45,779
尾張広域緑道 ＜フレッシュパーク＞	公益財団法人 愛知県都市整備協会	公募	2021.4.1 ～2026.3.31	都市・交通局都市 基盤部公園緑地課	99,561
あいち健康の森公園	公益財団法人 愛知県都市整備協会	公募	2021.4.1 ～2026.3.31	都市・交通局都市 基盤部公園緑地課	115,357
小幡緑地	公益財団法人 愛知県都市整備協会	任意指定	2021.4.1 ～2026.3.31	都市・交通局都市 基盤部公園緑地課	142,410
東三河ふるさと公園	公益財団法人 愛知県都市整備協会	任意指定	2021.4.1 ～2026.3.31	都市・交通局都市 基盤部公園緑地課	92,303
愛・地球博記念公園 ＜モリコロパーク＞	公益財団法人 愛知県都市整備協会	任意指定	2021.4.1 ～2026.3.31	都市・交通局都市 基盤部公園緑地課	1,053,434
海陽ヨットハーバー＜豊田自動 織機海陽ヨットハーバー＞	公益財団法人 愛知県都市整備協会	公募	2021.4.1 ～2026.3.31	都市・交通局 港湾課	38,350
三河港蒲郡地区 内指定浮桟橋	蒲郡市	任意指定	2021.4.1 ～2026.3.31	都市・交通局 港湾課	-
プレジャーボート泊地	西三河漁業協同組合	任意指定	2021.4.1 ～2026.3.31	都市・交通局 港湾課	423
形原漁港区域内浮桟橋	蒲郡漁業協同組合	任意指定	2021.4.1 ～2026.3.31	都市・交通局 港湾課	3,248
豊浜漁港区域内泊地	豊浜漁業協同組合	任意指定	2021.4.1 ～2026.3.31	都市・交通局 港湾課	2,274
三谷漁港区域内泊地	三谷漁業協同組合	任意指定	2021.4.1 ～2026.3.31	都市・交通局 港湾課	4,189

●2020年度管理開始施設

施設の名称	指定管理者	指定手続	指定期間	所管課室	2024年度当初予算 指定管理料(千円)
あいち朝日遺跡 ミュージアム	朝日遺跡ミュージ アム共同事業体	公募	2020.11.22 ～2025.3.31	県民文化局文化部 文化芸術課文化財室	71,073
あいち健康の森薬草園	愛知県薬剤師会 ・日誠グループ	公募	2020.4.1 ～2025.3.31	保健医療局生活 衛生部医薬安全課	23,705

●2019年度管理開始施設

施設の名称	指定管理者	指定手続	指定期間	所管課室	2024年度当初予算 指定管理料(千円)
愛知県国際展示場 ＜Aichi Sky Expo＞	愛知国際会議 展示場株式会社	PFI (コンセッション)	2019.4.1 ～2035.3.31	観光コンベンション局 国際観光コンベンショ ン課国際展示場室	－

●2016年度管理開始施設

施設の名称	指定管理者	指定手続	指定期間	所管課室	2024年度当初予算 指定管理料(千円)
豊川流域下水道	公益財団法人 愛知水と緑の公社	任意指定	2016.4.1 ～2026.3.31	建設局上下水道課 指導管理室	14,028,567
五条川左岸流域下水道	公益財団法人 愛知水と緑の公社	任意指定	2016.4.1 ～2026.3.31	建設局上下水道課 指導管理室	
境川流域下水道	公益財団法人 愛知水と緑の公社	任意指定	2016.4.1 ～2026.3.31	建設局上下水道課 指導管理室	
衣浦西部流域下水道	公益財団法人 愛知水と緑の公社	任意指定	2016.4.1 ～2026.3.31	建設局上下水道課 指導管理室	
矢作川流域下水道	公益財団法人 愛知水と緑の公社	任意指定	2016.4.1 ～2026.3.31	建設局上下水道課 指導管理室	
衣浦東部流域下水道	公益財団法人 愛知水と緑の公社	任意指定	2016.4.1 ～2026.3.31	建設局上下水道課 指導管理室	
日光川上流流域下水道	公益財団法人 愛知水と緑の公社	任意指定	2016.4.1 ～2026.3.31	建設局上下水道課 指導管理室	
五条川右岸流域下水道	公益財団法人 愛知水と緑の公社	任意指定	2016.4.1 ～2026.3.31	建設局上下水道課 指導管理室	
新川東部流域下水道	公益財団法人 愛知水と緑の公社	任意指定	2016.4.1 ～2026.3.31	建設局上下水道課 指導管理室	
日光川下流流域下水道	公益財団法人 愛知水と緑の公社	任意指定	2016.4.1 ～2026.3.31	建設局上下水道課 指導管理室	
新川西部流域下水道	公益財団法人 愛知水と緑の公社	任意指定	2016.4.1 ～2026.3.31	建設局上下水道課 指導管理室	

●2009年度管理開始施設

施設の名称	指定管理者	指定手続	指定期間	所管課室	2024年度当初予算 指定管理料(千円)
愛知県産業労働センター ＜ウイंकあいち＞	アイラック 愛知株式会社	PFI	2009.10.1 ～2039.9.30	経済産業局産 業部産業政策課	－

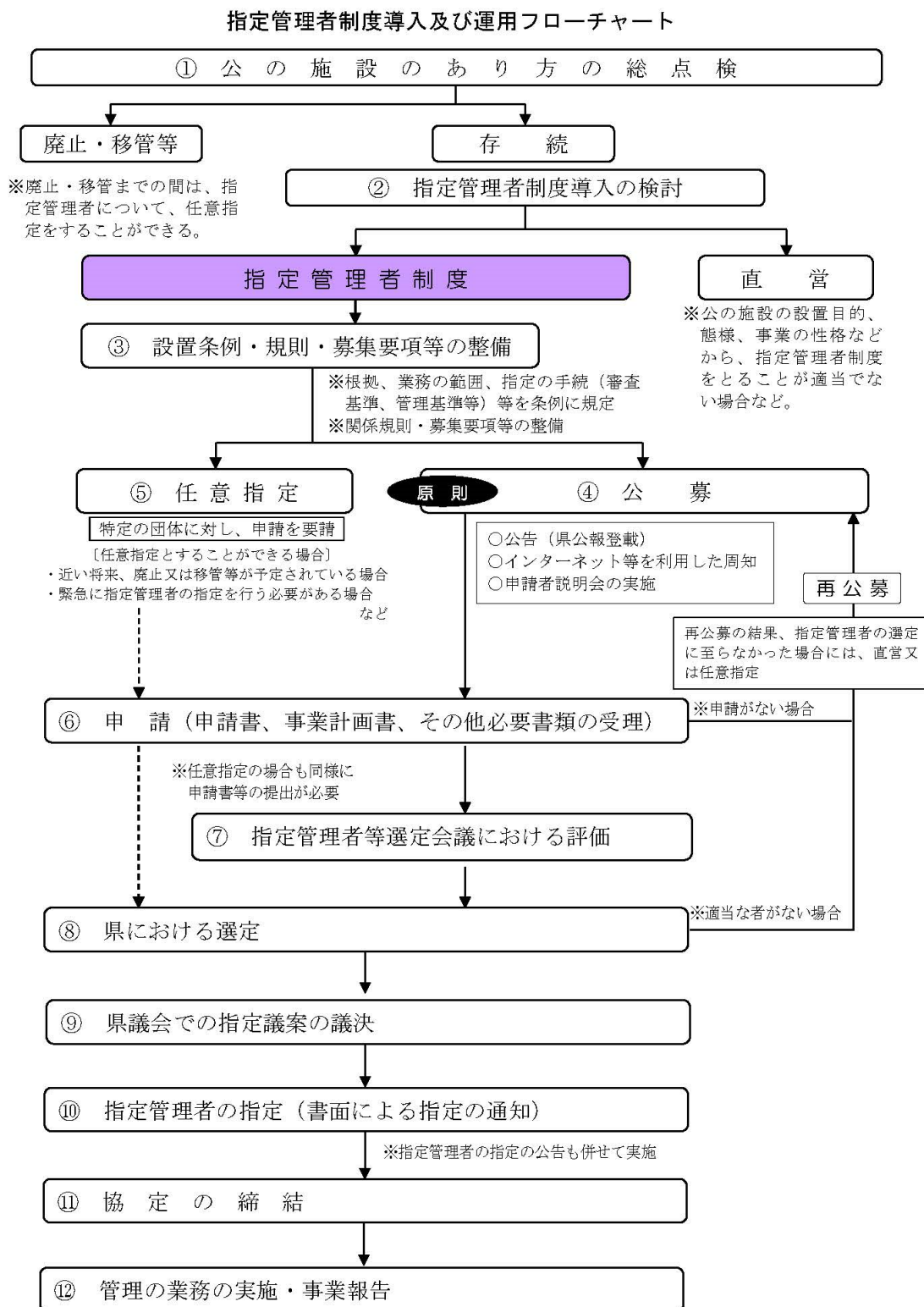
●2007年管理開始施設

施設の名称	指定管理者	指定手続	指定期間	所管課室	2024年度当初予算 指定管理料(千円)
愛知県森林公園のゴルフ施設 ＜ウッドフレンズ森林公園ゴルフ 場＞	森林公園ゴルフ 場運営株式会社	PFI	2007.4.1 ～2027.11.30	農林基盤局林 務部林務課	－

(3) 指定管理者制度のプロセス

指定管理者制度の一般的なプロセスは、【図表 2－5】のとおりである。

【図表 2－5】指定管理者制度のプロセス（愛知県指定管理者制度ガイドラインより）



4 PFI事業と指定管理者制度の併用

PFI事業と指定管理者制度はいずれも官民連携の中核をなす事業手法であり、事務事業の効率化と公共サービスの向上を目的として導入されるが、PFI事業は施設の設置段階から民間活力が導入されることがあるのに対して、指定管理者制度は既に存在する公の施設の管理運営を民間事業者が指定（行政処分）を受けて行うため、初期段階で民間事業者が必要とされる費用の水準には大きな隔たりがある。このことからPFI事業と指定管理者制度では対象施設が全く異なるように思えるが、公の施設の管理運営をPFI事業者が行う際には指定管理者制度を利用することが可能であるし（PFI法第13条）、許可を受けて公共施設等運営権を移転した者が、その移転の際、指定管理者として公の施設を管理していた場合において、移転を受けた者を当該施設の指定管理者として指定するなど（PFI法第26条第5項）、両制度は併用することが可能である。

なお、運営権者は、利用料金の収受や設定は行えるものの、PFI施設の使用許可を行うことができない。この使用許可権限を付与するためには、指定管理者制度の併用が必要となる。

PFI事業と指定管理者制度を併用している県の施設は、【図表2－6】のとおりである。前述のとおり、本監査では、この中でも最近稼働を開始又は稼働開始予定の3施設（愛知県国際展示場、STATION Ai、愛知県新体育館）を対象とした。

【図表2－6】PFI事業と指定管理者制度の併用施設

管理開始	施設名	指定管理者
2007年度	愛知県森林公園のゴルフ施設 ＜ウッドフレンズ森林公園ゴルフ場＞	森林公園ゴルフ場運営(株)
2009年度	愛知県産業労働センター ＜ウイंकあいち＞	アイラック愛知(株)
2019年度	愛知県国際展示場 ＜Aichi Sky Expo＞	愛知国際会議展示場(株)
2022年度	愛知県新体育館 ＜愛知国際アリーナ＞	(株)愛知国際アリーナ
2024年度	STATION Ai	STATION Ai(株)

5 PFI事業に係る歳出

(1) VFMの考え方

ア 意義

VFM（Value For Money：バリュー・フォー・マネー）は、支払い（Money）に対して最も価値の高いサービス（Value）を提供するという考え方で、従来手法と比べてPFI事業による方が、総事業費をどれだけ削減できるかを示す割合のことをいう。公共施設の整備等にPFIを導入するか否かは、従来手法とPFIのどちらが効

率かつ効果的に事業を実施できるかという視点で判断される（愛知県PFI導入ガイドライン）。

イ 評価

VFM評価は、同一水準の公共サービス提供を前提に、PSCとPFI事業のLCCを現在価値に換算して比較することによって行う。PFI事業のLCCがPSCを下回り、PFI事業の優位性が確認できた場合、PFI事業を進めることができる。

PSC（Public Sector Comparator：パブリック・セクター・コンパレーター）とは、公共が従来手法で自ら実施する場合の事業期間全体を通じた財政負担見込額であり、PFI事業のLCC（Life Cycle Cost：ライフ・サイクル・コスト）とは、PFIで実施する場合の事業期間全体を通じた財政負担見込額のことをいう。これらを現在価値に換算して比較する（愛知県PFI導入ガイドライン）。

ウ 評価の時期

VFMの評価は、通常、次の二段階で行われる。

（ア）事業の企画段階

まず事業手法の検討のために簡易な評価を行う。次に、導入可能性調査の段階では、詳細な評価を行い、これを精査して特定事業の選定時に公表する。

（イ）事業者選定の段階

次に、事業者選定の段階でもVFMがあることを確認する。

このように、事業の各段階で事業スキームの検討を深めることにより、VFMの精度を高めるべきとされている（愛知県PFI導入ガイドライン）。

（2）リスクの定量化

ア リスクの定量化

内閣府作成の「VFM（Value For Money）に関するガイドライン」（以下「VFMガイドライン」という）の10頁以下には、以下の記載がある。

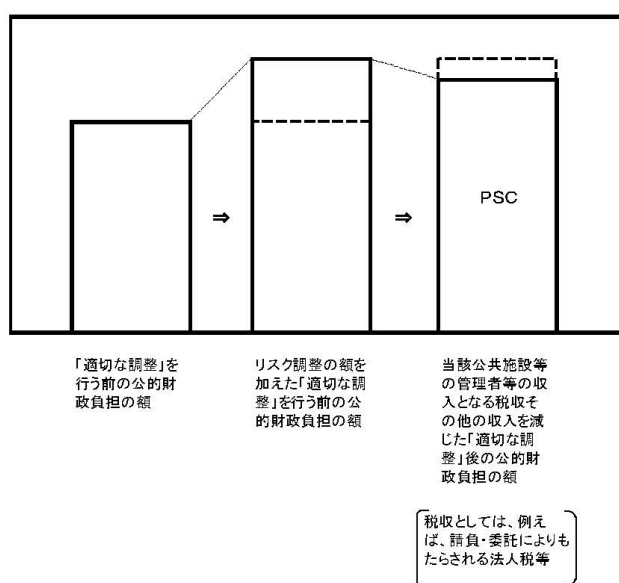
（リスク調整の考え方）

- （1）民間事業において事業に伴うあるリスクが事業者負担となっている場合、一般に、当該リスクを負担する代償としてそれに見合う対価が事業のコストに含まれている。したがって、PFI事業のLCCは、通常、PFI事業で民間事業者が負担すると想定したリスクの対価を含んでいる。
- （2）これらのリスクは、公共部門が当該事業を自ら実施する場合には公共部門が負うものであり、これらに伴い金銭的な負担が発生した場合、その負担は公的財政負担となる（場合によっては、負担ではなく軽減となることもあり得る）。PSCとPFI事業のLCCを比較する場合、上記（1）のように、PFI事業のLCCはPFI事業で民間事業者が負担すると想定したリスクの対価を含むことから、PSCにおいても、それに対応するリスクを公共部門が負うリスクとして計算し、加えることが必要である（別添参考図（【図表2-7】）参照）。
（調整すべきリスクの特定）
- （3）リスクをPSCに算入する場合、まず、算入するリスクを特定することが必要である。リスクとしてどのようなものがあるかについては、「PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」に整理されている。そのリスクの中から、上記の考え方に基づき、PSCに算入すべきリスクを特定する。

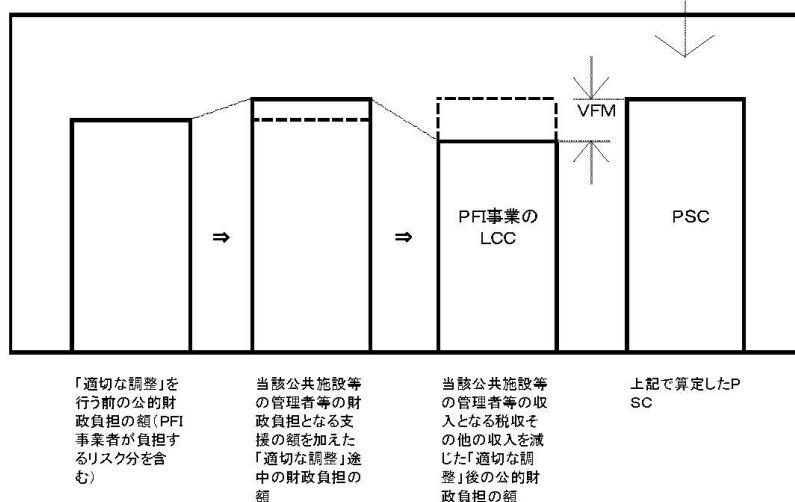
- (4) 特定されたリスクについては、それぞれできる限り定量化して、これをPSCに算入すべきである。しかし、リスクの定量化は非常に難しいため、VFMに対し影響度の大きいリスクを中心に定量化を行うこともやむを得ないと考えられる。この場合、PSCに算入されていないリスクがあることに留意する必要がある。
- (5) なお、コストオーバーラン、タイムオーバーランによる負担は影響度の大きいものと考えられることに留意する必要がある。
(リスクの定量化)
- (6) PSCに算入するリスクの定量化とは、その事業を公共部門が実施する場合に、公共部門が負うであろう金銭的負担の期待値ということが出来る。すなわち、あるリスクについて、それが発生したときに公共部門が負うであろう財政負担とその発生確率の積で表される。

【図表 2-7】PSC及びPFI事業のLCCの算定とVFMについて

○ PSCの算定



○ PFI事業のLCCの算定とVFM



- (注) 1. 当該公共施設等の管理者等の財政負担となるもの以外の支援が他者からある場合、それを含めて算定するかどうかの扱いについては、PSCとPFI事業のLCCにおいて同様とする。
2. ある省庁が実施するPFI事業において、他省庁による支援又は収入が見込まれる場合、国の支出・収入を一体的に扱うものとして、他省庁によるものについても調整することとする。

イ 民間事業者に移転されるリスクの評価

愛知県PFI導入ガイドライン48頁にも、特定事業の選定の公表内容の1つとして、「PFI事業として実施することの定性的評価」に加えて「民間事業者に移転されるリスクの評価」があげられている。

6 PFI事業に係る歳入

(1) 運営権対価及びその算出方法

2023年6月2日施行の内閣府「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」によれば、運営権対価及びその算出方法は次のとおり説明されている。

ア 運営権対価とは

- (ア) 運営権は、管理者等が有する施設所有権のうち、公共施設等の運営等を行い利用料金を収受する（収益を得る）権利を切り出したものである。
- (イ) 運営権は、他のみなし物権と同様、管理者等により設定されるものである。
- (ウ) PFI法第20条の規定等により費用を徴収する場合に、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則（平成23年内閣府令第65号）第6条第1号の規定等に基づき、あらかじめ実施契約において管理者等・運営権者間で定めた金額である。
- (エ) 管理者等による運営権者からの費用の徴収は、PFI法第20条に規定する公共施設等の整備等に要した費用に限定されるものではない。
- (オ) 運営権対価は実施契約において管理者等と運営権者が定めた価格であることから、その価格は一に定まると考えられる。したがって、運営権対価は固定価格と考えられる。
- (カ) 管理者等と選定事業者の合意により運営権対価を徴収しないとすることもあり得る。
- (キ) 運営権対価の支払い方法・時期については、管理者等及び運営権者の合意により決定する。

(ク) 運営権対価とは別途に、実施契約の中にプロフィットシェアリング条項等を設けることが考えられる。

イ 運営権対価の算出方法

- (ア) 運営権対価の算出方法は、運営権者が将来得られるであろうと見込む事業収入から事業の実施に要する支出を控除したものを現在価値に割り戻したもの（利益）を基本とし、各事業のリスクや優位性等を勘案し、運営権対価の割引、上乘せ等による調整や運営事業に付随して管理者等から売払いを受ける施設や物品等の購入金額を控除した金額等の合理的な手法が考えられる。

(イ) リスクは可能な限り金額に換算し算入する。例えば、需要変動リスクや運営等のコスト等の上昇リスクの分析、必要となる保険料の見積もりの活用等が考えられる。

(2) 運営権対価以外の金銭負担

内閣府コンセッションガイドラインによると、P F I 法第 20 条に規定する費用以外の金銭の負担を、実施契約に基づき運営権者に対して求める場合は、同条の規定により費用を徴収する場合と同様に、実施方針及び実施契約に規定し、その内容を公表するものとされている。

7 P F I 事業に係る県における歳出歳入の全体像

愛知県国際展示場、STATION Ai、愛知県新体育館の整備と P F I 事業に係る歳出及び歳入の全体像は、以下のとおりである。

(1) 愛知県国際展示場

2015 年度、県は国際観光都市推進事業調査業務委託を約 600 万円で外部委託したが、未だ構想段階であったため下記図表には計上していない。そこで得られた報告書を基に発注した「大規模展示場整備基本構想調査業務委託」のため支出した 2970 万円の委託料が、愛知県国際展示場の整備に向けた最初の支出である。

愛知県国際展示場については、その建設に向けた整備事業とコンセッション事業（P F I）が一体の事業ではないため、整備に関する歳出をまとめた【図表 2－8】、コンセッション事業に関する歳出をまとめた【図表 2－9】、さらにコンセッション事業に伴う歳入をまとめた【図表 2－10】に分けて掲載する。なお、整備事業については、歳出に対応する歳入はない。

【図表 2－8】愛知県国際展示場（整備）の歳出一覧（2020 年 3 月 31 日現在）（円）

年度	2016	2017	2018	2019	合計
愛知県大規模展示場事業者選定委員会に係る委員報酬（報償費）	262,800				262,800
愛知県大規模展示場事業者選定委員会に係る旅費（旅費）	3,870				3,870
愛知県大規模展示場基本設計業務（委託料）	51,840,000				51,840,000
大規模展示場事業準備支援業務委託（委託料）	153,397,800				153,397,800
愛知県大規模展示場建設工事 DB アドバイザリー業務（委託料）		53,434,000	75,871,000	34,855,000	164,160,000
愛知県大規模展示場建設工事（工事請負費）		4,787,913,671	21,183,242,000	8,062,937,249	34,034,092,920
合計	205,504,470	4,841,347,671	21,259,113,000	8,097,792,249	34,403,757,390

【図表２－９】愛知県国際展示場（ＰＦＩ）の歳出一覧（２０２４年１２月３１日現在）（円）

年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024 (見込)	合計
大規模展示場整備基本構想調査業務（委託料）	29,700,000										29,700,000
PFI事業に係るアドバイザー業務（委託料）		44,960,400	52,984,800	9,612,000 18,360,000	21,670,000	11,880,000	14,795,000	15,290,000	17,600,000	26,950,000	234,102,200
新型コロナウイルスによる催事中止に伴う減収補填補助金（補助金）					49,532,594	250,012,009	24,262,821				323,807,424
官民連携組織運営費負担金（負担金）					191,418,000	55,539,155	12,423,425	27,306,688	101,021,666	131,111,000	518,819,934
中・長期修繕計画に基づく修繕費（負担金）										61,783,000	61,783,000
展示会産業振興基金新規積立金【運営権設定収入】（積立金）					952,560,000						952,560,000
展示会産業振興基金新規積立金【指定管理者納付金】（積立金）										370,505,118	370,505,118
展示会産業振興基金金子収益積立金（積立金）					178,911	329,000	126,231	118,872	375,614	475,000	1,603,628
合計	29,700,000	44,960,400	52,984,800	27,972,000	1,215,359,505	317,760,164	51,607,477	42,715,560	118,997,280	590,824,118	2,492,881,304

【図表２－１０】愛知県国際展示場（ＰＦＩ）の歳入一覧（２０２４年１２月３１日現在）（円）

年度	2019	2020	2021	2022	2023	2024 (見込)	合計
愛知県国際展示場運営権設定収入（財産収入）	952,560,000						952,560,000
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（国庫補助金）		250,012,009	24,262,821				274,274,830
展示会産業振興基金金子（財産収入）	178,911	329,000	126,231	118,872	375,614	475,000	1,603,628
附帯事業に係る建物貸付料収入（財産収入）		2,162,244	3,379,910	4,322,795	5,342,517	10,254,512	25,461,978
附帯事業に係る土地貸付料収入（財産収入）				114,724	155,705	258,412	528,841
展示会産業振興基金繰入金【官民連携組織運営費負担金分】（繰入金）	191,418,000	55,539,155	12,423,425	27,306,688	101,021,666	131,111,000	518,819,934
指定管理者納付金（雑入）						370,505,118	370,505,118
合計	1,144,156,911	308,042,408	40,192,387	31,863,079	106,895,502	512,604,042	2,143,754,329

(2) STATION Ai

歳出と歳入は【図表２－１１】及び【図表２－１２】のとおりである。

【図表２－１１】STATION Ai の歳出一覧（円）

年度	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025～2033	2034	合計
ステーションAiプロジェクト 推進協議会準備連絡会議（旅 費）	46,620								46,620
ステーションAiプロジェクト 推進協議会準備連絡会議（報 償費）	42,000								42,000
第1回ステーションAiプロ ジェクト推進協議会（旅費）	71,320								71,320
第1回ステーションAiプロ ジェクト推進協議会（報償 費）	42,000								42,000
スタートアップ支援拠点検討 調査委託業務（委託料）	19,053,782								19,053,782
愛知県スタートアップ支援拠 点PFIアドバイザー業務委託 （委託料）		92,900,000	54,655,000	46,186,000	38,830,000	29,590,000			262,161,000
愛知県スタートアップ支援拠 点整備等事業事業契約（委託 料）				1,140,840,000	4,041,852,000	10,450,771,000			15,633,463,000
愛知県スタートアップ支援拠 点整備等事業開業準備業務 （委託料）			14,371,500	142,811,900	354,878,000	579,290,438			1,091,351,838
事業安定化支援負担金（負担 金、補助金及び交付金）						201,500,000	3,627,000,000	201,500,000	4,030,000,000
合計	19,255,722	92,900,000	69,026,500	1,329,837,900	4,435,560,000	11,261,151,438	3,627,000,000	201,500,000	21,036,231,560

【図表２－１２】STATION Ai の歳入一覧（円）

年度	2022	2023	2024	合計
運営権対価			255,000,000	255,000,000
国庫補助金	30,721,240	498,241,889	971,036,871	1,500,000,000
合計	30,721,240	498,241,889	1,226,036,871	1,755,000,000

(3) 愛知県新体育館

愛知県新体育館の歳出は、【図表２－１３】のとおりである。歳入はない。

【図表２－１３】愛知県新体育館の歳出一覧（円）

年度	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	合計
名城公園北園自転車天国廃棄物収集・運搬及び処分（役務費）					695,200				695,200
ゼビオアリーナ仙台視察（役務費）					9,900				9,900
新体育館整備検討調査（委託料）	18,900,000								18,900,000
新体育館整備基礎検討（委託料）		9,720,000							9,720,000
新体育館基本計画等検討（委託料）		61,128,000							61,128,000
新体育館整備環境現況調査（委託料）		15,940,800							15,940,800
名城公園（北園）公園施設地質調査（委託料）		5,443,200							5,443,200
愛知県新体育館PFIAアドバイザー業務（委託料）			81,906,000	93,940,000	90,090,000	33,990,000	39,820,000		339,746,000
新体育館連携施設等基礎調査（委託料）			4,950,000						4,950,000
新体育館周辺関連施設改修設計等（委託料）			23,557,600						23,557,600
新体育館関連周辺環境基礎調査（委託料）			12,034,000						12,034,000
新体育館周辺環境調査（委託料）				22,649,000					22,649,000
埋蔵文化財発掘調査（委託料）					258,267,257	389,323,536	47,219,600	95,798,000	790,608,393
新体育館周辺環境調査（その２）（委託料）					19,140,000				19,140,000
新体育館周辺関連施設改修設計等（その２）（委託料）					12,650,000				12,650,000
名城公園北園調査（委託料）					38,049,000				38,049,000
新体育館整備推進事業用地等整備工事監理（委託料）					3,222,000				3,222,000
新体育館整備推進事業用地等整備工事監理（委託料）						2,168,000			2,168,000
愛知県新体育館整備・運営等事業特定事業（委託料）								26,430,893,000	26,430,893,000
愛知県新体育館開業式典及びイベント開催準備（委託料）								3,630,000	3,630,000
名城公園北園樹木伐採等工事（工事請負費）					1,430,000				1,430,000
新体育館整備推進事業用地等整備工事監理（工事請負費）					351,835,000				351,835,000
新体育館整備推進事業用地等整備工事（工事請負費）						236,665,000			236,665,000
野球場負担金（負担金）					260,000,000				260,000,000
合計	18,900,000	92,232,000	122,447,600	116,589,000	1,035,388,357	662,146,536	87,039,600	26,530,321,000	28,665,064,093

8 附属機関

愛知県国際展示場の施設整備や各 P F I 事業の実施に当たっては、県の政策顧問や各種委員会その他の機関又は組織（以下総称して「委員会等」という）に民間人が委嘱を受けるなどして関与している。これら委員会等の設置に当たっては、各設置要綱等はあるものの、設置に関する条例は制定されていない。

しかし、法第 1 3 8 条の 4 第 3 項及び 2 0 2 条の 3 第 1 項にいう「附属機関」を地方公共団体が設置する場合は、条例によらなければならない（昭和 2 8 年 1 月 1 6 日、自行行発第 1 3 号群馬県総務部長宛行政課長回答）。

そこで、委員会等の設置根拠に関連して、附属機関との関係を検討する。

地方自治法

第 1 3 8 条の 4 第 1 項及び第 2 項（略）

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

第 2 0 2 条の 3 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

2 附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。

3 附属機関の庶務は、法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。

(1) 附属機関の意義と附属機関条例主義

附属機関とは、執行機関が行政の執行権を有するのに対して、執行機関の行政執行のため、又は行政執行に伴い必要な調停、審査、審議又は調査等を行うことを職務とする機関であり、執行権を有しないものである（法第 1 3 8 条の 4 第 3 項）。執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする（法第 2 0 2 条の 3）とされていることから、普通地方公共団体が任意に附属機関を設けうることを認めるとともに、その場合には、必ず条例によらねばならないことを定めるものと解されている（附属機関条例主義）。

法第 1 3 8 条の 4 第 3 項及び 2 0 2 条の 3 第 1 項の調停、審査、諮問、審議、調査の意味は次のとおりである。

なお、法第 1 3 8 条の 4 には審査会、審議会、調査会等が例示されているが、調停、審査、審議又は調査等を行う機関（法第 2 0 2 条の 3）であれば名称は問わず、機関であれば合議制、恒常的であることは法律上の要件とされていない。

ア 調停

第三者が紛争当事者の間に立ち、互譲によって紛争の妥当な解決を図ること

イ 審査

- 特定の事項について判定ないし結論を導き出すためにその内容を検討すること
- ウ 諮問
 - 特定の事項について意見や見解を求めること
- エ 審議
 - 特定の事項について意見を述べ議論すること
- オ 調査
 - 一定の範囲の事項についてその真実を調べること

(2) 裁判例

名古屋高等裁判所令和5年12月20日判決（2024年6月6日上告棄却により確定）は、「附属機関」について一つの判断をした。

この裁判は、県の住民である控訴人が、国際芸術祭「あいちトリエンナーレ2019」に関し、県が要綱に基づいてあいちトリエンナーレのあり方検証委員会及び同検討委員会（以下、両委員会を併せて「本件各委員会」という）を設置したことは、法第138条の4第3項に規定するいわゆる附属機関条例主義に違反するとともに、被控訴人の組織編成権に係る裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものであり、本件各委員会の委員に対する本件報償費等及び検証作業等に要した費用（本件経費）に係る支出負担行為等は違法であると主張して、県の執行機関である被控訴人を相手に、法第242条の2第1項4号に基づき、①本件各支出当時の県知事である知事に対し、不法行為に基づく損害賠償請求を、②本件各支出の専決権者である職員に対し、法第243条の2の2に基づく賠償命令をすることを求める住民訴訟である。

以下に、同名古屋高等裁判所判決と、その原審である名古屋地方裁判所令和5年3月27日判決の要旨を、地裁判断、高裁判断の順に掲載する。

ア 名古屋地方裁判所令和5年3月27日判決

自治体	愛知県	判断	附属機関に該当しない
機関名	あいちトリエンナーレのあり方検証委員会、あいちトリエンナーレのあり方検討委員会		
判断	法138条の4第3項及び202条の3第1項にいう「附属機関」とは、執行機関の外にあって、行政執行の一部といえる調停、審査、審議又は調査等について、執行機関から一定の独立性をもって、機関として行うものをいうと解するのが相当であり、その該当性は、当該機関が担当する職務内容が、地方公共団体の意思決定における情報収集の一環と位置付けられるものか、これを超えて、地方公共団体の意思決定過程に公式に組み込まれたものか、当該機関が構成員の意見やその単なる集積にとどまらない機関としての意思を表明するものか、という観点から検討するのが相当である（このような解釈は、附属機関を組織する委員その他の構成員が、非常勤の公務員とされ、条例により報酬を支給するものとされていること（法202条の3第2項、203条の2第2項、5項）からも相当である。）。 （略） 以上の諸点を考慮すると、本件各委員会の活動やその提言は、Cの在り方について、広く外部の情報、知見を収集した上で、専門的知見を有する外部の有識者である本件委員の意見を集積し、県の今後の意思決定の参考とするものにとどまり、意思決定過程に公式に組み込まれたものではなく、機関としての意思を表明するものでもないから、本件各委員会は、法138条の4第3項にいう「附属機関」には当たらないというべきである。		

イ 名古屋高等裁判所令和5年12月20日判決（アの控訴審）

自治体	愛知県	判断	附属機関に該当する
機関名	あいちトリエンナーレのあり方検証委員会、あいちトリエンナーレのあり方検討委員会		
判断	附属機関条例主義違反（主位的主張）について ア 附属機関の意義等 法138条の4第3項は、昭和27年の法の一部改正によって新たに設けられたものであるところ、上記改正以前は、附属機関に相当する組織も、執行機関の行政執行に資するために設置されるものであるとの観点から、その設置権限が執行機関の持つ執行権限のうちに当然に含まれているものと解され、法令に特別の定めがない限りは、各執行機関が、組織編成権の行使として、規則その他の規定で任意に附属機関を設置することができ、条例の根拠を必要としないものとの理解の下で、多種多様な附属機関が条例等に基づくことなく設置されていた（略）。そのような状況の下で、新たに法138条の4第3項が設けられたという経緯に照らすと、同項は、普通地方公共団体が任意に附属機関を設ける場合には、必ず条例によらなければならないことを定めたものであり（附属機関条例主義）、その趣旨は、執行機関による組織の濫用的な設置を防止するとともに、その設置の可否やその構成員等どのような組織にするのかなどについて議会による民主的統制を及ぼすことにあるものと解される。このような法の趣旨に、法において、附属機関一般について組織の形態や存続期間等を定めるなど、附属機関の範囲を限定する手掛かりとなる規定は見当たらないことを併せ考えれば、法138条の4第3項及び法202条の3第1項に定められる職務を行う組織は全て附属機関条例主義の適用対象とされているものと解される。 そこで、このような職務を行う組織とはどのようなものであるかについて、以下検討する。 法138条の4第3項は、普通地方公共団体が法律又は条例によって執行機関の附属機関として調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる旨を、法202条の3第1項は、附属機関とは条例等の定めるところによりその担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関である旨をそれぞれ定めている。そして、一般的に、調停とは第三者が紛争当事者の間に立ち当事者の互譲によって紛争の妥当な解決を図ることを、審査とは特定の事項について判定ないし結論を導き出すためにその内容を検討することを、諮問とは特定の事項について意見や見解を求めることを、審議とは特定の事項について意見を述べ議論することを、調査とは一定の範囲の事項についてその真実を調べることを、それぞれ意味するものと解される。そうすると、上記各条項の規定文言、規定内容によると、附属機関とは、執行機関の行政執行のため、又は行政執行に伴い、上記のような意味での、調停を行ったり、審査を行ったり、諮問を受けて審議を行ったり、調査を行ったりすることを職務とする機関であると解される。		

ウ 検討

名古屋地方裁判所の判断は、「附属機関」とは、執行機関の外にあって、行政執行の一部といえる調停、審査、審議又は調査等について、執行機関から一定の独立性をもって、機関として行うものをいうと解するのが相当とし、県の今後の意思決定の参考とするものにとどまらず、意思決定の過程に公式に組み込まれ、機関としての意思を表明するものは、法第138条の4第3項にいう「附属機関」には当たるとした。

一方、名古屋高等裁判所の判断は、「附属機関」とは、執行機関の行政執行のため、又は行政執行に伴い、調停を行ったり、審査を行ったり、諮問を受けて審議を行ったり、調査を行ったりすることを職務とする機関であるというものである。

本件各委員会が「附属機関」に該当するか否かという、それぞれの裁判例の当てはめ部分を見ると、高裁判断の方がやや範囲が広いということはあるが、いずれの判断によってもある機関が法第138条の4第3項にいう「附属機関」に該当するか否かは、県の意思決定の過程や執行機関の行政執行との距離感を重要な要素とする規範的な判断である。

(3) その他の下級審裁判例の状況

ア 自治体が設置した機関が「附属機関」に当たるか、争われた裁判例

① 名古屋地方裁判所平成10年10月30日判決

自治体	名古屋市	判断	附属機関に該当（該当）
機関名	名古屋市政調査会		

② さいたま地方裁判所平成14年1月30日判決（後記兼子説B）

自治体	越谷市	判断	該当
機関名	越谷市情報公開懇話会		

③ 福岡地方裁判所平成14年9月24日判決（後記兼子説C1）

自治体	若宮町	判断	該当
機関名	まちづくり委員会		

④ 福岡地方裁判所平成14年9月24日判決（後記兼子説C2）

自治体	若宮町	判断	該当
機関名	若宮町教育施設適正化審議会、若宮町商工観光振興審議会、若宮町農業振興審議会		

⑤ 岡山地方裁判所平成20年10月30日判決（後記兼子説A1）

自治体	岡山市	判断	該当
機関名	自治組織に関する検討委員会		

⑥ 広島高等裁判所平成21年6月4日判決（⑤の控訴審）（後記兼子説A2）

自治体	岡山市	判断	該当
機関名	自治組織に関する検討委員会		

⑦ 横浜地方裁判所平成23年3月23日判決（後記兼子説D1）

自治体	神奈川県平塚市	判断	該当
機関名	次期環境事業センター整備・運営事業者選定委員会		

⑧ 東京高等裁判所平成23年9月15日判決（⑦の控訴審）（後記兼子説D2）

自治体	神奈川県平塚市	判断	該当
機関名	次期環境事業センター整備・運営事業者選定委員会		

⑨ 横浜地方裁判所平成24年6月13日判決

自治体	神奈川県逗子市	判断	該当
機関名	逗子市まちづくり市民委員会		

⑩ 東京高等裁判所平成25年3月7日判決（⑨の控訴審）

自治体	神奈川県逗子市	判断	該当
機関名	逗子市まちづくり市民委員会		

⑪ 奈良地方裁判所平成25年6月25日判決

自治体	奈良県生駒市	判断	該当
機関名	生駒市市民自治推進会議		

⑫ 松江地方裁判所平成 25 年 8 月 5 日判決

自治体	島根県松江市	判断	附属機関に該当しない
機関名	自治基本条例制定のための懇話会及び検討会		

⑬ 大阪高等裁判所平成 25 年 11 月 7 日判決 (⑪の控訴審)

自治体	奈良県生駒市	判断	該当
機関名	生駒市市民自治推進会議		

⑭ 奈良地方裁判所平成 26 年 2 月 18 日判決

自治体	奈良県生駒市	判断	該当
機関名	生駒市ごみ有料化等検討委員会		

⑮ 京都地方裁判所平成 26 年 6 月 24 日判決

自治体	京都市	判断	該当
機関名	京都市営保育所移管選定等委員会		

⑯ 大阪高等裁判所平成 26 年 8 月 28 日判決 (⑭の控訴審)

自治体	奈良県生駒市	判断	該当
機関名	生駒市ごみ有料化等検討委員会		

⑰ 大阪地方裁判所平成 26 年 9 月 3 日判決

自治体	大阪府高槻市	判断	該当
機関名	高槻市事業公開評価会、高槻市営バス営業所売上金不明事案特別調査員、高槻市特別顧問、高槻市交通部に関する特別改革検討員、高槻市行財政改革懇話会、高槻市指定管理者選定委員会、高槻市地域情報化推進市民会議、高槻市入札等監視委員、高槻市老人ホーム入所判定委員会、高槻市高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会、高槻市立障害者福祉センター運営協議会、健康たかつき 21 推進会議、高槻市予防接種運営委員会、高槻市予防接種健康被害調査委員会、高槻市地球温暖化対策実行計画協議会、高槻市採石等公害防止対策協議会、高槻市障害児就学指導委員会		

⑱ 大阪高等裁判所平成 27 年 6 月 25 日判決 (⑰の控訴審)

自治体	大阪府高槻市	判断	該当
機関名	高槻市事業公開評価会、高槻市営バス営業所売上金不明事案特別調査員、高槻市特別顧問、高槻市交通部に関する特別改革検討員、高槻市行財政改革懇話会、高槻市指定管理者選定委員会、高槻市地域情報化推進市民会議、高槻市入札等監視委員、高槻市老人ホーム入所判定委員会、高槻市高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会、高槻市立障害者福祉センター運営協議会、健康たかつき 21 推進会議、高槻市予防接種運営委員会、高槻市予防接種健康被害調査委員会、高槻市地球温暖化対策実行計画協議会、高槻市採石等公害防止対策協議会、高槻市障害児就学指導委員会		

⑲ 大阪地方裁判所平成 29 年 1 月 13 日判決

自治体	大阪府大阪市	判断	該当
機関名	特別顧問、特別参与		

⑳ 甲府地方裁判所平成 31 年 1 月 29 日判決

自治体	山梨県南アルプス市	判断	該当
機関名	南アルプス市 6 次化拠点整備事業検証委員会		

イ 検討

以上のとおり、ア①から⑳に記載の下級審裁判例のうち問題とされた機関が附属機関ではないと判断したのは、㉒松江地方裁判所判決のみである。この裁判例では、附属機関の定義について、「濫設置に当たる機関、又は、議会による民主統制の必要のある機関を意味するものと解するのが相当である」と限定的に解釈したうえで、自治基本条例制定のための懇話会及び検討会は、附属機関に当たらないとした。

しかし、それ以外の裁判例は、県が設置した条例によらない機関を附属機関に当たると判断している。㉓㉔㉕㉖では事業者（指定管理者）選定委員会も、附属機関に当たるとしている。また、㉗㉘㉙では、独任制の機関も附属機関であると判断した。

(4) 学説の状況

ア 学説

① 長野説（長野士郎著 逐条地方自治法 第11次改訂新版）

「附属機関」とは、執行機関が直接住民を対象とした行政の執行権を有するに対して、これら執行機関の要請により、その行政執行のための必要な資料の提供等いわばその行政執行の前提として必要な調停、審査、審議又は調査等を行うことを職務とする機関である。

② 松本説（松本英昭著 新版逐条地方自治法第9次改訂版）

「附属機関」とは、執行機関が行政の執行権を有するに対して、執行機関の行政執行のため、又は行政執行に伴い必要な調停、審査、審議又は調査等を行うことを職務とする機関であり、執行権を有しないものである。

要綱等によって、行政運営上の意見聴取、情報や政策等に関して助言を求める等の場として設けられる委員会、協議会については、地方自治法第138条の4第3項に違反するものではない。

③ 塩野説（塩野宏著 行政法Ⅲ〔第五版〕）

政策提言型審議会と機能を同じくする会議体が、多数置かれている。大臣（総理大臣も含む）、局長等の私的諮問機関（有識者会議、研究会、懇談会、調査会等名称はいろいろである）と一般にいわれているものがこれであり、官僚組織への外部の知識・経験の導入という意味では、これらの私的諮問機関のほうが形式的な審議会よりも実質的には大きな機能を果たしている点にも注意しなければならない。これら会議体については、国組法の組織規範にその存立の根拠が存在しないので、これをもって、国組法上の行政機関として位置づけることはできない。そのことと関連するが、その構成員は、国家公務員法上の公務員（非常勤職員）としての任命行為が行われているわけではない。そこで、国と構成員との関係は、雇用契約関係（公務員関係を含む）にたつものではなく、ある特定の政策課題に意見をのべるということで寄与することを内容とする委任契約であるとみることができる。したがって、仮に報告書等の名目で意見集約の結果が公にされても、それが合議体とし

ての行政機関の意思という意味をもつものではない。ただ、現実には、構成員の権威性、専門性により、審議会答申と同様の政治的、社会的効果を有するという実体があり、その傾向はますます顕著である。国家行政組織法の建前からすると説明の困難な現象であるが、仮にその存在の必要性を認めるとしても、会議の透明性を図る工夫がなされなければならない。(略)

現実には、職員以外の外部の者を構成員とする機関が置かれている。同様の現象は国のレベルでも認められるが、自治法における行政組織条例主義(内部部局の条例主義は、法158条)に鑑みると、国組法におけると同様、この種の条例外審議会は行政機関ではなく、情報・政策立案への助言委託先とみるべきものと思われる。

④ 兼子説(兼子仁著 自治総研通巻398号2011年12月号)

上記論稿は、「市民参加会議「要綱」設置の違法解釈判例について」と題するものであり、前(3)ア②から⑧の7件の裁判例を検討している。以下は一部抜粋である。

(「附属機関」条例主義に関する解釈判旨と“私的諮問機関”説について)

(略)「附属機関」の範囲につき、古くから自治法所管省筋の行政解釈では、職員以外の「外部者」委員の構成する合議機関すべてを指すとされてきた(略、監査人注：行実昭28.1.16、松本説紹介)。これに対し、市民・学識経験者参加の懇談会等を「要綱」設置してきた全国自治体にあつては、そうした懇談会等は、首長等の“私的諮問機関”であつて「執行機関の附属機関」には当たらないと解し、近時の住民訴訟においてもそれを必ず主張してきたようである。この“私的諮問機関”説は、上記すべての地・高裁判決(監査人注：前(3)ア②から⑧)で退けられているが、たしかに、市民参加会議が首長等の依頼に応じて審議・調査することは自治体行政上の公的機能にかかわるところであつて、私的諮問機関(非公的組織)説は今日的に失当であることを確認しなければならない。しかし同時に、職員以外の「外部者」委員の会議組織はすべて条例を要する「附属機関」に当たるとの行政解釈には、首長依頼に応じて市民参加的な合議結果を提言・報告する「懇談会」等が、臨時の機動的な市民参加合議体である実態に沿わない“時代遅れ”が、否めないであろう。つぎに、上記の諸判決において、「行政執行」の前提として必要な調査・審査・調停・諮問審議という重要な行政機能を演じていることをもって、行政組織の一種である「附属機関」に該当すると解されている点(A1・A2、B、C1・C2、D1 監査人注：前(3)ア②から⑦)については、たしかに行政組織・作用の法治主義として採られやすいところであろう。しかしながら、臨時的・特定事項機動的に働きが期待される市民参加会議に関しては、その審議事項の肝要性より以上に、市民参加の手続的な重要性に着目すべきであることが、諸判決にはインプットされていないと言わなければならない。

(臨時的市民参加会議の市民参加手続・非「機関」解釈について)

(略) 住民参加「手続」である市民参加会議の非「機関」性と「要綱」設置の適法性を肯認する自治体行政法解釈が、近時有力に唱えられている状況が注目されてよいであろう。(以下略、監査人注：塩野説、碓井説の紹介)

とりわけ“臨時的”市民参加会議のそうした参加「手続」性は、自治基本条例において自治体行政の“住民協働”原則が明記されている(川崎市自治基本条例3条3号、など)今日の自治体行政法に即応しているところと見られるのである(略)。ただしこうした理は、上記裁判に十分インプットされえていない現状では、さらに一段と“理論武装”することを求められているであろう。附属機関条例主義は、首長部局の行政組織編成に対して議会立法による規律・統制をもたらす意味合いである。これが行政法治主義として当然視されやすかったのだが、“住民協働”原則下の自治体にあっては、公選首長がその住民直接行政責任を果すべく住民参加手続を拡充し、施策事項に応じて機動的に「要綱」設置することに、住民代表議会とはいえ公選首長による直接責任行政の自主性を過度に損なってはならないという制約も存するということである。(略)

(常設市民参加会議が附属機関に当たらない範囲について)

実は、市民参加会議が住民協働の住民参加手続として重きをなすということは、「懇談会」等の臨時的会議に限らず、自治体計画の策定・実施チェックに携わる市民参加「審議会・調査会」のように、常設会議組織にあってもありうるのである(たとえば係争中の逗子市まちづくり委員会など)。のちに論ずるとおり、常設市民参加会議は条例化されることが望ましいとしても、なお個別的に、その住民参加「手続」的実質にかんがみて「要綱」設置で適法と解されうる範囲があると考えられる。

その1は、市民委員が1任期で交代する編成の会議組織である。こうした場合に条例主義を強いると、市政モニター会議のように、個別委員が複数集合する会議方式に迫いやることになりえよう。また現に、上記裁判の判決中で、市民参加委員の就任期間や臨時性が自治体側から主張されて争点になり、あいまいに否認される判示が見えているように(A1、D1)、市民参加会議の臨時性と常設性とは慎重に見分けなければならない(条例で終期を明定しないと、廃止条例を必要とすることになりかねない)。

その2は、市民委員に対する金銭給付のしくみ差である。条例設置の「審議会」委員は、非常勤特別職として「報酬」を受けるのに対し、要綱に基づく「懇談会」委員には需用費中の「報償費」が給される。そこで常設市民会議の委員にも、「特別職」公務員の身分・任命を予定すべきか否かの選択肢がありえよう。(略)

(常設市民参加会議は条例化が望ましい)

今日的な自治体“政策法務”において、常設の市民参加会議については、なるべく設置条例づくりが望ましい、と筆者も考える。現に、上記諸判決での要綱違法判定には大いに問題があるが、関係自治体においてすでに、市民参加会議の条例化が

進みつつあるようである。C 2 事件の若宮町では、裁判中に審議会の条例制定をした事実が判決に記されている（賠償額の限定）。また、目下係争中の逗子市では、答申審議・市民委員会を条例化し、意見交換「懇談会」等を要綱設置とする改革を行なっている。こうした場合に、住民参加的常設市民会議の委員構成等を条例でいかに定めるかが肝要であって、首長提出条例案について議会修正がなされたりすることの問題が意識されうる。設置条例をめぐる住民の請求・請願陳情もときにありえよう。そこで、首長提出の設置条例案づくりに先立つ市民参加「懇談会」を要綱設置するというプロセスがありうることになる。B・さいたま地判において、市民参加会議を包括的に根拠づける委任型一般条例の可能性が判示されている。これまでも、包括的な「附属機関条例」が存し、個別審議会の設置はその一部改正で所管事項等を書き込むパターンがあった。それで附属機関条例主義が満たされるとしたら、施行規則とのつながりで条例規定内容はかなり流動化し、具体的な委員編成が施行規則で書かれることもありえよう。

（臨時的市民参加会議の設置要綱を「告示」化すべきこと）

臨時的市民参加会議を条例でなく設置する「要綱」にあっても、行政内規だから行政内部的に適宜に定めればよいというものではない。住民参加手続を公に定める根拠として、内規「要綱」であってもそれは「告示」形式であるべきである（「告示」は行政措置を住民一般に公式に知らせる形式である）。その首長決裁に部長専決もありうるが、会議の規模・重要性に即して首長自己決裁の告示が相応しい。それに加えて、臨時的市民参加会議を「規則」設置するのと、政策法務上の選択肢であることが指摘されえよう。たしかに、首長「規則」は正式の行政立法であり、要綱の「規則」化が望ましい市民参加会議が存するにちがいない。しかし首長自己決裁の要綱「告示」化がなされれば、例規集にも掲出されるし、「規則」づくりとは、“住民協働”手続における選択肢であると考えられるのである。（略）

⑤ 宇賀説（宇賀克也著 行政法概要Ⅲ【第6版】）

（国の）懇談会等行政運営上の会合は、審議会等と類似の機能を果たしているが、形式的には、法律または政令に基づく設置ではなく、国家行政組織法上の「国の行政機関」ではない。懇談会、検討会、研究会等、その名称は多様である。行政運営上の参考に供するために、大臣や副大臣の決裁を経て、大臣等が行政機関職員以外の民間有識者の参集を求める会合であって、同一名称の下に、同一の者に複数回にわたり継続して参集を求めることを予定しているものをいう。私的諮問機関と呼ばれることもある。その構成員は、国家公務員法上の非常勤職員として任命されているのではなく、特定の政策課題について意見を述べる委任契約を国と結んだものと解される。

⑥ 碓井説（碓井光明著 地方公共団体の附属機関等に関する若干の考察（下））

二重の基準により、いずれかの基準に該当するものをもって条例設置主義の適用を受ける附属機関と認識することが適当である。

第1の基準は、住民等外部者の権利義務に影響する権限行使の前提となる「調停、審査、諮問又は調査」を行う機関である。(狭義説の基準)

第2の基準は、附属機関の作用ないし活動内容に関しては広義説(上記①②参照)に従いつつも、恒常的な機関に限定するものである。住民等外部者の権利に影響する権限行使の前提とならない審査、諮問又は調査を行う活動に関しては、恒常的に執行機関に関係をもつ機関の設置についてのみ民主的に統制することで足りると思われる。恒常的と臨時的との区別は、おおむね二年度ないし三年度を超えるか否かで区別することが合理的である。

⑦ 稲葉説(稲葉馨著 自治組織と附属機関条例主義)

「臨時的・一時的」とはどの程度を指すのか必ずしも明確ではないこと、また濫設防止等の観点からはむしろ設置当初から期限つきであることが望ましいとも考えられる。合議制機関の法的特徴は、合議制機関自体が、各メンバーの権限やその単なる集積にとどまらない、独自の権限を有する点にある。議事手続の存在や、多数意見・少数意見併記方式をも含めて、機関(組織)としての意見のとりまとめが行われるような場合には、附属機関に該当する。

⑧ 中川説(中川丈久著 地方自治法における附属機関の法定主義の意義と射程(一))

上記著書は、前(3)ア⑬の判決に対して控訴した被告である市の依頼を受けて意見書を執筆したことを契機とした論稿である。

附属機関は、「執行機関に対して相当程度の独立性をもち、それゆえに自らの名で「調停、審査、審議又は調査等を行い、これを執行機関に報告するという形で職務執行をする」「最終判断権限はもたないものの、中間的ではあるが公式の判断を行う権限がある(したがって、執行機関はこれを尊重する義務がある)。

⑨ 榊原説(榊原秀則著 附属機関条例主義とその射程)

上記著書は、前(2)ア記載の名古屋地方裁判所の審理過程で、県が乙29として提出した意見書であり、上記各学説を紹介している。

⑩ 松村説(松村亨著 自治総研通巻432号2014年10月号)

地方公共団体の行政運営と法令の規律密度 組織編成と契約締結に関する自立性を中心にと題する論稿の5-1-2には、次のような指摘がある。

(附属機関条例主義の課題)

(塩野説、兼子説を紹介した上) 確かにこのように現行法においても法解釈により、附属機関条例主義の適用範囲を狭く解し、条例を要する附属機関を限定的に考えることも可能であろう。また、裁判例においても同様に解するものもある(監査人注：前(3)ア⑭)。しかし、何よりも重視しなければならないのは、地方自治法の条文上「執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めると

ころにより」設置する旨が規定されていることである（２０２条の３）。さらに、法律あるいは条例に基づかない附属機関について、地方自治法に違反し、その附属機関に係る委員報酬が違法な支出であるとして、長の賠償責任を認めた裁判例があることを忘れてはならない（監査人注：前(3)ア③④）。地方公共団体の自立性を確保し、各地方公共団体において様々な組織編成を可能とするために、法解釈により附属機関法定主義の範囲を限定するのではなく、地方自治法自体を改正する必要がある。

イ 検討

①②は附属機関の定義を示し、③は法律や条令に根拠を持たない審議会等や附属機関が存在する現状について困惑を示しつつ現状を適法と解釈する方策を検討している。④は常設の市民参加会議は附属機関と解しているようである。臨時的なものは条例で終期を明定しないと、廃止条例を必要とすることになりかねないとの指摘は参考になる。⑤は国の審議会等に関連する記述の中で、いわゆる私的諮問機関について、国と構成員との委任契約の存在を示唆している。⑥は狭義、広義の二重の基準を設定し、狭義には住民（私人）の権利義務に影響を及ぼす権限行使の前提となる「調停、審査、諮問又は調査」を行う機関に限り臨時的なものも附属機関に該当するが、①②の定義にあるような広義の附属機関は概ね２～３年を超える恒常的機関のみが、条例設置を求められているとする。⑦は常設的機関に限定する考えに疑問を呈し、機関（組織）としての意見のとりまとめが行われるような場合には、附属機関であるとする。⑧は執行機関に対する相当程度の独立性と、中間的ではあるが公式の判断を執行機関が尊重する義務を負うものを附属機関とする。⑩は附属機関該当性を限定的に解釈するよりも、立法論の問題と主張する。

（ア）構成員との委任契約

これら学説のうち③⑤は、国の現状を適法に解釈する方法として黙示の委任契約を示唆しているが、法第２３４条第２項及び第５項、地方自治法施行令第１６７条の２、愛知県財務規則第１２７条等により、随意契約が例外とされ、契約成立には契約書の作成が必要とされる県の場合、委任契約との解釈を直ちに採用することはできない。また、③は、条例外審議会が行政機関ではなく、情報・政策立案への助言委託先とみるべきものと思われるとも述べるが、情報・政策立案への助言委託先とみることができるものは行政機関ではないと言っているに過ぎず、情報・政策立案への助言委託先にとどまらないものについては何も述べていない。

（イ）自治組織権（憲法論）

⑥⑦⑧は、①②のような広義の定義に対してそれぞれ限定する定義を解釈方法として提唱しているが、これらを紹介する他の論稿は存在するものの、賛否は不明である。これらは、附属機関条例主義の弊害として、「執行機関の組織権限に対して議会が不当に介入することになる」ことや「長の組織編成権への過度の制約とな

る」ことを懸念として示したうえで、附属機関該当性を限定的に解釈しようとするものである。普通地方公共団体においては、議会と長との二代表制が採用されており、自治組織権は憲法によって保障されていることから、このことは憲法にも関わる重要な論点であると県は主張する。

しかし、自治組織権とは、地方公共団体の意思決定のあり方を含む組織構成について自ら決定する権限をいうが（塩野宏著 行政法Ⅲ〔第五版〕187頁）、内部の組織の在り方の一部をなす事項（最高裁第1小法廷平成23年12月15日判決の補足意見参照）に関するものであり、職員ではない外部の者を組織する権限を、憲法が保障する自治組織権とは解せない。また、憲法自身、自治体組織の法定を予定しているほか（憲法第92条）、議会と首長の二代表制を採用しており、法律による自治体組織規律を予定している。

（ウ）立法論

⑩のみならず⑦では「立法論の視点から、附属機関条例主義自体の見直しをはかり、法定外審議会の整理につとめながら、その設置根拠に係る不明瞭さを払拭することが必要であろう」とされ、複数の学説において立法論の問題が提起されていることは、法律の条文のみで判断することは困難であることを示していると県は主張する。しかし、前述のとおり憲法自身が自治体組織の法定を予定しており、現行の地方自治法が憲法違反で無効ではない限り、現に存在する法は解釈運用されなければならない。一部の学説が立法論を指摘するだけで、法の解釈運用が困難になるとは考えられない。

（5）政策顧問と附属機関

ア 県と政策顧問の関係

県によると、政策顧問は特別職の地方公務員には該当せず（地方公務員法第3条第3項第3号参照）、事前に、顧問に対して就任の意向を確認した上で、委嘱状を出しているため、承諾書の提出は求めているが、準委任契約の善管注意義務を負っているとのことである。しかし、客観的に見て、県の職員としての立場もなければ、委託契約の関係も認められない（法第234条第5項、愛知県財務規則第127条参照）。

この点県は、「政策顧問に対して、事前に要綱を提示・説明した上で、意向を確認し就任を委嘱しているため、「契約は口頭でも成立する」という民法の大原則に基づき、委任契約は成立している」との認識である。しかし、委任契約と解する以外に方法がないという状態と、委任契約を締結してその契約に基づき職務を遂行するというものの間には、大きな隔たりがある。地方公共団体には、地方自治法により、契約について法令の定めが用意されている（法第二編第九章第六節、同施行令第二編第五章第六節）。そのため、委任契約と解する以外に方法がないからといって、委任契約が成立していると認めることはできない。何よりも、県が委任契約は成立していると認識しているだけでは、その契約の存在と内容を確定し、確認することができない。

イ 愛知県政策顧問設置要綱

2011年4月1日策定の愛知県政策顧問設置要綱によると、その職務は、「顧問は、県政の様々な課題に対して専門的な立場から、知事に助言または提言を行う」(第2条)と記載されている。そして、同第3条では、「顧問は、県政に関わる各種分野について、専門知識及び高い見識を有する者のうちから知事が委嘱する」、同第4条では、委嘱期間は1年以内とし、再委嘱を妨げないとされている。

そして、謝金及び旅費について「知事は、予算の範囲内において、顧問に対し謝金を支払う。顧問が知事に対して助言または指導を行うに際して必要な旅費については、実費の範囲内において支払うものとする」(第5条)と記載されており、謝金及び旅費の内容、支払方法等について定めた「愛知県政策顧問への謝金及び旅費の支払いについて」という文書が作成されている。

県に改めて「委嘱」の法的効果について回答を求めたところ、次のとおりであった。

政策顧問は、県政の様々な課題に対して専門的な立場から知事に助言・提言を行ってもらうことを目的とするものであって、「愛知県政策顧問設置要綱」に基づき委嘱されるものである。県政の重要方針の決定過程に直接的に関与したり、強制力を伴う調査権限等を持つ者ではなく、単に「一私人」の立場から助言等を行う者であることから、地方公務員法に規定する地方公務員には該当しない。

まとめると、次のとおりである。

- ① 附属機関であることは否定する。
- ② 地方公務員（一般職・特別職）ではない。
- ③ 準委任契約は締結していない。
- ④ 単に「一私人」の立場から助言等を行う者である。

ウ 政策顧問の実際の活動

(ア) 愛知県国際展示場について

第2の4(4)に記載のとおり。

(イ) 愛知県新体育館

第4の3(3)キ(カ)に記載のとおり。

(6) 選定委員会と附属機関

ア 会議体と県の関係

愛知県国際展示場整備や各PFI事業に当たっては、各種の事業者選定委員会設置要領又は同要綱が定められ、その他にも様々な会議体が設置された。そして、それら委員に対しては県から報酬が支払われた場合もあれば、アドバイザー業務の一環として、アドバイザーに支払われた委託料から委員に報酬が支払われた場合もあるとのことであった。

イ 各会議体の実際の活動等

各会議体の委員の構成は【図表2-14】、実際の活動状況は第2以下のとおりであった。

【図表２－１４】各種委員会の委員構成

	会議体					
	愛知県国際展示場		STATION Ai		愛知県新体育館	
	委員	支出	委員	支出	委員	支出
整備事業者選定委員会	X	県				
	Y	県				
	Z	県				
アドバイザー再委託の受託法人の担当者	西村あさひ	委託先			西村あさひ所属弁護士	ア
	デロイトトーマツ	委託先			デロイトトーマツ所属公認会計士	ア
					A	ア
					B	ア
P F I 事業者選定委員会	C	ア	C	ア	C	ア
	D	ア	D	ア	D	ア
	E	ア	E	ア	E	ア
	K	ア	F	ア	F	ア
	M	ア	O	ア	G	ア
	N	ア	P	ア	H	ア
	J				I	ア
第三者機関	C	ア	C	ア	C	ア
	D	ア	D	ア	D	ア
	E	ア	E	ア	E	ア
			F	ア	F	ア
	K	ア	K		G	
			L			

※支出の列に「県」とある行の委員の報酬等は県が、「ア」とある委員の報酬等はアドバイザーが、「委託先」とある委員の報酬等は委託先がそれぞれ支出したことを意味する。

(7) 県における附属機関その他の機関

ア 審議会等の基本的取扱いに関する要綱

県は、２００２年４月１日施行の「審議会等の基本的取扱いに関する要綱」に基づき、審議会等の活性化及び合理化を図るとともに、その効率性、公平性及び透明性を高めるため、審議会等の基本的取扱いについて定めている（同要綱第１条）。

(ア) 定義（同要綱第２条）

- ①附属機関 法第１３８条の４第３項の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより県に設置される機関
- ②附属機関に類する会議 附属機関以外の会議のうち、県行政に対する県民の意見の反映、専門的な知識の活用等を図ることを目的として、要綱、要領等により継続的に開催される会議であって、県職員以外の県民、有識者等を構成員に含むもの
- ③審議会等 附属機関及び附属機関に類する会議

(イ) 新設（同要綱第３条）

新設については、次に掲げる場合を除き、原則として、認めないものとしている。

- ①法律又はこれに基づく命令により置かなければならないこととされている場合
- ②県行政の効率的かつ適正な運営を行う上で必要があり、意見聴取その他の方法では目的が達成されないと認められ、かつ、審議事項等を既存の審議会等の所掌とすることが適当でないと認められる場合

イ 附属機関

県が附属機関として設置している機関は、【図表２－１５】のとおりである。

なお、設置形態の「必」は法令により設置が義務であること、「任」は法令に根拠があるが設置は任意であること、「条」は条例に基づく附属機関であることを意味する。合計７２の附属機関が条例を含む法令に基づき設置されており、名称別には、委員１、委員会６、審議会３２、審査会１９、会議３、協議会１０、本部１である。

【図表２－１５】附属機関の状況（２０２４月５月１日現在）

所管局	所管課	名 称 (名称に冠する「愛知県」は省略)	設 置 形 態			
			必	任	条	根 拠 法 令 ・ 条 例
政策企画局	秘 書 課	表彰審査委員会			○	愛知県表彰条例第4条
総 務 局	法 務 文 書 課	公益認定等審議会	○			公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第50条第2項、愛知県公益認定等審議会条例第1条
	法 務 文 書 課	行政不服審査会	○			行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条1項、愛知県行政不服審査会条例第1条
	市 町 村 課	固定資産評価審議会	○			地方税法第401条の2
人 事 局	人 事 課	特別職報酬等審議会			○	愛知県特別職報酬等審議会条例第1条
	職 員 厚 生 課	公務災害補償等審査会			○	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第19条
	職 員 厚 生 課	公務災害補償等認定委員会			○	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第4条
防災安全局	防災危機管理課	防災会議	○			災害対策基本法第14条
	防災危機管理課	国民保護協議会	○			武力攻撃事態等における国民の保護の措置に関する法律第37条
	消 防 保 安 課	救急搬送対策協議会	○			消防法第35条の8
	消 防 保 安 課	石油コンビナート等防災本部	○			石油コンビナート等災害防止法第27条
	県 民 安 全 課	交通安全対策会議	○			交通安全対策基本法第16条・愛知県交通安全対策会議条例
県民文化局	県 民 総 務 課	情報公開審査会			○	愛知県情報公開条例第20条
	県 民 総 務 課	個人情報保護審議会	○			新：個人情報の保護に関する法律第105条第1項及び第3項 旧：愛知県個人情報保護条例第45条
	県 民 生 活 課	消費生活審議会			○	県民の消費生活の安定及び向上に関する条例第22条
	社会活動推進課	青少年保護育成審議会			○	愛知県青少年保護育成条例第23条
	男女共同参画推進課	男女共同参画審議会			○	男女共同参画推進条例第19条
	人 権 推 進 課	人権施策推進審議会			○	愛知県人権尊重の社会づくり条例第16条
	学 事 振 興 課	私立学校審議会	○			私立学校法第9条
	学 事 振 興 課	学校法人等助成審議会			○	愛知県学校法人等助成審議会条例第1条
	学 事 振 興 課	公立大学法人評価委員会	○			地方独立行政法人法第11条
	学 事 振 興 課	いじめ問題調査委員会		○		いじめ防止対策推進法第30条第2項及び第31条第2項 愛知県いじめ問題対策委員会条例及び愛知県いじめ問題調査委員会条例
	文 化 芸 術 課	文化財保護審議会		○		文化財保護法第190条第1項・愛知県文化財保護条例第34条の7
環 境 局	環 境 政 策 課	環境審議会	○			環境基本法第43条・自然環境保全法第51条・愛知県環境審議会条例
	環 境 政 策 課	公害審査会		○		公害紛争処理法第13条・愛知県公害審査会の設置等に関する条例第2条
	環 境 政 策 課	公害健康被害認定審査会	○			公害健康被害の補償等に関する法律第44条・公害健康被害認定審査会条例
	環 境 活 動 推 進 課	環境影響評価審査会			○	愛知県環境影響評価条例第34条第1項
	地球温暖化対策課	自動車排出量削減計画策定協議会	○			自動車排出量削減及び粒子状物質の総量の削減等に関する特別措置法第10条第1項
福 祉 局	地 域 福 祉 課	社会福祉審議会	○			社会福祉法第7条第1項
	障 害 福 祉 課	障害者施策審議会	○			障害者基本法第36条
	障 害 福 祉 課	障害者介護給付費等不服審査会		○		障害者総合支援法第98条第1項 不服審査会の設置等に関する条例
	障 害 福 祉 課	障害児通所給付費等不服審査会		○		児童福祉法第56条の5第2項において準用する障害者総合支援法第98条第1項 不服審査会の設置等に関する条例
	障 害 福 祉 課	障害者差別解消調整委員会			○	愛知県障害者差別解消推進条例第14条
	高 齢 福 祉 課	介護保険審査会	○			介護保険法第184条

所管局	所管課	名 称 (名称に冠する「愛知県」は省略)	設 置 形 態		
			必 任 条	根 拠 法 令 ・ 条 例	
保健医療局	医療計画課	衛生対策審議会		○	愛知県衛生対策審議会条例第1条 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第58条第1項
	医療計画課	医療審議会	○		医療法第71条の2
	国民健康保険課	国民健康保険審査会	○		国民健康保険法第92条
	国民健康保険課	後期高齢者医療審査会	○		高齢者の医療の確保に関する法律第129条
	国民健康保険課	国民健康保険運営協議会	○		国民健康保険法第11条
	感染症対策課	清須及び津島感染症診査協議会	○		感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条・感染症診査協議会条例
	感染症対策課	瀬戸、春日井及び江南保健所感染症診査協議会	○		感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条・感染症診査協議会条例
	感染症対策課	半田及び知多保健所感染症診査協議会	○		感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条・感染症診査協議会条例
	感染症対策課	衣浦東部及び西尾保健所感染症診査協議会	○		感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条・感染症診査協議会条例
	感染症対策課	新城及び豊川保健所感染症診査協議会	○		感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条・感染症診査協議会条例
	感染症対策課	感染症診査協議会（5か所合計）	○5		感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条・感染症診査協議会条例
	健康対策課	指定難病審査会	○		難病の患者に対する医療等に関する法律第8条
	健康対策課	がん登録情報利用等審議会	○		がん登録等の推進に関する法律第18条第2号
	健康対策課	小児慢性特定疾病審査会	○		児童福祉法第19条 児童福祉法施行規則第7条の25
	医 務 課	准看護師試験委員	○		保健師助産師看護師法第25条第1項 愛知県准看護師試験委員条例
	医 務 課	地方精神保健福祉審議会		○	精神保健福祉法第9条
	医 務 課	精神医療審査会	○		精神保健福祉法第12条
17機関	医薬安全課	薬事審議会		○	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第3条 愛知県薬事審議会条例
経済産業局	商業流通課	大規模小売店舗立地審議会		○	愛知県大規模小売店舗立地審議会条例第1条
労働局	就業促進課	障害者雇用審議会		○	愛知県障害者雇用審議会条例第1条
2機関	産業人材育成課	職業能力開発審議会		○	職業能力開発促進法第91条第1項 愛知県職業能力開発審議会条例第1条
農業水産局	食育消費流通課	食育推進会議		○	食育基本法第32条 愛知県食育推進会議条例第1条
農林基盤局	林 務 課	森林審議会	○		森林法第68条
建設局	用 地 課	事業認定審議会	○		土地収用法第34条の7
都市・交通局	都市総務課	建設工事紛争審査会	○		建設法第25条
	都市計画課	国土利用計画審議会	○		国土利用計画法第38条・愛知県国土利用計画審議会条例
	都市計画課	土地利用審査会	○		国土利用計画法第39条・愛知県土地利用審査会条例
	都市計画課	都市計画審議会	○		都市計画法第77条・愛知県都市計画審議会条例
	公園緑地課	屋外広告物審議会		○	愛知県屋外広告物条例第37条
	港 湾 課	地方港湾審議会	○		港湾法第35条の2・愛知県地方港湾審議会条例
建 築 局	建築指導課	建築審査会	○		建築基準法第78条・愛知県建築審査会に関する条例
	建築指導課	開発審査会	○		都市計画法第78条・愛知県開発審査会条例
	建築指導課	建築士審査会	○		建築士法第28条
スポーツ局	スポーツ振興課	スポーツ推進審議会		○	スポーツ基本法第31条・愛知県スポーツ推進審議会条例
教育委員会	あいちの学び推進課	生涯学習審議会		○	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律第10条第1項・愛知県生涯学習審議会条例第1条
	高等学校教育課	産業教育審議会		○	産業教育振興法第11条・愛知県産業教育審議会条例第2条
	高等学校教育課	いじめ問題対策委員会		○	いじめ防止対策推進法第14条第3項・愛知県いじめ問題対策委員会及び愛知県いじめ問題調査委員会条例
	4機関	義務教育課	教科用図書選定審議会	○	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第11条第2項

ウ 附属機関に類する会議

県が、「附属機関に類する会議」としてホームページに掲載している機関は、【図表2－16】のとおりである。

エ その他の会議体

附属機関及び附属機関に類する会議のいずれにも該当しないものと県が整理している臨時的な会議体として、PFI事業者選定委員会（後記第2ないし第4参照）のほか、指定管理者選定会議（【図表2－5】参照）、入札・指名審査会、随意契約審査会、検討委員会、検証委員会等の名称を付した会議体を設置する場合がある。

【図表２－１６】附属機関に類する会議の状況

総務局	愛知県行政評価委員会【総務課】、愛知県指定管理者等選定委員会【総務課】、愛知県出資法人等経営検討委員会【総務課】、愛知県DX推進本部有識者会議【情報政策課】、愛知県財務マネジメント懇談会【資金企画課】、愛知県地方税制に関する研究会【税務課】
防災安全局	愛知県住宅防火対策推進協議会【消防保安課】
県民文化局	愛知芸術文化センター運営会議【文化芸術課】、愛知県美術館美術品収集委員会【文化芸術課】、愛知県陶磁美術館運営会議【文化芸術課】、愛知県陶磁美術館資料委員会【文化芸術課】、あいち朝日遺跡ミュージアム運営協議会【文化芸術課】
環境局	愛知県公害診療報酬審査会議【環境政策課】、あいち環境づくり推進協議会【環境政策課】、愛知県環境教育等推進協議会【環境活動推進課】、特定鳥獣保護管理検討会【自然環境課】、あいち自動車環境戦略会議【地球温暖化対策課】、あいち地球温暖化防止戦略2030改訂版フォローアップ会議【地球温暖化対策課】、愛知県PCB廃棄物処理施設環境モニタリング調査結果等検討会議【資源循環推進課】、愛知県廃棄物処理施設審査会議【資源循環推進課】、愛知県海岸漂着物対策推進協議会【資源循環推進課】、愛知県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画検討委員会【資源循環推進課】
福祉局	愛知県障害者自立支援協議会【障害福祉課】
保健医療局	愛知県圏域保健医療福祉推進会議【医療計画課】、愛知県地域医療構想推進委員会【医療計画課】、東三河医療圏合同会議【医療計画課】、愛知県健康づくり推進協議会【健康対策課】、愛知県母子保健運営協議会【健康対策課】、愛知県循環器病対策推進協議会【健康対策課】、愛知県周産期医療協議会【医務課】、愛知県地域医療対策協議会【医務課】、愛知県健康・快適居住環境専門家会議【生活衛生課】、愛知県食の安全・安心推進協議会【生活衛生課】、愛知県動物愛護推進協議会【生活衛生課】、愛知県薬物乱用防止推進協議会【医薬安全課】、愛知県献血推進協議会【医薬安全課】、愛知県合同輸血療法委員会【医薬安全課】
感染症対策局	愛知県感染症発生動向調査委員会【感染症対策課】、愛知県結核対策推進会議【感染症対策課】
農業水産局	愛知県中山間地域等振興対策会議【農業振興課】
農林基盤局	あいち農業農村多面的機能委員会【農地計画課】、あいち森と緑づくり委員会【森林保全課】、海上の森運営協議会【あいち海上の森センター】
建設局	愛知県入札監視委員会【建設企画課】、愛知県事業評価監視委員会【建設企画課】
都市・交通局	愛知県地価調査会議【都市計画課】
建築局	人にやさしい街づくり推進委員会【住宅計画課】
会計局	愛知県公契約に関する協議の場【管理課】
病院事業庁	愛知県病院事業運営評価委員会【経営課】
教育委員会	愛知県教員の資質向上に関する協議会【教職員課】、愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会【高等学校教育課】、愛知県幼児教育研究協議会【義務教育課】、愛知県義務教育問題研究協議会【義務教育課】、愛知県生徒指導推進協議会【義務教育課】、愛知県道德教育推進会議【義務教育課】、愛知県特別支援教育連携協議会【特別支援教育課】

(8) 附属機関該当性について本監査人が判断することについて

県の政策顧問や委員会等が、附属機関に該当するか（附属機関該当性）の判断を、本監査人が下すに当たっては、最高裁判決が存在しないことが支障となるか問題となる。

この点、否定的な見解もありうるが、本監査人は、最高裁の判決がない限り、包括外部監査人が法律を解釈し、解釈したところを事実に応用し、監査の結果を述べるができないとは考えない。法第252条の31第2項は「外部監査人は、外部監査契約の履行に当たっては、常に公正不偏の態度を保持し、自らの判断と責任において監査をしなければならない」としており、監査人は、自らの判断で監査することが求められている。その監査には法律を解釈適用する適法性監査も含まれている。

よって、最高裁の判決が存在しないとの理由で、判断を避けることはしない。

(9) 附属機関の定義

ア 本監査人が考える附属機関の定義

「附属機関」とは、執行機関が行政の執行権を有するに対して、執行機関の行政執行のため、又は行政執行に伴い必要な調停、審査、審議又は調査等を行うことを職務とする機関であり、執行権を有しないものをいうと解する。したがって、当該機関の職務が県の意思決定過程に組み込まれていれば当然、仮に組み込まれているとまではいなくても、執行機関の行政執行のため、又は行政執行に伴い職務を行うものは附属機関である。そして、独任制や臨時的な機関も含まれる。

ただし、行政運営上の意見聴取、情報や政策等に関して助言を求めるに過ぎないものや補助部局の職員のみで構成され執行機関を補助するにとどまるものは附属機関に該当しない。

イ 理由

(ア) 条文解釈

法第138条の4第3項は、普通地方公共団体が法律又は条例によって執行機関の附属機関として調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる旨を、法第202条の3第1項は、附属機関とは条例等の定めるところによりその担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関である旨をそれぞれ定めている。そして、一般的に、調停とは第三者が紛争当事者の間に立ち当事者の互譲によって紛争の妥当な解決を図ることを、審査とは特定の事項について判定ないし結論を導き出すためにその内容を検討することを、諮問とは特定の事項について意見や見解を求めることを、審議とは特定の事項について意見を述べ議論することを、調査とは一定の範囲の事項についてその真実を調べることを、それぞれ意味するものと解される。そうすると、附属機関とは、執行機関の行政執行のため、又は行政執行に伴い、上記のような意味での、調停を行ったり、審査を行ったり、諮問を受けて審議を行ったり、調査を行ったりすることを職務とする機関である（前述の名古屋高等裁判所判決参照）。

また、臨時的機関も附属機関たりうる（昭和27年11月19日、自行行発第139号群馬県総務部長宛行政課長回答）。

(イ) 条文の趣旨目的

法第138条の4第3項の趣旨は、執行機関による組織の濫用的な設置を防止するとともに、その設置の可否やどのような組織にするのかなどについて議会による民主的統制を及ぼすことにあるものと解される。そうであれば、執行機関の行政執行のため、又は行政執行に伴い、上記のような意味での、調停を行ったり、審査を行ったり、諮問を受けて審議を行ったり、調査を行ったりすることを職務とする機関に該当すれば、臨時的機関であっても、条例に基づき設置しなければ、その趣旨目的を達成することはできない。

ただし、濫用的な設置を防止する必要があるのは、その判断が執行機関の行政執行に影響するからであり、行政運営上の意見聴取、情報や政策等に関して助言を求めるに過ぎないものについては、条例設置の必要はないと考える。また、補助部局の職員のみで構成されるもので、執行機関を補助しているに過ぎないものは附属機関ではない（昭和28年1月16日、自行行発第13号群馬県総務部長宛行政課長回答）。

（ウ）下級審裁判例の状況

附属機関条例主義に違反するか否かが主要な争点となった裁判例は、最高裁判決は存在しないものの、下級審裁判例ながら7例の高裁判例を含む合計22例ある。前(2)ア記載の名古屋地裁判決は同イ記載の名古屋高裁判決により変更されているので、確定した否定例は⑫松江地方裁判所判決のみである。

前(2)ア記載の名古屋地裁判決と⑫松江地方裁判所判決は、附属機関該当性を限定的に判断しているのに対して、これらを除く20件の肯定例は職務に着目しつつそれ以外の限定をしない点で、条文の文理解釈に忠実である。

9 官民連携の具体化

上記したような附属機関条例主義が問題になるのは、住民参加会議のような形で官民の連携が多様化してきていることが原因の一つであるとも考えられる（兼子説参照）。また、PFI事業と指定管理者制度そのものが官民連携の具体化であることは当然であるが、対象とする3つのPFI事業の中にも、その具体的な取組が見られた。

(1) 愛知県国際展示場

Aichi Sky Expo 活性化推進機構は、県と愛知国際会議展示場株式会社（SPC）が共同で設立した任意団体である。運営権対価を基に県が設立した展示会産業振興基金を主な財源として、官民連携による需要創造推進事業等を行っている。

(2) STATION Ai

特になし。ただし、STATION Ai は、これまで県が世界のスタートアップ支援機関・大学等との間に築いてきたネットワークと、このプロジェクトを進めるソフトバンク（株）が持つグローバルなネットワークを活用し、世界有数のスタートアップ・グローバルコミュニティの形成を進めるものであり、「学」を含めた官民連携の現れである。

(3) 愛知県新体育館

愛知県新体育館整備・運営等事業要求水準書には、本事業のガバナンス機能の維持・強化を目的に、県及び事業者双方から必要に応じて、本事業における官民間の相互依存性及び官民連携組織の組織特性を踏まえて、内部統制・外部統制の中間的な機能として、官民当事者の間に立ち両者間の諸調整を行うファシリテーターを配置できるとされている。２０２２年度以降の愛知県新体育館ＰＦＩアドバイザリー業務では、委託業務の内容として、「その他（任意事業等に関する支援）（連携業務としての事業実現化に向けた調整に関する支援、官民連携組織のあり方検討等に関する支援）」を記載しており、今後具体化される予定である。

(4) 官民連携組織の必要性

愛知県内には、【図表２－１７】のように、公営に限っても既設の展示場、スタジアム、ホールのほか、２０２８年頃までにアリーナの建設が予定されている。設置目的、規模、立地はそれぞれであるが、大規模イベントや休館の際には相互に補完し合う関係にあり、相乗効果による愛知県開催の確保、集客、経済的振興が望まれる。

【図表２－１７】概ね５０００名以上収容可能な県内施設（新設予定含む）

施設名	所在地	収容人数	開業等
名古屋市国際展示場（ポートメッセなごや）	名古屋市港区		1973年10月
名古屋市総合体育館（日本ガイシホール）	名古屋市南区	最大10,000席	1987年7月
豊田スタジアム	愛知県豊田市	44,380席	2001年7月
スカイホール豊田	愛知県豊田市	収容人数6,500人	2007年4月
愛知県国際展示場（Aichi Sky Expo）	愛知県常滑市		2019年8月
愛知県新体育館（ＩＧアリーナ）（新設）	名古屋市北区	最大17,000人	2025年7月
アリーナ（新設）	愛知県豊橋市	プロスポーツ開催時 5,073 席（バスケットコート中央一面の場合） コンサート開催時 5,196 席（エンドステージの場合）	2027年10月（予定）

10 監査の結果

(1) 政策顧問と県との間で文書による契約書を締結しなければならない【指摘】

県では、愛知県政策顧問設置要綱を定めて、政策顧問を委嘱している。独任制の機関であっても附属機関に該当しうると考えるが、行政運営上の意見聴取、情報や政策等に関して助言を求めるに過ぎないものは附属機関ではないと考える本監査人の立場（前8(9)ア）からは、「専門的な立場から、知事に助言または提言を行う」（同設置要綱第2条）ことを職務とする政策顧問が、附属機関に該当するとまでは認められない。

ヒアリングの結果、政策顧問は、地方公務員ではなく、「一私人」であるとのことであった。しかし、愛知県国際展示場と愛知県新体育館の事業に関連する政策顧問の活動は、守秘義務の規定もない要綱に基づき、「一私人」では知り得ない県の情報を入手し、「知事に助言または提言を行う」という要綱の規定にもかかわらず、知事ではなく県の担当職員に直接助言し、ときには指示を与え、提言し、県はこれを意思決定の参考とし、とり入れた。

地方公務員法の公務員に該当すれば、地方公務員法第34条第1項の守秘義務を負う。県の顧問である弁護士は、刑法第134条第1項、弁護士法第23条等に基づく秘密保持義務を負う。しかし、「一私人」にはこれらの義務は課せられない。特別職の地方公務員に該当しても、当然には守秘義務を課せられない（地方公務員法第4条第2項）。知り得た情報を自己の利益に利用することを防止する方法もない。

一私人に過ぎない者に政策顧問を委嘱するのであれば、県の情報を漏えいしないこと、県の情報を自己使用しないこと、これら漏えいや自己使用に対して県が損害賠償請求や解任・解除することができる規定等を盛り込んだ委託契約書等を締結したうえで、知事に対する助言等の要綱（契約締結後は契約内容）に沿う活動に限定するよう、直ちに改善する必要がある。

これに対する県の反論は次のとおりである。

県は、政策顧問に対して、事前に要綱を提示・説明した上で、意向を確認し就任を委嘱しているため、「契約は口頭でも成立する」という民法の大原則に基づき、委任契約は成立しており、政策顧問は準委任契約に基づく善管注意義務を負っている。また、政策顧問が県政への助言・提言を行うため、県の情報の提供を受けることや、知事だけでなく、知事の命を受けて職務に従事する県職員に直接助言することは、職務遂行上、予め想定されていることである。なお、政策顧問はあくまで県への助言・提言を行うのみであり、県職員に指示を与えることは無い。また、政策顧問からの助言・提言を県の事業・施策に反映させるかどうかの判断は県側に委ねられている。助言・提言の内容は県で吟味した上で、取り入れるべきものは取り入れ、そうでないものは取り入れていない。全ての助言・提言を当然に取り入れている訳ではない。

現時点においても、県の情報の漏えい及び顧問による自己使用を防止するための政策顧問の守秘義務（準委任契約に基づく善管注意義務）は成立している。また、政策顧問自身も守秘義務を負っていると認識しており、業務上知り得た情報の秘匿など、情報管理は適切に行われている。なお、普段の自由な活動から得られた知見を基に、県政への助言・提言を行ってもらうことが政策顧問を活用する目的であるため、顧問の活動を厳格に管理することは制度の趣旨に馴染まない。

上記の県の反論でも、委任契約が成立しているのか準委任契約が成立しているのか、定まらないのであるから、仮に契約が成立しているとしても、契約内容についてはそれ以上に不明瞭である。また県は、「普段の自由な活動から得られた知見を基に、県政への助言・提言を行ってもらうことが政策顧問を活用する目的であるため、顧問の活動を厳格に管理することは制度の趣旨に馴染まない」として情報管理を県において適切に行うことを想定していない。そうであればなお、法律関係を契約書の形式で明確に定め、情報管理を適切に行うべき義務を顧問に負わせなければならない。

このような指摘に対し、県はさらに次のように反論する。

委任と準委任について、法律上の大差はなく、取引上の用語においても、委任と準委任とを区別しないのが実情であるため、使い分けを行っていないだけである。

その上で、県と政策顧問の間には、「契約は口頭でも成立する」という民法の大原則に基づき、委任契約が成立していること、また、政策顧問の役割である助言・提言が法律行為に該当しないことは一義的に明白であり、敢えて区分すれば準委任であることは明らかである。

なお、政策顧問に求める職務を始め、契約の内容は要綱により確定しており、政策顧問は、守備範囲を制度的に限定せず自由な立場で大所高所から助言・提言をしてもらう立場であるため、「県政の様々な課題に対して専門的な立場から助言・提言を行う」ことが準委任の内容である。

県の情報の漏えい及び顧問による情報の自己使用を防止するための政策顧問の守秘義務（準委任契約に基づく善管注意義務）は成立している。また、情報の自己利用を事前に防止する手段はなく、守秘義務に違反した際に制裁を科し、事後的な手段で情報の自己利用を防止している点は、地方公務員や弁護士と同じである。

委任か準委任かについて、敢えて区分しなければ準委任契約と言えない現状こそが問題である。また、アドバイザー業務委託契約その他の契約が排除される理由も不明である。県は、県の情報の漏えい及び顧問による情報の自己使用を防止するための政策顧問の守秘義務（準委任契約に基づく善管注意義務）は成立していると繰り返し主張するが、なぜ、それ以外ではなく準委任契約が成立しているとするのか、これまでの意見交換会（【図表１－１】参照）で一度も法的根拠が示されていない。情報の自己利用の防止は、地方公務員に対しては地方公務員法、弁護士に対しては弁護士法及び弁護士職務基本規程が適用されることで、直接的ではないものの抑止する効果が期待できるが、「一私人」に対してはこれら規定による抑止も期待できない。なぜ、政策顧問と地方公務員又は弁護士が同じであるのか、法的根拠は不明である。

(2) 事業者選定委員会は意見聴取の場として整理する必要がある【指摘】

前2(11)に記載したとおり、公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドラインでは、「(1) 運営事業の場合、実施方針に追加して記載する事項については、以下のものが挙げられる。⑩ 民間事業者の選定方法。なお、有識者等からなる審査委員会等に意見を聴く場合、その構成員については、実施方針策定後、募集要項又は入札説明書等においてできるだけ速やかに公表する」として、事業者選定委員会を、意見を聴く場として整理している。行政運営上の意見聴取、情報や政策等に関して助言を求め

るに過ぎないものは附属機関ではないと考える本監査人の立場（前8(9)ア）からは、内閣府の同ガイドラインが想定する事業者選定委員会は、附属機関に該当しない。

そして、下記の事業者選定委員会（以下「各選定委員会」という）は、「優先交渉権者の決定に係る審査」（愛知県国際展示場運営等事業者選定委員会設置要綱第2条（5））、「落札者の選定に関する検討」（愛知県スタートアップ支援拠点整備等事業PFI事業者選定委員会設置要綱及び愛知県新体育館整備・運営等事業PFI事業者選定委員会設置要綱第2条）等を所管事務としている。

愛知県国際展示場運営等事業者選定委員会設置要綱

愛知県スタートアップ支援拠点整備等事業PFI事業者選定委員会設置要綱

愛知県新体育館整備・運営等事業PFI事業者選定委員会設置要綱

これに対して、愛知県PFI導入ガイドライン59頁民間事業者の選定に関する業務フローStep5には、「事業担当課は、事業者選定委員会を開催します。事業者選定委員会は、公平性、透明性、客観性を確保したうえで、落札者決定基準〔事業者選定基準〕に従い、落札者〔優先交渉権者〕を選定します。具体的には、応募者から提出された資料の分析・整理を事務局である事業担当課が行った後で、各事業者選定委員に資料を提示・説明し、意見聴取を行います。必要に応じて、各委員の専門分野に応じた個別事項の審査検討を行った後、委員を招集した全体審査の場で総合的な評価を行い、民間事業者を選定します」と記載し、意見聴取に加えて全体審査の場で総合的な評価を行い、民間事業者を選定することを事業者選定委員会の所管として記載している。

「執行機関の行政執行のため、又は行政執行に伴い調停を行ったり、審査を行ったり、諮問を受けて審議を行ったり、調査を行ったりといった職務をする機関であり、行政運営上の意見聴取、情報や政策等に関して助言を求める場にとどまらないもの」は、法第138条の4第3項にいう附属機関であると解する本監査人の立場からは、愛知県PFI導入ガイドラインが想定する事業者選定委員会は、附属機関に該当すると言わざるを得ない。なお、民間事業者の選定に対する最終的な責任は県が負う旨の記載は当然のことであり、上記判断に影響しない。

このような同ガイドラインの記載は、要綱に基づき事業者選定委員会という附属機関を設置する内容であり、附属機関条例主義に違反する。

そこで、愛知県PFI導入ガイドライン40頁の「落札者〔優先交渉権者〕の選定」や50頁及び59頁の「民間事業者を選定」「民間事業者を選定します」といった表記を、「落札者〔優先交渉権者〕の選定に関する検討」「民間事業者の選定に関し検討」「民間事業者選定に関し検討します」などに変更する必要がある。

なお、事業者選定委員会が附属機関条例主義に違反しないよう制度設計する他の方法として、要綱で設置するのではなく、県と個々の委員との間で準委任契約や委託契約を締結し、個々の委員から意見聴取する場として、事業者選定委員会を捉え直す方法も考えられる。

- (3) 今後事業者選定委員に対し支出する場合は条例によることを検討されたい【意見】

今後も愛知県PFI導入ガイドラインが想定するような機関に意見聴取の場のみならず、民間事業者の選定を所管させる場合は、前述のとおりそのような事業者選定委員会は附属機関であり、その設置は要綱ではなく条例による必要がある。附属機関の構成員の職で臨時又は非常勤のものは、地方公務員法第3条第3項第2号の特別職の地方公務員に該当する。そして、特別職に属する地方公務員には地方公務員法の規定は原則として適用されず（地方公務員法第4条第2項）、個別に条例を定めて報酬その他を支給する必要がある（法第203条の2第5項、第204条の2）。

なお、今後緊急の必要がある場合には、法第179条第1項の規定により首長において専決する方法も検討に値する（昭和27年11月19日、自行行発第139号群馬県総務部長宛行政課長回答参照）。

要綱に基づく各選定委員会の委員に対してはアドバイザーを経由して報償、報酬、実費等が支払われていたので、今後はこの点を改めることを検討されたい。

- (4) 附属機関に類する会議その他の会議についても条例設置を検討されたい【意見】

行政運営上の意見聴取、情報や政策等に関して助言を求める等の場として設けられる委員会については、条例により設置することが望ましいものの、条例が必要とまではいえない。

しかし、そうであっても、前8(2)(3)に掲載したものと同様の訴訟が今後提起される可能性は否定できず、その都度、弁護士費用、鑑定嘱託費用、訴訟対応のための人件費等の経費負担がリスクとなり兼ねない。そのため、附属機関に類する会議その他の会議についても、経済性、効率性に配慮しつつ、条例設置を推奨したい。

- (5) 官民連携組織設置を検討するべく県内公営施設の稼働状況を収集分析すべき【意見】

愛知県国際展示場については、任意団体という形式ではあるが、官民連携組織が立ち上がっている。愛知県新体育館については、官民連携組織のあり方検討等に関する支援を外部委託しているが、官民連携組織の実現に至っていない。

県内で同規模の施設は、概ね5000名以上収容可能な県内公営施設に限っても、新設予定を含めると【図表2-17】のとりの施設が整備された状態が近く到来する。

県内にこのように多数のイベント会場が存在することを強みとして発信し、これまで以上により多くのイベントを全国から引き寄せ、あるいは県内で見当たらない新たなイベントを掘り起こしていく必要があると考えられる。

そのためには、県が発起人となり、官民が連携して情報を集約して全国に発信していく組織の形成を検討するべきであると考えるが、県の見解は次のとおりであった。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・愛知県国際展示場と愛知県新体育館は機能も料金体系も大きく異なる施設であり、各種イベント会場としての競合は殆どない。・その他概ね5,000名以上収容可能な県内公営施設についても、立地や設備等、想定する利用目的が異なる施設が多く、必ずしも競合施設とはなっていない。・Aichi Sky Expoでは改修中の施設の受け皿を含めて、既にこれまでで当地にない催事や新たな催事の開催、誘致に繋げることが出来つつある。 |
|---|

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・それぞれの施設が自らの強みや特徴を主催者に働きかけ誘致することによって、新たなイベントを当地で作り出すことに繋がると考えている。・MICE 推進としては大学や民間事業者等で構成されている官民連携組織である愛知・名古屋 MICE 推進協議会が行っているため、こうした既存組織の活用により一層の官民連携につなげていきたいと考えている。 |
|---|

そうであれば、少なくとも県内他自治体と連携し、県内公営施設の稼働状況を収集し、それらのデータと推移を分析することで、既存の官民連携組織や取組みで十分か否かを検証されたい。

(6) 各種選定委員会の構成に多様性が必要である【意見】

【図表 2－14】のように、同様の構成員が各 P F I 事業にまたがって繰り返し登場する現在のあり方は改める必要がある。

第2 愛知県国際展示場

1 概要

(1) 施設概要

名称	愛知県国際展示場（愛称：Aichi Sky Expo）
所在地	愛知県常滑市セントレア4丁目及び5丁目
面積	敷地面積 約 280,000 m ² 展示面積 60,000 m ² 延床面積 約 90,000 m ²
階層	1階
高さ	ホールA：20.0m、ホールB-F：14.0m
施設構成	展示ホールA～F、会議室、フードコート、ショップ、ビジネスセンター、駐車場、多目的利用地A～D
根拠条例	愛知県国際展示場条例



(2) 事業概要

事業者名	愛知国際会議展示場株式会社（特別目的会社） 代表企業 GL events SA 構成企業 前田建設工業株式会社
事業目的	- 愛知県の産業集積・特性を活かし、展示会を通じた新たな交流による新産業の創出や既存産業の充実など、当地域の産業振興・経済発展に資する。 - 国際空港隣接型の特色を活かし、国内外からの集客を図り、首都圏に並ぶ交流拠点を目指す。 - 当事業を通じて、県内の企業・県民・利用者、運営に当たる民間事業者、行政のそれぞれにとってメリットの高い、「三方良し」を実現する。
方式	コンセッション方式
事業期間	多目的利用地A 2019年8月30日から2024年3月31日まで 大規模展示場、外構、駐車場、敷地内通路、多目的利用地B-D及び連絡通路 2019年8月30日から2035年3月31日まで
金額	運営権対価 9億5256万円（税込）
事業内容	統括マネジメント業務、施設維持管理運営業務、附帯事業運営業務、官民連携による需要創造推進業務、任意事業

事業 経緯	2015 年 5 月	国際観光都市推進事業調査開始
	2015 年 10 月	大規模展示場整備基本構想調査開始
	2016 年 3 月	基本構想の策定
	2016 年 10 月	整備事業者の決定
	2016 年 11 月	基本設計業務委託契約締結、実施設計・施工工事請負仮契約締結
	2016 年 12 月	上記工事請負契約議案議決、本契約締結
	2017 年 2 月	基本的考え方の公表
	2017 年 4 月	実施方針の公表
	2017 年 7 月	特定事業の選定及び公表、募集要項の公表
	2017 年 12 月	優先交渉権者の選定
	2018 年 1 月	基本協定の締結
	2018 年 4 月	公共施設等運営権実施契約の締結
	2019 年 8 月	公共施設等運営権の設定及び公表、開業

愛知県国際展示場の事業方式は、コンセッション方式が採用された。コンセッション方式とは、県が民間事業者に対し、P F I 法に基づいて対象施設の公共施設等運営権を設定し、対象施設の所有権は県が有することを前提に、運営権者は対象施設の運営等を行い、利用料金等を自らの収入として収受することができるという方式である。

愛知県国際展示場は、その設計・建築等に係る整備事業（後記第 4 項）と運営・維持管理等に係るコンセッション事業（後記 5 項）を分離して進めた点に特色がある。

2 事業の発案段階について

(1) 国際観光都市推進事業調査について

ア 調査の実施

県では、2014 年に、技能五輪国際大会の誘致に向けて大規模コンベンション施設の建設について検討を始め、そのための調査（国際観光都市推進事業調査）を、外部のコンサルタントに業務委託して行った。なお、ヒアリングによると、この調査は、施設自体の必要性等について調査を行うためのものであり、P F I 事業導入のための簡易調査や詳細調査とは異なる位置づけの調査であるとのことであった。

同調査の業務委託は、公募型プロポーザルによる業者の選定を経て、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社との間で2015年5月29日付け国際観光都市推進事業調査業務委託契約を締結している。契約の概要は次のとおりである。

イ 契約の概要

(ア) 目的

国際観光都市としての地域の魅力を一層高めていくため、技能五輪国際大会等の誘致を見据えて10万㎡程度のコンベンション施設について調査を行う。併せて、フィギュアスケートをはじめとした国際的なスポーツ大会が開催可能なアリーナ施設について調査を行う。

(イ) 業務の内容

- a 国内外の事例調査
- b 施設の必要性の検討

- c 基本コンセプトの作成
- d 候補地条件の整理
- e 内容検討（施設の機能・規模、整備方針・運営方針、事業予算・収支計画の見直し、整備スケジュール）

（ウ）委託金額

５９９万９４００円（税込）

（エ）契約期間

２０１５年５月２９日から２０１５年１２月１８日まで

ウ 調査の結果

調査の結果については、その報告書が２０１５年１２月に受託者から県に提出され、その概要版が県のホームページ上で公表された。調査結果において、次の内容が示されている。なお、「M I C E」とは、企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字から、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどを総称する用語を意味する。

（ア）施設の必要性の検討

観光庁がM I C E推進を掲げる状況下において、愛知県においても国内外から多くの人・モノ・カネ・情報を取り込み、交流を活性化させ、大きな経済効果を生み出すM I C Eを推進していくため、関東圏・関西圏に匹敵、さらには世界の市場を取り込むことが可能な大規模コンベンション施設が必要となる。

コンサート需要が高まるなか、主催者側から利便性が高いアリーナ施設の必要性が高まっており、それらの需要を取り込んでいく必要がある。

（イ）基本コンセプト

- a 国内外の人々が集う国際交流拠点の形成
- b 新たなビジネスマッチングの実現による県内企業の活性化促進
- c スポーツも含めた国際イベントの誘致による賑わいの創出

（ウ）候補地条件の整理

アクセス性、宿泊施設、周辺観光地、用地取得性の観点から、名古屋エリア、尾張エリア、知多エリア、西三河エリア、東三河エリアについて評価され、知多エリアがいずれの観点もバランス良く満たしているとされている。

(2) 大規模展示場整備基本構想調査について

ア 調査の実施

前記の国際観光都市推進事業調査に続けて、大規模展示場整備基本構想調査を行っている。ヒアリングによると、この調査は、P F I 事業導入のための簡易調査や詳細調査を兼ねたものである。

同調査の業務委託は、公募型プロポーザルによる業者の選定を経て、株式会社日本総合研究所（以下「日本総研」という）との間で２０１５年１０月１９日付け愛知県大規模展示場整備基本構想調査業務委託契約を締結している。契約の概要は次のとおりである。

イ 契約の概要

（ア）目的

国際観光都市推進事業調査の内容を踏まえ、新たな交流により新産業の創出や既存産業の充実など県産業の基盤強化を進めるため、大規模展示場の整備に係る検討を加速し、２０１５年度中に基本構想の策定を行っていくための調査を行うことを目的としている。

（イ）業務の内容

- a 企画・運営に関するマーケティング
 - （a）現状分析及び需要予測
 - （b）今後の展示会等の誘致戦略
 - （c）大規模展示場の運営のあり方検討
- b 施設整備に関する基本構想の検討
 - （a）大規模展示場に必要となる機能・施設規模・施設配置
 - （b）建設候補地の検討
 - （c）整備手法・工程計画・概算工事費の検討
- c 整備・運営に係る契約、発注方法、リスク分担の整理

（ウ）委託金額

２９７０万００００円（税込）

（エ）契約期間

２０１５年１０月１９日から２０１６年３月２５日まで

ウ 調査の結果

調査の結果については、その報告書が２０１６年３月に受託者から県に提出され、その内容を踏まえて作成された愛知県大規模展示場基本構想が同月に県のホームページ上で公表された。基本構想において、次の内容が示されている。

（ア）施設整備方針

- a コンセプト
 - （a）MICEの開催による新たなビジネスマッチングの機会を創出
 - （b）企業や研究機関の誘致や、新たな交流によるイノベーションの創造
 - （c）セントレア周辺との相乗効果による国内外から人を呼び込む集客拠点

b 整備時期

東京オリンピック・パラリンピックの影響により首都圏での開催が困難となる展示会需要の取り込みを図るため、２０１９年秋頃の開業を目指す。

c 既存施設との住み分け・役割分担

名古屋市国際展示場（ポートメッセなごや）の第1展示場の移設・拡張により将来的には、県が整備する大規模展示場と合わせて、中京大都市圏として10万㎡規模の展示面積を有することになるため、大規模展示会の一体的な開催などにより相互の補完関係を構築していくことで、当地域において相乗効果を図っていく。

(イ) 施設整備計画

a 整備候補地

建設候補地は、愛知県常滑市沖の中部国際空港島南側の一部とする。

b 施設規模

展示面積は、国内主要展示場で開催されている展示会の9割に対応可能となる6万㎡とする。

(ウ) 施設整備手法等

a 発注方式

必要最低限の建物仕様、工事費の縮減、短期間の整備を確実に実現するため、基本設計段階から施工のノウハウをより効果的に設計に反映することが可能な、「設計・施工一括方式」を採用する。

b CM方式

CM方式とは、コンストラクション・マネジメント(Construction Management)方式の略語であり、発注者の補助者・代行者であるコンストラクション・マネージャーが、技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立って、設計の検討や工事発注方式の検討、工程管理、コスト管理などの各種マネジメント業務の全部又は一部を行うものである。

基本構想では、オープンプック方式ほか3つの方式を検討するとされている。

c 概算整備費

建設本体工事費約300億円及び建設付帯工事費約50億円の合計約350億円（消費税込）を算出している。

(エ) 施設整備の効果

催事の開催パターンに合わせて次のとおり来場者数を【図表3-1】【図表3-2】のとおりに試算し、経済波及効果及び税収効果についても【図表3-3】【図表3-4】のとおりに試算している。

【図表 3-1】パターン①（6 万㎡全館を使用する超大型見本市を年 2 回開催）

イベント 種別	BtoB／BtoC	使用 ホール数	準備期間	実施期間 (A)	年間開催 数 (B)	1日当たり来場 者数(C)	年間来場者数 (A×B×C)
販促会	BtoC	2ホール	1日	1日	12回/年	28,000人	336,000人
大型見本市	BtoB	3ホール	2日	4日	10回/年	15,000人	600,000人
超大型見本市	BtoB	6ホール	2日	5日	2回/年	30,000人	300,000人
大型販促会	BtoC	3ホール	2日	2日	12回/年	42,000人	1,008,000人
小型見本市	BtoB	1ホール	1日	3日	12回/年	5,000人	180,000人
コンサート	BtoC	1ホール	1日	1日	12回/年	7,500人	90,000人
合計							2,514,000人

【図表 3-2】パターン②（4 万㎡規模の大型見本市を年 1 2 回開催）

イベント 種別	BtoB／BtoC	使用 ホール数	準備期間	実施期間 (A)	年間開催 数 (B)	1日当たり来場 者数(C)	年間来場者数 (A×B×C)
販促会	BtoC	2ホール	1日	1日	12回/年	28,000人	336,000人
大型見本市	BtoB	4ホール	2日	4日	12回/年	20,000人	960,000人
大型販促会	BtoC	3ホール	2日	2日	12回/年	42,000人	1,008,000人
小型見本市	BtoB	1ホール	1日	3日	12回/年	5,000人	180,000人
コンサート	BtoC	1ホール	1日	1日	12回/年	7,500人	90,000人
合計							2,574,000人

【図表 3-3】愛知県の経済波及効果

パターン	イベント種別	年間来場者数	一人当たり直接効果 (千円)	一人当たり経済効果 (直接+1次+2次) (千円)	全国経済波及効果 (直接+1次+2次) (千円)
パターン①	販促会	336,000	22.6	39.2	13,176,978.5
	大型見本市	600,000	22.6	39.2	23,530,318.7
	超大型見本市	300,000	22.6	39.2	11,765,159.4
	大型販促会	1,008,000	22.6	39.2	39,530,935.5
	小型見本市	180,000	22.6	39.2	7,059,095.6
	コンサート	90,000	6.8	11.6	1,043,816.6
	合計	2,514,000			96,106,304.3
パターン②	販促会	336,000	22.6	39.2	13,176,978.5
	大型見本市	960,000	22.6	39.2	37,648,510.0
	大型販促会	1,008,000	22.6	39.2	39,530,935.5
	小型見本市	180,000	22.6	39.2	7,059,095.6
	コンサート	90,000	6.8	11.6	1,043,816.6
	合計	2,574,000			98,459,336.2

【図表 3-4】愛知県の税収効果

パターン	イベント種別	年間来場者数	来場者一人当たり税収効果 (千円)		県内税収効果 (千円)	
			法人県民税・事業税	個人県民税・事業税	法人県民税・事業税	個人県民税・事業税
パターン①	販促会	336,000	0.27	0.11	92,155	36,111
	大型見本市	600,000	0.27	0.11	164,562	64,484
	超大型見本市	300,000	0.27	0.11	82,281	32,242
	大型販促会	1,008,000	0.27	0.11	276,464	108,333
	小型見本市	180,000	0.27	0.11	49,369	19,345
	コンサート	90,000	0.08	0.03	7,272	2,706
	合計	2,514,000			672,103	263,220
パターン②	販促会	336,000	0.27	0.11	92,155	36,111
	大型見本市	960,000	0.27	0.11	263,299	103,174
	大型販促会	1,008,000	0.27	0.11	276,464	108,333
	小型見本市	180,000	0.27	0.11	49,369	19,345
	コンサート	90,000	0.08	0.03	7,272	2,706
	合計	2,574,000			688,559	269,668

(オ) 運営について

a 収支シミュレーション

稼働率30%が損益分岐点と想定されている。

b 運営スキーム

県にMICE施設運営のノウハウの蓄積がないことから、施設の維持・管理や一般的な催事の誘致においては、民間事業者の運営ノウハウを最大限に活用し、運営面での徹底的なローコストオペレーションを推進することが望ましい。

また、民間事業者のみで展示会・見本市の成長を見込むことは難しいため、公民が連携した戦略的な催事企画・開催のしくみを通じて、展示会・見本市産業を育てていく視点が重要であるとされている。

3 実施方針の策定・公表段階について

(1) アドバイザーについて

ア アドバイザーの選定及び契約

PFI事業の実施に当たり、財務面・法務面・技術面などの専門知識やノウハウを有する外部のアドバイザーを選定し、PFI手続についての助言や支援等を得るためにアドバイザー契約を締結している。その一覧は【図表3-5】のとおりである。

【図表3-5】アドバイザー契約一覧

業務内容	契約日付	金額(円)	変更額(円)	受託者	契約方法
国際観光都市推進事業調査業務委託	2015.5.29	5,999,400	-	三菱UFJリサーチ&コンサルティング㈱	公募型 プロポーザル
愛知県大規模展示場基本構想調査業務委託	2015.10.19	29,700,000	-	㈱日本総合研究所	公募型 プロポーザル
大規模展示場運営体制構築支援業務委託	2016.4.28	39,960,000	44,960,400	㈱日本総合研究所	公募型 プロポーザル
愛知県国際展示場運営体制構築支援業務委託	2017.4.3	49,896,000	52,984,800	㈱日本総合研究所	随意契約
愛知県国際展示場運営体制構築支援業務委託	2018.4.2	9,612,000	-	㈱日本総合研究所	随意契約
愛知県国際展示場運営体制構築支援業務委託	2018.7.2	18,360,000	-	㈱日本総合研究所	公募型 プロポーザル
愛知県国際展示場運営体制構築支援業務委託	2019.4.1	21,670,000	-	㈱日本総合研究所	随意契約
愛知県国際展示場コンセプション事業運営支援業務委託	2020.4.1	11,880,000	-	㈱日本総合研究所	随意契約
愛知県国際展示場コンセプション事業運営支援業務委託	2021.4.1	14,795,000	-	㈱日本総合研究所	随意契約
愛知県国際展示場コンセプション事業運営支援業務委託	2022.4.1	15,290,000	-	㈱日本総合研究所	随意契約
愛知県国際展示場コンセプション事業運営支援業務委託	2023.4.1	17,600,000	-	㈱日本総合研究所	公募型 プロポーザル
愛知県国際展示場コンセプション事業運営支援業務委託	2024.4.1	26,950,000	-	㈱日本総合研究所	公募型 プロポーザル

2017年4月3日の愛知県国際展示場運営体制構築支援業務委託では、委託金額は契約途中で変更となっている。これは後に述べるとおり、選定された民間事業者が海外事業者であったため契約書類の英訳が必要となり、その費用分が増額されているものである。

国際観光都市推進事業調査業務委託以外の受託者は全て日本総研となっているが、その契約方法は、公募型プロポーザルによる方法と随意契約による方法のどちらかが取られている。契約方法の妥当性については、2023年度の包括外部監査の対象となっているため、今年度の監査においては対象としない。

イ アドバイザーの業務体制

(ア) 契約書の定め

各アドバイザー契約書添付の業務委託仕様書において、アドバイザーには専任担当者の設置が義務付けられている。また、各アドバイザー契約書第3条において、県の事前の承諾がない限り、アドバイザーが委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することが禁止され、各契約書に添付される業務委託仕様書では、契約書同様第三者への委託業務の全部又は主要な部分の一括再委託を禁止し、法務や財務会計等に係るアドバイザー業務については、再委託を承諾する旨の記載がされている。年度によっては、この他に技術（施設維持管理等）や資料翻訳・校正等業務の再委託についても承諾しているものがある。なお、承諾について、再委託先を特定する記載はない。

(一括再委託の禁止)

第3条 乙は、この契約について請負業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(イ) 専任担当者の設置

各契約書添付の業務委託仕様書で要求されているとおり、日本総研では専任の職員を複数名配置し、業務を実施している。

【図表3-6】再委託先一覧

業務内容	契約日付	法務	財務会計
国際観光都市推進事業調査業務委託	2015.5.29	なし	なし
愛知県大規模展示場基本構想調査業務委託	2015.10.19	なし	なし
大規模展示場運営体制構築支援業務委託	2016.4.28	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業から西村あさひ法律事務所へ変更	デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社
愛知県国際展示場運営体制構築支援業務委託	2017.4.3	西村あさひ法律事務所	同上
愛知県国際展示場運営体制構築支援業務委託	2018.4.2	同上	同上
愛知県国際展示場運営体制構築支援業務委託	2018.7.2	同上	同上
愛知県国際展示場運営体制構築支援業務委託	2019.4.1	同上	同上
愛知県国際展示場コンセプション事業運営支援業務委託	2020.4.1	同上	同上
愛知県国際展示場コンセプション事業運営支援業務委託	2021.4.1	同上	同上
愛知県国際展示場コンセプション事業運営支援業務委託	2022.4.1	同上	同上
愛知県国際展示場コンセプション事業運営支援業務委託	2023.4.1	同上	同上
愛知県国際展示場コンセプション事業運営支援業務委託	2024.4.1	同上	同上

(ウ) 承諾の趣旨と実際の運用

ヒアリングによると、業務委託仕様書に記載の承諾とは、再委託先を特定せずに行う包括的な承諾ではなく、再委託先を特定した個別的承諾を意味するとのことであった。また、業務委託仕様書に記載の承諾をするとした業務については、第3条に記載の「主要な部分」に該当しないとのことであった。

実際の運用では、アドバイザーから個別の再委託先ごとに再委託申請を受けることはしておらず、アドバイザリー契約が公募型プロポーザルによる場合は、事前に提出された実施体制書に明示されている再委託先への個別の承諾を行ったものとし、随意契約においては見積書等に記載された再委託先や口頭でアドバイザーに確認した再委託先への個別の承諾を行ったものとしているとのことであった。

なお、業務委託仕様書に法務及び財務会計に係るアドバイザリー業務については、前頁の【図表3-6】のとおり再委託されている。

(2) 愛知県国際展示場コンセッションに関する基本的考え方について

ア 基本的考え方の公表

2017年2月6日に、県のホームページ上で、「基本的考え方」が公表されている。「基本的考え方」は、PFI事業の導入手続で必要とされているものではないが、実施方針の公表に先立って県の考え方を整理して周知することで、広く内容について意見を募り、実施方針に反映させることを目的としている。

愛知県国際展示場の運営は、コンセッション方式の導入を予定していること、選定方法は公募型プロポーザル方式を予定していることなどが示された。

イ 基本的考え方に対する意見

「基本的考え方」に対する民間事業者からの意見を2017年2月末日まで募集し、主な意見については2017年3月31日までに県のホームページ上で公表されている。

(3) 愛知県国際展示場運営等事業者選定委員会の設置

愛知県国際展示場運営等事業者選定委員会（以下「運営等事業者選定委員会」という）は、2017年2月7日施行の愛知県国際展示場運営等事業者選定委員会設置要綱に基づき設置されている。同要綱では、定められた設置目的等は次のとおりである。

ア 設置目的

愛知県が実施する愛知県国際展示場運営等事業に関し、公平性、透明性、客観性を確保して事業者を選定するため

イ 所掌事務

- (ア) 実施方針に関する検討
- (イ) 特定事業の選定に関する検討
- (ウ) 選定基準の審査
- (エ) 技術提案の評価

(オ) 優先交渉権者の決定に係る審査

(カ) その他事業者選定に関し、必要な事項

ウ 組織

学識経験者2名を含む外部委員6名（大学教授2名、西村あさひ法律事務所（以下「西村あさひ」という）所属弁護士1名、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社（以下「デロイトトーマツ」という）執行役員1名、愛知県商工会議所連合会専務理事1名、中部経済連合会専務理事1名）及び内部委員（県職員）1名の合計7名で構成されている。

(4) 事業者選定方式の検討

愛知県PFI導入ガイドラインでは、総合評価一般競争入札によることが原則であり、地方自治法施行令第167条の2第1項各号に該当する場合に、公募型プロポーザル方式が認められるとされている。

基本的考え方において予定されていたとおり、愛知県国際展示場事業については、同条項第2号の「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当するとして、公募型プロポーザル方式によることとされた。

(5) 愛知県国際展示場コンセッション実施方針について

ア 実施方針の作成

「基本的考え方」に寄せられた意見等を踏まえ、実施方針（案）が作成された。

イ 運営等事業者選定委員会での検討

2017年3月9日付第1回運営等事業者選定委員会において、「基本的考え方」とこれに対する主な意見、実施方針（案）が示され、検討された。

2017年4月4日付第2回運営等事業者選定委員会において、第1回の委員会で指摘された事項等が修正された実施方針（案）が示され、検討された。

ウ 実施方針の公表及び説明会の開催

2017年4月26日に、愛知県国際展示場コンセッション実施方針が、県のホームページ上で公表された。

公表した実施方針に関し、2017年5月10日に名古屋において、2017年5月11日に東京において、説明会を実施した。

エ 実施方針に対する質問及び意見

公表した実施方針に関し、2017年4月27日から同年5月19日まで質問及び意見を受け付けた。

2017年6月20日には、質問・意見及び回答が県のホームページで公表された。

2017年7月7日には、寄せられた質問・意見を踏まえ、変更された実施方針が県のホームページ上で公表された。

4 愛知県大規模展示場整備事業（基本設計及び実施設計・施工）について

(1) 愛知県大規模展示場整備事業（基本設計及び実施設計・施工）の概要

ア 概要

県は、株式会社竹中工務店名古屋支店に、愛知県大規模展示場の設計・施工を一括で委託した。

イ 発注方式について

(ア) 整備の主眼

愛知県大規模展示場基本構想を受けて、大規模展示場の整備は、①建物仕様は必要最低限のものとし、整備費は倉庫レベルの水準を目指す、②2019年秋頃の開業を目指し、短期間で整備することが求められた。

(イ) 設計・施工一括方式

短期間で確実な整備が実現できるよう、愛知県国際展示場は、STATION Ai や愛知県新体育館とは異なり、整備事業者の選定を運営事業者の選定とは切り離して実施することになった。また、基本設計からの設計業務も施工業者に請け負わせる「設計・施工一括方式」を採用した。

(ウ) CM方式の採用

設計・施工一括方式では、設計者の視点や発注者におけるチェック機能が働きにくくなる。そこで、設計及び施工を適切に管理し、整備費の縮減と整備期間の短縮を実現する方法として、「アットリスクCM方式」が採用された。

「CM（コンストラクション・マネジメント）方式」とは、発注者の県が、建設会社を直接マネジメントするのではなく、発注者がコンストラクションマネージャーを設置して、コンストラクションマネージャーが、技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立って、設計・発注・施工の各段階において、設計の検討や工事発注方式の検討、工程管理、品質管理、コスト管理などの各種のマネジメント業務の全部または一部を行う方式をいう。CM方式により、発注者の技術者不足、大規模プロジェクトの業務過多に対応することができる。

もっとも、ピュアCM方式では、施工に伴う最終的なリスク（施工を分離することなどに伴う全体工事の完成に関するリスク）について発注者が負うため、発注者が支出する工事費がその分増加する可能性がある。そこで、発注者が支出する工事費を低減するために、事業費が契約金額を上回った場合には、その超過金額をコンストラクションマネージャーが負担する「アットリスクCM方式」が採用された。

(エ) コストプラスフィー方式、オープンブック方式の採用

CM方式と合わせて、事業者への報酬の支払方法として、「コストプラスフィー方式」、「オープンブック方式」が採用された。

コストプラスフィー方式（実費精算方式）とは、施工業者のコスト（外注費、材料費、労務費等）を実費精算とし、これにあらかじめ合意されたフィー（報酬）を加算して支払う支払方法をいう。

オープンブック方式とは、工事費用を施工者に支払う過程において、支払金額とその対価の公正さを明らかにするため、施工者が発注者に全てのコストに関する情報を開示し、発注者又は第三者が監査を行う方式をいう。オープンブック方式により、工事費の内容の透明性を確保することができる。

ウ 事業者の選定

事業者の選定方法は「総合評価一般競争入札方式」が採用された。同方式の採用に伴い、技術資料について審査及び評価を行うため、愛知県大規模展示場整備事業者選定委員会設置要領（２０１６年７月５日施行）に基づき、愛知県大規模展示場整備事業者選定委員会（以下「整備事業者選定委員会」という）を設置した。

２０１６年８月５日に入札公告を行い、４者からの入札参加申込と技術提案があった。整備事業者選定委員会での審査の結果、株式会社竹中工務店名古屋支店が、落札額３４１億３９７１万８０００円（税込）で落札した。本入札結果の詳細は、「愛知県大規模展示場整備事業 入札結果報告書」で公表されている。

エ 事業経緯

２０１６年

６月 整備に必要な工事請負費等の予算を措置

８月 整備に係る入札公告（設計・施工一括）

１０月 整備事業者の決定

１１月 基本設計業務委託契約締結、実施設計・施工工事請負契約仮契約締結

１２月 上記工事請負契約議案議決

本契約締結（契約額 ３４０億８８０４万３２４０円）（税込）

２０１７年

６月 展示ホールＡの天井高変更に必要な工事請負費等の予算を措置

９月 起工式の開催、工事着工

１０月 上記工事請負変更契約議案議決

２０１９年

６月 展示場施設の引き渡し（竹中工務店→県→愛知国際会議展示場㈱）

(2) 愛知県大規模展示場建設事業アドバイザー業務委託契約

ア 大規模展示場事業準備支援業務委託契約（２０１６年度）

(ア) 概要

県は、株式会社日本設計中部支社（以下「日本設計」という）に対し、愛知県大規模展示場建設事業のアドバイザー（建設コンサルタント）業務を委託した。

(イ) 契約相手 日本設計

契約相手の選定は、企画競争型随意契約によっている。大規模展示場事業準備支援業務受託者選定委員会設置要綱に基づき、職員により構成される選定委員会を設置し、評価基準を設定した上で、参加表明書・技術提案書の審査を実施した。

(ウ) 契約金額 1億5339万7800円(変更後の金額、税込)

(エ) 契約期間 2016年4月6日～2017年3月17日

(オ) 業務内容

a 仕様の検討・決定、事業費の積算

技術的基準や発注者の要望により仕様を決定のうえ、工事発注用図面、数量総括表(数量計算書)、積算資料等を作成

b 発注方法の検討、業者選定の基準、評価項目の設定

発注方法に応じた評価項目、評価基準等を設定

c 設計施工一括発注の事業者の募集選定

募集要項等の作成等、競争参加企業から提出された技術資料の分析・整理、技術資料確認事項の整理等を行い、競争参加企業の技術力評価のための審査資料を作成

d 整備事業者選定委員会の運営

学識経験者を含む委員会の運営及び資料作成等

(カ) 変更契約

県と日本設計は、2016年10月27日、委託料を219万7800円(税込)増額し、契約金額を1億5120万円(税込)から1億5339万7800円(税込)とする内容の変更契約を締結した。

「アットリスクCM方式」及び「オープンブック+コストプラスフィー支払い方式」のWTO(世界貿易機関)対象工事(日本国以外の企業も入札に参加できる公共工事)での採用の可否について、本件に詳しい専門家が属する法律事務所への相談業務を事業準備支援業務に追加し、工事公告及び発注図書における表記内容について、同法律事務所に確認してもらうことになったため、愛知県建築設計業務委託契約約款20条に基づき、委託料を増額した。

イ 愛知県大規模展示場建設工事DBアドバイザー業務委託契約

(ア) 概要

県は、日本設計に対し、大規模展示場整備事業(実施設計・施工)に係る実施設計段階における設計監修業務及び工事監理業務を委託した。

(イ) 契約相手 日本設計

契約方法は、いわゆる1者随意契約によっている。その理由は、「本業務は、工期遵守の中で、天候や資材の調達など不測の事態により生じる設計変更や、周辺企業、自治体等との緊密な調整を、総合的かつ迅速に行うことが求められる。このため、本事業の受託者は、本工事の内容や発注者である県の意図、基本設計を熟知していることが必要である。合わせて、本工事は、設計・施工一括発注方式による性能発注であり、要求水準書や技術提案書の内容にも熟知している必要がある。この条件を満たし、本事業を履行できるのは、①株式会社竹中工務店が作成した基本設

計の根幹となる基本計画の策定者であり、②本工事の事業準備支援業務の受託者となり、要求水準書や落札者決定基準を含む入札公告の作成及び事業者から提出された技術提案の審査に携わり、建築工事についての一般的な知識のみならず、本工事の内容や発注者である県の意図、これまでの検討結果を熟知しており、かつ、③設計・施工一括発注方式、アットリスクCM方式、オープnbック・コストプラスフィー方式について、発注段階から検討内容を熟知し、制度設計を行っている、株式会社日本設計中部支社のみである」とのことである。

(ウ) 契約金額 1億6416万円(税込)

(エ) 契約期間 2017年3月1日～2019年8月31日

(オ) 業務内容

a 設計監修業務

工事請負業者が作成する実施設計図書について要求水準書や技術提案書と照合し、設計内容を精査・監修し、専門的見地から助言や支援を行う。

b 工事監理業務

厳格に工程管理、コスト管理を行い、また不測の事態への対応や関係機関との調整を行うことを前提に、工事請負業者が行う工事について、設計図書や要求水準書等に基づいて、主に品質管理の観点から工事監理を行い、設計図書等の求める性能・品質を工事の中で確実に達成させる。

(3) 整備事業者選定委員会

ア 整備事業者選定委員会の設置

総合評価一般競争入札方式の採用に伴い、技術資料について審査及び評価を行うため、愛知県大規模展示場整備事業者選定委員会設置要領(2016年7月5日施行)に基づき、整備事業者選定委員会を設置した。

イ 整備事業者選定委員会の委員

委員長 東京大学生産技術研究所 教授

委員 慶應義塾大学 教授

委員 早稲田大学理工学術院 教授

ウ 整備事業者選定委員会の開催及び落札者決定までの経緯

(ア) 2016年7月12日 第1回整備事業者選定委員会

議 題：事業概要の説明、事業者選定基準の審議

出席者：委員 ー 3名

愛知県政策顧問 ー 1名

事務局(愛知県)一大規模展示場準備室 ー 6名

事業準備支援業務受託者(日本設計) ー 12名

(イ) 2016年9月30日 第2回整備事業者選定委員会

議 題：提案資料の評価

出席者：委員 — 3名

愛知県政策顧問 — 1名

事務局（愛知県）一大規模展示場準備室 — 6名

事業準備支援業務受託者（日本設計） — 14名

（ウ）2016年10月6日 第3回整備事業者選定委員会

議 題：提案資料評価点の決定、県への報告

出席者：文書の持ち回りにより開催

エ 事業者選定委員会への報償

委員に対する報償基準は1回あたり2万9200円、旅費は実費と規定されている（愛知県大規模展示場整備事業者選定委員会設置要領第7条）。

事業者選定委員会に対する報償は、県から支払われた。

（4）整備事業における政策顧問の関与

ア 事業計画、建物の設計・仕様、事業者選定への関与

県は、日本設計に対し、大規模展示場事業準備支援業務委託契約を委託し、日本設計と県との間で仕様の決定、事業費の積算、発注方法の検討、業者選定の基準、整備事業者選定委員会の運営等について定期的に協議を行った。

政策顧問が2016年度に愛知県国際展示場の整備事業に関連して行った活動は、概要次のとおりであった。

政策顧問は、大規模展示場整備事業の準備段階において、整備事業の発注形式、基本設計、事業費、整備事業者選定委員会の委員の選任、建物の設計、工事の仕様、総合評価一般競争入札方式の要求水準等、同整備事業の全般について、県の職員から相談され、助言した。政策顧問が要求水準書、総合評価一般競争入札方式に関すること、技術提案の評価項目をチェックし指摘したときは（「チェック」「指摘」は日本設計の議事録内における表記）、職員は必要に応じて修正した。

日本設計の報告書によると、職員と政策顧問のみによる顧問相談会等において、2016年4月から同年9月の間の5か月間に、政策顧問は職員に11回助言し、職員は政策顧問の助言を日本設計に共有した。また、定例会議では、政策顧問の助言内容や提案、顧問相談会の準備等が議題となった。

さらに、情報共有等のため、職員、日本設計、政策顧問の三者間での打ち合わせ（顧問相談会）が、3回（上記11回に含まれる）行われた。

イ 整備事業者選定委員会への関与

（ア）設置要領の規定

愛知県大規模展示場整備事業者選定委員会設置要領では、委員会の構成につき「委員会は、委員長及び委員をもって組織する」（第3条1項）と規定する。その上で、会議の出席者につき「委員長は、必要があると認めるときは、関係者に対して委員会への出席を求めることができる」（第4条3項）、庶務につき「委員会の庶

務は、愛知県振興部地域政策課大規模展示場準備室において処理する」(第9条)とそれぞれ規定する。

(イ) 政策顧問の整備事業者選定委員会への参加

政策顧問は、全3回の整備事業者選定委員会のうち、第1回及び第2回整備事業者選定委員会に参加した(ただし、第3回整備事業者選定委員会は、文書の持ち回りにより開催された)。

議事概要によると、政策顧問は、委員(3名)、事務局(愛知県、大規模展示場準備室)、事業準備支援業務受託者(日本設計)と並んで、「政策顧問」との肩書で記載されている。

5 特定事業の選定段階について

(1) 特定事業の選定に関する検討

国際観光都市推進事業調査及び大規模展示場整備基本構想調査の結果や基本的考え方と実施方針に対して寄せられた質問・意見等を踏まえて、県内部で検討が行われている。ただし、当初より定量的な評価による検討は行われず、定性的な評価による検討が行われている。

(2) 運営等事業者選定委員会での検討

ア 運営等事業者選定委員会の開催状況

2017年7月7日の特定事業の選定の公表までに、運営等事業者選定委員会は2017年3月9日に第1回、2017年4月4日に第2回、2017年6月29日に第3回が開催されている。なお、第3回については、一部委員の欠席により当日は委員会としては不成立となったため、設置要綱第4条第2項に基づき文書の持ち回りにより開催された。

イ 県からの説明

県へのヒアリングによると、第1回及び第2回の事業者選定委員会での実施方針案の検討において、特定事業の選定に関してもその重要な事項についての検討がなされており、その後大きな変更もなかったことと、運営等事業者選定委員会(第3回)議事概要第4項に「(3) 特定事業の選定について ・事務局から、PFI事業として実施することの妥当性について説明した。」との記載があることなどから、第3回の事業者選定委員会において、特定事業の選定に関する最終的な検討及び確認が実施されたとのことであった。

ウ 第1回及び第2回運営等事業者選定委員会の開催状況

2017年3月9日に第1回、2017年4月4日に第2回が開催されている。資料を確認すると、議題として、実施方針案が取り上げられ、その中には「特定事業の選定に関する事項」も含まれていたが、資料には「特定事業の選定に関する事項(事業内容に関する事項)」と記載されており、事業スキームに関する説明及び検討の資料や議事録が残されているだけであった。この他に「県が自ら事業を実施する場合と

比べ、事業期間を通じて効率的かつ効果的に実施できる」かどうかという観点での説明や検討の記録は見当たらなかった。

エ 第3回運営等事業者選定委員会の開催状況

県からの説明を踏まえ、第3回運営等事業者選定委員会に関する資料を精査したところ、以下のような経緯で開催されている。

(ア) 開催通知

2017年5月31日付で、県から各委員に対し、「第3回愛知県国際展示場運営等事業者選定委員会の開催について（通知）」が送られている。同通知には、委員会の開催日時は、2017年6月29日、委員会の内容は、①実施方針に関する検討と②選定基準に関する検討である旨が記載されていた。この後者②の選定基準とは、優先交渉権者の選定基準のことであり、特定事業の選定とは異なる。

(イ) 2017年6月29日当日

当日までに一部委員の欠席が決まり、委員4名以上の出席という設置要綱第4条第2項の開催要件を満たさなくなったことから、当日は委員会としては不成立となり、設置要綱第4条第2項ただし書に基づき、文書の持ち回りにより開催されることとなった。委員会としては不成立であったものの、当日出席した3名の委員により事実上の検討が行われている。

なお、アドバイザーから提出された愛知県国際展示場運営体制構築支援業務委託業務報告書に添付された資料によると、出席した3名により検討された議事は、選定基準についてと募集要項についての2点であり、配布資料のなかに特定事業の選定に関する公表原案は含まれていなかった。また、当日のやり取りが記録された第3回選定委員会メモには、特定事業の選定に関して、事務局が説明を行った旨の記載はなかった。

(ウ) 文書による持ち回り開催について

持ち回り開催に当たって、各委員から第3回運営等事業者選定委員会への諮問案件意見書が提出された。

同意見書の作成日付は、空欄のものが1通、2017年6月27日付のものが1通、同年6月29日付のものが3通、同年7月6日付のものが2通あった。このうち空欄のものと6月29日付のものうち2通は、2017年6月29日の不成立となった委員会への出席者のものであることから、これらは不成立となった委員会での事実上の検討の際に作成されたものと考えられる。

同意見書の議事に対する可否欄には、議事（１）及び（２）について了承する旨か、議事を特定せずに単に了承する旨のどちらかが記載されている。

議事に関する附帯意見欄に記載があるものは2通であった。それぞれ「6月29日会場にてコメントしたとおり」と「7月6日事務局に対して意見を申し上げた。」との記載であった。

(3) 特定事業の選定の公表

2017年7月7日付で「特定事業の選定について」を県のホームページ上で公表している。概要は次のとおりである。

ア 選定の基準

「本事業を特定事業として実施することにより、県が自ら事業を実施する場合と比べ、事業期間を通じて効率的かつ効果的に実施できること」を選定の基準としている。

イ 評価の方法

「新規整備施設であるため、維持管理運営に関する過去の運営実績や履歴がないこと、また、我が国において、本事業のような大規模な展示施設の運営を国や本県を含む地方公共団体が自ら実施している例はなく、P S Cの収支算定に必要なデータを揃えることができないこと、などから、定量的評価を行わず、定性的評価を行うこと」としている。

ウ 評価内容と結論

大きく以下の3点において効果が認められることから、特定事業として実施することが適切と認め、特定事業として選定している。

(ア) 「産業首都」愛知における産業振興の拠点としての競争力の高い施設運営の実現

(イ) 効率的かつ効果的な施設の維持管理運営

(ウ) リスク分担の明確化による安定した事業運営

(4) 議会の議決（債務負担行為の設定）について

愛知県国際展示場コンセッション事業においては、県は運営権対価を受け取るのみであるため、債務負担行為の設定は行われていない。

6 愛知県国際展示場コンセッション

(1) 事業方式（コンセッション方式）

概要にも記載したとおり、愛知県国際展示場の事業方式は、コンセッション方式が採用され、その設計・建築等に係る整備事業と運営・維持管理等に係るコンセッション事業（以下「本コンセッション」という）を分離して進めた点に特色がある。

(2) 本コンセッションの概要

ア 本コンセッションの特徴

本コンセッションの特徴としては、

① 整備事業とコンセッション事業を分離したこと

② コンセッション方式と指定管理方式を併用し、かつ対象施設を分けて指定したこと

③ 運営権対価を8.82億円とし、プロフィット／ロスシェア方式を採用したこと

④ 需要創造推進業務を担う官民連携組織を組成し、県による同組織運営のための基金を通じた支援・人的支援を行うこと

等が挙げられる。本項では、特に②、③及び④について検討する。

イ 事業の概要

2017年4月に県が公表した「愛知県国際展示場コンセッション実施方針」（同年7月変更版を公表）、及び、同年7月7日に公表した「募集要項」によれば、本コンセッションの概要は、以下のとおりである。

（ア）事業方式

コンセッション方式（PFI法）と指定管理制度（法第244条の2第3項）の併用。

（イ）運営対象施設及び事業場所の概要

- ・対象施設：愛知県国際展示場（駐車場、多目的利用地を含む敷地内）
- ・対象施設の構成：大規模展示場、外構、駐車場、多目的利用地、敷地内通路及び連絡通路
- ・場所：常滑市セントレア五丁目地内（一部 四丁目地内）
- ・面積：約28.7ha

※ 敷地の一部において、将来的に愛知県有料道路運営等事業の公共施設等運営事業者によるホテル建設が予定されている。多目的利用地A及び駐車場の一部を予定しているが、場所、面積、建設時期は共に未定。

※ ホテル建設が具体化した際には、多目的利用地A及び駐車場の形状変化等が想定される。駐車場については、その場合にも、必要となる駐車場台数を確保することを前提とする。また、多目的利用地Aについては、開業から2024年3月31日までの期間に限って運営対象とする。

（ウ）公共施設等運営権の存続期間

- ・運営権の存続期間は、実施契約に定める日に始まり2035年3月31日に満了するものとする。但し、対象施設のうち多目的利用地Aについては2024年3月31日に満了するものとする。

（エ）利用料金の収受と費用負担

- ・運営権者は、「愛知県国際展示場条例（平成28年条例第58号）」で定められた利用料金の範囲内で、利用料金を設定し、自らの収入として収受することができる。
- ・県は、実施契約に特段の定めがある場合を除き、運営権者に対して本事業の実施に要する費用を支払わず、原則として、運営権者が当該費用を負担する。

（オ）業務の範囲

業務範囲は以下の囲み部のとおりとする。愛知県国際展示場の効率的かつ生産性の高い運営の実現に向けて、各業務の具体的な内容について、民間事業者からの提案を求めることとする。

愛知県発の新たな催事の企画・開催や誘致等を推進していくための官民連携による需要創造を図る組織（「官民連携組織」）を組成し、運営権者はこの組織の運営を行うこととする。官民連携組織のあり方についても、民間提案を求めることを予定している。

なお、県は、官民連携組織の運営において、実施する事業等の経費に対する補助（基金）や人的支援を行うことを予定している。

- i) 統括マネジメント業務
- ii) 施設維持管理運営業務
 - ・マーケティング・プロモーション業務
 - ・誘致・営業業務
 - ・予約管理、利用許可、料金徴収等業務
 - ・催事開催支援業務
 - ・施設維持管理業務
 - (i) 建築物保守管理
 - (ii) 設備保守管理
 - (iii) 備品等調達
 - (iv) 備品等保守管理
 - (v) 外構施設保守管理
 - (vi) 警備
 - (vii) 衛生管理・清掃
 - (viii) 総合案内等
 - ・修繕等業務
 - ・渋滞対策、防災・災害対策
- iii) 附帯事業運営業務
 - ・駐車場運営
 - ・飲食・売店等利用者利便施設の運営
 - ・総合保税地域の機能を活用した展示会支援
- iv) 官民連携による需要創造推進業務
 - ・広域的・国際的マーケット・プロモーション、国内外ネットワーク形成業務
 - ・展示会等の催事企画・開催支援業務
 - ・展示会企画・開催業務
- v) 運営権対価
 - ・運営権者は、実施契約の締結後、県に対して、運営権の対価を支払うものとする。
 - ・最低提案価格については8.82億円を予定している。（消費税及び地方消費税については別途支払うものとする。）
- vi) 運営権者
 - ・運営権者については、複数の企業によって構成される企業グループ（以下「応募グループ」という）、又は、単体企業（以下「応募企業」という）により設立された株式会社（以下「SPC」という）とする。
- vii) 民間事業者の提案に基づく事業（任意事業）
 - ・応募企業、及び応募グループの構成企業（SPCへ出資し、本件業務（統括マネジメント業務、施設維持管理運営業務、附帯事業運営業務及び官民連携による需要創造推進業務の総称をいう。以下同じ）を直接受託する法人）、協力企業（SPCには出資せず、SPC又は構成企業から本件業務の一部を受託する法人）、又はこれらが出資する会社（運営権者を含む。）は、自らの提案に基づく事業（任意事業）を、自らの責任と費用で実施する独立採算事業として実施できるものとする。なお、優先交渉権者の選定の過程において、これらの事業に関する提案を受け付け、評価するものとする。

(3) コンセッション方式と指定管理方式の併用

ア 関連法令の整備

2016年12月22日に成立した愛知県国際展示場条例により愛知県国際展示場の事業が設立された。同条例は、第7条で指定管理者による管理の規定を定め、第8条でPFI法の規定する公共施設等運営権を設定することができると規定する。

また、PFI法第13条は、「地方公共団体は、この法律に基づき整備される公共施設等の管理について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定を適用する場合においては、同条第四項から第六項までに規定する事項について、選定事業の円滑な実施が促進されるよう適切な配慮をするとともに、同条第十一項の規定に該当する場合における選定事業の取扱いについて、あらかじめ明らかにするよう努めるものとする。」と規定し、コンセッションの運営権者が当該施設の指定管理者となり得るよう配慮することを求める。

以上の法令に基づき、本コンセッションの運営権者の選定手続が進められた。

イ 運営等事業者選定委員会

2017年2月に施行された愛知県国際展示場運営等事業者選定委員会設置要綱により運営等事業者選定委員会が設置された。運営等事業者選定委員会は、本コンセッション事業の事業者を選定する目的で、①本コンセッション事業の実施方針に関する検討、②特定事業の選定に関する検討、③民間事業者の募集・選定に関する検討、④その他事業者の選定に関し、必要な事項に関する検討をすることを所掌事務とする。

運営等事業者選定委員会の委員は、【図表3-7】のとおりであった。

【図表3-7】運営等事業者選定委員会の委員一覧

区分	所属等
委員長	一橋大学大学院商学研究科教授
委員	西村あさひ所属弁護士
委員	デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー統括パートナー 公認会計士
委員	中京大学経済学部客員教授
委員	愛知県商工会議所連合会専務理事
委員	中部経済連合会専務理事
委員	愛知県振興部長

委嘱期間は、2017年12月までの予定とされ、委員会出席謝金は1万6500円（税込）とされた。

運営等事業者選定委員会は、2017年4月から次の6回開催された。

第1回（2017年3月9日）

第2回（2017年4月4日）

ここでは、事業者選定スケジュール、実施方針（案）、選定基準（案）などが議題とされた。委員会では、本施設とポートメッセなごやとの連携・名古屋市との関係、官民連携業務の位置づけ、運営権対価の試算、多目的利用地とホテル事業との関係、指定管理とコンセッションを併用することなどについて協議された。

第3回（2017年6月29日）

ここでは、選定基準、募集要項が議題とされた。前回の委員会を踏まえて本事業スキームと運営権対価について、①運営業務の構成、②募集スキーム、③事業者のリスク軽減、インセンティブ等、④官民連携組織、⑤基金の活用、⑥運営権対価が資料に基づいて協議された。

また、運営期間（15年）、運営権対価を8.82億円とすること、プロフィットシェア／ロスシェア、基金の原資・基金を財源とする事業、などが協議・確認された。

第4回（2017年12月1日）

本コンセッションの応募者のプレゼンテーションとヒアリング、質疑応答が行われた。

第5回（2017年12月15日）

審査の採点結果、審査結果報告書などが協議された。

第6回（2017年12月20日）

ここでは、審査報告の作成、議事概要について協議された。

運営等事業者選定委員会では、愛知県国際展示場をコンセッション方式と指定管理方式を併用して行うことを前提に本コンセッション事業の内容や運営権者の選定手続が進められた。

(4) 愛知県国際展示場コンセッションの審査・優先交渉権者の決定

ア 優先交渉権者選定基準

本コンセッションの運営権者の優先交渉権者の選定基準は以下のとおりである（募集要項添付資料2「優先交渉権者選定基準」）。

運営権者の選定は、以下の説明により公募型プロポーザル方式がとられた。

1 優先交渉権者選定基準の位置付け

本優先交渉権者選定基準は、愛知県（以下「県」という。）が、愛知県国際展示場コンセッション（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者を競争性のある随意契約の一類型である公募型プロポーザル方式により優先交渉権者として選定するための方法、審査内容、審査項目、評価のポイント、配点等を示したものであり、募集要項と一体のものである。

2 優先交渉権者選定方法の概要

(1) 選定方法の概要

本事業は、国際展示場の維持管理・運営業務等を通じて、民間事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求め、地域経済の活性化等を図るものであり、民間事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定することが必要であることか

ら、PFI事業実施プロセスに関するガイドラインに示される事業者選定フロー及び民間事業者の募集、評価・選定にあたっての基本的な考え方を踏まえ、競争性のある随意契約である公募型プロポーザル方式を採用し、提案を総合的に評価するものとする。

優先交渉権者の選定は、参加資格要件の充足を確認する「資格審査」と、具体的な取組内容、実施時期、対価等を審査し、優先交渉権者を選定する「提案審査」により実施する。

審査は、資格要件を満たした審査参加者に対し提案審査を実施して審査するというもので、提案審査として以下の審査項目（提案を求める項目）を掲げる。

○本事業に係る計画全体に関する事項

- ・本事業の実施の基本方針
- ・本事業全体の事業スキーム及び実施体制
- ・誘致・営業戦略
- ・地域連携・地域貢献、環境配慮
- ・事業計画の妥当性

○維持管理運営業務に関する事項

- ・効率的な施設維持管理
- ・利用者サービス
- ・備品・設備の調達及び修繕・更新計画

○附帯事業運営業務に関する事項

- ・事業内容

○官民連携による需要創造推進に関する事項

- ・業務方針・展開スケジュール
- ・組織体制及び運営方針
- ・広域的・国際的マーケティング・プロモーション、国内外ネットワーク形成業務
- ・展示会等の催事企画・開催支援業務
- ・展示会等企画・開催業務

○開業前準備業務に関する事項

- ・開業前準備（事業範囲には含まれないが、開業後の業務と一体として実施すべき業務であり、提案を受ける）

○任意提案に関する事項

- ・任意提案

○提案金額に関わる審査事項

- ・運営権対価の価格等

イ 審査

2017年12月1日、第4回運営等事業者選定委員会において、提案審査参加者2者（前田・GL events グループとMICE愛知）によるプレゼンテーションとヒアリングが実施された。同年12月15日、第5回運営等事業者選定委員会において審査の結果が出された。2者の採点結果（150点満点）は、104.857点と93

点となり、前田・GL events グループが優先交渉権者に決まり、12月21日に県から公表された。

(5) 愛知県国際展示場コンセッション公共施設等運営権実施契約書

ア S P C の設立

運営権の優先交渉権を得た前田・GL events グループは、2018年1月19日に愛知国際会議展示場株式会社(以下「AICEC」という)の商号でS P Cを設立した(資本金2500万円)。

イ 本事業の実施契約締結

2018年1月17日、県と本事業の優先交渉権者である前田・GL events グループは愛知県国際展示場コンセッション基本協定書を締結した。

2018年3月28日、公共施設等運営権の設定議案が県議会で可決された。

2018年4月27日、県とAICECとの間で、愛知県国際展示場コンセッション公共施設等運営権実施契約が締結された。

(ア) 概要

実施契約書の基本的な内容は、実施方針、募集要項に沿うものである。実施方針、募集要項とは異なる、またはその内容を具体化したものとして、以下の2点が挙げられる。

a 本施設の賃貸に関する規定

実施契約書では第26条に運営権対象施設の一部貸付に関する規定として、以下の規定が設けられた。

第26条(運営権設定対象施設の一部貸付)

- 1 運営権者は、本事業の実施にあたり、法令等の範囲内において、運営権設定対象施設の一部(以下「賃借部分」という)を第三者に貸し付けることができる。
- 2 県と運営権者は、賃借部分について、法令等の範囲内において、別途県が指定する様式による公有財産貸付契約を締結し、運営権者に対して引き渡す。
- 3 (略、運営権者の善管注意義務)
- 4 運営権者は、第1項の規定により賃借部分を第三者に貸し付ける場合には、事前に県に貸し付けの相手方について通知し、第三者への貸付日までに賃貸借契約を締結し、当該契約の写しを県に提出しなければならない。
- 5 前各号に定める場合の他、県は、運営権者に運営権設定対象施設の一部を占有して使用させるために必要と認める場合には、当該部分について、法令等の範囲内において、運営権者に使用を許可し又は貸し付けることができる。

これを前提に県とAICECは、2019年8月29日、県有財産有償貸付契約を締結した。貸与物件は、施設のうちレストラン、カフェスペース、自動販売機コーナー、コインロッカースペース、ビジネスセンターとされ、用途は附帯事業運營業務の実施の用に供することと定められた。貸出期間は、2019年8月30日から2024年3月末日まで。以後、5年間自動更新し、貸出期間の限度を2035年3月31日とする。賃料は、上記貸与物件の売上高に貸付

料単価（レストラン・カフェスペースは５％、自動販売機コーナー、コインロッカーコーナー、ビジネスセンター：１０％）を乗じた金額とされた。

上記県有財産有償貸付契約をうけ AICEC は、２０２３年３月２０日に定期建物賃貸借契約（フードコート）を締結し、２０２３年３月２９日に定期建物賃貸借契約（売店）を締結した（２０２４年１２月現在）。

b 形状変更対象の変更

実施契約書案の第２７条では、駐車場及び多目的利用地について、将来のホテル建設に備えて形状変更されることがあると規定するが、実施契約書第２７条では多目的利用地が除外され駐車場だけとされた。ちなみに本コンセッション運営権者選定の募集要項添付資料の要求水準書には次のように記載され、募集時から駐車場及び多目的利用地Ａを形状変更の想定対象とした。

- ・多目的利用地（※）は、屋外展示等の利用のため平面貸しを行う施設である。この多目的利用地及び駐車場の敷地の一部において、将来的に愛知県有料道路運営等事業の公共施設等運営事業者によるホテル建設が予定されており、具体的な位置、面積、建設時期は共に未定である。
- ・ホテル建設が具体化した際には、駐車場及び多目的利用地の形状変化等が想定される。

(6) 指定管理者の指定

運営権は、管理者等が有する施設所有権のうちから、公共施設等の運営等を行い利用料金を収受する（収益を得る）権利を切り出したものとされる。運営権は、対象施設を第三者に利用させる権限を含まないと考えられるので、運営権者が対象施設を第三者に利用させて収益を得るには、対象施設を所有する自治体から指定管理者の指定を受けることを要する。

愛知県国際展示場条例第７条は、本施設の利用許可等の管理に関する業務を指定管理者に管理させることができると規定し、実施契約書第２３条は本施設を指定管理者に同条例第７条の業務を行わせることができると定め、愛知県国際展示場管理募集要項は、本施設の指定管理者の申請資格を「県との間で愛知県国際展示場に係る公共施設等運営権実施契約を締結した特別目的会社（ＳＰＣ）」と定める。このように本施設の指定管理者の資格は、任意指定とされた（指定管理者による公の施設の管理に関する条例第４条）。

本施設の運営事業者となった AICEC は、この枠組みの中で本施設の指定管理者となった（２０１９年３月２６日、県と AICEC は「愛知県国際展示場の管理に関する基本協定」を締結）。なお、本指定管理においては、県は AICEC に対し、指定管理料を支払わないと規定された（同基本協定第８条）。

実施契約書第２３条第１項は、「県は、施設設置管理条例第７条に基づき、運営権者を運営権設定対象施設に係る指定管理者に指定し、運営開始日以降、運営権設定対象施設について施設設置管理条例第７条各号の業務を行わせる」と規定する。本施設の指定管理の対象施設は、運営権の及ぶ範囲に限られる。すなわち、本事業では多目的利用地

とそれ以外の施設に分けられ運営権が及ぶので、指定管理の期間も運営権の期間に対応して、多目的利用地は2024年3月31日まで、それ以外の施設は2035年3月31日までとなる。

多目的利用地一部の運営権の期間は2024年3月31日で終了した。同年4月1日以降もこれまで同様に利用に供することができるようにするため、公共施設等運営権者として行っていた施設の維持管理等の業務及び利用料金の収受等を指定管理者として行うことができるようにする愛知県国際展示場条例の一部改正の条例案を2023年2月定例県議会に提案し、2023年3月20日に県議会で可決された。

県は上記一部改正条例施行後、AICECに公共施設等運営権者として行わせていた施設の維持管理等の業務及び利用料金の収受等を指定管理者として行わせる等のため、AICECと愛知県国際展示場の管理に関する基本協定に係る変更協定書を締結した。

その結果、多目的利用地については、2024年4月1日から指定管理によりAICECが引き続き管理している。そして、多目的利用地において、AICECは県に指定管理者納付金を支払うことが定められ（上記変更協定書第8条）、管理による利益も生じている（【図表2-9】【図表2-10】指定管理者納付金参照）。

(7) 運営権対価を8.82億円としプロフィット／ロスシェア方式を採用したこと

ア 概要

「愛知県国際展示場コンセッション実施方針」、「愛知県国際展示場コンセッション募集要項」において、本コンセッション事業の運営権対価の最低提案価格は8.82億円（税別）と設定され、実施契約において運営権対価は8.82億円（税別）となった。これにより、運営権者は本施設から得られる収入を収益とすることができるようになった。

イ 運営権対価及びその算出方法

内閣府の公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドラインによれば、運営権対価及びその算出方法は次のとおり説明されている。

2-1. 運営権対価とは

- (1) 運営権は、管理者等有する施設所有権のうち、公共施設等の運営等を行い利用料金を収受する（収益を得る）権利を切り出したものである。
- (2) 運営権は、他のみなし物権と同様、管理者等により設定されるものである。
- (3) PFI法第20条の規定等により費用を徴収する場合に、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則（平成23年内閣府令第65号。以下「施行規則」という。）第6条第1号の規定等に基づき、あらかじめ実施契約において管理者等・運営権者間で定めた金額である。
- (4) 管理者等による運営権者からの費用の徴収は、PFI法第20条に規定する公共施設等の整備等に要した費用に限定されるものではない。
- (5) 運営権対価は実施契約において管理者等と運営権者が定めた価格であることから、その価格は一に定まると考えられる。したがって、運営権対価は固定価格と考えられる。
- (6) 管理者等と選定事業者の合意により運営権対価を徴収しないとすることもあり得る。
- (7) 運営権対価の支払い方法・時期については、管理者等及び運営権者の合意により決定する。

(8) 運営権対価とは別途に、実施契約の中にプロフィットシェアリング条項等を設けることが考えられる。

2-2. 運営権対価の算出方法

- (1) 運営権対価の算出方法は、運営権者が将来得られるであろうと見込む事業収入から事業の実施に要する支出を控除したものを現在価値に割り戻したもの(利益)を基本とし、各事業のリスクや優位性等を勘案し、運営権対価の割引、上乘せ等による調整や運営事業に付随して管理者等から売払いを受ける施設や物品等の購入金額を控除した金額等の合理的な手法が考えられる。
- (2) リスクは可能な限り金額に換算し算入する。例えば、需要変動リスクや運営等のコスト等の上昇リスクの分析、必要となる保険料の見積もりの活用等が考えられる。

運営等事業者選定委員会の資料によれば、本コンセッションの対価については、新規施設であり、利用実績のない状況からのスタートであり、当初の運営事業者の需要リスクを軽減することが必須であるとされ、リスク軽減策として次の方策をとることとされた。

- ・開業当初は運営面に対する県の支援の導入を検討。
- ・6年目以降は官民による適切なプロフィットシェア／ロスシェアを導入。
- ・当初想定 of 成長カーブについては5年後に実態を踏まえて見直し、その後5年ごとに見直す。

また、運営権対価の試算では、均衡稼働率を25%と設定し、初年度稼働率15%から始まり4年目以降の稼働率を25%を前提として収入見込み額を試算した。そのうえで、本事業は5年目までは収支の安定しない初動期であり、事業安定化に向けた支援期間としての対価の算定から除外(試算では5年間トータルで0.2億円の赤字(赤字約2.6億円、黒字約2.4億円)と想定し、6～15年目の収支差額(年約1.2億円)の合計を現在価値に割り戻して算出した結果、運営権対価を8.82億円(税別)と算出した。

ウ プロフィットシェア／ロスシェア

本コンセッション事業の運営権対価は、本コンセッション事業が開業3年目までは赤字が続くことを想定して算定された。他方、開業6年目以降については、想定した収支を超えた部分については、利益と損失を県と運営権者が負担し合うというプロフィットシェア／ロスシェア方式が採用された。想定した収支との乖離の幅(バンド幅)を±15%とし、バンド幅以内は運営権者、バンド幅を超えた部分は本県の取り分(負担)とする。プロフィットシェア／ロスシェアは、実施契約書(追加分)(2020年4月1日締結)において規定された。

(8) 官民連携による需要創造推進業務

ア 官民連携組織

(ア) 要求水準書

本事業は官民連携による需要創造推進業務を行うことを一つの大きな柱とした。実施契約締結時の要求水準書は、文言や表現の修正がされたとされているが、監査

においてその経過は確認できていない。以下、実施契約書と一体となる要求水準書の内容は、県の説明に基づくものであることを前提に述べる。

① 基本方針

実施契約書の「要求水準書」には、官民連携による需要創造推進業務を挙げる。その基本方針は、次のとおりとされた。ちなみに、募集要項の要求水準書では、官民連携組織が実施を予定する業務として、民間事業者（運営権者）からの提案を求め、「見本市・展示会に関する広域的・国際的なマーケティング・プロモーション、国内外ネットワーク形成」、「展示会等の催事企画・開催支援」、「展示会等企画・開催」が予定されていた。

基本方針

- ・ 本県の産業集積・特性を活かし、見本市・展示会の開催を通じた新たな交流による新産業の創出や既存産業の充実など、当地域の産業振興・経済発展に資するためには、海外へ向けた地域プロモーションを積極的に行うとともに、見本市・展示会をはじめとした国内外からの出展者や来場者等を集める催事の企画や実施等の取り組みを、官民が一体となって戦略的に取り組むことが必要不可欠となる。
- ・ そのために、本施設を拠点として、愛知県発の新たな催事の企画・開催や誘致等を推進していくための官民連携による需要創造を図る組織（以下「官民連携組織」という。）の組成を図る。
- ・ 官民連携組織においては、以下の事業を実施する。
 - ・ 地域プロモーション事業
 - ・ DMC 事業
 - ・ 展示会等企画・開催事業
- ・ 官民連携組織の運営及び実施事業に係る経費に対して、期間を限定して支援することを予定している。詳細については、募集要項の別紙4「展示会産業振興基金（仮称）について」及び別紙5「基金からの支援等の基準について」に示す。
- ・ 官民連携組織の運営に関しては、「展示会等企画・開催」等による収入の確保により、早期に独立採算による事業運営が可能となることを目指す。
- ・ 官民連携組織には、県職員も専任職員として配置することができる。人的支援の規模（人数等）については、業務内容（業務量等）を踏まえ、調整するものとする。

② 主な業務

官民連携組織が担う業務として、次のとおりとされた。ちなみに、募集要項の要求水準書においては、業務内容として、アでは「地域プロモーション事業」という表記ではなく、「広域的・国際的なマーケティング・プロモーション、国内外ネットワーク形成」と表記されていた。また、イでは、「DMC事業」という表記ではなく、「展示会等の催事企画・開催支援」と表記されていた。県へのヒアリングよれば、両者は同義とのことである。

業務内容

ア. 地域プロモーション事業

- ・ 本施設及び愛知県内で開催する見本市・展示会等の開催情報の発信、及び本施設を活用した催事の企画・誘致を促進するため、地域プロモーション活動を実施する。
- ・ 地域プロモーションの推進にあたっては、県と運営権者、関係団体等との連携・協議により定められた政策・方針に基づくこととし、県、運営権者、関係団体等との協議のうえでプロモーション計画を策定し、県の承認を得る。

- ・プロモーション計画においては、対象とするターゲットやターゲットに訴求するためのプロモーションに係る事業計画、県との役割分担、期待される効果等を体系的にとりまとめたものとする。
- ・プロモーション計画に沿った各種事業等を実施するとともに、実施の成果や効果を検証し、適切な改善を図る。
- ・国際見本市連盟（U F I）へ加盟するとともに（日本以外の会員から推薦については県がバックアップする）、見本市・展示会、国際会議等に関する、国際的な業界団体や企業、施設運営事業者等との連携・ネットワークの構築を図り、国外の催事開催や誘致等に関する情報収集や誘致・企画に努める。
- ・必要に応じて、国や周辺自治体との連携・協力を図る。
- ・その他、業務推進のための具体的な方策等については、運営権者からの提案に基づいて実施する。

イ．DMC事業

- ・本施設を利用して、見本市・展示会等の催事を企画・開催しようとする事業者等に対して、官民連携組織が適切な支援を行うことによって、愛知県初の見本市・展示会の創造や発展を促進する。
- ・本業務の推進にあたっては、催事を企画・開催しようとする事業者等の課題やニーズを把握したうえで、適切な支援業務の内容を検討・設定することが重要となる。支援業務の検討方法やその具体的な内容については、運営権者からの提案に基づき、県や関係団体等との協議のうえで、定めるものとする。

ウ．展示会等企画・開催事業

- ・県や関係団体等との連携・協力のもと、本県の産業集積・特性を活かした愛知県として戦略的に展開すべき見本市・展示会等の催事の企画・開催を行う。
- ・見本市・展示会等の催事のテーマや開催概要、開催回数等については、県と運営権者、関連団体等との連携・協議により定められた政策・方針に基づくこととし、県と運営権者、その他関連団体等との協議のうえで決定する。
- ・展示会等企画・開催については、官民連携組織と運営権者との共催により、実行委員会方式等によって開催することを原則とし、双方が展示会等企画・開催に係る費用負担を行い、双方にて収益配分を行うものとする。
- ・本施設において企画・開催する見本市・展示会については、1回又は数回開催程度の催事ではなく、将来的にも本施設において継続的に開催し、収益性のある事業として成長させていくことを目指す。
- ・催事の企画・開催にあたっては、県や関連団体等との協議のうえ、官民連携組織及び運営権者が催事開催計画を策定する。催事開催計画においては、開催目的、催事内容、催事開催の方式、動員計画、販促計画、収支計画、資金調達計画、主体間の役割分担、スケジュール、期待される効果等を取りまとめる。催事開催に関する費用や収益等の関係者間の配分方法等について、催事開催計画において定める。
- ・催事開催計画を踏まえて、官民連携組織、運営権者、県、関連団体等の適切な役割分担のもと、催事の準備・開催を実施する。
- ・催事開催後には、実施の成果や効果を検証するとともに、次回の催事開催に向けた適切な改善を図る。
- ・企画・開催する催事については、基本的には将来的にわたり継続的に開催することを前提とするが、出展者や来場者のニーズの変化や周辺環境・外部環境の変動に対応して、必要に応じて催事テーマや開催内容の見直し等を行うこととする。
- ・実施事業に係る経費に対して、期間を限定して支援することを予定している。詳細については、募集要項の別紙4「展示会産業振興基金（仮称）について」において示す。

ちなみに、募集要項の要求水準書では、イの「展示会等の催事企画・開催支援」の内容として、次のとおり記載されていた。

イ. 展示会等の催事企画・開催支援

- ・本施設を利用して、見本市・展示会等の催事を企画・開催しようとする事業者等に対して、官民連携組織が適切な支援を行うことによって、愛知県初の見本市・展示会の創造や発展を促進する。
- ・本業務の推進にあたっては、催事を企画・開催しようとする事業者等の課題やニーズを把握したうえで、適切な支援業務の内容を検討・設定することが重要となる。支援業務の検討方法やその具体的な内容については、民間事業者からの提案に基づき、県や関係団体等との協議のうえで、定めるものとする。
- ・以下には、支援業務の例を挙げているが、具体的な事業内容については民間事業者からの提案を求める。

(ア)主催事業者に対する催事の企画提案活動の推進

- ・県や市町村、関係団体等との協議のうえで、本施設にて成立可能性のある見本市・展示会等の催事テーマや開催内容を検討のうえ、主催事業者に対して企画提案活動を実施する。

(イ)催事企画者に対するヘルプデスクの設置

- ・主催事業者における催事企画担当者を対象に、本施設における催事企画・開催に関する相談や依頼等を引き受けるワンストップのヘルプデスクを設置する。

(ウ)主催事業者・出展者に対するサポートサービスの提供

- ・主催事業者や出展者に対する有料のサポートサービスを提供する。
- ・例えば、県や経済団体等が有する企業のネットワーク等を活用した顧客開拓の支援、催事企画・開催等に伴う一部業務の代行（広報・宣伝や会場設営等の支援等）、出展者に対する支援（出展ブースの企画・設営等）等が想定される。

また、ウの「展示会等企画・開催事業」では、募集要項の要求水準書に記載のなかった次の内容が、新たに記載された。

- ・展示会等企画・開催については、官民連携組織と運営権者との共催により、実行委員会方式等によって開催することを原則とし、双方が展示会等企画・開催に係る費用負担を行い、双方にて収益配分を行うものとする。

③ 運営組織・体制

官民連携組織の運営体制として、次のとおりとされた。

運営組織・体制

- ・上記の業務を推進するための官民連携組織を設置する。
- ・官民連携組織の組織形態については、運営権者提案書において提案されている一般社団法人をSPC外に設置する案を基本として、業務内容の詳細検討や県による関与のあり方（人材派遣等）の検討を踏まえたうえで、県と運営権者との協議によって確定するものとする。
- ・官民連携組織については、以下の各項目を前提とする。
 - ・県と運営権者、及び関連団体等との連携・協議により定められた政策・方針に基づき、その政策・方針の実現を目的とし組織とする。
 - ・施設維持管理運営業務及び附帯事業運営業務との連携・一体的な運用によって効率的かつ効果的に業務の推進を可能とする。
 - ・統括マネジメント業務、施設維持管理運営業務、附帯事業運営業務、及び任意事業との会計区分を明確化する。
- ・官民連携による需要創造推進業務に係る県（基金）からの負担金については、官民連携組織がこれを収受する。
- ・官民連携組織においては、各業務の実施に必要な専門知識や経験、資格を備えたスタッフを配置するとともに、県や関連団体等と柔軟な連携がとれる体制を構築する。
- ・組織形態等の確定後、県と運営権者との間で、官民連携組織の組織形態や組織構成、業務内容、官民の役割分担等を定めた協定（官民連携による需要創造推進業務に関する協定（仮））を締結するものとする。

④ 県の役割

官民連携組織における県の役割として、次のとおりとされた。

県の役割

- ・官民連携組織の運営及び実施事業における県の役割は以下を想定している。
 - ・官民連携組織の運営及び事業に対する基金を通じた支援
 - ・(必要に応じた) 人的な支援
 - ・県が主導する催事の企画・調整
 - ・国家的な催事の誘致
 - ・知事の海外渡航に合わせたトッププロモーション
 - ・国や関係機関との連携・調整
 - ・地元市町村との連携・調整
 - ・地元企業や経済団体等への働きかけ
 - ・国内外の現地事務所を通じた情報収集等
 - ・その他
- ・具体的には、運営権者からの提案に基づき、県と協議のうえで定めるものとする。

このように本コンセッション事業は、民間事業者のノウハウを有効かつ適切に活用して、愛知県国際展示場を適切に運営することだけでなく、官民連携による需要創造推進業務という業務を一つの大きな柱にした点に他のコンセッション事業とは異なる特徴を有している。

(イ) 実施契約

県と AICEC が締結した実施契約の「第 6 章 官民連携による需要創造推進業務」では、官民連携による需要創造推進事業の組織・活動を以下のとおりとした。

第 40 条 (官民連携による需要創造推進業務の組織)

- 1 官民連携による需要創造推進業務を行う組織(以下「官民連携機構」という。)の法形式及び形態は、運営権者提案書に記載の案を基本として、官民連携による需要創造推進業務の内容及び県による関与のあり方(人材の派遣等を含む。)に関する検討を踏まえて、県と運営権者が、協議の上、合意により、これを定めるものとする。
- 2 前項に基づき官民連携組織の法形式及び形態を定めるにあたり、県及び運営権者は、次の各号に定める事項を実現するよう努め、必要に応じて、次の各号に定める事項を実現するための官民連携組織の内部規則を定め、協定書を締結するものとする。(2 項各号並びに 3 項及び 4 項は、省略)
- 5 第 1 項に基づき官民連携組織の法形式及び形態が確定した後、県と運営権者は、官民連携組織の法形式及び形態、組織の構成、業務の詳細、県及び運営権者の役割分担等必要な事項を定めた協定書を、協議の上、合意により締結するものとする。

第 41 条 (官民連携による需要創造推進業務の実施)

運営権者及び県は、事業期間中、本契約に別段の定めがある場合を除き、本契約、要求水準書、募集要項等及び運営権者提案書に定める条件に従い、運営権者及び県の適切な責任及び費用の分担のもと、官民連携組織をして、官民連携による需要創造推進業務を実施させなければならない。

(ウ) 優先交渉権者の提案内容

本運営権の優先交渉権者である前田・GL events グループは、本コンセッションの審査参加の提案書において、官民連携事業のスキームとして

- 官民連携組織は S P C から独立、県職員の出向、会員や寄付を募ることが可能な組織とする (一般社団法人、任意団体など)。

● 自治体の観光関連部門や業界団体と積極的に連携

の2点を挙げる（「前田・GL events グループ」提案のポイント）。

(エ) 官民連携組織の協議～Aichi Sky Expo 活性化推進機構の設立

a 管理WGでの協議

本コンセッション事業の実施契約の締結に向けて2018年1月から前田・GL events グループ（のちのAICEC）と県との間で管理WG、運営WG、整備WGの3つの協議会が開かれた。議事録を見る限り、官民連携組織に関する協議は管理WGでなされている。以下、管理WGにおける官民連携組織に関する協議に関してピックアップする。

(a) 第1回管理WG（2018年1月5日）

議題「官民連携事業に係る確認事項の提示」

- ・事業内容と収支計画については不明確であることから、提示した様式に従い、想定する収入・支出の項目を作成。他

(b) 第2回管理WG

議事録がないため官民連携組織の協議の有無・内容は不明。

(c) 第3回管理WG（2018年1月12日）

議題に(2)官民連携事業が挙げられているが、議事録には何も記録がないので、協議の有無・内容は不明である。

(d) 第4回管理WG（2018年1月17日）

議題「5 官民連携事業について」

(主な検討課題)

- ・官民連携事業の概要について、各者が共通認識をもち、今後の協議を実施。
- ・官民連携事業について、県が当初想定していた利益追求型の組織とするのか、提案されたSPCの活動に対する支援組織とするのか、大枠を決定。

(e) 第5回管理WG（2018年1月31日）

官民連携組織について要求水準を変更することに関し協議された。

(f) 第6回管理WG（2018年2月7日）

ここでは専ら官民連携組織について協議がなされた。

(主な検討課題)

- ・官民連携に関しては、戦略委員会、PPP組織、SPCの3つの階層を想定しており、PPP組織については県からの支援を必要とするとの想定。
- (1) 戦略委員会（県や関連団体が関与して、方向性を決める）
- (2) PPP組織（①県の政策及び国際的な地域プロモーション、②SPCのサポート、③戦略に合致し、公共性が高いと判断した催事に関して、事業計画を踏まえてリスクシェア等を検討する（最終的意思決定は県とする））

(3) S P C (催事の誘致、企画・主催)

- ・ P P P 組織に対する県の支援については制度設計等も必要となる。今後とも協議を進めることとする。

(g) 第 7 回管理 W G

議事録がないため不明。

(h) 第 8 回管理 W G (2 0 1 8 年 2 月 2 2 日)

官民連携組織は、議題・議事内容に挙げられていない。

(i) 第 9 回管理 W G (2 0 1 8 年 3 月 2 3 日)

官民連携組織は議題には挙げられていない、議事内容には次に記述がある。
(議事内容)

P P P 組織については、契約書を作成する必要がある、スキームについては可能な限り早く固めたいと考えている。

(j) 第 1 0 回管理 W G (2 0 1 8 年 3 月 1 4 日 (火))

なお、議事録には第 1 0 回管理 W G の日付を 3 月 1 4 日 (火) と記載されているが、2 0 1 8 年 3 月 1 4 日は (水) であり、第 9 回管理 W G が同年 3 月 2 3 日に開催されたことから、第 1 0 回管理 W G の開催日は誤記である。

(主な合意事項)

- ・官民連携については「共催型」とする。

b Aichi Sky Expo 活性化推進機構の設立

2 0 1 9 年 3 月 1 9 日、Aichi Sky Expo 活性化推進機構の設立総会が開かれ、Aichi Sky Expo 活性化推進機構規約及び同機構の設立が承認された。同設立総会には、県から 3 名の職員 (振興部長、振興部次長、振興部国際展示場準備室長)、AICEC から 2 名の社員 (代表取締役、取締役副社長) が出席した。

上記規約には、同機構の目的を「関係者間の連携を図り、地域を挙げて、Aichi Sky Expo (愛知県国際展示場) を活用した展示会産業の活性化を図ることを目的とする」と定め (第 2 条)、「機構の運営に必要な経費は、負担金及びその他の収入をもって充てるものとする」と定める (第 9 条)。

イ 展示会産業振興基金

(ア) 基金の概要

2 0 1 9 年 3 月 2 2 日、展示会産業振興基金条例が成立した。本基金の設置目的は「展示会産業の振興に必要な財源を確保する」ことである (同条例第 1 条)。

具体的には同基金は、AICEC の開業 5 年目までの赤字補填と官民連携組織の経費負担金に支出するための財源であり、募集要項 (2 0 1 7 年 7 月) 別紙 4 - 1 「展示会産業基金 (仮称) について」には次のように述べられている。

展示会産業振興基金（仮称）について

1 基金の目的

- 当地域は、製造業を中心とした産業集積があり、展示会開催地としての高いポテンシャルを有するにもかかわらず、これまで展示会産業が活発ではなかった。
- 今般、新たに国際展示場を整備すること、及び運営にコンセッション方式を導入し民間のノウハウ活用が期待されることから、これを契機に当地域における展示会産業の活性化に取り組む。
- コンセッションの導入により、運営権対価収入が県にもたらされるため、これを原資として基金を設置し、上記取組みの財源とする。

2 基金の名称

展示会産業振興基金（仮称）

3 基金の原資

- (1) 運営権対価（基準額 8 億 8,200 万円、消費税等込 9 億 5,256 万円）
- (2) プロフィットシェアによる県の収入

4 基金を財源とする事業の概要（詳細は別紙 4 -2）

- (1) 開業 5 年度目までの維持管理運営事業負担金（事業安定化支援）・・・ア
運営権者に生じた赤字額相当（維持管理運営事業及び附帯事業運営業務に係るもの）を負担。
- (2) 官民連携組織運営負担金
 - ①自主催事立上げ資金・・・イ
開業 5 年度目までの赤字額相当を負担。
 - ②地域プロモーション事業、DMC 事業経費・・・ウ
運営権の全期間にわたり、当該事業の経費を負担。（DMC 事業の収益分を除く）

	開業 5 年度目まで	6 年目以降
官民連携による需要創造	イ 自主催事立上げ資金	－
	ウ 地域プロモーション事業、DMC 事業経費	
事業安定化	ア 赤字補てん	（ロスシェア）

5 枠の設定（基金の各事業への割当）

以下の配分を基準に提案（税込金額）すること。

事業安定化には 30%以上を配分すること。

	開業 5 年度目まで	6 年目以降
官民連携による需要創造	運営権対価の 70%	
事業安定化	運営権対価の 30%	

また、募集要項（2017 年 7 月）別紙 4 - 2「基金を財源とする事業の詳細」には次のように述べられている。

「基金の財源としては、運営権対価及び県への帰属分（プロフィットシェア分）等を充当することを想定している」として、基金の設置を予定し、基金を財源とする事業は、①開業 5 年目（2024 年 3 月 31 日）までの維持管理運営事業負担金（事業安定化支援）と②官民連携組織運営負担金とされる。

このうち②官民連携組織運営負担金は官民連携組織に対する支払いであり、負担の範囲は、

- i) 地域プロモーション業務に要する経費
- ii) DMC 事業に要する経費から、同事業からの収入を除いたもの
- iii) 展示会等企画・開催業務に要する経費から、同業務によって得られる収入を除いたもの

(イ) 県と AICEC の契約

県と AICEC は、2020 年 4 月 1 日、展示会振興基金の財源、官民連携に関する負担金、事業安定化支援などについて、実施契約書（追加分）を締結した。

実施契約書（追加分）第 5 章の記載は次のとおりである。

第5章 官民連携による需要創造推進業務に関する負担金

第7条（展示会等催事企画・開催事業資金の負担）

第1期中期中の各事業年度において、実施契約第43条（官民連携による需要創造推進業務の業務計画書）第1項に基づき県の確認を受けた官民連携による需要創造推進業務に係る業務計画書及び年度業務計画書において、展示会等の催事企画・開催事業として記載された業務に関し、官民連携組織の損益の計画値が負の値（その絶対値相当額を、以下「展示会等催事企画・開催事業資金（概算額）」という。）である場合、県は、本基金関連法令及び本基金関連予算に従い、官民連携組織に対し、展示会等催事企画・開催事業資金（概算額）を支払うものとする。また、当該事業年度において、当該損益の実績値が展示会等催事企画・開催事業資金（概算額）と異なる場合、県及び官民連携組織は、本基金関連法令及び本基金関連予算に従い、その差額を、当該事業年度の翌事業年度の4月末日又は県及び運営権者が別途合意する期限までに精算するものとする。

7 事業の実施、事業の監視等段階について

(1) 事業の実施について

ア 事業の実施状況

本事業は、2015年8月から開始され、2019年8月より開業している。なお、多目的利用地Aはコンセッション方式に基づく運営期間の終期を2024年3月末に迎え、同年4月以降も指定管理者制度により継続的にAICECが管理することとなり、同社の収益源の安定化とともに、施設利用者の利便性の維持が図られている。

イ 業務の範囲

運営権者の業務範囲は以下のとおりとされ、愛知県国際展示場の効率的かつ生産性の高い運営の実現に向けて、各業務の具体的な内容について、運営権者からの提案を求めることとされている。

ア 統括マネジメント業務

イ 施設維持管理運営業務

（ア）マーケティング・プロモーション業務

（イ）誘致・営業業務

（ウ）予約管理、利用許可、料金徴収等業務

（エ）催事開催支援業務

（オ）施設維持管理業務

建築物保守管理、設備保守管理、備品等保守管理、設備・備品等調達、外構施設保守管理、警備、衛生管理・清掃、総合案内等

（カ）修繕等業務

（キ）渋滞対策、防災・災害対策

ウ 附帯事業運営業務

（ア）駐車場運営

（イ）飲食・売店等利用者利便施設の運営

（ウ）総合保税地域の機能を活用した展示会支援

エ 官民連携による需要創造推進業務

（ア）地域プロモーション事業

（イ）DMC事業

（ウ）展示会等企画・開催事業

このほかに、SPCの構成企業、協力企業、又はこれらが出資する会社（運営権者を含む。）は、運営権者提案書に基づき、自らの提案に基づく事業（任意事業）を、

自らの責任と費用で、事業区域の内外を問わず、実施する独立採算事業として実施できるものとされている。

(2) 事業の監視等(ガバナンス体制)について

事業のガバナンスの維持を図るため、運営権者は、月、四半期、年の単位ごとに各業務の進捗状況等に関するセルフモニタリングを行い、さらに県によるモニタリングを受けることとされている。このほかに、外部統制の仕組みとして、有識者による第三者機関が設置され、中立的・専門的な視点から助言等を受けることとされている。

(3) 第三者機関会合、協議会、連絡会議、事業調整会議

ア Aichi Sky Expo 活性化推進機構

(ア) 設立の経緯等

関係者間の連携を図り、地域をあげて愛知県国際展示場を活用した展示会産業の活性化を図ることを目的に、2019年に設立された任意団体である（以下、単に「機構」という）。

この官民連携組織である機構は、設立総会において Aichi Sky Expo 活性化推進機構規約（案）が了承されたことをもって設立となっており、その前段階としては、県と運営権者である AICEC との間で、官民連携組織を任意団体として設立することについて事実上の同意がなされているとのことである。法人ではなく任意団体として設立された主な理由は、法人を設立する場合に必要な組織体制、定款や予算等の検討ができていないこと、当時想定された官民連携事業の内容は法人でなくとも任意団体で実施可能であること、将来的に法人化することは可能であること、法人と比して設置・運営に必要なコストや事務量が少なく、任意団体の場合、組織体制等の見直しが容易であること、などが挙げられている（愛知県国際展示場準備室作成の「平成31年度（2019年度）における官民連携事業のあり方について（案）」）。

この点、要求水準書においては、官民連携組織の運営組織・体制について、「・組織形態等の確定後、県と運営権者との間で、官民連携組織の組織形態や組織構成、業務内容、官民の役割分担等を定めた協定（官民連携による需要創造推進業務に関する協定（仮））を締結するものとする」とされている。

事業者選定段階の要求水準書においては、運営権者は官民連携組織の運営を行うとされ、県は、官民連携組織の運営において、実施する事業等の経費に対する支援や人的支援を行うこととしていた。

(イ) 機構の運営

機構の運営は、Aichi Sky Expo 活性化推進機構規約に基づいてなされ、その概要は以下のとおりである。

- ① 事業として、地域プロモーション事業、催事開催支援事業、展示会等企画・開催事業、その他第2条の目的（関係者間の連携を図り、地域を挙げて、Aichi Sky Expo（愛知県国際展示場）を活用した展示会産業の活性化を図ること）を遂行するために必要な事業を行う。
- ② 構成団体は、愛知県及び愛知国際会議展示場株式会社とする。
- ③ 役員として会長2名、監事1名を置き、会長は愛知県観光コンベンション局長及び愛知国際会議展示場株式会社代表取締役とする。
- ④ 機構の事務を処理するため、愛知県観光コンベンション局国際観光コンベンション課国際展示場室に事務局をおき、事務局員は同室員とする。
- ⑤ 機構に総会をおき、規約の制定及び改廃、事業計画及び収支予算の決定、事業報告及び収支決算の承認、その他会長が必要と認める事項等の議決を行う。
- ⑥ 総会は、会長が招集して毎年1回開催し、議長は総会を招集した会長が担う。
- ⑦ 総会の議決は、出席した構成団体の過半数の賛同により決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- ⑧ 機構の運営に必要な経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。
- ⑨ 機構は、愛知国際会議展示場株式会社が愛知県国際展示場の公共施設等運営権を失った場合には、解散する。

このほか、機構の運営に関連する細則としては、以下のものがある。

- ・Aichi Sky Expo 利用促進補助金交付要綱
- ・Aichi Sky Expo 活性化推進機構事務処理規程
- ・Aichi Sky Expo 活性化推進機構広告媒体取扱要綱
- ・Aichi Sky Expo 活性化推進機構広告掲出基準
- ・Aichi Sky Expo 需要創造会議開催要領
- ・Aichi Sky Expo 活性化推進機構事務局指名審査会設置要綱
- ・Aichi Sky Expo 活性化推進機構事務局の支払い調書作成事務、源泉徴収及び給与支払い報告書作成事務における特定個人情報等の取扱要領

（ウ）機構の収入

機構の収入の大部分は県負担金であるところ、県負担金の原資は、運営権対価が原資となる基金である。この基金は、地方自治法第241条に規定される基金であり、県の展示会産業振興基金条例に基づいて設置されている。同条例第6条には、「基金は、展示会産業の振興のための財源に充てるときに限り、処分することができる」とされ、同条に基づき、機構の収入に充てられている。

（エ）2023年度の事業実績

地域プロモーション事業として、県産品PRコーナーの実施、広告記事掲載がある。

催事開催支援事業として、Aichi Sky Expo 利用促進補助金の交付、広告媒体の運用、Aichi Sky Expo への高校生輸送支援費、催事主催者等との調整費、WEBサイトによる情報発信がある。

展示会等企画・開催事業として、国際的な BtoB 展示会への開催負担金の交付、国際的な BtoB 展示会の広報活動、e スポーツイベントへの開催負担金の交付がある。

その他、会議等開催事業費の交付（専門家にM I C Eについて講演依頼）がある。

（オ）Aichi Sky Expo 利用促進補助金

機構は、多様な催事開催を促すため、愛知県国際展示場を会場とした催事に対し、会場利用料金及びシャトルバス運行費に係る補助金を交付した。その総額は4 3 3 2 万 6 4 7 0 円である。

この補助金の交付等は、Aichi Sky Expo 利用促進補助金交付要綱に基づいてなされている。

（カ）国際的な BtoB 展示会への開催負担金

機構は、2 0 2 4 年 3 月開催の国際的な BtoB 展示会の事業実施及び運営のための事業費の一部を負担した。

この負担金の支出に関しては、機構と主催者との間で覚書が交わされている。当該覚書においては、負担金の上限額が決められ、主催者に催事による利益が生じた場合には、一定の算出方法により負担金の額を減じることができるとされていた。

（キ）e スポーツ大会への開催負担金

機構は、2 0 2 3 年 8 月開催の e スポーツ大会において、会場利用料金に対し、協力金を支払った。

（ク）事務局運営費

事務局運営費として3 5 万 7 2 5 0 円が支出されている。この中に、会計事務のための税理士に対する報酬は含まれるが、人件費は存在しない。

（ケ）監査

事業年度ごとに前年度の収支決算について、監事が関係書類により監査を行うこととされ、監査報告書が作成される。そして、当年度の監査報告書は次年度の総会資料として綴られる。

イ Aichi Sky Expo 需要創造会議

地域を挙げてAichi Sky Expo の需要創造を図るため、県と運営権者等は「Aichi Sky Expo 需要創造会議」を立ち上げ、地域の経済団体、大学、交通関係事業者等が参加している。

ウ 愛知・名古屋M I C E 推進協議会

愛知県国際展示場の事業の一環として設立されたものではないものの、海外や国内で開催される見本市・商談会への参加やファムトリップの実施、M I C E セミナー・M I C E 懇談会の開催等、M I C E 誘致及び開催支援活動に地域一丸となって取り組むために設立された協議会として、愛知・名古屋M I C E 推進協議会がある。構成団体は、行政、AICEC、名古屋観光コンベンションビューロー、経済団体、大学、業界団体等からなり、行政としては、県のほかに名古屋市が参加している。

(5) 常設保税展示場

ア 特色

日本の空港では中部国際空港が唯一、総合保税地域の許可を受けており、愛知県国際展示場もその一部につき、保税地域として指定されているため、愛知県国際展示場は日本で唯一の常設保税展示場となっている。そのため、展示物等の外国貨物について関税を課さないまま簡易な手続により展示することができる。

イ 具体的な保税地域と負担金の額

愛知県国際展示場の一部につき、保税地域として指定されている区域は、具体的には、展示ホールAの西側辺から5 mの区域、すなわち縦9 9. 1 m×横5 mの長方形で囲まれる区域である。

なお、AICECが中部国際空港株式会社に納める負担金の額は、保税地域の面積の大小により、その多寡が決まるところ、前記区域の面積が4 9 5. 5 m²と、5 0 0 m²未満であるため、中部国際空港株式会社に納める負担金は最も低い基準の月額5 0 0 0 円（税別）である。

ウ 実績

常設保税展示場である特色を生かした催事は、2 0 2 1年に一度開催されており、その際は、予め保税地域として指定された展示ホールAの一部を減じ、展示ホールEを加えることにより、展示ホールEを保税展示場として催事が開催された。

(6) 第三者機関について

第三者機関は、2 0 1 9年8月3 0日施行（ただし、構成員に関する第4条第1項は、構成員から就任の承諾書の提出があった日から施行）の愛知県国際展示場運営等事業に係る第三者機関設置要綱に基づき設置されている。同要綱で定められた設置の趣旨等は次のとおりである。

ア 設置の趣旨

官民の契約当事者のセルフ・モニタリング及び別途の要綱にて規定する協議会等（当事者間の公の複層的な会議体）を通じたガバナンスを基礎とするが、多岐にわたる本事業の事業範囲のガバナンスを、長期にわたる事業期間中に、確実に確保して、本事業の事業目的を実現する観点から、「第三者」により構成され、中立的かつ専門的な視点からのファシリテーションやアドバイス等を行う機関も併せて設立して、ガバナンスの強化を図ることにある。

イ 機関の機能

- （ア）ファシリテーション（官民協議の仲介役）：共有・固有の目的実現にむけた協議促進、相互信頼の構築・回復、紛争の回避
- （イ）アドバイス：事業実施方針・計画等の策定、実施及び改定等についての意見表明、アドバイス（目標の変更を含む）

ウ 構成員

設置要綱によると、要綱に合計４名（大学教授２名、西村あさひ所属弁護士１名、デロイトトーマツ執行役員１名）により構成される。

(7) Aichi Sky Expo 利用促進プロジェクトチーム

２０１６年４月１４日施行の Aichi Sky Expo 利用促進プロジェクトチーム設置要綱に基づき、Aichi Sky Expo 利用促進プロジェクトチームが設置された。

同プロジェクトチームは、愛知県国際展示場の利用促進を図るための取り組みを行うことを目的としている。

(8) 名古屋市国際展示場（ポートメッセなごや）との連携

県へのヒアリングによると、愛知県国際展示場とポートメッセなごやとの間では、過去に一度展示会主催会社に共同で営業を行ったことはあるものの、事実上の情報交換が行われている以外に、大規模展示会の一体開催を目指すなどの積極的かつ継続的な連携は行われていない。

愛知・名古屋 MICE 推進協議会が設立され、MICE の誘致及び開催支援活動が行われているが、地域全体を対象とした MICE 誘致活動を展開しており、愛知県国際展示場とポートメッセなごやとの連携を前提とした大規模展示会等の誘致活動が行われていることは伺えない。

(9) その他

愛知県国際展示場条例第 7 条は、本施設の利用許可等の管理に関する業務を指定管理者に行わせることができると規定し、実施契約書第 23 条は本施設を指定管理者に同条例第 7 条の業務を行わせることができると定め、愛知県国際展示場管理募集要項は、本施設の指定管理者の申請資格を「県との間で愛知県国際展示場に係る公共施設等運営権実施契約を締結した特別目的会社（SPC）」と定める。本施設の運営事業者となった AICEC は、この枠組みの中で本施設の指定管理者となった。そして AICEC は、指定管理者として、愛知県緊急事態措置下の 2021 年 8 月 29 日に愛知県国際展示場で開催された音楽イベント「NAMIMONOGATARI 2021」の利用を許可した。

同イベントが新型コロナウイルス感染防止対策の極めて不十分な状態で開催されたことを受け、開催までの経緯など事実関係を確認・検証し、再発防止に向けた対応方針等の検討などについて助言を求めるために、2021 年 9 月 16 日施行の「NAMIMONOGATARI2021」に係る検証委員会開催要綱に基づき「NAMIMONOGATARI2021」に係る検証委員会が設置された。

同要綱では、同委員会の委員は、「第三者的立場から自由に意見を述べることとする」とされ、大学教授 1 名、西村あさひ所属弁護士 1 名、デロイトトーマツ執行役員 1 名、医師 1 名の合計 4 名が選任された。なお、このうち医師 1 名以外は、第三者機関の構成員を兼ねている。

同委員会では、感染防止対策や酒類の提供など、個別のポイントに従って検証等が行われ、2021 年 10 月 5 日に報告書が提出された。

8 監査の結果

(1) 特定事業の選定に関する事業者選定委員会の検討内容を記録すべきである【意見】

ア ガイドライン記載の手続

愛知県PFI導入ガイドライン47頁から48頁では、特定事業の選定を行う際、まずは事業担当課において事業内容やVFM等を再度検討し、特定事業の選定の公表原案を作成することとされ、作成された公表原案は、運営等事業者選定委員会においても検討することとされている。ただし、実施方針の策定時において、VFMなど特定事業の選定に関する重要な事項について併せて検討がなされ、その後大きな変更がなかった場合には、省略して差し支えないともされている。

イ 運営等事業者選定委員会での検討の実施状況

ヒアリングでの県からの説明によれば、第1回及び第2回の運営等事業者選定委員会での実施方針案の検討において、特定事業の選定に関してもその重要な事項についての検討がなされており、その後大きな変更もなかったことから、第3回の運営等事業者選定委員会において、県から各委員に対し、特定事業の選定に関する最終的な検討及び確認が行われたとのことであった。

ウ 記録が不十分であること

特定事業の選定に関する運営等事業者選定委員会での検討の記録は、第3回運営等事業者選定委員会の議事概要に、「(3) 特定事業の選定について」「事務局から、PFI事業として実施することの妥当性について説明した」と記載がある以外には、その説明・検討内容や委員らの意見についての記録が残っていない。愛知県PFI導入ガイドラインに沿った手続がどのように行われているのか資料による詳細な確認ができず、事後的な検証に支障を来している。

愛知県PFI導入ガイドラインにおいて定められた手続である以上、県から委員らへ行った説明・検討の内容や各委員の意見について、記録に残しておくべきである。

(2) アドバイザリー契約における再委託の承諾手続を明確にすべきである【意見】

県の認識では、法務や財務会計に係る業務の第三者への再委託の承諾は、あくまでも再委託先を特定した個別的な承諾を意味するとのことであるが、現状の各アドバイザリー契約書や委託業務仕様書の記載では、再委託先を特定する記載がなく、一定の業務について再委託先の選定をアドバイザーに一任する包括的承諾を意味するのか、再委託先ごとに県が承諾を与える個別的承諾を意味するのか不明確である。

アドバイザリー契約において、委託業務の再委託を承諾する場合には、それが再委託先を特定しない包括的な承諾を意味するのか特定する個別的な承諾を意味するのか、契約書または仕様書において明記し、個別的な承諾を意味するのであれば再委託先ごとに承諾の手続を取るべきである。

(3) 名古屋市国際展示場等と連携について継続的に協議すべきである【意見】

ア 基本構想における想定と現状

名古屋市国際展示場（ポートメッセなごや）の第1展示館の移設・拡張完了により、愛知県国際展示場と合わせて、中京大都市圏として10万㎡規模の展示面積を有するに至っている。愛知県大規模展示場基本構想において、その方向性が示されたとおり、大規模展示会の一体的な開催などにより相互の補完関係を構築していくことで、当地域において相乗効果を図っていくという愛知県国際展示場運営の前提は基本構想時より変わっていない。

現状でも、相互に一定の補完関係は構築できてこそいるものの、愛知県国際展示場とポートメッセなごやの間では、情報交換以外に積極的かつ継続的な連携やそのための協議は行われていない。

イ 連携の必要性

愛知県国際展示場は、利用料金収入等から、その建設費用や運営費用を賄うことは困難であり、基本構想で示された基本コンセプトや経済波及効果、税収効果を達成できてこそ、その存在意義が認められる。

そして、基本構想の段階から、愛知県国際展示場とポートメッセなごやが併存することは想定されており、両施設が連携して、これまで愛知県になかった展示会需要を創出することで、経済波及効果や税収効果の増加も期待できる。

両施設だけでなく県と名古屋市も加え、県、AICEC、名古屋市、共同企業体ポートメッセなごやMICEコンソーシアム（ポートメッセなごや指定管理者）で、相乗効果を図るための具体的な施策を継続的に協議し、実施することで、積極的かつ継続的な連携を図る必要がある。なお、協議すべき施策の中には、既存の大規模展示会を呼び込むための分析及び誘致活動並びに新たな展示会を開催し育てていくことも行っていくことも含まれる。

また、協議の中で提案された施策が、施設単位・部局単位では実施が困難ということであれば、観光コンベンション局から働きかけて県全体で取り組んでいくべきであるから、協議すべき施策は両施設で完結するものに限られない。

(4) 事業者選定委員会の外部委員は県の委託業務の再委託先外から選定されたい【意見】

ア 事業者選定委員会の外部委員とアドバイザリー業務の再委託先の重複

2016年4月28日付大規模展示場運営体制構築支援業務委託における法務及び財務会計のアドバイザリー業務の再委託先はそれぞれ西村あさひ及びデロイトトーマツである。2017年4月3日付愛知県国際展示場運営体制構築支援業務委託においても同様である。

この2契約の業務実施期間中に運営等事業者選定委員会が設置されていたが、その外部委員として選任されていた者には、西村あさひ所属の弁護士とデロイトトーマツの執行役員が含まれていたが、両者ともアドバイザリー業務の再委託先の担当者でもあった。

イ 外部委員としての適格性

運営等事業者選定委員会の所掌事務が、民間事業者の選定に限られず、実施方針や特定事業の選定、民間事業者の募集に関する検討まで含まれていることからすると、運営等事業者選定委員会は、県がアドバイザーと協議して方針を決定した事項に対して、意見を述べる立場にある。外部委員が、アドバイザー業務の再委託先と兼任してしまうと、直接的か間接的かを問わず助言を行うことで自らが決定に関与した事項に対して自らが意見を述べることになってしまい、公平性、透明性、客観性を確保するという運営等事業者選定委員会の設置目的が十分に達成されないおそれが生じる。実際に公平性、透明性、客観性が損なわれているか否かに関わらず、類型的にそのおそれが生じる可能性が高い以上、県民に疑念を抱かせることにもなりかねない。

また、多様な意見を反映させるという観点からも、アドバイザー業務の再委託先と同一組織及びその構成員では、偏った意見になりかねず、類型的にその目的が達成されない可能性がある。

したがって、運営等事業者選定委員会の外部委員としては、その設置目的達成を担保するため、県とは独立した立場の者を選任するべきであり、アドバイザー業務の再委託先及びその構成員は、外部委員以外の専門家を選定することが望ましい。

(5) 第三者機関が「外部監査」機関である旨の表記は削除しなければならない【意見】

ア 第三者機関の構成員とアドバイザー業務の再委託先の重複

2019年4月1日以降に締結された各アドバイザー契約の法務及び財務会計のアドバイザー業務の再委託先は、それぞれ西村あさひ及びデロイトトーマツである。第三者機関は、2019年8月30日施行の愛知県国際展示場運営等事業に係る第三者機関設置要綱に基づき設置され、その構成員には、西村あさひ所属の弁護士とデロイトトーマツの執行役員が含まれていた。後者については、アドバイザー業務の再委託先の担当者でもある。

イ 第三者機関構成員としての適格性

設置要綱第1条では、第三者機関は、事業のガバナンスを確実に確保して事業目的を実現するため、中立的かつ専門的な視点からファシリテーションやアドバイス等を行うことを設置の趣旨とし、モニタリング基本計画では第三者機関による外部統制によりガバナンス機能を確保すること、第三者機関が「外部監査」機関であること、「客観的な立場から本事業に対する評価、アドバイス及び勧告を提供する」ことが示されている。また、設置要綱第6条では、第三者機関は協議会に対して提案や勧告を行うことができるとされている。この点県の見解は次のとおりである。

提案、勧告は設置要綱に助言（提案・勧告）との記載があるとおり、あくまでアドバイス（助言）の一形態で、このアドバイスを行う主目的は、コンセプション事業を円滑に進めることにある。

当事業の対外的な正当性を担保するために監査を実施する組織は県の監査委員、監査委員事務局または議会等である。第三者機関は愛知県が設置したもので、事業運営の円滑化を設置目的としており、そのような監査組織とは性質が異なる。

アドバイザー業務の再委託先に求められているものは、法務及び財務における専門的知識に基づいた県から求めた事業運営における相談に対する実務上のアドバイスである。対して、第三者機関が助言（提案、勧告）を行うものとして想定されているのは、実施方針や計画策定に対するアドバイスであり、再委託先が求められる助言の範囲とは異なるものである。従って第三者機関の構成員による助言は適切に行われている。

勧告や外部監査等の文言から、第三者機関が提案や勧告を行う対象が、アドバイザー業務の再委託先からの助言に基づいた事項である場合に、自らの行った助言について適切な提案や勧告を行うことは期待できず、第三者機関がその役割を十分に果たせないおそれがあると思われたが、第三者機関の性質が上記見解のとおりであるならば、モニタリング基本計画に記載された第三者機関が「外部監査」機関である旨の表記は不適切と言わざるを得ず、これを削除しなければならない。

(6) 検証委員会委員に県の委託業務の再委託先等は適格性を欠く【意見】

ア 検証委員会の委員とアドバイザー業務の再委託先の重複

2021年以降に締結された各アドバイザー契約の法務及び財務会計のアドバイザー業務の再委託先は、それぞれ西村あさひ及びデロイトトーマツである。

「NAMIMONOGATARI2021」に係る検証委員会は、2021年に設置され、その委員には、西村あさひ所属の弁護士とデロイトトーマツの執行役員が含まれていた。両者は、第三者機関の構成員でもあり、後者については、アドバイザー業務の再委託先の担当者でもある。

イ 検証委員会委員としての適格性

検証委員会は、県側にも問題がなかったどうか検証することがその業務内容に含まれることからすると、第三者的立場を求められている理由は、県とは独立した立場から検証業務を行い、その業務内容の公正性、透明性、客観性を担保することになると考える。アドバイザー業務の再委託先は、直接的か間接的かを問わず県から相談を受けて業務を遂行する立場にあり、再委託先の担当者が検証委員会の委員として活動する際に、その業務の公正性、透明性、客観性を確保することは困難である。

このことは、アドバイザー業務の再委託先の構成員（アドバイザー業務は担当していない）についても、当てはまる。同一組織の構成員は互いに重大な利害関係を有しており、他の構成員の行った業務に対して異なる意見を述べることは、その所属する組織の不利益となる可能性がある。したがって、完全に切り離して独立した立場で活動することは典型的に困難であるから、実際に独立した立場で活動できているか否かに関わらず、また、第三者的立場について、県民に疑念を抱かせることにも繋がる。このことは、再委託先の担当者と検証委員会の委員との間で情報遮断措置が取られているか否かで異なるものでもない。

したがって、アドバイザー業務の再委託先やその構成員は、検証委員会の委員として適格性を欠いていると言わざるを得ない。

なお、県からは、コロナ禍における切迫した社会情勢を鑑み、感染拡大を招きかねない類似事例の発生を防ぐため、早急かつ的確に対応する必要があったことから、感染症対策の専門家である医師に加え、愛知県国際展示場について知見のある委員として第三者機関の構成員を選定したものであるとの説明があった。

(7) 官民連携組織の設立に当たっては協定を締結する必要がある【意見】

官民連携組織である機構は、設立総会において Aichi Sky Expo 活性化推進機構規約（案）が了承されたことをもって設立となったとのことであるが、その前段階としては、県と運営権者である AICEC との間で、官民連携組織を任意団体として設立することについて事実上の同意がなされているとのことである。たしかに、県作成の、組織のあり方として任意団体とすることについてその理由とともに記載した書面である「平成 31 年度（2019 年度）における官民連携事業のあり方について（案）」が存在するようである。しかしながら、当事者の合意については、書面上明らかではない（法第 234 条第 5 項）。

この点、要求水準書においては、官民連携組織の運営組織・体制について、「組織形態等の確定後、県と運営権者との間で、官民連携組織の組織形態や組織構成、業務内容、官民の役割分担等を定めた協定（官民連携による需要創造推進業務に関する協定（仮））を締結するものとする」とされている。実施契約第 40 条は、官民連携機構の法形式及び形態は、運営権者提案書に記載の案を基本とし、官民連携による需要創造推進業務の内容及び県による関与のあり方（人材の派遣等を含む。）に関する検討を踏まえて、県と運営権者が、協議の上、合意により、これを定めるものとし（第 1 項）、官民連携組織の法形式及び形態を定めるに当たり、県及び運営権者は、次の各号に定める事項を実現するよう定め、必要に応じて、次の各号に定める事項を実現するための官民連携組織の内部規則を定め、協定書を締結するものとする（第 2 項）と規定する。

人的負担のほか、基金とはいえ県の金銭的負担をも伴う事業であることから、組織体制を含む事業のあり方について、運営権者との間で合意形成を図り、何らかの記録として残すべきであり、協定を締結する必要がある。

2025 年 2 月開催の AICEC と県との打合せでも、AICEC は 2026 年度に協定書を締結したい意向を示した。

(8) 機構からの負担金名目の支出に関して運用基準を策定することが望ましい【意見】

機構は、2024 年 3 月開催の国際的な BtoB 展示会である SMS（SMART MANUFACTURING SUMMIT BY GLOBAL INDUSTRY）に対し SMS 負担金を支出し、SMS の主催者はこれを収受している。SMS は、運営権者であり、機構の構成団体でもある AICEC の親会社である GL events SA が主催する催事である。コンセッション方式により、運営権対価収入が県にもたらされ、これを原資として展示会産業振興基金を設置して取組みの財源としたが、これが負担金として機構に支払われ、機構から GL events SA の日本催事の窓口となっている Smart Manufacturing Summit Japan に支払われている。

この負担金に関しては、機構と主催者との間で締結された覚書で収支計画に基づいて上限額が示され、催事に利益が生じた場合の取り扱いについて規定されている。

なお、2023年度、機構からの負担金といった名目の支出は、SMS負担金のほかに、2023ワールドゲームサミット開催負担金もある。

ここで、機構の収入の原資の大部分が県負担金であるところ、現状、予算を要求する前段階において、負担金の交付対象となる催事を、機構が、県の重要施策の実現に資する催事かどうかや、催事内容と関係のある県関係局による主体的なかかわりを得られるか等を鑑みて選定している。

県は、催事の収支計画を踏まえ、予算議論を通して精査したうえで開催に必要な金額を定めている。県は、機構（構成団体は県と AICEC）が対象となる催事を上記のような政策的な事項を考慮して、県と AICEC で協議の上、選定していると説明している。

この点、運用基準があれば、SMSにおいて主催者との間の覚書で定めたように、負担金支出の都度、負担金の減額や先払いの場合の還付等について主催者側と協議のうえ、合意する必要はなくなる。

いずれにしても、負担金といった名目の支出に関して、対象となる催事の選定における判断要素やその金額の定め方と取扱いに関する運用基準を定めることが望ましい。

これに対して県は、当該負担金は、個別の催事ごとに支援の可否や開催に必要な支援額を精査したうえで負担するもので、一律の運用基準を設けて内容・補助率・上限額等の基準や使途を定め支出する補助金とは性質が異なるとして、負担金と補助金の違いを主張するが、県民から疑念を抱かれないよう、負担金の支出先はもちろん、その政策的意義を明確に示す必要がある。

(9) 機構の組織形態について法人化を含む検討を早急に進めるべきである【意見】

官民連携組織の組織形態については、運営事業者の募集時から任意団体も含めて提案を求めている。運営事業者からは、一般社団法人または任意団体等という提案があった。それを受けて、実施契約書の要求水準書によれば、「官民連携組織の組織形態については、運営権者の提案書において提案されている一般社団法人を S P C 外に設置する案を基本として、業務内容の詳細検討や県による関与のあり方（人材派遣等）の検討を踏まえたうえで、県と運営権者との協議によって確定するものとする」とされた。

現在、官民連携組織として Aichi Sky Expo 活性化推進機構が活動している。同機構は構成員を県と AICEC の 2 団体を構成員とする任意団体であり、たとえば広告媒体事業における広告代理店との委託契約（広告代理店契約）は機構名義で締結されているところ、締結された広告代理店契約書においては、構成団体の会長とされる県観光コンベンション局長及び AICEC 代表の 2 名が署名捺印している。なお、機構が契約当事者となつて第三者と契約を締結している契約は他にも存するとのことである。

しかし、機構は、最高裁判例にていわゆる権利能力なき社団の要件とされる、① 団体としての組織を備えていること、② 多数決の原則が行われていること、③ 構成員の

変更にもかかわらず団体そのものが存続すること、④ 代表の方法・総会の運営・財産の管理その他団体としての主要な点が確定していること、といった要件のうち、Aichi Sky Expo 活性化推進機構規約第12条の「機構は、愛知国際会議展示場株式会社が愛知県国際展示場の公共施設等運営権を失った場合には、解散する」との規定により③の要件を欠くため、権利能力なき社団にも該当しない。権利能力なき社団にも相当しない任意団体の構成員（構成団体）は、契約はもちろん任意団体の行為全般について無限責任を負うものと解されるので、機構に損害賠償等の法的責任が発生した場合には、構成員である県と AICEC が無限の連帯責任を負担することになる。上記規約第12条にあるように、AICEC が何らかの理由により運営権を喪失することにより同機構が解散するという事態は、本コンセッション事業及び同機構が企図する需要創造促進事業を妨げる事由であり、かかる観点からも同機構を AICEC から独立した法人とする必要がある。

機構と契約する相手方にとっても、機構と契約したつもりであったのに、争訟にする段になって県や AICEC を被告にしなければならなかったり、契約したつもりもない県や AICEC が原告となる訴状が届くといった場合も想定される。

この点、県へのヒアリングにおいて、本機構だけでなく他の事業において実施してきた任意団体の活動において過去に問題が起きたことはないので、機構を法人化する喫緊の必要性は低いとの説明がなされた。しかし、任意団体の活動において過去に問題が起きたことがないとの説明は結果論であり、機構に多額の損害賠償責任が生じた場合のリスクヘッジとして不十分である。

機構には主に運営権対価を原資に県から多額の資金が注入されており、公正・適切で、財務上健全で、かつリスクヘッジが確保された組織運営が極めて重要である。

官民連携組織による需要創造促進業務は本事業の一つの大きな柱である。2019年8月30日から2035年3月31日までという事業期間のうち5年以上が経過し残存期間は10年余りとなっており、官民連携組織を法人化することによって、協定・契約の当事者性の不適格性は解消され、かつ、AICEC から独立した公正かつ適切な組織運営、財務の健全性、リスクヘッジにも資することから、機構の法人化も視野に入れ、持続可能で状況にふさわしい形態について、早急に検討する必要がある。

2025年2月開催の AICEC と県との打合せでも、AICEC は事業展開にあたり任意団体では契約の主体になれないことを大きな問題として指摘し、早期な法人化について県と協議した。同打合せで AICEC が、2025年度中に予算議論を進め2026年度の実績を踏まえて2027年度には法人化するスケジュール案を提示したのに対し、県もこれが実現可能性のある最短のスケジュール案であることを認めつつ、人材確保に向けたスケジュールと、組織を持続可能なものにするために必要な収益を生む事業スキームの検討の観点がなかったため、それらの観点を踏まえた検討を AICEC に対して求めた。このスケジュール案どおり法人化しても、残存期間は8年を切る計算であり、早急に検討を進める必要がある。

第3 STATION Ai

1 概要

(1) 施設概要

名称	STATION Ai
所在地	名古屋市昭和区鶴舞1丁目
面積	敷地面積 7,332.11 m ² 延床面積 23,613.16 m ²
階層	地上7階地下なし
高さ	29.79m
施設構成	スタートアップ・パートナー企業等向けオフィス、テックラボ、イベントスペース、あいち創業館、宿泊施設、託児施設、カフェ・レストラン等
根拠条例	愛知県スタートアップ支援拠点条例



(2) 事業概要

事業者名	STATION Ai 株式会社（特別目的会社） 代表企業 ソフトバンク株式会社 他に協力会社6社
事業目的	地域の優秀なスタートアップを創出育成し、海外展開を促すとともに、世界から有力なスタートアップを呼び込むことで、世界から優秀な人材を集め、さらに、スタートアップと地域のモノづくり企業等の交流を図ることにより、新たな付加価値が次々と創出される総合的な拠点となることを目指す。 オフライン（リアル）・オンライン（リモート）を融合した新たなコミュニティの形成を図るニューリアリティ対応型の世界初・世界最高レベルのスタートアップ中核支援拠点を目指す。
方式	B T コンセプション方式
事業期間	2021年10月26日から2034年9月30日まで （設計及び建設期間 2021年10月26日から2024年9月30日まで）
金額	契約金額 156億3346万2946円（税込） ※運営権対価 2億5500万円
事業内容	統括マネジメント業務、設計及び建設業務、運営・維持管理業務、任意事業に係る業務、その他特定事業契約及び要求水準書に規定される業務
事業経緯	2018年10月 Aichi-Startup 戦略策定（以後毎年改訂） 2019年2月 スタートアップ支援拠点検討調査開始 2019年12月 基本的考え方の公表 2020年8月 実施方針の公表 2020年11月 特定事業の選定及び公表、入札公告 2021年7月 落札者決定 2021年9月 基本協定の締結 2021年10月 特定事業契約の締結 2024年10月 供用開始

2 事業の発案段階について

(1) Aichi-Startup 戦略

県は、2018年4月、あいちスタートアップ・エコシステムの推進母体として、企業、金融機関、大学、団体、行政機関などのスタートアップ関連機関・団体で構成される「Aichi-Startup 推進ネットワーク会議」を立ち上げた。そして、2018年10月31日、Aichi-Startup 推進ネットワーク会議が中心となって、愛知県発のスタートアップを発掘・育成するとともに、県外・海外からスタートアップを呼び込むことを目指す地域総合戦略である「Aichi-Startup 戦略」を策定した。

(2) スタートアップ支援拠点検討調査

ア 概要

Aichi-Startup 戦略に基づき、スタートアップ・エコシステムを形成するために、中核となるスタートアップ支援拠点が求められた。県は、この具体化に向けて、民間企業等との連携について議論を深め、国内や海外の優れたスタートアップ企業を愛知県に集積させるための拠点づくり及び資金面の支援手法に関して検討・調査を行うことを目的として、民間業者に委託し、スタートアップ支援拠点検討調査を行った。

イ 契約相手

株式会社日本総合研究所

ウ 契約金額（契約変更後の金額）

2226万4782円（税込）

エ 経過

2018年12月20日	委託事業者を公募（企画競争型随意契約）
2019年1月23日	事業者選定委員会開催 参加事業者数2者から企画競争により事業者を選定
2019年2月1日	日本総研と業務委託契約締結 契約金額1943万0346円（税込）
2019年3月	委託先より2018年度業務報告書の提出
2019年6月	委託先より中間報告書の提出
2020年8月6日	変更契約締結 仕様の追加変更に伴い契約金額283万4436円（税込）増額
2020年2月	委託先より検討調査報告書の提出

オ 中間報告について

2019年6月に提出された中間報告の概要は以下のとおりである。

・支援拠点候補地は、元勤労会館跡地（名古屋市昭和区鶴舞）が望ましい

- ・事業手法はP F I（B T）（運営は指定管理／コンセッション）、P P P（定期借地＋県による床賃借又は買取（運営は指定管理／業務委託））が考えられるが、より早期の整備が可能となるP F I（B T）の手法が望ましい
- ・民間事業者による施設運営・経営への長期的・積極的な関与を図りつつ、スケジュールを短縮するための手法として、施設整備についてはPFI手法、運営についてはコンセッション方式を採用し、双方を一体的に推進させる公募・選定手法が想定される。

(3) 基本構想の公表

県は、上記中間報告を受けて検討した結果、名古屋市昭和区鶴舞の元愛知県勤労会館跡地にスタートアップの中核支援拠点となる「ステーションA i」（公表当時の呼称）を新たに整備することとし、2019年9月6日、公表した。「ステーションA i」では、スタートアップの総合的な支援をワンルーフで提供することを目指し、シェアリングオフィスやコワーキングスペースを始めとしたオフィス機能、試作品作成が行えるラボ機能、研究開発機能、行政支援窓口、宿泊機能等を備えたオールインワン型の施設を整備すること、コンセッション方式で運営するための必要事項を定める条例案等の方針も公表した。

なお、ステーションA iがモデルとしたのは、フランスの世界最大級のスタートアップ支援拠点「STATION F」である。大村秀章知事の著書「停滞を打破する22戦略 ダイバーシティ興国論」によると、ステーションA iのコンセプトは、「STATION F のもつ、全知見やノウハウを、そっくりそのまま愛知に移植する」ものであった。

STATION Fの概要は【図表4－1】のとおりである。

【図表4－1】「STATION F」の概要

事業内容	世界最大級のスタートアップ支援施設
設立時期	2017年6月29日
場所	パリ13区の旧国鉄貨物駅舎ラ・アール・フレッシュを改装・再築。
延べ床面積	約3万4000平方メートル
運営主体	民間組織（運営費年間970万ユーロ＝邦貨換算約15億円）
創業者	著名企業家・グザヴィエ・ニエル氏
運営責任者	ロクサーヌ・ヴァルザ氏
入居者	スタートアップ1000社、アクセラレーター、ベンチャーキャピタルなど。常時、グローバル企業の支援プログラムを提供。
特徴	あくまでスタートアップの成長支援が目的で、営利を目的としない。入居は最長2年間。
成果	創業5年で5000社超が起業（うち約4割が女性企業家）。累計18億ユーロを資金調達。ユニコーン企業も輩出。

（大村秀章著：「停滞を打破する22戦略 ダイバーシティ興国論」より）

(4) ステーションA i プロジェクト推進協議会

県は、2019年9月18日、ステーションA i プロジェクト推進協議会準備連絡会議を開催し、ステーションA i プロジェクト推進協議会の開催に向けた意見交換が行われた。出席者は、企業から4名（うち1名は本事業代表企業であるソフトバンク株式会社の社員）、経済団体から3名、大学から3名、金融機関から1名、行政から3名（うち1名は県政策顧問、1名は県職員）であった。

そして、県は、2019年10月23日、ステーションA i プロジェクト推進協議会を開催し、ステーションA i の展開について、各委員から意見が述べられた。本協議会は、設置要綱に基づき設置されており、ステーションA i プロジェクトに関して、企業等から専門的見地からの意見・助言を聞くことが目的とされている（要綱第2条）。

委員は、県知事が委嘱するとされている（要綱第3条）が、選定方法に関する定めはなく、県が任意に選定した。委員には、外部委員として、企業から5名（うち1名は本事業代表企業であるソフトバンク株式会社の社員）、経済団体から3名、大学から3名、金融機関から1名、行政から1名の委員が選任された。要綱には委員の報酬に関する定めはないが、委員に対しては、経済産業局予算要求見積標準単価表に基づき、謝金及び旅費が支払われた。本協議会の開催はこの1回のみであった。

(5) 愛知県PFI導入ガイドラインとの対比

愛知県PFI導入ガイドラインでは、公共施設の整備等を実施しようとする場合、事業の発案段階において、様々な手法の検討を行い、PFIの可能性がある場合、①PFI導入の検討（PFI導入の効果を定性的な視点から整理するなど）を行い、PFI導入の効果が認められた場合、②PFI導入簡易検討（簡易調査）（事業計画の整理、VFMの概算把握、民間事業者の参入意向等の把握、課題の整理など）、③PFI導入可能性調査（詳細調査）（事業計画の整理、法制度の整理、補助制度の整理、PFI導入範囲の検討、事業形態等の検討、リスク分担等の検討、VFMの算定、民間事業者の参入意向等の把握、課題の整理など）を行い、効果が認められた場合、PFI手法で実施することとし、具体化に向けた手続を進めるとされている。

県によると、本施設においては、上記ガイドラインに沿った手続をとらず、上記(2)のスタートアップ支援拠点検討調査が上記3③の検討調査に該当するとのことである。

3 実施方針の策定・公表段階について

(1) スタートアップ支援拠点の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例の制定

県は、本施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関し必要な事項を定めるため、スタートアップ支援拠点の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例を制定し、2019年10月18日、公布、施行された。本条例では、運営等業務を実施する民間事業者の選定の手続（第2条）、公共施設等運営権者が行う運営等の基準（第3条）、公共施設等運営権者が行う業務の範囲（第4条）、公共施設等運営権者が収受する利用料金の決定方法（第5条）が定められている。

(2) 愛知県スタートアップ支援拠点PFIアドバイザリー業務委託契約

ア 概要

県は、本施設に関し、整備・運営を担うPFI事業者を選定するに当たり、PFI
手続の助言支援等を得るため、アドバイザリー業務を民間業者に委託した。

イ 契約相手

株式会社日本総合研究所

契約方法は、いわゆる1者随意契約によっている。その理由は、「本業務により実施するPFI事業者選定手続においては、平成31年2月から実施している「スタートアップ支援拠点検討調査業務」で作成している実施方針（案）、要求水準書（案）などとも十分な調整を行う必要があり、PFIについての一般的な知識のみならず、これまでの検討結果について熟知していなければ、円滑な業務が実施できない。」から、「地方自治法第234条第2項、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき）及び愛知県財務規則の施行について（依命通達）第6章10例示（14）（契約の相手方を、その技術、技能により選択する必要があるとき）に該当するため」とのことである。

ウ 契約金額（契約変更後のもの）9290万円（税込）

エ 業務内容（契約変更後のもの）

- ①整備・運営体制構築に係る各種条件の検討
- ②実施方針等についての質問意見に対する回答作成に関する支援業務
- ③事業者選定委員会開催に関する支援業務
- ④特定事業の選定及び公表に関する支援業務
- ⑤入札説明書の作成及び公表に関する支援業務
- ⑥新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う事業条件の再検討に関する支援業務
- ⑦その他、関連業務の支援

オ 経過

2019年11月29日 契約締結

契約金額9460万円（税込）

契約期間2020年10月30日まで

2020年3月27日 変更契約

契約期間を2020年12月28日までに変更

2020年10月26日 変更契約

契約金額を9290万円（税込）に変更

契約期間を2021年3月31日までに変更

2021年3月31日 業務完了届提出

2021年度以降も、1者随意契約により、日本総研とアドバイザリー契約を締結し、引続きアドバイザリー業務が行われている。

(3) 「基本的考え方」の公表

県は、2019年12月2日、「愛知県スタートアップ支援拠点整備等事業に関する基本的考え方」を公表した。

事業の基本的な枠組みは以下のとおりである。

(事業方式)

PFI法に基づく、BT+コンセッション方式

(対象施設)

愛知県スタートアップ支援拠点「ステーションAi」

(愛知県名古屋市昭和区鶴舞一丁目2番32号)

(導入機能)

スタートアップ向けオフィス、会議室、ラボ機能、宿泊・研修施設、研究開発機能(連携先向けオフィス)、行政支援窓口、民間収益施設(カフェ・レストラン、スポーツジム等)、その他共用スペース等

(事業期間)

設計・建設期間：1年7か月程度、運営期間：15年以上

(事業者の業務範囲)

施設の設計・建設(設計、建設、各種申請、備品調達等)

施設の運営(トータルコーディネート、スタートアップ支援プログラム提供、各種イベント開催、オフィス運営、ラボ運営、宿泊・研修施設運営等)

施設の維持管理(建物・設備保守管理、清掃、警備、修繕等)、附帯事業
スタートアップの育成・創出を推進していくための官民連携組織の運営

(サービス購入)

施設の設計・整備については、施設完成後にサービス購入料の支払いを想定。

(収入・支出)

利用料金は条例の範囲内で事業者が設定でき、自らの収入として徴収する。

施設維持管理の費用は、原則として事業者が負担する。

(インセンティブ)

事業者の経営努力を促すため、県と事業者で合意した目標収益額を設定し、そこから増減があった場合は、県と事業者に適切に配分する仕組みの導入も想定。

(ガバナンス)

県と事業者との緊密な連携・情報共有を図るため、重層的な会議体を設置。

客観的立場からアドバイス・勧告を行う外部有識者による第三者機関を設置。

県、事業者によるモニタリングとともに第三者機関によるチェックも実施。

(運営権対価)

上記の収支及びインセンティブの考えに基づき、運営権対価の提案を募る。

(4) 愛知県スタートアップ支援拠点整備等事業 P F I 事業者選定委員会

ア 事業者選定委員会の設置と委員構成

県は、愛知県スタートアップ支援拠点整備等事業 P F I 事業者選定委員会設置要綱を定め、愛知県スタートアップ支援拠点整備等事業 P F I 事業者選定委員会（以下「P F I 事業者選定委員会」という）を設置した。事業者選定委員会の所掌事務は、実施方針に関する検討、特定事業の選定に関する検討、民間事業者の募集・選定に関する検討、入札書の審査、評価に関する検討、落札者の選定に関する検討、その他事業者選定に関し、必要な事項に関する検討とされている（要綱第2条）。

委員は、外部委員6名（学識経験者4名を含む）及び内部委員（経済産業局職員1名）の7名をもって構成される。委員の選定方法に関する定めはなく、県が任意に選定している。外部委員6名のうち4名は愛知県国際展示場コンセッションの事業者選定委員会委員であった者、1名は愛知県大規模展示場整備事業の事業者選定委員会委員であった者である。

なお、本委員会の設置根拠となる条例は定められていない。

イ 謝金の金額と支払方法

委嘱内容が記載された書面によると、選定委員会の委員に対しては、委員会1回の開催につき、謝金1万6500円及び旅費（実費）が支払われた。委員に対する支払事務は、上記(2)のアドバイザリー業務受託者である日本総研が行った。県は、日本総研に支払う委託料に、委員に対する謝金及び旅費を含めて支払った。そのため、県から委員に対する謝金名目の支出はなく、日本総研に対する委託料名目の支出があるのみである。県によると、謝金の金額及びアドバイザリー業務受託者から支払うという支払方法は、国際展示場の選定委員会の例を踏襲したものであるとのことである。

日本総研とのアドバイザリー業務委託契約においては、選定委員に対する謝金及び旅費として1人1回8万円で積算され、委託金額が決定されていた。

ウ 事業者選定委員会の開催状況

2020年8月3日の実施方針の公表までに、以下のとおり、2回の委員会が開催された。

(ア) 第1回（2020年2月3日開催）

（議題）

- ・事業者委員会の進め方について
- ・事業の概要について
- ・入札説明書等について

(イ) 第2回（2020年7月27日開催）

（議題）

- ・これまでの検討経緯について
- ・前回入札公告時からの主な変更点について

・実施方針（案）の策定について

(5) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大によるスケジュールや内容の変更

県は、2020年1月14日、愛知県スタートアップ支援拠点「ステーションAi」の整備・運営をPFI方式により進めていくための「実施方針」を公表した。そして、同年2月14日には入札説明書等、同月28日には基本協定書（案）を公表した。落札者の決定は、2020年10月の予定であった。

しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、2020年5月8日、入札公告を取り消し、PFI事業者選定手続を停止した。

その後、県は、2020年5月28日から、PFI事業者選定手続の再開に向けた検討を開始し、新型コロナウイルス感染症対策や入札説明書等に対する個別対話での意見等を踏まえ、事業内容の見直しを行った。その結果、2020年2月の入札公告時から、非接触・モバイル化などデジタルシフトに対応する高度通信、リモート、ハード・ソフトにわたるデジタルトランスフォーメーション（DX）推進環境等を整備すること、With／Afterコロナに対応するゾーニング、レイアウト、オフィスデザインを実現することを本施設のコンセプトに新たに加え、また、運営期間は、20年5か月から10年に短縮された。

(6) 実施方針の公表

県は、2020年8月3日、改めて「実施方針」を公表した。その概要は以下のとおりである。

ア 事業内容に関する事項

（事業方式）

PFI法に基づく、BT+コンセッション方式

（対象施設）

スタートアップ支援拠点「ステーションAi」

（施設構成）

スタートアップ向けオフィス、パートナー企業等（海外のスタートアップ支援機関・大学を含む）向けオフィス、会議室、テック・ラボ機能、イベントホール・スペース、宿泊・研修施設、託児施設、行政支援窓口・人材流動化支援窓口、カフェ・レストラン等民間収益施設など

（事業範囲）

統括マネジメント業務

施設の設計及び建築業務

施設の運営実施

施設の維持管理

任意事業

開業準備業務

(事業期間)

2021年10月から2033年10月まで

(サービス購入料)

県は、ステーションA i の設計・建設費をサービス購入料として事業者を支払うことを想定している。

(利用料金収入等)

利用料金は、県が定める条例の範囲内で事業者が設定し、自らの収入とすることを想定している。

また、スタートアップ支援等に係るサービスの提供による収入を得ることを想定している。

さらに、事業者の創意工夫によって生じる収入増及び経費節減による支出減については、原則としてその全額を事業者に帰属させる。

(運営権対価)

運営権対価の最低提案価格は、入札説明書等において公表する。

(任意事業)

自らの責任と費用負担において、特定事業に連携した業務を行うことができる。

(県による政策的支援)

資金力が脆弱であるスタートアップの負担軽減に資する支援、及びスタートアップ支援業務充実を図るための事業者に対する事業安定化等への支援を行うことを検討している。詳細については、入札説明書等において公表する。

イ 事業者の募集及び選定に関する事項

(募集及び選定方法)

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2第3項に基づく総合評価一般競争入札方式を採用することを想定している。

ウ 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項

本施設の設計、建設、運営及び維持管理上の責任は、原則として事業者が負うが、県が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、県が責任を負う。

エ 公共施設の立地並びに規模及び配置に関する事項

事業計画地 名古屋市昭和区鶴舞一丁目201、202、203及び204

事業実施敷地面積 7332.11m²

オ ガバナンス

事業者のセルフ・モニタリングにより得られた客観的な業績情報の活用を基礎として、内部統制と外部統制によりガバナンス機能を確保する。

4 特定事業の選定段階について

(1) 債務負担行為額の見積過程

ア VFM評価

「スタートアップ支援拠点整備事業に係るVFMについて」と題する2020年10月21日付け資料には、【図表4-2】の表が掲載され、「本事業におけるVFM評価結果」と「参考」としてのVFMの説明が、下記のとおり記載されている。

【図表4-2】ステーションA i 整備費に係るVFM

項目		①従来方式	②PFI	③削減額 (②-①)	④削減率 (③/①)
施設整備費		15,969,306	14,372,598	△1,596,708	10.0%※1
SPC関連経費		—	5,000	5,000	(PFI固有の経費)
起債金利※2		○721,940	○650,023	71,917	10.0%
PFI関連経費		—	253,600	253,600	(PFI固有の経費)
県の財政負担額 (名目値) (合計)		④16,691,246	⑤15,281,221	△1,410,025	
VFM	削減額 (⑦-⑥)削減率 (%)	—	△1,410,025	※1公共施設等の整備費用における平均費用削減率は、内閣府が平成25年度及び26年度に実施した導入可能性調査において、約10%とされている(PSC×0.9)。 ※2公債費計算表に基づき、利率0.4%で算出	
	削減率	—	8.45%		
県の財政負担額 (現在価値)		⑥16,691,246	⑦15,281,221		
VFM	削減額 (⑦-⑥)削減率 (%)	↑PSC	△1,410,025		
	削減率	—	8.45%		
債務負担行為額		—	14,378,000		

【本事業におけるVFM評価結果】

本事業をPFI事業として実施することにより、事業者の創意工夫やノウハウを活用することで、県が直接実施した場合(PSC)に比べ、約8.5パーセント(約14.1億円)の県財政負担額の削減という定量的な効果が見込まれる。
以上により、本事業をPFI事業として実施することが適当であると認められる。

(参考) VFM(Value for Money:バリュー・フォー・マネー)とは・・・

公共施設の整備等にPFIを導入するか否かは、従来手法とPFIのどちらが効率的かつ効果的に事業を実施できるかという視点で判断する必要がありこの判断基準としてVFMという概念を用いる。VFMの評価は、同一水準の公共サービスを前提に、PSC(Public Sector Comparator:パブリック・セクター・コンパレーター)とPFI事業のLCC(Life Cycle Cost:ライフ・サイクル・コスト)と比較することによって行う。

そこでは(【図表4-2】)、施設整備費については次のように記載されている。

従来方式 159億6930万6000円

削減率 10.0%

削減額 15億9670万8000円

PFI 143億7259万8000円

また、削減額１０パーセントについては、「※１公共施設等の整備費用における平均費用削減率は、内閣府が平成２５年度及び２６年度に実施した導入可能性調査において、約１０％とされている（ $PSC \times 0.9$ ）」と記載されている。

イ 従来方式の積算

従来方式の１５９億６９３０万６０００円は、「ステーションＡｉ整備事業に係る債務負担行為について」と題する資料に添付された表に積算されている。

（ア）ラボ備品

このうち、「ラボ備品」については、１５億円と記載されている。

単価根拠が「DMM聞き取り」とされ、備考欄に「最先端設備費１０億円含む」との記載がある。そこで、同社に聴き取りを実施した理由等をヒアリングしたところ、聴き取りしたのはDMM１者のみで、同社は、DMM.make AKIBA という機械工作できる設備がある施設を運営していたためとのことであった。同社は現存していない。そこで、聴取結果に関する資料や同社に聴取した理由に関する資料の提出を求めたが、「メーカー見積の資料が保存されておりません。」との回答であった。関連性はないとのことであるが、DMMは、落札者であるソフトバンク株式会社のコンソーシアム協力企業である。

（イ）入退室管理設備

入退室管理設備４億９３８５万３０００円については、単価根拠が「メーカー見積り」とされ、備考欄に「生体認証」との記載がある。

ヒアリングの結果、見積書を徴収したメーカーは不明であり、徴収したのはその１者のみか否かも不明であるとのことであった。また、徴収結果に関する資料や同社から徴収した理由に関する資料の提出を求めたが、「メーカー見積の資料が保存されておりません」との回答であった。

（ウ）駐車場ゲート

駐車場ゲート２５００万円についても、単価根拠が「メーカー見積」とされ、備考欄に「無人 ナンバー認証 出庫警報装置 電子マネー対応」との記載がある。

ヒアリングの結果、見積書を徴収したメーカーは不明であり、徴収したのはその１者のみか否かも不明であるとのことであった。また、徴収結果に関する資料や同社から徴収した理由に関する資料の提出を求めたが、「メーカー見積の資料が保存されておりません」との回答であった。

（エ）見積書徴収者数

上記ヒアリングでは、見積書を徴収するのが１者かどうかは場合によるとのことであった。

ウ 削減率

県に対して、上記削減率１０％の根拠資料の提示を求めたところ、内閣府民間資金等活用事業推進室作成の「PPP／PFI手法導入優先的検討規程策定の手引き平

成 2 8 年 3 月」(以下「内閣府の手引」という)の 2 9 頁にある次の記載に基づくとのことであった。

公共施設等の整備等(運営等を除く。)の費用、公共施設等の運営等の費用については、平成 2 5 年度及び平成 2 6 年度内閣府導入可能性調査における平均費用削減率が約 1 0 %であったことから P S C × 0 . 9 としています。

エ 調査

内閣府の手引には、B T O 方式を導入した場合の費用等の算定方法に関して、次のように記載されている。

民間事業者への意見聴取及び類似事例の調査の実施が困難である場合は、次に掲げる費用等について、それぞれの仮定に従って算定することとも考えられます。ただし、この場合であっても、詳細な検討において改めて各仮定の妥当性について検討することが望まれます。

そもそも上記内閣府の手引は、平成 2 8 年 3 月のもので、平成 2 5 年度及び平成 2 6 年度に実施された内閣府導入可能性調査に依拠している。

オ 定量的評価の不実施

県は、運営・維持管理については、定量的な評価を実施していない。

愛知県ホームページ掲載の「特定事業の選定について(2 0 2 0 年 1 1 月 1 7 日(火曜日))」「特定事業の選定について」によれば、以下のとおりである。

2 評価の方法

本事業は、P F I 法に基づき、事業者が自らの提案を基に施設の設計、建設を行った後、県に施設の所有権を移転する方式(B T : Build Transfer)により実施することし、運営等については、県が事業者に対して、公共施設等運営権方式(P F I 法に基づく。)により、本施設の運営権を設定する方式を想定している。

定量評価については、このうち施設の設計・建設を対象に実施し、定性評価については施設の設計・建設及び運営・維持管理※ 5 を対象として実施する。

※ 5 : 運営・維持管理については、本施設は新規施設であるため過去の運営維持管理実績や履歴がないこと、また、我が国において、本事業のような大規模なスタートアップ支援施設の運営維持管理を国や本県を含む地方公共団体、民間事業者が自ら実施している例はなく、P S C ※ 6 の収支算定に必要なデータをそろえることができないこと、などから、定量的評価を行わず、定性評価のみとする。

※ 6 : パブリック・セクター・コンパレーター(Public Sector Comparator) 公共が自ら実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値をいう。提案された P F I 事業が従来型の公共事業に比べ、財政負担額の軽減(V F M) が得られるかの評価を行う際に使用される。(出典：内閣府ホームページ)

カ 定量的評価の可能性

内閣府の手引 2 8 頁には、維持管理・運営に関して、以下の記載がある。

(ア) 従来型手法

まず、従来手法による場合の費用(P S C)等の算定方法として下記記載がある。

- ・公共施設等の運営等の費用…基本構想、基本計画等において想定されている
施設の運営等に要する額
- ・利用料金収入…基本構想、基本計画等において想定されている額

(イ) 採用手法

また、採用手法を導入した場合の費用等の算定方法として、以下の記載がある。

- ・ 公共施設等の運営等の費用 $PSC \times 0.9$
- ・ 利用料金収入 $PSC \times 1.1$ （民間事業者が提供するサービスの質が利用料金収入に大きく影響する事業の場合に限ります。）

なお、「利用料金収入については、平成25年度及び平成26年度内閣府導入可能性調査における平均費用増加率が約10%であったことから $PSC \times 1.1$ としています」「EIRR (Equity Internal Rate of Return) とは、投資家から見た内部収益率のこと。資本金に対する配当等の利回りを示す指標であり、「資本金」と「将来の配当金の現在価値の合計」とが等しくなる割引率。今回は便宜的に「配当」ではなく「税引後損益+割賦原価-借入金元本償還」で計算する」とされている。

- ・ 民間事業者の適正な利益及び配当（税引後損益）…資本金の額：1000万円～1億円 EIRR：5%

キ 内閣府の各種ガイドラインの記載

(ア) VFMガイドライン（2023年6月2日施行）3から4頁には、以下のとおり記載されている。

2 PFI事業の類型とVFM評価

- (1) VFMの評価は、前述のとおり、基本的にPSCとPFI事業のLCCを比較することによって行われる。
- (2) 公共サービスの対価として公共部門から支払われる料金でPFI事業の事業費を賄う、いわゆる「サービス購入型」の事業（公共部門から財政上の支援等がある場合を含む）においては、事業がすべて公的財政負担によって実施されることから、PSCとPFI事業のLCCの比較によってVFMの評価を行うことができる。この場合、必ず、以下に述べる方法に基づきVFMの評価を行うものとする。
- (3) なお、PFI事業の事業費を利用者から徴収する料金及び公共部門の支出の双方によって賄う事業（いわゆる「ジョイント・ベンチャー型」）や、利用者から徴収する料金ですべて賄い、公共部門の支出が生じない事業（いわゆる「独立採算型」）についても、PFI事業として実施することにより効率的かつ効果的に実施できるかという評価を行うものとする。具体的には、「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン 8 VFMの評価」所載の手法によって評価を行うことが望ましい。
ただし、ジョイント・ベンチャー型の事業については、事業費を利用者から徴収する料金によって賄う部分の比率等を勘案して、サービス購入型と同様の手法によってVFM評価を行っても差し支えない。

(イ) 公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン

同ガイドライン（2018年10月18日施行）には、次の記載がある。

1 運営権制度について（2頁）

2. 留意事項

< VFMの評価 >

- (10) 運営事業は、事業規模、事業内容、事業期間を踏まえ、リスクを定量的に把握・分析することが重要である。一方、定量的に評価できないリスクが一定程度存在することが考えられることから、定量的評価でVFMがない場合であっても、定性的評価により、総合的にPFI事業としての実施の適否を判断することも考えられること。

また、同ガイドラインには次の記載がある。

4 リスク分担（16頁）

(1) リスク分担

2. 留意事項

(2) 需要リスクについては、事業毎にその性質・内容やリスクの要因が異なることから、事業に応じて設定する。この場合、事業者の選定プロセスにおいて、民間の負担内容を評価することも考えられる。また、需要減だけではなく需要増の場合の対応についても留意して検討する。なお、実施契約の中にプロフィットシェアリング条項（※）等を設けることで事業の安定性を確保することも考えられる。

（※）各事業年度の収益があらかじめ規定された基準を上回った場合に、その程度に応じて運営権者から管理者等に金銭を支払う条項。

(7) いずれのリスクについても、「リスクを最も良く管理することができる者が当該リスクを分担する」との考え方にに基づき、事業の特性や官民の双方の能力等に応じ、適切な分担を図る。また、事前にできる限り想定されるリスクを洗い出し、その分担を決めておく。その際、15（3）2.（6）や16（1）2.（2）①などに示した事項についても留意する。

7 運営権対価（22頁）

2. 留意事項

2-2. 運営権対価の算出方法

(1) 運営権対価の算出方法は、運営権者が将来得られるであろうと見込む事業収入から事業の実施に要する支出を控除したものを現在価値に割り戻したもの（利益）を基本とし、各事業のリスクや優位性等を勘案し、運営権対価の割引、上乘せ等による調整や運営事業に付随して管理者等から売払いを受ける施設や物品等の購入金額を控除した金額等の合理的な手法が考えられる。

(2) リスクは可能な限り金額に換算し算入する。例えば、需要変動リスクや運営等のコスト等の上昇リスクの分析、必要となる保険料の見積りの活用等が考えられる。

8 VFMの評価（26頁）

2. 留意事項

2-1. VFMの基本的事項

(1) 運営事業を始めとする利用料金の収受を伴うPFI事業についても、PFI事業として実施することにより効率的かつ効果的に実施できるかという評価を行うこととされている。PFI事業として実施することにより、収入がより多く、公共施設等がより有効に活用されているかどうか等を、管理者等による事業実施の場合と比較検証するため、定量的評価を行うことが望ましい。

(2) 特に、運営事業は、事業規模、事業内容、事業期間を踏まえ、リスクを定量的に把握・分析することが重要である。例えば、需要変動リスクや運営等のコスト等の上昇リスクの分析、必要となる保険料の見積りの活用等が考えられる。

(3) 定量的に評価できないリスクが一定程度存在することが考えられることから、定量的評価でVFMがない場合であっても、定性的評価により、総合的にPFI事業としての実施の適否を判断することも考えられる。

(4) 評価の時期については、特定事業選定時及び事業者選定時を原則とする。特定事業選定時において、VFMの定量的評価に必要な事業内容の詳細が定まっておらず、定量的評価が困難な場合、定性的評価でも差し支えない。

(5) 定量的評価については、例えば、管理者等自らが当該事業を実施した場合に事業期間中に得られる利益を現在価値に割り戻したものと、運営権者が支払う運営権対価の比較による評価が考えられる。

(6) 現在価値への換算に必要な割引率については、個々の運営事業に応じて様々な事業内容、リスク、事業期間が想定されることから、個々の運営事業ごとに管理者等が適切な値を設定することが望ましいと考えられる。

2-2. 独立採算型の公共施設等運営事業におけるVFMの評価方法

(1) 独立採算型の公共施設等運営事業におけるVFMの算定については、管理者等が実施した場合の純現在価値（以下「NPV」という。）と事業者が実施した場合の純現在価値（以下「NPV'」という。）をそれぞれ以下のような考え方で算定し、NPV'－NPVがプラスであるか否かを以てVFMの有無を判断するのが望ましい。

・NPV：対象事業について管理者等が実施した場合に見通されるキャッシュフローベースでの総収入と総支出（設備投資を含み、元利金の償還を含まない）の差分を、当該事業に管理者等が負っているリスクを加味した割引率（①）で現在価値化したもの。

・NPV'：対象事業について事業者が実施した場合に見通されるキャッシュフローベースでの総収入と総支出（同上）の差分を、当該事業に事業者が負うリスクを加味した割引率（②）で現在価値化したもの。

(2) なお、割引率（①）については、対象事業の類似事業や海外での同種事業における事例から算定するのが望ましく、割引率（②）については割引率（①）で整理したものに加え、マーケットサウンディング等において関心を有する事業者から意見聴取して算出するのが望ましい。

2－3．混合型の公共施設等運営事業におけるVFMの評価方法

(1) 混合型の公共施設等運営事業におけるVFMの算定については、独立採算型の場合と同様のVFMの比較を行い、これに加えてNPVとNPV'のそれぞれに想定されている管理者等による行政負担額の比較も併せて行いVFMの評価をするのが望ましい。

2－4．公共施設等運営事業における運営権対価の最低価格

(1) 公共施設等運営事業において運営権対価等を運営権者から徴収する場合は、2－1で示した方法で算定したNPV'又はNPVを公募における最低価格として設定することが望ましい。

(ウ) PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン

同ガイドライン（2015年12月18日施行）には次のとおり記載されている。

4 維持管理・運営に係るリスク（7頁）

(2) 公共サービスの利用度の当初の想定との相違に係るリスクが顕在化する場合としては、

(イ) 社会経済状況の変化により、選定事業により提供される公共サービスの必要性が低減し、現実の利用度が当初の想定を下回る場合

(ロ) 同種のサービスが提供されることにより、選定事業により提供される公共サービスの現実の利用度が当初の想定を下回る場合

などが想定される。このため、選定事業者の収入（公共施設等の管理者等の選定事業者へのサービス料の支払、選定事業者自らが徴収する使用料等）を協定等で取り決めるに当たっては、公共サービスの利用者からの使用料等の徴収の有無等、個々の選定事業の態様を勘案して、どのような方法を採用するかを検討し、公共サービスの利用度の当初の想定との相違が生じた場合の適切なリスク分担がなされるよう取り決めておくことが望ましい。

(参考)

① 選定事業に運営部分が含まれている場合に、公共施設等の管理者等の選定事業者へのサービス料の支払、選定事業者自らが徴収する使用料等の取り決め方が、公共施設等の管理者と選定事業者のリスク分担を決めることになることから、特に検討を要する。

エ 収入支出の見込み

県は、「運営権対価最低提案価格の算定根拠」と題する資料において、10年間の収入見込み及び支出見込みを算出している。

収入見込みについては、周辺オフィス賃料ヒアリング結果をもとに単位面積当たり単価を算出し、スタートアップ支援施設収入（コワーキングスペース会員収入、固定席会員収入、個室会員収入）、パートナー企業向けオフィス収入、スタートアップ支援プログラム収入、イベント収入などの収入の見込みを算出している。

スタートアップ支援施設収入については、稼働率を70パーセントから85パーセントに想定している。

また、支出見込みについては、統括マネジメント業務、トータルコーディネーターなど管理運営に必要な業務ごとに見込み額を算出している。

(2) 議会の議決（債務負担行為の設定）について

ア スタートアップ支援拠点整備事業費について

2020年度当初予算で、新規事業として、スタートアップ支援拠点整備事業費1億8180万7000円が計上され、その外、2020年度から2022年度までを期間とする、「スタートアップ支援拠点整備事業契約」として、149億600万円の債務負担行為が議決された（「第1号議案 2020年度愛知県一般会計予算」）。

2020年11月補正予算で、施設規模等の見直しに伴う減額として、債務負担行為が5億2800万円減額となり（「2020年度11月補正予算資料」）、143億7800万円の債務負担行為となった。

説明資料は、【図表4-2】の「ステーションAi整備費に係るVFM」のほか非公表資料であった。

イ スタートアップ支援拠点運営事業安定化支援負担金について

2020年11月補正予算で、スタートアップ支援拠点運営事業安定化支援負担金として、40億3000万円が債務負担行為として議決された（「2020年度11月補正予算資料」）。

「スタートアップの利用料金軽減」及び「スタートアップに対する支援業務の充実（運営事業者に対する事業安定化への支援）」と記載されている。

その後、2024年度愛知県一般会計予算の第3表債務負担行為に、「STATION Ai運営事業安定化支援負担」として、2024年度から2034年度までを期間とする40億3000万円の債務負担行為が計上されている。

説明資料は、「スタートアップ支援拠点運営事業安定化支援負担」と資料2「政策的支援上限額」であった。

(ア) スタートアップ支援拠点運営事業安定化支援負担

上記説明資料には、非公開資料と同様の記載がなされていた。

(イ) 政策的支援上限額

上記説明資料の資料2には、次のように記載されている。

県による政策的な支援策として、スタートアップ向けオフィス等利用に係るスタートアップの負担額（以下、スタートアップ負担額）について半額相当額を県が負担する。

また、開業当初の需要の不確実性が高いことから、事業安定化への支援として、スタートアップ向けオフィス等及びパートナー企業向けオフィス等の利用に係る計画収入額と実収入額との差額について、県が負担する。

各年度における政策的支援上限額（スタートアップ負担額の半額負担及び計画収入額と実収入額の差額負担の合計額）及びスタートアップ負担額の半額負担上限額は下表のとおりとする。

事業期間における政策的支援上限額：4030 百万円

各年度における政策的支援上限額（スタートアップ負担額の半額負担及び計画収入額と実収入額の差額負担の合計額）及びスタートアップ負担額の半額負担上限額の内容は、【図表４－３】のとおりである。

【図表４－３】政策的支援上限額

(百万円)

項目	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度	2034年度	合計
政策的支援 上限額	201.5	403.0	403.0	403.0	403.0	403.0	403.0	403.0	403.0	403.0	201.5	4,030
うち、スタート アップ負担額半額 負担上限額	74.5	149.0	149.0	149.0	149.0	149.0	149.0	149.0	149.0	149.0	74.5	

ヒアリングによると、各年度の政策的支援上限4億300万円は、40億3000万円を10で割ったものであるとのことである。スタートアップ負担額半額負担上限額の算出方法は、非公開であるとのことである。

(ウ) 政策的支援策の限度額の考え方

「スタートアップ支援拠点運営事業安定化支援負担」には、「限度額の考え方」として、①想定入居者数、②賃金単価、③想定収入等が算出されていたが、非公開であるとのこと、削除に同意した。

(3) 公表内容

ア 入札説明書の記載

政策的支援については、「愛知県スタートアップ支援拠点整備等事業入札説明書」（2020年11月）にも以下の記載がなされている。

シ 政策的支援

資金力が脆弱なスタートアップ向けオフィス等については、政策的に利用料金を抑える必要があるとともに、国内でも最大規模のスタートアップ支援拠点として国内外の数多くのスタートアップが利用できるための必要十分なスペース及び各種サービスを長期的、安定的に提供する必要があります。また、本事業はこれまでに実績のない施設の整備・運営を行うものであり、開業当初の需要の不確実性が高いことから、事業者に対する事業安定化への支援を行う考えです。

国内外からの数多くのスタートアップが安価かつ安定的に本施設を利用できるための県による政策的な支援策として、開業から2034年9月30日までの期間において、スタートアップ向けオフィス等の利用に係るスタートアップの負担額の一部を県が負担するとともに、スタートアップ向けオフィス等の各年度の実収入額が、県と事業者で合意した事業計画における各年度の計画収入額を下回る場合については、計画収入額と実収入額との差額分を県が負担します。

また、スタートアップの支援を行う大学や研究機関、大企業等の入居を予定しているパートナー企業等向けオフィスについても、必要十分なスペース及び各種サービスを長期的、安定的に提供するための県による政策的な支援策として、開業から2034年9月30日までの期間において、各年度の実収入額が、県と事業者で合意した事業計画における各年度の計画収入額を下回る場合については、計画収入額と実収入額との差額分を県が負担します（参考資料1及び守秘義務対象資料の資料2を参照のこと）。

イ 参考資料の記載

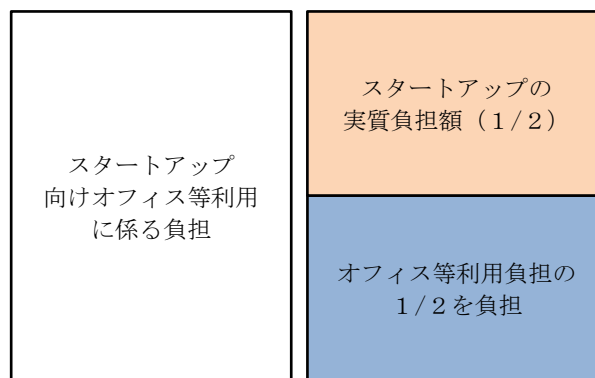
また、同じく参考資料1には、以下の記載がある。

県による政策的支援

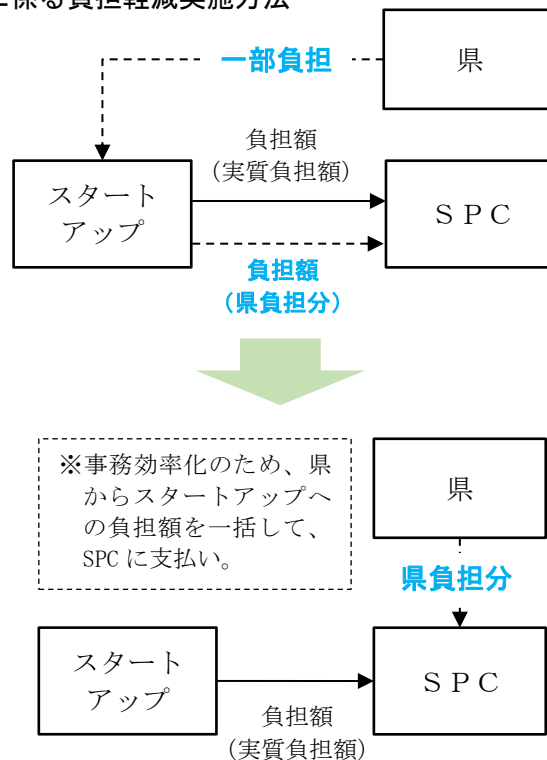
1. スタートアップ向けオフィス等利用に係る負担額の県による一部負担

国内外からの数多くのスタートアップが安価かつ安定的に施設を利用できるための県による政策的な支援策として、スタートアップ向けオフィス等利用に係る負担額の半額相当額を県が負担します。

■施設利用に係る負担軽減のイメージ



■利用に係る負担軽減実施方法

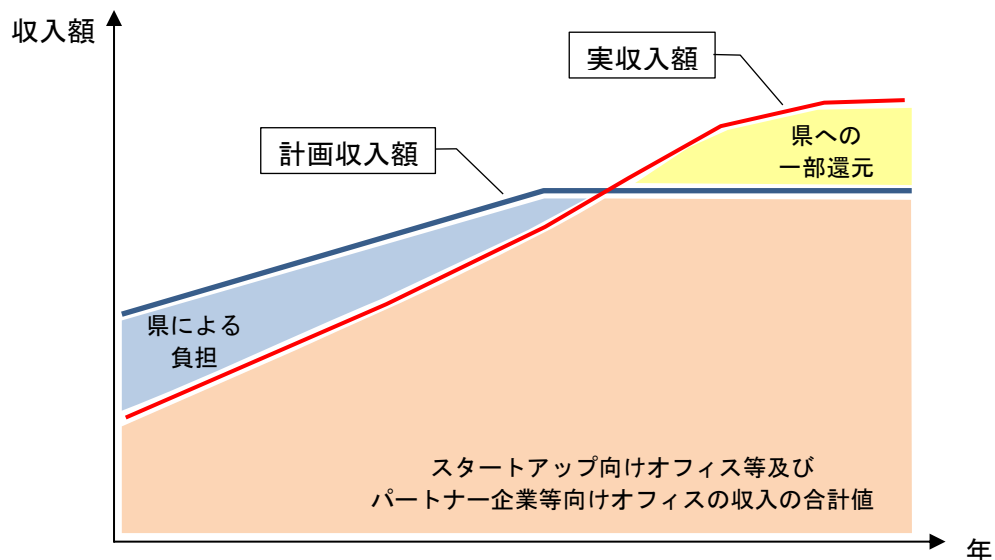


2. 計画収入額と実収入額との差額負担

スタートアップ向けオフィス等及びパートナー企業等向けオフィスの収入について、各年度の実収入額が、県と事業者で合意した事業計画における各年度の計画収入額を下回った場合には、計画収入額と実収入額との差額分については県が負担します。

また、各年度の実収入額が、県と事業者で合意した事業計画における各年度の計画収入額を上回った場合には、計画収入額と実収入額との差額分の50%を県に還元することとします。

■差額負担・還元のイメージ



3. 政策的支援上限額

各年度における政策的支援（「1. スタートアップ向けオフィス等利用に係る負担額の県による一部負担」及び「2. 計画収入額と実収入額との差額負担」）の上限額を定めることとし、政策的支援の上限額については、守秘義務対象資料に示します。

なお、県は、11月26日の意見交換会において、計画収入はオフィスの利用料金そのものの金額（半額補助を前提としない）で策定しているとの説明であった。

ウ スタートアップ向けオフィスの利用料

（ア）利用料金制に関する法の定め

法第244条の2第8項及び第9項並びにPFI法第23条は次のとおり利用料金制について規定する。

地方自治法（公の施設の設置、管理及び廃止）第244条の2
第1項～7項（略）

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

PFI法（公共施設等の利用料金）第23条

公共施設等運営権者は、利用料金を自らの収入として収受するものとする。

- 2 利用料金は、実施方針に従い、公共施設等運営権者が定めるものとする。この場合において、公共施設等運営権者は、あらかじめ、当該利用料金を公共施設等の管理者等に届け出なければならない。
- 3 公共施設等運営権に係る公共施設等が地方自治法第244条第1項に規定する公の施設（略）であり、かつ、公共施設等運営権者が同法第244条の2第3項に規定する指定管理者（略）として当該公の施設を管理する場合（略）において、前項の規定により定められた当該公共施設等の利用料金が第18条第1項の条例（利用料金の範囲その他利用料金に関して利用者の利益を保護するために必要なものとして内閣府令で定める事項を定めるものに限る。）において定められた利用料金に関する事項に適合し、かつ、当該公共施設等の利用料金を当該公の施設に係る同法第244条の2第8項の場合における利用料金として定めることが同条第9項の条例の定めるところに適合するときは、当該公共施設等の利用料金を当該公の施設に係る同条第8項の場合における利用料金として定めることについては、同条第9項後段の規定は、適用しない。

（イ）利用料金制に関する実施方針条例の定め

スタートアップ支援拠点の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例においては、以下のとおり規定されている。

（公共施設等運営権者が収受する利用料金）第5条
スタートアップ支援拠点の利用料金（法第二条第六項に規定する利用料金をいう。）は、公共施設等運営権者が知事と協議して定めるものとする。

（ウ）支援拠点条例の定め

愛知県スタートアップ支援拠点条例には次のとおり規定されている。

第3条（指定管理者による管理）

知事は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、支援拠点（起業家及び経営者に関する展示施設を除く。）の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務を行わせるものとする。

- 一 支援拠点の利用を許可すること。
- 二 支援拠点の利用の許可の期間を更新すること。
- 三 第一号の許可（前号の規定による許可の期間の更新を含む。第六号において同じ。）に条件を付けること。
- 四 支援拠点の利用の中止を承認すること。
- 五 支援拠点の利用に係る指示をすること。
- 六 第一号の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずること。

第4条（利用の許可等）

次に掲げる者は、支援拠点の利用について、指定管理者の許可を受けなければならない。

- 一 支援拠点のオフィス、オフィス附属施設又は附属設備を利用しようとするスタートアップ又はパートナー企業等
 - 二 支援拠点の会議室、研修室、駐車場若しくは駐輪場を利用しようとする者又は支援拠点のイベントスペース若しくは交流リビングの専用利用をしようとする者
- 2 オフィス附属施設及び附属設備は、オフィスの利用の許可を受けている者でなければ、利用することができない。
- 3 オフィス、フィットネス室及びオフィス附属設備の利用の許可の期間は、スタートアップにあつては二年以内、パートナー企業等にあつては五年以内とする。
- 4 指定管理者は、必要があると認めるときは、オフィス、フィットネス室及びオフィス附属設備の利用の許可の期間を更新することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 5 指定管理者は、支援拠点の管理上必要があると認めるときは、第一項の許可（前項の規定による許可の期間の更新を含む。以下同じ。）に条件を付けることができる。

第5条（利用料金）

前条第一項の許可を受けた者は、同項の支援拠点の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支援拠点の運営等（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第六項に規定する運営等をいう。以下同じ。）の業務を実施する公共施設等運営権者（同法第九条第四号に規定する公共施設等運営権者をいう。以下同じ。）に納付しなければならない。ただし、テックラボ固定席の利用の許可を受けている者がテックラボ附属設備の利用の許可を受けた場合は、当該テックラボ附属設備の利用料金を納付することを要しない。

2 利用料金の額は、次の各号に掲げる利用の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前条第一項第一号の利用（フィットネス室の利用を除く。） 別表第二に定める基準額に一・三を乗じて得た額を上限として公共施設等運営権者が知事と協議して定める額

二 フィットネス室の利用及び前条第一項第二号の利用 別表第二に定める基準額に一・三を乗じて得た額を上限として公共施設等運営権者が定める額

3 公共施設等運営権者は、前項各号の規定により利用料金の額を定めるときは、あらかじめ、知事に届け出るとともに、その額を公表するものとする。その額を変更するときも、同様とする。

4 納付された利用料金は、還付しない。ただし、公共施設等運営権者は、必要があると認める場合は、納付された利用料金の全部又は一部を還付することができる。

5 公共施設等運営権者は、必要があると認める場合は、利用料金の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を延期することができる。

別表第二（第五条関係）

区分		単位	基準額 (単位円)
オフィス	個室	一席一月につき	六八、七五〇
	固定席	一席一月につき	四四、〇〇〇
	テックラボ固定席	一席一月につき	一一〇、〇〇〇
	コワーキングスペース	一席一日につき 一席一月につき	三、三〇〇 三三、〇〇〇
オフィス附属施設	ミーティングルームA	三十分につき	二、二〇〇
	ミーティングルームB	三十分につき	一、六五〇
	ミーティングスペース	三十分につき	一、一〇〇
	パソコンブース	三十分につき	二二〇
	スタジオ	一時間につき	五、五〇〇
	フィットネス室	一人一月につき	二、二〇〇
会議室	大会議室	三十分につき	二、二〇〇
	小会議室	三十分につき	一、六五〇
研修室	平日	午前	三八、五〇〇
		午後	四四、〇〇〇
		夜間	四九、五〇〇
		全日	一一〇、〇〇〇
		時間外三十分につき	八、八〇〇
	土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日（以下「休日」という。）	午前	四二、三五〇
		午後	四八、四〇〇
		夜間	五四、四五〇
		全日	一二一、〇〇〇
		時間外三十分につき	一一、〇〇〇
イベントスペース	平日	午前	七七、〇〇〇
		午後	八八、〇〇〇
		夜間	九九、〇〇〇
		全日	二二〇、〇〇〇
		時間外三十分につき	一七、六〇〇

		土曜日、日曜日及び休日	午前	八四、七〇〇
			午後	九六、八〇〇
			夜間	一〇八、九〇〇
			全日	二四二、〇〇〇
			時間外三十分につき	二二、〇〇〇
			交流リビング	
駐車場	普通自動車	一台三十分につき	二〇〇	
駐輪場	二輪自動車又は原動機付自転車	一台二十四時間につき	二〇〇	
	自転車	一台につき駐輪場への入庫一回ごとに、当該入庫の時から十五分を経過した時から出庫の時までに経過した時間二十四時間につき	八〇	
	附属設備	オフィス附属設備	一台一月につき	五、五〇〇円以内で知事が定める額
テックラボ附属設備		一台一時間につき	六、六〇〇円以内で知事が定める額	
スタジオ附属設備		一式一時間につき	五、五〇〇円以内で知事が定める額	

制定附則

7 指定管理者は、設定日の前日までの間、前項において読み替えて準用する第5条第2項各号の規定により利用料金の額を定めようとするときは、知事の承認を受けなければならない。その額を変更しようとするときも、同様とする。

2024年3月28日付で「STATION Ai の利用料金について(申請)」が提出され、同日付で知事により承認された（「STATION Ai の利用料金について（承認）」）。「STATION Ai 利用料金表」の内容は、【図表4－4】のとおりである。

【図表４－４】STATION Ai 利用料金表

区分		単位	料金	
オフィス	個室	一席一月につき	68,750円	
	固定席	一席一月につき	44,000円	
	テックラボ固定席	一席一月につき	110,000円	
	コワーキングスペース	一席一日につき	3,300円	
		一席一月につき	33,000円	
会議室	大会議室	30分につき	2,200円	
	小会議室	30分につき	1,650円	
研修室	平日	午前（午前9時～正午）	38,500円	
		午後（午後1時～午後5時）	44,000円	
		夜間（午後6時～午後9時）	49,500円	
		全日（午前9時～午後9時）	110,000円	
		時間外30分につき（午前8時～午前9時及び午後9時～午後10時）	8,800円	
	土曜日、日曜日及び休日	午前（午前9時～正午）	42,350円	
		午後（午後1時～午後5時）	48,400円	
		夜間（午後6時～午後9時）	54,450円	
		全日（午前9時～午後9時）	121,000円	
		時間外30分につき（午前8時～午前9時及び午後9時～午後10時）	11,000円	
	イベントスペース	平日	午前（午前9時～正午）	77,000円
			午後（午後1時～午後5時）	88,000円
			夜間（午後6時～午後9時）	99,000円
全日（午前9時～午後9時）			220,000円	
時間外30分につき（午前8時～午前9時及び午後9時～午後10時）			17,600円	
土曜日、日曜日及び休日		午前（午前9時～正午）	84,700円	
		午後（午後1時～午後5時）	96,800円	
		夜間（午後6時～午後9時）	108,900円	
		全日（午前9時～午後9時）	242,000円	
		時間外30分につき（午前8時～午前9時及び午後9時～午後10時）	22,000円	
交流リビング		30分につき	5,500円	
駐車場	普通自動車	一台30分につき	200円	
駐輪場	二輪自動車又は原動機付自転車	一台24時間につき	200円	
	自転車	一台につき駐輪場への入庫一回ごとに、当該入庫の時から15分を経過した時から出庫の時までに経過した時間24時間につき	80円	

(エ) 要求水準書

「愛知県スタートアップ支援拠点整備事業【添付資料１】要求水準書」の２３頁によれば、スタートアップ向けオフィスの設置趣旨は、次のとおりとされている。

要求水準書においては、入居者の要件は特に設定されていない。

入居するスタートアップの日常的な業務等の遂行に対応したオフィス施設を整備すること

(オ) 実施契約書

実施契約書第30条第2項によれば、以下のとおり規定されている。

事業者は、事業期間中、運営・維持管理業務の実施にあたり、指定管理者として運営権設定対象施設を管理し、運営権設定対象施設において、施設設置管理条例第3条各号の業務を行う。

(カ) 会員規約

STATION Ai 株式会社作成の「STATION Ai 会員規約」によれば、以下のとおり規定されている。

第2条（会員について）会員区分
本会員は、法人会員と個人会員の2種類あり、それぞれ以下の条件を満たす方を指します。

- 法人会員
 - 権利能力を有する法人等であることを必須条件とし、…（略）
- 個人会員
 - 年齢満18歳以上であり…（略）

2. 会員属性

- スタートアップ
 - 新技術や新しいビジネスモデルを活用して新市場の開拓や高成長を目指す事業を実施する者を指します。
 - …略
 - 登録可否については、創業年数（創業前の場合は創業予定時期）、事業内容、今後の計画など、会員審査の及び会員条件の定期確認を通じて当社で総合的に判断します。
 - 次に掲げる事項を遵守いただくことを登録要件といたします。条件を満たさない場合は、当社の判断で会員登録を終了させていただく場合がございます。
 - 加速度的、持続的な事業成長へ注力すること。
 - 当社が提供するスタートアップ会員向け支援メニューを積極的に活用すること。
- パートナー …（略）

また、同会員規約の【別紙1】会員プラン（スタートアップ）には、【図表4-5】のとおりに記載されている。

【図表４－５】会員規約【別紙１】会員プラン（スタートアップ）

会員プラン	利用料金（月額）	年会費	初期費用	付与ID数	付与ポイント数（毎月）	政策的支援
個室	68,750円/席	0円	68,750円/室	2	—	※注3
ポイントパックS ※注1	78,200円/席 (内10,000円は不課税)	0円	68,750円/室	2	10,000pt/席	※注3
ポイントパックL ※注1	87,650円/席 (内20,000円は不課税)	0円	68,750円/室	2	20,000pt/席	※注3
固定席	44,000円/席	0円	44,000円/室	1	—	※注3
ポイントパックS ※注1	53,450円/席 (内10,000円は不課税)	0円	44,000円/室	1	10,000pt/席	※注3
ポイントパックL ※注1	62,900円/席 (内20,000円は不課税)	0円	44,000円/室	1	20,000pt/席	※注3
テックラボ固定席	110,000円/席	0円	110,000円/室	1	—	※注3
ポイントパックS ※注1	119,450円/席 (内10,000円は不課税)	0円	110,000円/室	1	10,000pt/席	※注3
ポイントパックL ※注1	128,900円/席 (内20,000円は不課税)	0円	110,000円/室	1	20,000pt/席	※注3
コワーキング	33,000円/席	0円	3,300円/ID	1	—	※注3
ポイントパックS ※注1	42,450円/席 (内10,000円は不課税)	0円	3,300円/ID	1	10,000pt/席	※注3
ポイントパックL ※注1	51,900円/席 (内20,000円は不課税)	0円	3,300円/ID	1	20,000pt/席	※注3
ドロップイン	3,300円/回 ※注2	0円	—	1	—	—

注１、２（略）

注３：ドロップインを除く会員プランを契約しているスタートアップは、各利用料金の半額を県が負担するため、実質的に半額での利用が可能です（原則２年間）。また、政策的支援を受けた会員が、後に虚偽の申込があることが確認された場合、過去に遡って政策的支援の返納を求めることがあります。

（キ）ヒアリング

県によれば、以下の説明であった。

- ① 公共施設等運営権に基づいた利用料金制を採用しており、実施契約第６条１項で徴収の点を定めている。
- ② 利用料金については、会員規約で、定額が表示され、スタートアップについては半額の支払いでよい。
- ③ 事業者が、PRE-STATION Ai を踏まえながら、応募資格の設定を行う、審査がある。事業者にかかっている。県は、当該基準となる会員規約の制定・改正に当たって、承認手続きをとっており、県側の意向を踏まえた内容となっている。
- ④ 入居期間等に定めや条件は、スタートアップ２年以内で更新は可能、パートナー企業は５年以内で更新は可能。

エ 事業者の収支について

実施契約第53条第1項には、事業期間中の各事業年度の収入及び支出の計画である「長期収支計画」並びに運営開始日から2028年3月31日までの第1期中の各事業年度の収入及び支出の計画である「第1期中期収支計画」を、実施契約第53条第4項には、各事業年度の収入及び支出の計画である「単年度計画」を、それぞれ県と事業者との合意で定めるものとしている。

オ 公共施設等運営権実施契約書の政策的支援

実施契約書には、政策的支援等に関して、以下の規定がおかれている。

第2節 政策的支援等

第53条（収支計画等）（略）

第54条（実績収入等）（略）

第55条（利用料金の変更）（略）

第56条（スタートアップ向け施設利用料支援）

1 県は、スタートアップ向け施設利用料支援として、支援対象となるスタートアップ向けオフィスの利用者に対し、利用者が事業者を支払うべきオフィス利用に係る金額の半額相当額の補填を行う。スタートアップ向け施設利用料支援による県からの支出については、事務手続効率化の観点から、第2項以降に定める手続によって、県から事業者への当該支援相当額の支払いによって実施するものとする。

2 事業者は、各事業年度をよく事業年度の4月10営業日までに、当該事業年度における運営・維持管理業務のうち、スタートアップ向けオフィスに係る収入額（以下「収入額（報告値）」という。）を、県に通知する。収入額（報告値）には、スタートアップ向けオフィスの利用料金収入に加え、オフィス利用に付随する会議室等の利用に充当可能なポイント（以下「定額ポイント」という）及び県が承認したオプションに係る収入を付加することができる。定額ポイントの設定にあたっては、オフィスの利用料金に対して過大にならない程度の金額に設定のうえ、利用可能対象や設定金額、その他の運用に係る条件については県の事前の承認を得るものとする。

3 各事業年度の収入額（報告値）と同額の金額をスタートアップ向け施設利用料支援として、県は事業者に対して、翌事業年度の5月末日までに支払うものとする。

4 （略）

5 （略）四半期払い

第57条（計画収入額と実収入額の差額還元）（略）

第58条（計画収入額と実収入額の差額補償）（略）

第59条（政策的支援上限額）（略）

(4) 特定事業の選定の公表について

ア 公表の内容

2020年11月17日、愛知県スタートアップ支援拠点整備等事業に関して、PFI法第7条の規定に基づき特定事業を選定したとして、同法第11条1項の規定により客観的評価の結果がホームページ上で公表された。

「愛知県スタートアップ支援拠点整備等事業 特定事業の選定について」（2020年11月 愛知県）の4頁以下には、運営、維持管理について以下のとおり記載されている。

③ 運営※2

- ・トータルコーディネイト業務※3
- ・スタートアップ支援プログラム提供業務※4

- ・各種イベント・セミナー開催業務
- ・スタートアップ向けオフィス運営業務
- ・パートナー企業等(海外のスタートアップ支援機関・大学を含む)向けオフィス運営業務
- ・会議室及びイベントスペース等運営業務
- ・テック・ラボ運営業務
- ・宿泊・研修施設運営業務
- ・託児施設運営業務
- ・カフェ・レストラン等民間収益施設運営業務
- ・駐車場・駐輪場運営業務
- ・利用促進業務
- ・事業期間終了時の引継業務
- ・各種提案業務
- ④ 維持管理
 - ・建築物保守管理業務
 - ・建築設備保守管理業務
 - ・什器備品保守管理業務
 - ・衛生管理・清掃業務
 - ・保安警備業務
 - ・修繕・更新業務
 - ・植栽維持管理業務
 - ・外構施設保守管理業務
- ※2 新型コロナウイルス感染症拡大を契機として、急速に進展する非接触・モバイル化などデジタルシフトに対応する高度通信、リモート、ハード・ソフトにわたるデジタルトランスフォーメーション（DX）推進環境等を整備し、最先端のデジタル技術を活用したスタートアップ支援を可能とする事業とすること。
- ※3 県、パートナー企業、国内外の大学・スタートアップ支援機関等と連携しながら、スタートアップに提供する各種プログラムやイベント等のプロデュースや調整等を行い、拠点全体において調和のとれたスタートアップ支援の充実が図れるよう各種業務を統括するもので、ステーションA i 早期支援拠点における「あいちスタートアップワンストップセンター」が担う役割を引き継ぐことを想定している。
- ※4 県が実施中又は実施予定のスタートアップ支援事業及び海外スタートアップ支援機関連携推進事業については、本事業の開始後、引き続き県が実施すること、又は事業者による実施が効果的・効率的であると考えられる事業については、県と事業者との協議の上で、事業者がこれらを引き継ぐなど、事業者が実施するスタートアップ支援プログラム提供業務に積極的に取り入れることを想定している。なお、引き続き県が実施する事業を事業者に業務委託することも想定しているので、受託できる体制を構築すること。

イ 支出算定

支出算定は、「愛知県スタートアップ支援拠点整備等事業 入札説明書」（2020年11月 愛知県）添付の守秘義務対象資料に基づくとのことである。

5 コンセッション事業の事業者選定について

(1) 入札から事業者選定までの概要

前述のとおり、2020年11月17日に、入札公告を行うと共に、入札説明書等の公表を行った。その後、2020年11月17日から同年12月11日にかけて、入札説明書等に関する質問を受け付け、同年12月1日には入札説明書に関する説明会を実施した。

その後、2021年2月16日に応募者にあてて入札参加資格確認結果を通知した。

２０２１年５月７日に入札及び開札を行い応募者２者から入札書及び事業提案書が提出され、２０２１年７月２日に、第５回ＰＦＩ事業者選定委員会において応募者からのプレゼンテーションを実施し、意見交換及び採点が行われた。

その後、２０２１年７月１９日に開催された第６回ＰＦＩ事業者選定委員会における審査の結果、同委員会から最優秀提案の報告が県になされた。

(2) 事業者選定委員会での検討について

ア 開催経緯

事業者選定委員会の開催状況は、【図表４－６】のとおりである。

【図表４－６】事業者選定委員会開催経緯

回	日時	内容
1	2020年2月3日	・事業者選定委員会の進め方 ・事業の概要について ・入札説明書について
2	2020年7月27日	・実施方針（案）の策定について ・前回入札公告時からの主な変更点について
3	2020年11月6日	・事業概要について ・特定事業の選定（案）について ・入札説明書等（案）について
4	2021年4月23日	・入札説明書等に関する質問提出業況及び事業者の応募状況について ・個別対話の実施状況について ・提案審査の実施手順について
5	2021年7月2日	・提案審査（基礎審査）について ・提案審査（総合評価）の進行手順について ・プレゼンテーション及びヒアリング
6	2021年7月19日	・審査報告（案）の検討について

イ STATION F との連携について

（ア）２０２０年１月２２日に知事がSTATION F（【図表４－１】参照）を訪問し、同施設の投資・スタートアップ支援長の Gwen Salley 氏と面談を行った。その面談の際に、STATION Ai とSTATION F との連携について要請し、今後具体的な連携内容について協議を進めていくことで合意した。

そして、２０２１年４月２１日付で、ＰＦＩ事業者選定委員会の委員長よりSTATION F のディレクターである Roxanne Varza 氏宛にアドバイザーの就任を依頼し、２０２１年４月２２日付で承諾を得た。そのため、ＰＦＩ事業者選定委員会の設置要綱第４条５項に基づいてアドバイスを受けることとなった。

（イ）主な連携内容

STATION Ai の整備・運営の事業者選定に係る入札説明書、要求水準書、落札者決定基準をSTATION F と情報共有した上で、落札者決定基準に対する評価のポイントについて県がアドバイスを受け、県がこれをＰＦＩ事業者選定委員会に報告する形式により関与している。

(ウ) 予算の転用

２０２１年度当初予算一般会計歳出予算におけるフランス支援機関連携事業費につき、２０２１年度当初予算一般会計歳出予算における STATION Ai 整備事業費へと転用した。

また、その理由については、P F I 事業者選定委員会の各委員には委員会開催時にアドバイザー業務受託者である日本総研が謝礼等を支出していることから、STATION F のアドバイザーの謝礼についても同様の取り扱いを行うこととすること及び P F I 事業者選定委員会の設置要綱第４条５項に基づくアドバイザーに STATION F が就任し、落札者決定基準の評価ポイントに関してアドバイスを行うことになるためであるとしている。

(エ) 具体的なアドバイザー謝礼額 ９７万５０００円（税込）

STATION F と調整済みの額であること及び積算を下回る数字であることから、上記の金額となった。

(3) 入札公告〔公募〕、説明会の開催について

ア 選定の手順及びスケジュールについて

入札説明書等の公表後、２０２０年１１月１７日から同年１２月１１日にかけて、入札説明書等に関する質問を受け付け、同年１２月１日には入札説明書に関する説明会を実施した。

イ 入札説明会の申込状況等

入札説明会には、合計８者からの申込があった。

(4) 落札者〔優先交渉権者〕の選定、公表について

ア 事業者選定・審査過程

２０２１年２月１６日、応募者にあてて入札参加資格確認結果を通知した。

２０２１年５月７日に入札及び開札を行い応募者２者から入札書及び事業提案書が提出され、２０２１年７月２日に、応募者からのプレゼンテーションを実施し、採点が行われた。

その後、２０２１年７月１９日に開催された第６回 P F I 事業者選定委員会における審査の結果、同委員会から最優秀提案の報告が県になされた。

イ 提案審査

(ア) 提案審査の実施手順

提案型審査は、大きく分けて基礎審査と総合評価に分かれる。

基礎審査では、県が入札価格の確認を行った上で、基礎的事項である様式に必要な事項が記載されているかの確認、要求水準書に対する提案内容の確認及び事業遂行能力を有した提案内容になっているかを確認する。

総合評価では、県とアドバイザーによって作成された採点表のエクセルデータを基に、事前にPFI事業者選定委員会委員により仮採点を実施し、当該仮採点のデータをアドバイザーにメールで提出する。

その後、PFI事業者選定委員会において当該応募者によるプレゼンテーションやヒアリングを行い、事務局を含めた意見交換を実施した後、入札価格の評価と性能等に関する評価（定性評価）を行う。この具体的な採点については、各委員が自らパソコンを持参して上記のエクセルデータを修正する方法によって行われ、修正箇所を黄色で着色して識別するとのことである。

各委員によって採点されたエクセルデータは、アドバイザーによって集計され、当該採点結果を基に最優秀提案を決定される。

なお、県によれば、このエクセルデータを用いた採点方法については、今回の採点で用いる以前にいつから実施されているものなのかは判明しておらず、また、県においてエクセルデータを用いた方法では採点を行っておらず、他の審査では紙を用いて行っているとのことであった。

（イ）採点

愛知県スタートアップ支援拠点整備等事業の落札者決定基準（2020年11月・2021年1月8日修正版）によれば、入札価格の評価が20点、性能等に対する評価が150点の170点満点とされている。

この点、性能等に対する評価につき、委員の採点結果の平均が100点未満であった場合は、最優秀提案を選定しないこととされている。

なお、入札後に県は、採点表の評価の視点及び評価のポイントの妥当性に関して検討を行っている。もっとも、県内部での検討に留まっており、PFI事業者選定委員会に対して、関連資料を提供し、議論を行うことはなかったようである。

（ウ）提案審査における事業者名の取扱い

従前の県におけるPFI事業等提案の審査においては、事業者名が特定できない形で審査を実施していた。なお、愛知県PFI導入ガイドラインの59頁によれば、審査に当たり、「評価に対する先入観を排除するため、提案内容の評価が終了するまでは、提案企業名や提案価格を開示しないなどの工夫を行うことが望ましい」とされている。

もっとも、STATION Aiに係る事業はこれまでに実績の無い事業であり、事業名を特定することにより類似事業の実績等を把握することが可能となり、具体性に係る検証等が可能となること及び選定委員の委員からも事業者名の明示を要求されたことから、第4回PFI事業者選定委員会において、提案審査・プレゼンテーションにおいては事業者名を明示した上で審査を行うこととした。

ウ 採点結果

（ア）採点結果

A社が、定性評価については108.39点、価格評価を含めて128.39点であった。B社（ソフトバンク）が定性評価については、112点、価格評価を含めて131.89点であった。

（イ）第5回PFI事業者選定委員会における審査後の複数の委員からは、性能等に対する評価について、選定基準となる100点をつけられないという意見が出されていた。

エ 落札者の公表内容・方法

2021年7月21日に落札者の決定を公表した。

なお、最優秀提案は、代表企業がソフトバンク株式会社であり、協力企業が株式会社石本建築事務所名古屋オフィス、株式会社フジタ、合同会社DMM.com、SBイノベーション株式会社、シービーアールイー株式会社及び株式会社トットメイトの計6社である。

6 契約等の締結段階について

(1) PFI事業者選定委員会からの要望事項について

ア 概要

2021年7月19日付愛知県スタートアップ支援拠点整備等事業の審査報告書において、PFI事業者選定委員会より最優秀提案者に対する本委員会からの要望事項が提示されている。

イ 具体的な要望事項について

PFI事業者選定委員会からの具体的な要望事項は下記の6点となる。

- a 「・本事業においては、設計・建般、開業準備及び運営に係る13年間（2021年10月～2034年9月）にわたり、安定的かつ持続可能な実施体制の構築を図ることが不可欠である。代表企業として、SPCが13年間の運営を着実に担うことができるように、県と十分に連携・調整を図りながらSPCの実施体制の構築及び充実を図ること。」
- b 「・代表企業として、全期間にわたり、自らが保有する国内外のネットワークを始めとした様々な経営資源を最大限に活用し、スタートアップの創出・育成・誘致、「世界初、対等な関係」のオープンイノベーションの推進、海外連携の推進など、SPCの業務全般を強力にバックアップし、代表企業とSPCの連携体制をもって、グローバル・スタートアップ・エコシステムの形成を図ること。」
- c 「・ニューリアリティ対応型のスタートアップ中核支援拠点として、スタートアップやパートナー企業等のニーズに則したプラットフォームシステム、スーパーコンピューター、ICT技術、AI、各種ロボット等を備える世界最先端のスマートビルを整備すること。設置する設備・機器については、スタートアップ支援の観点から適切な機能や規模、数量等を改めて精査し、県との十分な協働・調整

のうえで調達を実施するとともに、技術進化や利用者ニーズの変化等を踏まえた適切な修繕・更新等を図ること。」

d 「・建築計画及び構造計画については、設計・建設に当たり、イノベーション施設としての先進性・シンボル性を追求し、環境性能も含め、クオリティ向上を図ること。」

e 「・開業準備業務については、落札後速やかに、開業準備業務計画を策定し、県と協議調整を行った上で実施すること。」

f 「・関心表明書リストに記載のある 154 団体との連携内容と方法について、落札後、速やかに協離を開始し、連携体制の構築を図ること。」

ウ 落札者における対応方針について

落札者は、県に対し、「P F I 事業者選定委員会からの要望事項の対応について」と題する書面を提出し、落札者による対応方針を明示する等、P F I 事業者選定委員会からの要望事項に対しては適宜対応を行っている。

(2) 契約の締結、公表について

ア 県とソフトバンク株式会社との間で締結された契約等について

県とソフトバンク株式会社コンソーシアムとの間で、2021年9月に愛知県スタートアップ支援拠点整備等事業の基本協定書が締結された。

イ 県と STATION Ai 株式会社との間で締結された契約について

(ア) 県と STATION Ai 株式会社との間で締結された契約は、以下の計 5 つである。

a 愛知県スタートアップ支援拠点整備等事業事業契約

(a) 契約日

2021年10月26日

(b) 契約金額

143億4833万0933円（税込）

b 2021年度愛知スタートアップ支援拠点整備等事業開業準備業務に関する契約

(a) 契約日

2021年12月24日

(b) 契約金額

1437万1500円（税込）

c 2022年度愛知県スタートアップ支援拠点整備等事業開業準備業務及び統括マネージャービジネスプランコンテスト実施業務に関する契約

(a) 契約日

2022年4月1日

(b) 契約金額

1億4281万1900円（税込）

- d 2023年度愛知県スタートアップ支援拠点整備等事業開業準備業務及び統括マネージャービジネスプランコンテスト実施業務に関する契約
 - (a) 契約日
2023年4月1日
 - (b) 契約金額
3億5487万8000円(税込)
- e 2024年度愛知県スタートアップ支援拠点整備等事業開業準備業務及び統括マネージャー等設置業務に関する契約
 - (a) 契約日
2024年6月1日
 - (b) 契約金額
5億7929万0438円(税込)
- (イ) 変更契約
 - a 前提
「愛知県スタートアップ支援拠点整備等事業事業契約書」第44条第6項において、「予期することができない特別の事情により、業務期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、施設整備費が著しく不適当となったときは、県又は事業者は、前各項の規定にかかわらず、施設整備費の変更を請求することができる。」と規定されている。
 - b 1回目の変更契約
 - (a) STATION Ai 株式会社が「愛知県スタートアップ支援拠点整備等事業事業契約書」第44条6項に基づき、2022年11月に請求を行い、同条第7項に従い、県とSTATION Ai 株式会社との間で施設整備費の変更額について協議し、国土交通省による建設工事費デフレーターにより算定することで合意した。当該合意に基づき、県とSTATION Ai 株式会社は2023年6月5日付で事業契約に係る変更仮契約書を締結し、議会の議決を経た上で、2023年7月10日付にて事業契約に関する変更契約書を締結した。
 - (b) 上記の変更契約により、143億4833万0933円(税込)であったが、153億4699万6157円(税込)へと契約金額を変更した(9億9866万5224円の増額となった)。
 - c 2回目の変更契約
 - (a) STATION Ai 株式会社が「愛知県スタートアップ支援拠点整備等事業事業契約書」第44条6項に基づき、2024年2月及び5月に請求を行い、同条第7項に従い、県とSTATION Ai 株式会社との間で施設整備費の変更額について協議し、国土交通省による建設工事費デフレーターにより算定することで合意した。

また、STATION Ai 建設工事中における地中障害の処理（コンクリートがらの出土に対する処理）に要した費用について、「愛知県スタートアップ支援拠点整備等事業事業契約書」第29条第6項における「要求水準書等で規定されていなかったこと又は規定されていた事項が事実と異なっていたこと」に該当したとして、同条7項に基づき、県が当該費用を負担することとなった。

上記の結果、県とSTATION Ai 株式会社は2024年10月21日付で事業契約に係る変更仮契約書を締結し、今後議会の議決を経た上で、事業契約に関する変更契約書を締結する予定である。

- (b) 上記の変更契約により、153億4699万6157円(税込) から、156億3346万2946円(税込) へと契約金額が変更されることとなる(2億8646万6789円の増額となった)。

ウ STATION Ai 株式会社と業務委託先等との契約について

- (ア) 愛知県スタートアップ支援拠点整備等事業におけるSTATION Ai 株式会社との業務委託先等は【図表4-7】のとおりである。

【図表4-7】業務提携先一覧

業務	業務の内容	代表企業／構成企業 ／協力企業の別	会社名
設計及び 建設業務	統括マネジメント業務	代表企業	ソフトバンク株式会社
	DX・備品調達業務	協力企業	合同会社DMM.com
		代表企業	ソフトバンク株式会社
	設計・工事監理	協力企業	株式会社石本建築事務所
	施工・工事監理	協力企業	株式会社フジタ
運営・維持 管理業務	統括マネジメント業務	代表企業	ソフトバンク株式会社
	スタートアップ支援プログラム提供業務	協力企業	S B イノベンチャー株式会社
		代表企業	ソフトバンク株式会社
	各種イベント・セミナー開催業務	代表企業	ソフトバンク株式会社
	スタートアップ・パートナー向けオフィス運営業務	代表企業	ソフトバンク株式会社
	テック・ラボ運営業務	代表企業	ソフトバンク株式会社
	宿泊・研修施設運営業務		S Q U E E Z E（賃貸借契約）
	託児施設運営業務	協力企業	株式会社トットメイト
	カフェ・レストラン等民間収益施設運営業務		木全商店（レストラン、賃貸借契約）
			ファミリーマート（コンビニ、賃貸借契約）
	駐車場・駐輪場運営業務	協力企業	名鉄協商株式会社
	利用促進業務	代表企業	ソフトバンク株式会社
	施設維持管理業務	協力企業	株式会社アサヒファシリティーズ

- (イ) STATION Ai 株式会社と業務委託先との間で締結された契約については、愛知県スタートアップ支援拠点整備等事業基本協定書第8条において、「・・・各業務に

着手する日までに、当該各業務に係る業務委託請負先との間で業務委託請負契約を締結させ、当該契約の締結後速やかに当該契約書の写しを甲に提出させなければならない」とされている。

そのため、STATION Ai 株式会社からは県に対し、契約を締結した際には、当該契約書の写し及び業務委託契約一覧が提出されている。

なお、県において、当該契約書の写しの提出後に、その内容に対して更なる法務チェック等は実施していないとのことであった。

(ウ) 県と STATION Ai 株式会社との間で締結された愛知県スタートアップ支援拠点整備等事業公共施設等運営権実施契約書第 29 条第 1 項によれば、STATION Ai 株式会社は、運営・維持管理業務のうちカフェ・レストラン等民間収益施設運営業務等の実施、同条第 5 項によれば、宿泊・研修施設運営業務の実施に当たり、それぞれ運営権設定対象施設の一部を第三者に貸し付けることができる。

そして、同条第 4 項において、「事業者は、第 1 項の規定により貸借部分を第三者に貸し付ける場合には、事前に県に貸し付けの相手方について通知し、第三者への貸付日までに賃貸借契約を締結し、当該契約の写しを県に提出しなければならない」とされている。

そのため、STATION Ai 株式会社からは県に対し、契約を締結した際には、当該契約書の写しが提出されている。

7 事業の実施、事業の監視等段階について

(1) 事業の実施について

ア 事業の構成及び日程

2021 年 10 月 26 日付け愛知県スタートアップ支援拠点整備等事業事業契約書（以下「事業契約書」という）第 4 条第 1 項において、本事業は、次の各業務により構成されると定められた。

- | |
|------------------------------|
| (1) 統括マネジメント業務 |
| (2) 設計及び建設業務 |
| (3) 運営・維持管理業務 |
| イ 運営業務 |
| ロ 維持管理業務 |
| (4) 任意事業に係る業務 |
| (5) その他特定事業契約及び要求水準書に規定される業務 |

また、事業契約書第 4 条第 2 項において、事業者は、事業契約書の別紙に定められた次の事業日程により、各事業の業務を実施すると定められた。

(ア) 設計及び建設業務及び運営・維持管理業務

設計及び建設業務期間 2021 年 10 月 26 日から 2024 年 9 月 30 日まで

運営・維持管理業務期間 2024 年 10 月 1 日（運営開始予定日）から 2034 年 9 月 30 日まで

(イ) 統括マネジメント業務

事業者は、事業期間にわたり統括マネジメント業務を実施する。

(ウ) 任意事業

事業者は個別の任意事業ごとに、県との間で任意事業協定を締結し、任意事業協定の定めに従い実施する。

イ 事業の実施体制等

事業者は、自らの責任と費用負担において、要求水準書等に従い要求水準を満たす方法により、本事業を実施するとされた（事業契約書第15条）。

そして、県及び事業者は、事業期間中の円滑な遂行の実現を目的として、要求水準書及び事業契約書別紙3（ガバナンス基本計画）の定めに従い、ガバナンスを実施するとされ、そのために同別紙4（ガバナンス体制）の定めに従い、ガバナンス体制を構築することとされた（事業契約書第16条）。

(ア) ガバナンス基本計画の概要

ガバナンス基本計画は、次のような構成で定められている。

- | |
|---------------------|
| 第1部 ガバナンスの考え方 |
| Ⅰ ガバナンスの目的と原則 |
| Ⅱ 内部統制の仕組 |
| Ⅲ 外部統制及びファシリテーターの仕組 |
| 第2部 モニタリング基本計画 |
| Ⅰ 総論 |
| Ⅱ 統括マネジメント業務のモニタリング |
| Ⅲ 財務状況等のモニタリング |
| Ⅳ 設計及び建設業務のモニタリング |
| Ⅴ 運営・維持管理業務のモニタリング |
| Ⅵ 任意事業のモニタリング |
| Ⅶ 契約終了時のモニタリング |
| Ⅷ 要求水準未達の場合の措置 |
| Ⅸ 提出書類等 |

そして、ガバナンスの目的等については、ガバナンス基本計画の冒頭において、次のように定められた。

a ガバナンスの目的

本事業が円滑に遂行されるとともに、それらによる事業成果の創出を確実なものとするために、県及び事業者の双方による本事業のガバナンスの枠組みを構築する（事業者・県それぞれのガバナンスではなく、コンセッション事業のガバナンス）。

b 基本的な考え方

事業者及び県のセルフモニタリングにより得られた客観的な業績情報の活用を基礎として、①当事者間で重層的に構成する会議体を通じた実績評価と改善協議による統制（内部統制）、及び②外部有識者等により構成する「第三者機関」

を通じた評価・アドバイス・勧告等による統制（外部統制）により、ガバナンス機能を確保する。

c 会議体の設置

本事業の官民の公式なコミュニケーションの枠組みとして、県及び事業者の間での会議体を設置する。この会議体は、事業期間を通じて、円滑な事業遂行を実現するためのコミュニケーションの枠組みとして機能し、双方のモニタリング結果の報告と評価の場であると同時に、それを超えた今後の事業展開についての建設的で率直かつ真摯な協議の場となる運営を求める。

(イ) ガバナンス体制の概要

a 要綱の策定

県と事業者は、2022年4月1日、「協議会等設置要綱及び第三者機関設置要綱案に関する確認書」を締結し、事業契約書第16条等のガバナンス体制の構築に関する規定に基づく協議会、事業調整会議及び連絡会議（以下「協議会等」という）の設置、第三者機関の設置並びにファシリテーターの設置について次の要綱を定めるとともに、かかる要綱によって協議会等を運営することを確認した。

なお、第三者機関設置要綱については、2022年6月23日に開催された協議会において、第三者機関構成員及び活動報酬等について県と事業者が合意したことにより、同日から施行された。

(a) 愛知県スタートアップ支援拠点整備等事業に係る協議会等設置要綱（別添協議会等運営ガイドラインを含む）

(b) 愛知県スタートアップ支援拠点整備等事業に係る第三者機関設置要綱

b 協議会等の概要

協議会等の概要は【図表4-8】のとおりである。

【図表4-8】協議会等の概要

(a) 協議会

主な議事	・事業契約の変更、要求水準の変更、任意事業協定の変更、事業全体の進捗状況、その他事業全般に係る公的な協議 ・任意事業における業務目標の達成状況の確認 ・事業者の財務状況の確認 ・第三者機関の構成員の選定、当機関への付託 ・ファシリテーターへの要請 ・会議体の設置 ・緊急事態への対応
開催頻度	不定期（1名以上の会員が必要と認め、会長に招集の申出があったとき）。ただし、必要性の申出がなくても年に1度は開催する。
会 員	・愛知県経済産業局革新事業創造部長 ・STATION Ai 株式会社 代表取締役社長兼CEO

(b) 事業調整会議

主な議事	・本事業における要求水準の充足状況及び課題の確認 ・任意事業における進捗、実施状況及び課題の確認
開催頻度	半期に1度程度。ただし、事務効率化等の観点から、設置後の開催状況に応じて、協議会又は連絡会議の開催をもって代えることも可能とする。
会 員	・愛知県経済産業局革新事業創造部スタートアップ推進課長 ・STATION Ai 株式会社 統括管理責任者

(c) 連絡会議

主な議事	・要求水準の充足状況の確認 ・業務遂行上の諸課題に対する情報共有、協議、及び対応策の進捗状況の確認 ・スタートアップ支援に関する官民の役割分担、実施事業の協議・調整 ・緊急事態への対応
開催頻度	月1度程度(定例的な打合せ開催と兼ねる)。ただし、業務遂行上の必要性に応じて、より頻繁に開催することも何ら問題ない。
会 員	・愛知県経済産業局革新事業創造部スタートアップ推進課担当課長(拠点推進担当) ・STATION Ai 株式会社 業務務担当者・業務責任者 (各業務のガバナンス計画書での定めは次のとおり) - 統括マネジメント業務 統括管理業務担当者・統括管理責任者 - 建築業務 設計・建設業務責任者 - 任意事業(ファンド運営事業) 任意事業業務責任者

c 第三者機関の概要

(a) 機関設置の趣旨

本事業においては、官民の契約当事者のセルフモニタリング及び別途の要綱にて規定する協議会等を通じたガバナンスを基礎とするが、多岐にわたる本事業の事業範囲のガバナンスを、長期にわたる事業期間中に、確実に確保して、本事業の事業目的を実現する観点から、「第三者」により構成され、中立的かつ専門的な視点からのファシリテーションやアドバイス等を行う機関も併せて設立して、ガバナンスの強化を図る。

(b) 機関の機能

- ・ファシリテーション(官民協議の仲介役)

共有・固有の目的実現にむけた協議促進、相互信頼の構築・回復、紛争の回避

- ・アドバイス:

事業実施方針・計画等の策定、実施及び改定等についての意見表明、アドバイス(目標の変更を含む)

(c) 機関の構成員

構成員は【図表2-15】のとおりである。

(2) 統括マネジメント業務のモニタリング

ア 統括マネジメント業務業務計画書・ガバナンス実施計画書の策定

(ア) モニタリングの時期

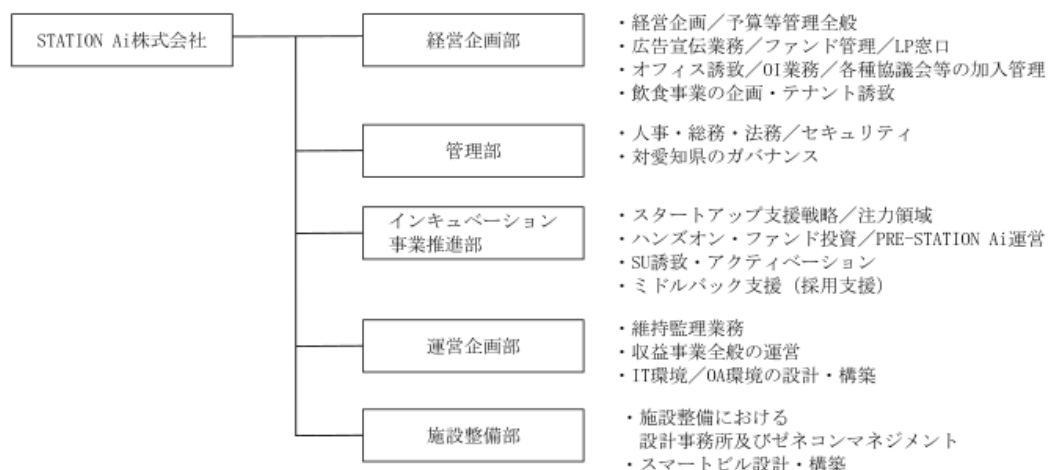
2021年10月26日から2034年9月30日まで

(イ) モニタリングの内容

- ・統括管理業務責任者・統括監理業務担当者は各業務責任者が作成する報告物をもとに、要求水準を満たすとともに、STATION Ai 株式会社が提案した事業計画の内容を満たすかセルフモニタリングを実施する。
- ・セルフモニタリングの評価は、A B C の3段階で行う。
 - A評価：問題なく実施されている
 - B評価：実施されているが多少の問題あり
 - C評価：実施されていないなど多いに問題あり
- ・STATION Ai 株式会社はセルフモニタリングの結果を、定期的な打合せの中で県に報告し、県はセルフモニタリングの結果をもとに確認を行うことで、モニタリングを行う。

(ウ) モニタリングの組織

【図表4-9】実施・連絡体制



(エ) モニタリングの方法・手順

a 定例的な報告

統括マネジメント業務の進捗やセルフモニタリングの結果に関して、定期的な打合せの中で県に報告し、スケジュールの遅延発生やセルフモニタリングの結果B評価、C評価を得た事項等について協議・検討を行う。

また、STATION Ai 株式会社は議事録を作成し、県の確認を得た上で保管する。

b 県が求める会議体での報告

県が会議体を開催し、業務内容・要求水準書・提案書の履行状況などの説明が必要な場合は、STATION Ai 株式会社より説明を実施する。県が求める会議体は【図表4-8】のとおり。

c 書類によるガバナンス

ガバナンス基本計画にて定められた書類を、それぞれの提出期限までに遂行状況及び要求水準達成状況を自らセルフモニタリングを行い、県に提出し、県の確認を受ける。【図表４－１０】を参照。

【図表４－１０】

No.	提出書類	提出時期	県によるモニタリング
1	実施体制図	本業務開始前まで 変更時は必要に応じて 随時	・提出書類に基づき、業務上の指示及び報告等が業務実施企業を含む関係者全体へ確実に伝達される体制が構築されているか確認する。 ・提出書類に基づき、管理体制の構築や事業進捗が円滑に実施されうるスケジュールとなっているかを確認する。 ・提出された財務書類等により事業者の財務状況を確認するとともに、監査意見に特段の問題がないことを確認する。 ・事業者からの説明の合理性を確認する。 ・事業者の定款、株主名簿、事業者が締結する契約等に則り、事業が実施されているかの確認を行う。
2	統括管理責任者届	本業務開始前まで 変更時は必要に応じて 随時	
3	業務計画書	本業務開始前まで	
4	年度管理計画書	各事業年度開始の 30 日前まで（初年度は本業務開始前まで）	
5	年度管理報告書	当該事業年度終了 3 ヶ月以内	
6	会社法上要求される計算書類	事業者の定期株主総会開催後 10 日以内	
7	中間計算書類	中間決算日から 2 ヶ月以内	
8	定款の写し	事業契約締結日又は変更日から 10 日以内	
9	株主名簿の写し	事業契約締結日又は変更日から 10 日以内	
10	事業者が締結する契約等の一覧及び契約書の写し	契約締結日又は変更日から 10 日以内	

d 現地における確認

県は必要があると認める場合は、対象施設内立ち入り調査及び検査を行う。

(3) 設計業務のモニタリング

ア 設計業務ガバナンス実施計画書の策定

(ア) モニタリングの時期

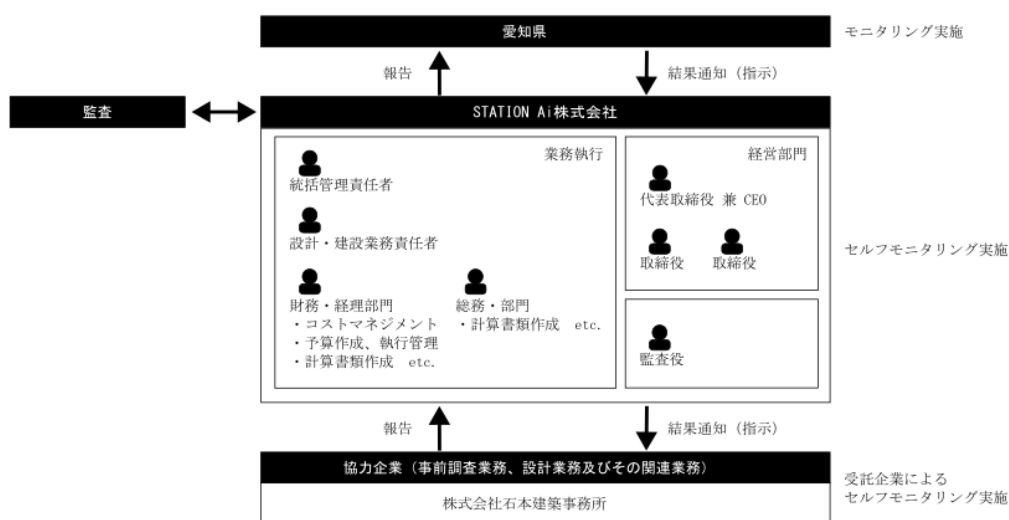
２０２１年１０月から２０２２年１０月末日まで

(イ) モニタリングの内容

- ・STATION Ai 株式会社は、同社と委託契約を結んだ協力会社である株式会社石本建築事務所が作成する報告物をもとに、要求水準を満たすとともに、STATION Ai 株式会社が提案した事業計画の内容を満たすかセルフモニタリングを実施する。

- ・セルフモニタリングの評価は、A B C の 3 段階で行う。
 - A 評価：問題なく実施されている
 - B 評価：実施されているが多少の問題あり
 - C 評価：実施されていないなど多いに問題あり
 - ・STATION Ai 株式会社はセルフモニタリングの結果を、「愛知県スタートアップ支援拠点整備等事業に係る設計業務業務計画書」で定められる定期的な打合せの中で県に報告し、県はセルフモニタリングの結果をもとに確認を行うことで、モニタリングを行う。
- (ウ) モニタリングの組織

【図表 4－1 1】 実施・連絡体制



(エ) モニタリングの方法・手順

a 定例的な報告

設計業務の進捗やセルフモニタリングの結果に関して、業務計画書で定められる定期的な打合せの中で県に報告し、スケジュールの遅延発生やセルフモニタリングの結果 B 評価、C 評価を得た事項等について協議・検討を行う。

また、STATION Ai 株式会社は議事録を作成し、県の確認を得た上で保管する。

b 設計変更が生じた場合の報告

県または STATION Ai 株式会社は、要求水準書及び提案した事業計画の内容から変更を行う際に、設計確定する前に、業務打合簿を用いて変更内容及び変更に伴う工期や事業費への影響等を明確化した上で、県へ設計変更内容の報告を行い、実施方針について協議を行うものとする。

県または STATION Ai 株式会社は業務打合簿を用いて協議内容に対する回答を送付するものとする。

c 定期的な会議体での報告

県及び STATION Ai 株式会社の両者が参加する週 1 回以上定期的な会議体进行、業務内容、要求水準の達成状況、進捗状況などの確認を行う。

(4) 建設業務のモニタリング

ア 建設業務ガバナンス実施計画書

(ア) モニタリングの時期

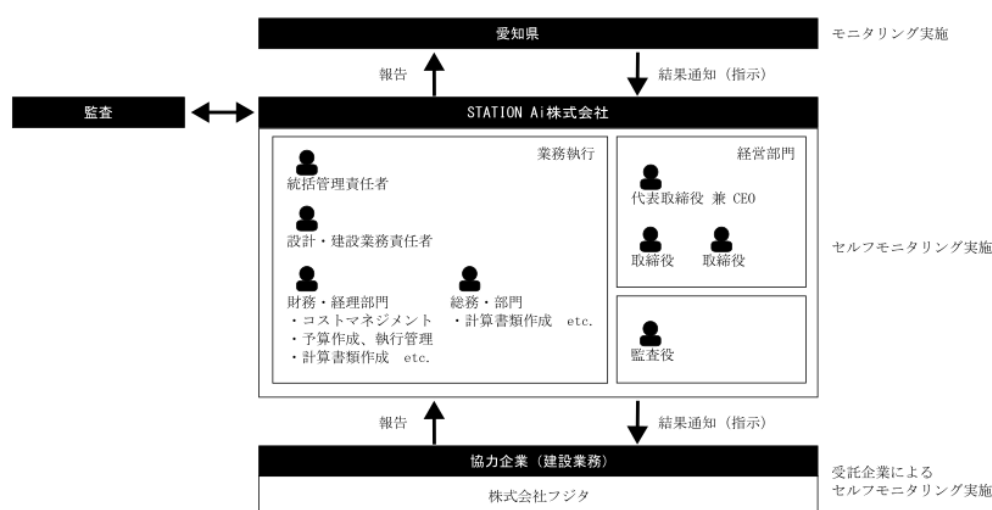
2023 年 1 月 23 日から 2024 年 9 月末日まで

(イ) モニタリングの内容

- ・ STATION Ai 株式会社は、同社と委託契約を結んだ協力会社である株式会社フジタが作成する報告物をもとに、要求水準を満たすとともに、STATION Ai 株式会社が提案した事業計画の内容を満たすかセルフモニタリングを実施する。
- ・ セルフモニタリングの評価は、A B C の 3 段階で行う。
 - A 評価：問題なく実施されている
 - B 評価：実施されているが多少の問題あり
 - C 評価：実施されていないなど多に問題あり
- ・ STATION Ai 株式会社はセルフモニタリングの結果を、「愛知県スタートアップ支援拠点整備等事業に係る設計業務業務計画書」で定められる定期的な打合せの中で甲に報告し、県はセルフモニタリングの結果をもとに確認を行うことで、モニタリングを行う。

(ウ) モニタリングの組織

【図表 4-12】実施・連絡体制



(エ) モニタリングの方法・手順

a 定例的な報告

建設業務の進捗やセルフモニタリングの結果に関して、業務計画書で定められる定期的な打合せの中で県に報告し、スケジュールの遅延発生やセルフモニタリングの結果B評価、C評価を得た事項等について協議・検討を行う。

また、STATION Ai 株式会社は、議事録を作成し、県の確認を得た上で保管する。

b 変更が生じ場合の報告

県または STATION Ai 株式会社は、要求水準書及び提案した事業計画の内容から変更を行う際に、業務打合簿を用いて変更内容を明確化した上で、県へ変更内容の報告を行い、実施方針について協議を行うものとする。

県または STATION Ai 株式会社は、業務打合簿を用いて協議内容に対する回答を送付する。

c 会議体での報告

県が会議体（【図表 4－8】のもの）を開催し、業務内容・要求水準書・提案書の履行状況などの説明が必要な場合は、STATION Ai 株式会社より説明を実施する。

(5) 任意事業（ファンド事業）に係るモニタリング

ア 任意事業協定書の締結及び運営計画書の策定

県は、「愛知県スタートアップ支援拠点整備等事業基本協定」第 13 条に基づく任意事業としてファンドの設立及び運営に係る事業（以下「本件ファンド事業」という）を実施するため、2022 年 5 月 12 日、ソフトバンク株式会社、株式会社ディープコア及び STATION Ai 株式会社（個別に又は総称して以下「任意事業実施者」という）との間で、「愛知県スタートアップ支援拠点整備等事業任意事業協定書（ファンド運営事業）」を締結した。

本件ファンド事業の概要については、任意事業協定書の別紙 1 において次のとおり定められた。

(1) 本ファンドの基本方針

- ・ STATION Ai の構築するスタートアップエコシステムの強化に資する取り組みを行う。

(2) 本ファンドが設置されている環境の維持

- ・ ファンド事業は、STATION Ai 開設時点において、本ファンドの投資期間が継続されている状態を維持すること。
- ・ また、STATION Ai 開設から本任意事業協定の有効期間の満了日までは、本ファンドの投資期間が継続されている状態を維持すること。

(3) 本ファンド運営に係る役割分担

- ・ STATION Ai 株式会社は本ファンド運営に係る全体統括を行う。
- ・ ソフトバンク株式会社は本ファンドに対する出資を行う。
- ・ STATION Ai 株式会社と株式会社ディープコアは本ファンドの G P（無限責任組合員）を担う LLP（有限責任事業組合）を設立し、本ファンドの運営を行う。

また、任意事業協定書において、任意事業実施者は、本件ファンド事業に係るファンドの設立前までに、本件ファンドの設立目的、体制、規模、運用期間、投資対象等

を規定したファンド設立・運営計画書を県に提出し、県の確認を受けることとされていた。そのため、任意事業実施者は、2022年6月20日付けにて「任意事業（ファンド運営事業）設立・運営計画書」を作成し、県に提出した。

イ ガバナンス実施計画書の策定

STATION Ai 株式会社は、2022年6月、基本協定書第13条及び任意事業協定書（ファンド運営事業）第3条に則して、ファンド設立・運営計画書に基づき、ファンド運営事業内容を適切かつ確実に遂行されているかどうかについてモニタリングを行うことを目的として、任意事業（ファンド運営事業）ガバナンス実施計画書を策定した。上記ガバナンス実施計画書において、モニタリングの時期、内容、組織、方法及び手順等については、次のとおり定められた。

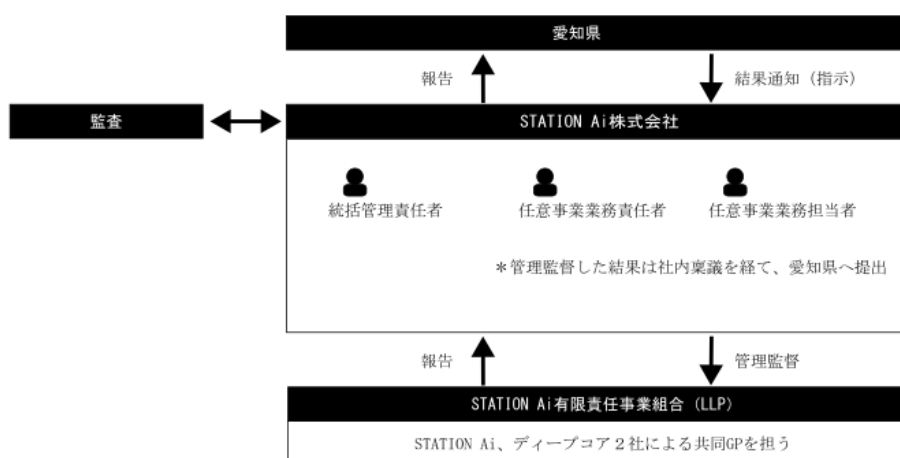
（ア）モニタリングの時期

任意事業協定の有効期間と同じ（任意事業協定の締結日から特定事業契約又は基本協定の規定に基づき特定事業契約又は基本協定の全部が終了した日まで）。

（イ）モニタリングの内容

- ・県は、任意事業協定書に定めた資料、及び県の確認を受けたファンド設立・運営計画書に基づいたファンド運営業務の進捗状況等についてセルフモニタリングを行う。
- ・セルフモニタリングの評価は、A B C の3段階で行う。
 - A評価：問題なく実施されている
 - B評価：実施されているが多少の問題あり
 - C評価：実施されていないなど多いに問題あり
- ・STATION Ai 株式会社はセルフモニタリング結果を県及びSTATION Ai 株式会社に参加する会議体で報告することを基本とし、急を要する場合等は連絡会議にて報告する。

（ウ）モニタリングの組織 【図表4-13】 実施・連絡体制



(エ) モニタリングの方法・手順

a 会議体での報告

- ・県及びSTATION Ai株式会社の両者が参加する事業調整会議において、ファンド運営業務の進捗状況等に関するセルフモニタリングの結果や運用状況の報告等を行うものとする。ただし、両者協議の上、報告のタイミングと内容に応じて、【図表４－８】の会議体から適切な会議体を選択することができる。
- ・ファンド運営業務の進捗状況等に問題が発生した場合や、セルフモニタリングの結果、B評価、C評価の事項が発生した場合など、急を要する場合には、直近の連絡会議において報告・協議・検討を行う。
- ・県は議事録を作成しSTATION Ai株式会社の確認を得た上で、両者がその議事録を保管する。

b 書類による確認

STATION Ai 株式会社は、次の資料をそれぞれの提出期限までに県に提出し、県の確認を受ける。

【図表４－１４】

提出資料	提出期限
ファンド設立・運営計画書	業務の開始前（変更時は、変更の日の３０日前まで）
本任意事業に係るSTATION Ai株式会社の実施体制に係る資料	本任意事業開始の日の３０日前まで。変更時は、変更の日の３０日前まで
出資する第三者が提出する出資者保証書、もしくは同等の内容の保証が確認できると県が認める書類	出資契約締結後速やかに。（ただし、STATION Ai株式会社において出資者保証書を確認後、出資契約を締結すること）
本任意事業に係る乙の収支状況に係る資料	事業年度終了後３ヶ月以内
ファンド運用状況報告書	各ファンドの事業年度終了後３ヶ月以内

c 現地における確認

県は、必要があると認める場合は、対象施設内立ち入り調査及び検査を行う。

d モニタリング評価の通知

県は、STATION Ai 株式会社の業務評価を行い、乙に通知する。

e 是正

県は、STATION Ai 株式会社の業務実施状況について、是正が必要と判断した場合は、適宜、是正指示を行う。STATION Ai 株式会社は、是正指示を受けた場合は、速やかに是正方法の検討及び是正を行い、書面、会議体等内容に適した方法により、県に報告する。

8 STATION Ai 株式会社について

(1) 事業の概要

STATION Ai 株式会社は、「STATION Ai」の整備・運営を担う事業者としてソフトバンク株式会社が選定され、その運営を担うSPCとして2021年9月に設立された会社である。

当社は、特定事業である統括マネジメント業務、設計及び建設業務、開業準備業務を実行するとともに、2022年4月からは WeWork 名古屋のスタートアップ支援拠点（PRE-STATION Ai）の運営、同年6月からは STATION Ai Central Japan 1号ファンドの運営、2024年2月からは大学発新産業創出基金事業「スタートアップ・エコシステム共創プログラム」（GAP ファンド）事業へ参画等を行っている。

(2) 株式に関する事項

- ア 発行可能株式総数 72,000 株
- イ 発行済株式の総数 2,000 株
- ウ 株主 ソフトバンク株式会社 100%

9 ファンドについて

STATION Ai Central Japan 1号投資事業有限責任組合（以下「本ファンド」という）は、2022年5月12日付けで締結された任意事業協定書（ファンド運営事業）に基づき、STATION Ai のメンバー（STATION Ai の開業までは PRE-STATION Ai のメンバー）を対象に投資を行うファンドである。

本ファンドは、STATION Ai が提供する勉強会やメンタリングなどの各種支援プログラムと連動することで、起業や事業運営のノウハウと資金の両面で充実した支援を実施し、ICT（情報通信技術）領域を中心としたスタートアップの成長支援に取り組んでいる。また、県や名古屋市、浜松市などが組成した、地域のスタートアップ・エコシステムを形成するためのコンソーシアム「Central Japan Startup Ecosystem Consortium」と密に連携することで、地域一体となってスタートアップの成長支援に取り組んでいる。

【図表4-15】ファンドの概要

名称	STATION Ai Central Japan 1号投資事業有限責任組合
運営者	STATION Ai 1号有限責任事業組合 (STATION Ai 株式会社と株式会社ディープコアが設立した有限責任事業組合)
出資者	愛知県、名古屋市、ソフトバンク株式会社、その他金融機関や事業会社（合計15団体）
ファンドサイズ	15億円
運用期間	2022年6月から10年間

10 関連する事業

(1) 海外スタートアップ支援機関等との連携事業

ア 連携の概要

県は、「Aichi-Startup 戦略」を策定し、この戦略に沿ってスタートアップ・エコシステムの形成・充実に努めているところ、取組の一環としてスタートアップ・エコシステムのグローバル化を促進するため、アメリカ、シンガポール、フランス、中国、イスラエル、ドイツ、韓国のスタートアップ支援機関や大学等と連携している。

【図表４－１６】海外の支援機関との連携一覧（２０２４年３月３１日現在）

国	機関名	具体的な連携内容	ステータス
アメリカ	テキサス大学 オースティン校	スタートアップ・エコシステム形成	連携事業実施
シンガポール	シンガポール国立大学	スマートシティ分野の知見共有や インキュベーション施設BLOCK71との連携	MoU締結
フランス	STATION F	世界最大級のインキュベーション 施設の運営ノウハウ等をSTATION Aiに提供	連携事業実施
	INSEAD	世界最高レベルのMBAスクールによる イントレプレナー教育を愛知県 で実施	連携事業実施
	パリ市	スタートアップに関する知見共有	MoU締結（予定）
	Paris & Co	パリ市経済開発公社が設置するイン キュベーション施設での運営ノ ウハウやスタートアップ育成手法 の共有	MoU締結
	IMT Atlantique	工学系高等専門大学院による大学 発スタートアップ育成ノウハウの 共有	MoU締結
	Bpifrance	政府系投資銀行によるスタート アップ支援に関する知見共有	MoU締結
	オーベルニュ・ローヌ・ アルプ地域圏	スタートアップ支援に関する知見 共有	MoU締結
中国	清華大学	傘下のスタートアップ支援機関Tus Holdingsと連携して、スタート アップの相互交流を実施	MoU締結
	上海交通大学	スタートアップ支援に関する知見 共有	MoU締結
	浙江大学	グローバルに活躍できる起業家の 養成	MoU締結
イスラエル	イスラエル イノベーション庁	スタートアップ事業会社とのオー プンイノベーション	Agreement締結
	Start-Up Nation Central	スタートアップ事業会社とのオー プンイノベーション	MoU締結
ドイツ	NRW州	スタートアップ支援に関する知見 共有	連携合意
韓国	慶尚南道	スタートアップ支援に関する知見 共有	MoU締結

イ 事業の実施（２０２３年度）

県は、海外スタートアップ支援機関等との連携に基づく具体的な事業については、業務委託先にその実施を委託している。

業務委託先との契約は、企画提案方式による随意契約によっている。

(ア) 根拠法令

- ・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき）
- ・依命通達第6章10例示(14)（契約の相手を、その技術、技能により選択する必要があるとき）

(イ) 随意契約の理由

各事業の実施に当たっては、国内外におけるスタートアップ関連の知見やネットワークを有していることが求められる。また、各支援機関等と円滑にコミュニケーションを図りながらプログラムを推進できる高度な人材や運営体制も必要である。

そのため、金額だけでなく、受託者の持つ経験・実績やノウハウ、企画力、運営体制に加え、効果的な事業のための創意工夫された内容であることを総合的に判断する必要がある。

(ウ) 委託先の選定方法

企画提案方式による公募を実施し、広く事業提案を募り、選定委員会において最も優れた企画提案を行ったと認められる事業者を随意契約の相手方として選定する。

なお、県は、委託先の選定に関し、「海外スタートアップ支援機関連携推進事業実施委託業務事業者選定委員会設置要綱」及び「海外スタートアップ支援機関連携推進事業実施委託業務企画提案審査要領」を定めていた。

(エ) 同選定委員会

同選定委員会は、次の3名で構成された。

- ・愛知県経済産業局革新事業創造部長（委員長）
- ・独立行政法人日本貿易振興機構名古屋貿易情報センター所長
- ・名古屋市経済局イノベーション推進部産業立地交流室長

ウ 業務委託契約

(ア) テキサス大学連携事業実施委託業務

委託先：デロイトトーマツベンチャーサポート株式会社

契約金額：4413万6412円（税込）

契約期間：契約締結日から2024年3月31日

(イ) フランス支援機関連携事業実施委託業務

委託先：PwCあらた有限責任監査法人株式会社

契約金額：1億0756万0570円（税込）

契約期間：契約締結日から2024年3月31日

(ウ) イスラエル支援機関連携事業実施委託業務

委託先：KPMGコンサルティング株式会社

契約金額：5871万8000円（変更後5651万8000円）（税込）

契約期間：契約締結日から2024年3月31日

(エ) シンガポールスタートアップエコシステム連携事業実施委託業務

委託先：Plug and Play Japan株式会社

契約金額：3155万7854円（税込）

契約期間：契約締結日から2024年3月31日

(オ) シンガポール国立大学連携事業実施委託業務

委託先：フォースタートアップス株式会社

契約金額：1697万7510円（税込）

契約期間：契約締結日から2024年3月31日

(カ) 中国支援機関連携事業実施委託業務

委託先：デロイトトーマツベンチャーサポート株式会社

契約金額：4538万1100円（税込）

契約期間：契約締結日から2024年3月31日

(2) テキサス大学連携事業

ア 連携の経緯

県は、2016年4月、米国テキサス州との間で友好交流及び相互協力に関する覚書を締結した。

県は、覚書に基づいたテキサス州との交流の中で、テキサス大学オースティン校と連携し、「Aichi-Austin Kick-start Program」として、グローバル展開を狙うスタートアップの育成プログラム及び支援機関向けプログラムを実施した。

イ 事業の概要

(ア) スタートアップ北米展開支援プログラム

スタートアップに対して、テキサス大学オースティン校独自の方法論で作成した事業加速レポートの提供や、同校が有する国内外のネットワークを活用したビジネスパートナーの探索・連携支援を実施した。

a 海外展開ハンズオン支援

各スタートアップにつき1名以上のテキサス大学メンターが、5か月程度にわたり以下の支援を実施。

- ・週1回程度のメンタリングを通じた、事業・ピッチ内容のブラッシュアップ
- ・海外展開戦略のアドバイス
- ・米国内外のネットワークを活用したビジネスパートナーの探索・提携支援

b 展示会出展支援

海外展開ハンズオン支援に参加したスタートアップに対して、北米で開催される展示会等の出展を支援。

c 現地エコシステムツアー

テキサス大学オースティン校訪問や、現地スタートアップや企業、インキュベーション施設等を視察する、現地エコシステムツアーを実施。

(イ) 支援機関向けプログラム

海外展開を目指すスタートアップや、本県スタートアップ支援機関等に対して、テキサス大学オースティン校の専門家によるワークショップを開催した。

(3) フランス支援機関連携事業

ア 連携の経緯

県は、2019年8月、INSEADとの間でパートナーシップに基づく連携を進めていくことに合意し、Paris & Coとの間でビジネス展開支援、スタートアップ支援拠点整備、若者とスタートアップとの交流、スポーツを含む様々なビジネス分野における推進プログラムといった幅広い連携を内容とする、スタートアップ支援における連携協力に関する覚書を、IMT Atlantiqueとの間ではスタートアップ支援に関する協力や、学術・技術交流、学生等の人材交流の促進といった幅広い連携を目的とした包括交流に関する覚書を締結した。

その後、2021年2月にBpifranceとの間でスタートアップ支援分野における連携協力に関する覚書を締結した。

また、STATION Fからは、2021年度からSTATION Aiの運営に対する個別のアドバイザープログラムを提供してもらうことで合意した。

県では、これらの支援機関との交流の中で、フランスのスタートアップの育成・支援に係る知見の習得や、イノベーションを推進するための人材育成を目的に、フランスの支援機関との連携を進めている。

イ 事業の概要

(ア) INSEADイノベーションプログラム

a 事業会社向けオープンイノベーションプログラム

企業の新規事業担当者を対象とした、イノベーションについて学ぶプログラムを実施し、プログラムを通じて得た学びは成果報告会で報告された。

(a) 連続講座（オンラインセミナー）

新規事業開発やオープンイノベーションのためのビジネスモデルの設計方法や、戦略の策定方法などの基礎的な知識を習得するため、6回にわたる基礎講座を実施。

(b) プロジェクトワーク

連続講座で学んだことを、事業を立ち上げる際にどのように生かすのか、具体的な新規ビジネス開発等のプロジェクトを進めながら実践。プロジェクトを進める際には、INSEADからの2回のコーチング（連続講座で学んだ理論や手法を、新規ビジネス開発等に应用するための一般的なアドバイス）及び名古屋商科大学ビジネススクールからの2回のメンタリング（プロジェクトを進める際に、個別のプロジェクトの特性に合ったアドバイス）を提供。

b 中堅・中小企業向けプログラム

中堅・中小企業の経営者層などを対象とした新規事業創出に関する2日間のプログラムを実施。

(イ) Paris & Co との連携事業

愛知県のスポーツイノベーションの中核となる関係者に対してParis & Coによるヒアリングを行い、Paris & Coから2024年度以降の県のスポーツイノベーション形成に向けた現状分析や今後の具体的な進め方について提案を受けた。

(インタビュー実施日及び対象者)

2024年1月12日（金） 愛知県庁 イノベーション企画課・スポーツ振興課
2024年1月15日（月） STATION Ai 株式会社
2024年1月23日（火） 株式会社中日新聞社
2024年2月1日（木） PwC コンサルティング合同会社

(ウ) Bpifrance との連携事業

県とBpifranceの連携やフランススタートアップの日本、愛知県への期待等に関するセミナーを行った。また、SMART MANUFACTURING SUMMIT BY GLOBAL INDUSTRIE（愛知県常滑市）にBpifranceの推薦によるスタートアップ2社が出展した。

(エ) IMT Atlantique との連携事業

IMT Atlantiqueと県内大学とのイノベーション分野での協力に関する意見交換を実施した。

(オ) AuRA地域圏との連携事業

AuRA地域圏及び日欧産業協力センターと共同で「欧州のイノベーション支援と愛知への期待」と題したセッションを開催した。

日時：2024年3月12日（火）15:00-17:00

場所：TKPガーデンシティPREMIUM名古屋ルーセントタワー

「AICHI INNOVATION DAYS」DAY2 内

参加者：県内スタートアップ、新規事業部門等に所属する県内企業、スタートアップ支援機関（約60名）

(4) イスラエル支援機関連携事業

ア 連携の経緯

県は、2022年5月、イスラエルでのスタートアップ支援をリードする政府系団体であるイスラエルイノベーション庁（ISRAEL INNOVATION AUTHORITY）と「研究開発及び技術的イノベーションにおける両者間協力についてのイスラエル国国家イノベーション庁と愛知県の間での合意書」を、同国の非営利法人である「Start-Up Nation Central」（SNC）と「日本国愛知県と Start-Up Nation Central とのオープンイノベーション支援における連携協力に関する覚書」を締結した。

2023年度においては、イスラエルイノベーション庁と共同で、県内企業とイスラエルスタートアップとの協業を図り、新規事業開発を支援する「ISRAEL INNOVATION AUTHORITY New Business Building Program 2023-25」及びSNCと共同で、イスラエルスタートアップとのマッチングにより、県内企業が抱える課題の解決を支援する「SNC Business Collaboration Program 2023-24」を実施した。

イ 事業の概要

上記2つのプログラムにそれぞれ県内企業3社が参加し、今後の締結見込みも含め、合計7件の秘密保持契約（NDA）締結に至り、協業に向けて議論を開始した。

（ア）イスラエルイノベーション庁連携事業

参加企業が自社の製品やサービスをプレゼンするリバースピッチイベントを開催し、イスラエルスタートアップを始め、合計80名が参加した。

イスラエルスタートアップが参加企業にピッチを行うイベント（ピッチデイ）を開催し、スタートアップが合計18社登壇。

イスラエルイノベーション庁が推薦したスタートアップから、参加企業が1社ずつ選定し、各社協業や実証実験に向けた議論を開始。

（イ）SNC連携事業

SNCと連携し、各社に対して100社以上のイスラエルスタートアップを推薦した。それに基づき、各参加企業がスタートアップを選定し、10社程度のスタートアップと面談を実施した。

参加企業とイスラエルスタートアップの間でNDA（秘密保持契約）を締結する事例が4件あり、各社協業に向けて議論を開始した。

(5) シンガポールスタートアップエコシステム連携事業及びシンガポール国立大学連携事業

ア 連携の経緯

県は、2016年からシンガポール国立大学（NUS）との交流を開始し、2018年8月には、科学技術分野における包括的な連携協力の推進を目的とした覚書を締結した。

2019年9月には、覚書に定める連携協力の範囲として、新たに「スタートアップ支援分野」を規定し、スタートアップ支援分野における連携協力を推進することとし、新たな覚書を締結した。

イ 事業の概要

(ア) シンガポールスタートアップエコシステム連携事業

a 協業プログラム「Aichi Smart Sustainable City Co-Creation Challenge」

スマートサステナブルシティ実現に向けて県が取り組むべき課題（チャレンジ）を設定し、経営課題や社会的課題解決に向けて企業又は団体（パートナー企業）と国内外のスタートアップ等による協業を実施した。

応募スタートアップ（国内外） 20社

参加スタートアップ 国内3社、海外3社

実証実験実施（予定含む） 5件

協業に向けた契約・覚書の締結 4件

b 展示会SWITCH出展支援

シンガポール企業庁が主催する東南アジア最大級のテクノロジーとイノベーションのイベントSWITCHに出展する県内スタートアップ3社の支援を実施した。

(イ) シンガポール国立大学連携事業

a マッチングイベント開催

県内事業会社を対象に、オープンイノベーションをテーマとしたセミナー、NUSが支援するスタートアップが登壇するピッチイベントを開催した。

(a) グローバルオープンイノベーションセミナー

[1回目]（参加人数41名）

日程：2023年6月28日（水）

場所：PRE-STATION Ai

内容：オープンイノベーションの基礎知識や情報、東南アジアを中心とした海外スタートアップとの連携の可能性や海外の最新テックやイノベーショントレンドの紹介。

[2回目]（参加人数38名）

日程：2023年12月7日（木）

場所：オンライン

内容：シンガポールのスタートアップ・エコシステムについて精通する様々な立場の日本人から、シンガポールのスタートアップと日本の企業が連携するコツを紹介。

(b) 県内事業会社向けピッチイベント

[1回目]

日程：2023年9月15日（金）

場所：PRE-STATION Ai

内容：BLOCK 71が支援するスタートアップ5社が来日し、県内事業会社
に向けピッチを行い、その後、県内事業会社とのネットワーキングを実施。

分野：製造業、フード、防災、スペース管理等

[2回目]

日程：2024年1月29日（月）

場所：オンライン

内容：BLOCK 71が支援するスタートアップ13社がオンラインにて県
内事業会社に向けたピッチを実施。

分野：DX、オートメーション、環境、エドテック等

その他：ピッチイベント後、参加した事業会社からの希望に応じてBLOCK
71支援のスタートアップとの面談を設定（16件）

b NUSサマープログラムへの学生派遣

NUS Enterpriseが主催する世界中の学生を対象とした起業家
養成プログラムに愛知県内の大学生3名が現地にて参加した。

名称：NUS Enterprise Summer Programme in Entrepreneurship

日程：2023年7月10日（月）～21日（金）

内容：東南アジアを中心とした様々な国から数百人の起業意欲の高い学生が
参加し、アントレプレナーシップについての講義やワークショップを
受講するプログラムに県内大学生を派遣。

場所：シンガポール国立大学（シンガポール）

c NUS主催ビジネス展開支援セミナーへの協力

BLOCK 71の名古屋での稼働に合わせてNUSが主催した東南アジア市
場へのビジネス展開を目指す県内スタートアップ及び県内企業向け支援イベン
トに対して運営等を協力した。

日程：2023年9月22日（金）

場所：プライムセントラルタワー名古屋駅前（名古屋市西区）

(6) 中国支援機関連携事業

ア 連携の経緯

県は、2019年9月に清華大学との間で、同年11月に上海交通大学との間でス
タートアップ支援に係る取組を含む連携交流に係る覚書を締結した。また、2022
年6月には浙江大学との間でスタートアップ支援に係る取組を含む連携交流に係る
覚書を締結した。

イ 事業の概要

(ア) 中国展開支援セミナー

先輩起業家、弁護士等を講師として招き、中国市場の理解促進やマーケティング、知的財産面での知見等に関するセミナーを開催した。

〔1回目〕中国エコシステム概論（2023年6月29日）

〔2回目〕中国のビジネス展開（2023年7月6日）

(イ) 清華大学との連携プログラム

a 県内スタートアップ支援プログラム

県内スタートアップの中国へのビジネス展開を支援する5か月にわたる中国展開ハンズオン支援プログラムを実施した。

清華大学の傘下機関であるTusホールディングス関係者、中国関連法務エキスパートの弁護士、中国展開を達成している先輩起業家などがメンターとなり、中国市場展開に向けたビジネスプランやピッチのブラッシュアップを行うとともに、中国企業に向けたピッチイベントを開催した。

b マッチングプログラム

県内企業と中国スタートアップとのマッチングを目的としたオンライン・ピッチイベント及び個別商談を実施した。

具体的には、Tusホールディングスが選定したAI・IoT、モビリティ、通信、環境・エネルギー、新素材等の分野で最先端のテクノロジーを有する中国スタートアップが県内企業向けにアピールを行った。

参加スタートアップ 8社

愛知県内企業 9社

(ウ) 上海交通大学との連携プログラム

県と上海交通大学が取り組むそれぞれのスタートアップ・エコシステムを、双方のステークホルダー向けに紹介し、協業に向けたマッチングを目指したセミナー&ピッチイベントを開催した。

a ピッチイベント（上海）

日程：2023年12月21日（木）

場所：零号湾（Neo Bay）

登壇者：県内スタートアップ3社

b 上海交流大学セミナー

日程：2024年3月5日（火）

場所：PRE-STATION Ai／オンライン

内容：上海のエコシステム最前線

(エ) 浙江大学との連携プログラム

県内の学生と浙江大学の学生を対象にした「学生交流・創業支援プログラム」を実施した。また、県の優勝チームは中国を訪問し、浙江大学の学生と交流すると共に、現地でスタートアップ・イベントに登壇した。

a アントレプレナーセミナー

日程：2023年7月12日（水）

場所：なごのキャンパス

内容：事前説明会、中国の経済概要

b アイデアソン

日程：2023年8月21日（月）～8月23日（水）

場所：有限責任監査法人トーマツ名古屋事務所Dフォーラム

c 現地訪問（浙江大学）

日程：2023年12月13日（水）～12月15日（金）

内容：浙江大学訪問、浙江大学生との交流、ピッチイベント

(オ) SMS 出展支援プログラム

SMART MANUFACTURING SUMMIT BY GLOBAL INDUSTRIE（愛知県常滑市）にTusホールディングスが選定した中国スタートアップが出展した。

日程：2024年3月13日（水）～3月15日（金）

出展者：中国スタートアップ3社

(7) ドイツNRW州支援機関連携事業

県は、2023年7月、ドイツNRW州との間でスタートアップ、水素・再生可能エネルギー、文化・芸術の3つの分野にて、今後両者で具体的な連携を進めることで合意した。

2024年3月に、Aichi Sky Expoにて開催されたSMART MANUFACTURING SUMMIT BY GLOBAL INDUSTRIEにNRW州企業が参加したのを皮切りに、2024年度から地域間交流の促進やスタートアップ振興に関する連携の具体化を図る予定である。

(8) 韓国慶尚南道支援機関連携事業

県は、2023年9月、韓国慶尚南道との間で「日本国愛知県と大韓民国慶尚南道との友好交流及び相互協力に関する覚書」を締結し、次のとおり双方が相互に有益な友好関係の構築を目指すことで合意した。

ア 相互の尊重と信頼に基づく緊密な友好関係の構築に努めること

イ 航空宇宙産業及びスタートアップ支援など相互に有益であると認める各般にわたる分野において、連携・協力に努めること

ウ 両地域の発展のため、上記分野を含む幅広い分野において、民間交流の促進に努めること

県は、2024年度から地域間交流の促進やスタートアップ振興に関する連携の具体化を図る予定である。

1 1 監査の結果

(1) 債務負担行為額や予定価格算定には複数者から見積書を徴収されたい【意見】

前4(1)記載のとおり、県では見積書を1者のみから徴収していた。

しかし、愛知県公契約条例第6条及び愛知県財務規則第154条は以下のとおり規定する。

愛知県公契約条例第6条（予定価格の適正な決定）

知事その他の公契約を締結する権限を有する者（以下「知事等」という。）は、予定価格を定めるときは、県民に提供されるサービスの品質の確保が図られるよう、取引の実例価格等を考慮して適正に定めるものとする。

愛知県財務規則第154条（予定価格の決定方法）

予定価格は、入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期限の長短を考慮して適正に定めなければならない。

総合評価一般競争入札に付するための債務負担行為額や予定価格を定めるための実例価格等の調査のための見積については、単に聞き取りをするのみではなく、見積書を徴収するなどの対応を検討すべきである。

また、本件では、上記のとおり、落札者のコンソーシアム協力企業の聞き取りを入札前の債務負担行為の算定資料に用いている。したがって、総合評価一般競争入札の公平性を担保するためにも、数社から見積書を徴収するなどして、その後の総合評価一般競争入札の参加者またはコンソーシアム構成企業となる者のみから見積を徴収した結果にならないように対応すべきである。

さらに、見積書を徴収した場合であっても、愛知県行政文書管理規程第60条、別表（第60条、第93条関係）に定める期間経過する可能性があるものについては、表に見積書を徴収したメーカーを記載する、必要に応じて保存期間を延長する（第66条）などして、行政過程が検証できるように対応すべきである。

この点、県は、ヒアリングにおいて、①「DMM.make.AKIBA」のほかに類似施設がなかった、②見積り聴取の結果は紙に残していないと説明した。また、見積徴収に当たってどのような条件・仕様を提示したのかについて回答はなかった。そもそも、類似施設がないか否か及び数社からの見積取得の可能性を検討するに当たっては、見積条件がいかなる内容であったかの検証が必要である。

そうであるにも関わらず、見積徴収を実施した担当課は、記録が残っていないとの回答に終始し、見積条件の具体的な回答も一切行わなかった。

(2) VFMの算定に当たり統計的な数値を安易に採用すべきではない【意見】

10%という削減率の根拠は、前4(1)に記載したとおりであった。この削減率は、平成25年度及び平成26年度に実施された内閣府導入可能性調査の結果を参照しているようであるが、県において、内閣府の手引が依拠している当該調査の原資料を確認し

た形跡がない。当該調査の平均費用削減率を根拠として債務負担行為額や予定価格が算出されるという重大な効果をもたらしている。

そうであれば、数値を採用するに当たっては、統計資料が依拠した根拠等も検討したうえ、本事業について数値自体がそのまま妥当するものかなど精査検討すべきである。

この点、県は、11月26日の意見交換会において、①内閣府に平成25年から平成26年にかけて行われた調査が最新の調査結果である旨電話で確認を行った、②確認した結果の記録はない、③内閣府導入可能性調査の原資料を確認していないとの説明であった。県においては、内閣府の手引の10パーセントという数値に依拠しているだけであり、VFMの検討を求めている趣旨に合致しているといえない。

(3) 運営、維持管理についてもVFMの定量的な評価に努めるべきであった【意見】

ア 県は、VFM評価に当たり、運営、維持管理について定量的評価を行っていない。

その理由は、後記エ①のとおりである。しかし、前4(1)に記載したとおり、定量的評価も可能であった。

イ そもそも愛知県PFI導入ガイドラインでは、「実施方針に対して寄せられた質問・意見等を踏まえるとともに、事業担当課は事業内容やVFM等を再度検討します」「特定事業の選定を行うかどうかは、PFI事業として実施することにより、県自らが実施する場合と比較してVFMがあることを確認できることが判断基準の基本となります」「このVFMの評価は、特定事業の選定に当たって、必ず行わなければならない。VFMの算定は、可能な範囲において極力精度を確保する必要がありますが、客観性及び透明性の向上を図りつつ、算定のために多大な労力をかけすぎることのないよう留意する必要があります」とされている。

ウ 県は、類例がないところで、定量的な評価が難しかったとする。

なお、運営権対価の算出に当たって、①県が運営、維持管理を実施した場合の収支を算出しており、定量的な額を算出した、②PFI事業者が実施した場合の金額は算出していない、③VFMの算出に当たり、運営、維持管理について定量的な評価を実施していないとのことであった。

エ また、県は意見交換会において、以下のとおり説明した。

① 施設整備については主要な機能がオフィスであることに加え、いわゆる公共建築の範囲を超えるものではないことから、内閣府の統計的なデータ(PSC×0.9)を活用した。一方、運営・維持管理については、本施設がスタートアップ支援拠点という新規の施設であり、当該支援拠点に係る過去の運営維持管理実績や履歴がないことを踏まえ、これまでの統計的なデータ(PSC×1.1)は採用しなかった。

② 県の政策的支援(40.3億円)は、県としてはPSC/VFMに算入すべきリスクとして捉えていなかったため、そもそも運営に関する定量的な評価の対象とは考えていなかった。理由は、本事業のオフィス運営業務が充実しないリスクは公

共・民のいずれが事業実施した場合にも想定されるリスクであり、事前に公共・民の相違が客観的に把握できないものと考えたためである。内閣府のVFMガイドラインにおける調整すべきリスクは、収支を検討する中で支出に見込むこととなっており、これに40.3億円をどのように反映させるかについて、県としてはそもそも政策的支援についてはVFMの外で論じられるものと認識している。

オ 本PFI事業では、県によるスタートアップ入居者に対する利用料の半額の補助がなされる制度設計がなされており、利用者から徴収する料金ですべて賄い、公共部門の支出が生じない事業（「独立採算型」）ということは困難であり、PFI事業の事業費を利用者から徴収する料金及び公共部門の支出の双方によって賄う事業（「ジョイント・ベンチャー型」）に類するものと考えられる。

そして、内閣府の公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドラインにおいて、「混合型の公共施設等運営事業におけるVFMの算定については、独立採算型の場合と同様のVFMの比較を行い、これに加えてNPVとNPV'のそれぞれに想定されている管理者等による行政負担額の比較も併せて行いVFMの評価をするのが望ましい」とされている（前4(1)キ（イ）参照）。

そして、県の政策的支援は、需要リスクに関するものであるところ、同ガイドラインにおいて、「VFMの基本的事項」として、次のとおり指摘されているところである（前4(1)キ（イ）参照）。

- | |
|--|
| <p>(1) 運営事業を始めとする利用料金の収受を伴うPFI事業についても、PFI事業として実施することにより効率的かつ効果的に実施できるかという評価を行うこととされている。PFI事業として実施することにより、収入がより多く、公共施設等がより有効に活用されているかどうか等を、管理者等による事業実施の場合と比較検証するため、定量的評価を行うことが望ましい。</p> <p>(2) 特に、運営事業は、事業規模、事業内容、事業期間を踏まえ、リスクを定量的に把握・分析することが重要である。例えば、需要変動リスクや運営等のコスト等の上昇リスクの分析、必要となる保険料の見積もりの活用等が考えられる。</p> |
|--|

カ 既に述べたとおり県は、政策的支援（40.3億円）がVFMに参入すべきリスクとして捉えていなかった旨説明している。

しかしながら、内閣府のVFMガイドライン6頁においても、PSCとは、「公共自ら実施する場合の事業期間全体を通じた適正な事業費用予測に基づく公共財政負担の見込額の現在価値であり、財政負担とは、PFI事業のLCC（ライフサイクルコスト）との比較を前提に、事業費用又はそれを賄う資金支出の総額を意味するものとする」とされている（前4(1)キ（ア）参照）。したがって、VFMの算定に当たり、政策的支援も考慮されるべきである。

また、県は、運営権対価最低提案価格の算定を行っており、収入及び支出の見込み額を算出している。そして、県が、施設整備費用の算出に当たって参照した内閣府の導入可能性調査において、運営、維持管理についての統計的な数値が提示されている。したがって、施設整備費用と同様、運営・維持管理に関しても、統計的な数値に依拠

して、P S C及びL C Cを算出することは可能であった（もちろん、統計的な数値に安易に依拠することの問題点は、上述したとおりである）。

また、内閣府の公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドラインにおいて、「NPVとNPV'のそれぞれに想定されている管理者等による行政負担額の比較も併せて行い」と記載されている。したがって、県としては、①県が本事業を実施した場合（NPV）に、見通されるキャッシュフローベースでの総収入と総支出がどうなるのか、県が負う稼働率という需要リスクを加味した割引率をどのように考えるのかなどといった検討と、②P F I事業者が本事業を実施した場合（NPV'）に、見通されるキャッシュフローベースでの総収入と総支出がどうなるのかP F I事業者が負う稼働率という需要リスクを加味した割引率をどのように考えるのかなどといった検討を行い、行政負担額の比較も行う必要があった。

県は、意見交換会において、NPVとNPV'における需要リスクについて公共と民の相違が客観的に把握できないものであったためV F M評価の外で論じられるものとする旨説明した。

本件では、運営に関する政策的支援を併せて実施する事業である。運営、維持管理に関する定量的な評価を実施するとともに、政策的支援と併せて評価をおこなわないと、本P F I事業全体のV F Mの評価を適切に行うことが困難であるといえる。よって、本事業においては、運営、維持管理に関する定量的な評価がより要請されるものであるともいえる。

本件でも、特定事業の選定に当たって、運営、維持管理に関する定量的な評価に努めるべきであった。

(4) オフィス利用料の一部負担と事業者に対する支援は別々に検討されるべき【意見】

本件では、運営権対価の最低価格を設定したうえで総合評価一般競争入札を実施し、県の歳入に充てている一方で、政策的支援を行う枠組みが採用されている。そして、特定事業の選定に当たって、運営、維持管理に関する定量的な評価がなされていない。

もともとスタートアップ向け施設利用料支援（以下「利用料半額補助」という）と事業者の計画収入額と実収入額との差額負担（以下「差額負担」という）は、趣旨を異にするものである。

この点、県は、①利用料半額補助と事業者の差額負担が表裏一体で、トレードオフの関係に立つので、一体で債務負担行為をする必要がある、②トレードオフとは、スタートアップの入居が増えると、利用料半額補助の金額が増えるが、計画収入を満たしてきて、差額負担は減ってくるということである、③計画収入はオフィスの利用料金そのものの金額（利用料半額補助を前提としない）で策定しているとの説明であった。

また、県は、①利用料半額補助と事業者の差額負担が相関関係に立ち、別々に議論することが難しい、②議会でも明示して議論しているとのことであった。

2020年11月県議会経済労働委員会における県の説明は、以下のとおりである。

【スタートアップ推進課長】

これほど大規模なスタートアップ支援施設をコンセッション方式で運営するというスキームは、日本初であり、他地域での実績がないことから、運営事業者にとっては大きなリスクを抱えることとなる。

そこで、そのリスクを緩和するため、運営事業者の収入の核となるスタートアップ及びパートナー企業等オフィス運営業務において、財政的な支援を講ずることとした。

これは、県と事業者が協議をして各年度のオフィス賃料の計画収入額を設定し、実績が計画額を下回った場合には、差額分を県が負担し、上回った場合については、その差額分の50%を県に還元してもらう仕組みである。

これにより、事業者のリスクの緩和を図りつつ、オフィス入居者の積極的な募集を行っていただくことを期待するものである。

また、財務基盤が脆弱なスタートアップへの支援策として、運営事業者がスタートアップの賃料を軽減した場合の収入差額を、県が負担する仕組みも導入することとしている。

なお、この約40億円は、スタートアップやパートナー企業等の入居率が0%となった場合の最大の負担額を計上しておくものであり、入居率が上がれば、実際の支出額は減少することになることから、運営事業者とともに入居率が向上するよう取組を積極的に推進していきたいと考えている。

そもそも債務負担行為は、県が将来にわたる債務を負担するものであることから、その金額も必要最小限にとどめるべきである。

県は、運営権対価の最低額の算出に当たり、上述のとおり、入居率を具体的なパーセントとして想定したうえで算出をしている。

そして、県は、意見交換会において、事業者に対する政策的支援の算定に当たり入居率0%であるとしていることが現実的とはいえないと説明した。

さらに、県は、意見交換会において、事業者に対する財政支援に必要な予算を措置するにあたり、オフィス運営業務を中心とする当該施設の運営上のリスクを排除するためには県の想定稼働率を前提とし、入居率0%という最悪の場合を想定した約40.3億円の債務負担行為を設定する以外の手法が思い当たらないと追加説明した。

また、後(5)でも指摘するようにスタートアップに一律補助をする制度設計にも問題の一因があるともいうべきである。

したがって、入居率といった需要リスクの現実的な検討を踏まえずに入居率を0パーセントとして、かつ一律半額補助をすることを前提に金額を算出している。

また、趣旨や対象を異にする政策的支援を一括合算する形で債務議決を得ている。

したがって、スタートアップの利用料半額補助に関する政策的支援の債務負担額とPFI事業者に対する差額負担の債務額のそれぞれに関して、たとえば運営権対価の最低額を算出するに当たって依拠した入居率を参考にするなどして、別途に検討することも検討されるべきであるといえる。

よって、趣旨や対象を異にする政策的支援を一括合算する形で債務議決を得るのではなく、別々に現実的な金額を算出したうえで債務負担行為の議決を得ることを検討すべきである。

- (5) スタートアップ向けの利用料半額補助は公益上の必要の有無を検討すべき【意見】
スタートアップ入居者向けの利用料半額補助については公益上の必要の有無を厳密に検討したうえ、資格設定に県の意向が反映できるようにすべきである。

ア 事務手続効率化の観点

スタートアップ向けの利用料半額補助は、本来県が直接スタートアップに対して入居費用を補助する性質のものである。事業者を経由する形式を採用しているが、「事務手続効率化の観点」からのものとされている（実施契約書第56条第1項）。

イ スタートアップの登録審査基準

会員規約によれば、スタートアップの登録の審査は、「登録可否については、創業年数（創業前の場合は創業予定時期）、事業内容、今後の計画など、会員審査の及び会員条件の定期確認を通じて当社で総合的に判断します」と記載されている。

そして、その審査はSTATION Ai 株式会社が行うとされている。

県は、意見交換会において、①会員規約第2条の審査基準の設定を県が承認している、②PFI事業者が書面審査と対面審査からなる審査手法を独自に確立している、③資格設定に対する県の意向は、会員規約第2条の審査基準を県が承認することで反映しているとの説明であった。

しかし、STATION Ai 株式会社が「スタートアップ審査基準」を作成し、県は、2024年3月29日にその提出を受けたとのことであるが、スタートアップの利用料半額補助の必要性について県としての具体的な審査基準は定立されていない。

このような指摘に対して県は、スタートアップの審査（目利き）に関しても県はPFI事業者はそのノウハウを期待しているものであり、県がスタートアップの事業の目利きを行う審査基準の定立は想定していないことから、当該意見は事実誤認であり不適切との考えであった。しかし、このような考えは、後述の補助金としての公益上の必要性判断を民間に委ねてしまうものであり、問題である。

ウ スタートアップ向けの利用料半額補助の期間

会員規約第10条によれば、スタートアップの利用期間は2年間とされ、更新が可能とされている（同条2項、3項）。

県は、意見交換会において、①【図表4-5】会員規約【別紙1】会員プラン（スタートアップ）の注3に「ドロップインを除く会員プランを契約しているスタートアップは、各利用料金の半額を県が負担するため、実質的に半額での利用が可能です（原則2年間）」との記載がある、②STATION Ai 株式会社との間でも2年間で切る旨合意しているが、契約上の定めはない、③「原則2年」との記載であるが、現時点で例外なく2年であるとの説明であった。

しかし、すくなくとも、スタートアップの一定の資格要件の審査などその必要性の検討、原則2年間といった期間中の一律の補助ではなくさらに2年以内の期間に限

定すること、一律に半額を補助するのではなく補助額に一定の幅や段階付けを行うことなどといった相当性の検討なども行われるべきである。

エ 補助金としての性質

半額補助は、運営権の存続期間である2034年9月30日までの10年間にわたって、事業者に対して入居するスタートアップすべてに対する入居費用の半額を支払い、事業者が入居者に対して利用料の半額を徴収することにとどめることによって、実質的に入居するスタートアップを補助するというものである（実施契約書第56条）。したがって、法第232条の2にいう「補助」の性質を有するものと考えられる。

オ 公益上の必要

地方自治法第232条の2は、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」と規定している。

本条が公益上の必要性という要件を課した趣旨は、恣意的な補助金等の交付によって当該地方公共団体の財政秩序を乱すことを防止することにあると解される以上、その裁量権の範囲には一定の限界があり、その裁量権の逸脱または濫用があったと認められる場合には、当該補助金の交付は違法と評価されることになる。その逸脱または濫用があったか否かは、当該補助金交付の目的、趣旨、効用及び経緯、補助の対象となる事業の目的、性質および状況、当該地方公共団体の財政の規模および状況、議会の対応、地方財政に係る諸規範等の諸般の事情を総合的に考慮した上で検討することが必要であると解される（広島高裁平成13年5月29日判決・判時1756号66頁、東京地裁平成10年7月16日判決・判時1687号56頁参照）。

しかし、スタートアップによっても、その資本金、従業員数、事業内容、出資者、成長段階（シードステージ、アーリーステージ、ミドルステージ、レイターステージ、エグジット）等千差万別である。このように様々なスタートアップに対して一律に入居費用の半額を補助することは、そもそもPFI事業を採用した目的を没却し、その効果を減殺させるおそれがあるものともいえる。さらに、本件では運営、維持管理についてVFMを算定していないこととも相まって、PFI事業の経済性を損なうおそれがある。

したがって、スタートアップ入居者に一律に半額補助をすることが、当然に「公益上必要がある場合」にあたるとはいえない。

また、会員規約第2条の基準は抽象的なものにすぎないし、仮にPFI事業者において独自の審査基準に基づいて審査を行っていたとしても、一律に補助することは、公益上の必要性の観点からも十分なものとはいえない。

この点県は、政策的支援の導入について、①「Aichi-Startup戦略（2019年度改訂版）」においてスタートアップの集積を図り、本件の既存企業のモノづくり産業との連携・融合を図ることなどが記載されていることや、②2020年11月補正の

記者発表資料別冊に「スタートアップが実施する事業の強化を促進するため、資金力が脆弱であるスタートアップに対して事業者が行うオフィス賃料等に係る軽減策により生じる収入差額を県が負担する」などと記載されていることなどの全体の記載から公益性があると説明する。

しかしながら、県において、県費を「補助」として支出することを導入検討するに当たって、法第232条の2の「公益上必要がある場合」に該当するかについて、上述のとおり「公益上必要がある場合」に該当すると当然に考えていたものの、条文の文言を指差し確認しながらの検討は行っていないとの説明であった。

よって、政策的支援を導入するに際して、法第232条の2の「公益上必要がある場合」に該当するかについて、条文に立ち返って検討すべきであった。

(6) 企業名を開示しない方式で提案審査を行うべきである【意見】

ア 事業者名の取り扱いについて

愛知県PFI導入ガイドラインでは、事業者名の取り扱いについて、「評価に対する先入観を排除するため、提案内容の評価が終了するまでは、提案企業名や提案価格を開示しないなどの工夫を行うことが望まれます」、「先入観を排除するため、回答上必要な場合を除き、入札価格や企業名を類推させる発言や行為は認めないこと」などの記載がある。

イ 提案審査における事業者名の取扱い

県の「提案審査における事業者名の取扱い」には、「これまで愛知県におけるPFI事業等提案の審査においては、事業者名が特定できない形で審査を行っていた」「本事業はこれまでに実績のない事業であり、事業者名を特定することにより類似事業の実績等を把握することが可能となり、具体性に係る検証等が可能となることから、提案審査、プレゼンテーションにおいては事業者名を明示した上で審査を行うこととする」と記載されている。

県は、事業者名を開示することのデメリットとして、以下の点を記載している。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・事業者の知名度や実績等に左右され、提案内容自体の十分な評価がなされない懸念がある。・事業者名を開示することで、選定委員と事業者との関係性等について邪推等される懸念がある。 |
|---|

ウ 総合評価一般競争入札以前からの関与

上述したとおり、ソフトバンク株式会社は、総合評価一般競争入札の実施前に、協議会に参加している。したがって、このように総合評価一般競争入札の前から事実上事業に関連する業者が総合評価一般競争入札に参加する可能性がある以上、公平性の観点からは、企業名を明らかにせずに実施することがより強く要請されるものと考えられる。

エ 委員の発言

委員の審査においても、業者名を前提とした発言がうかがえる。

オ 実績等の記載

本件事業が県にとってこれまでにない事業であったとしても、類似事業の実績等は提案者に十分な記載を求めて対応すべきであるし、対応可能なはずである。

この点、県は、企業のバックボーンを踏まえて、提案書のみならず、指標に関して深い洞察ができ、さらに評価がしやすくなると説明した。

しかしながら、企業名を前提とした風評や印象などが事実上審査の前提となるおそれがあり、審査の前提とした資料の外延が不明確になるおそれがある。

実際の審査でも企業名に基づいた印象に基づく発言がうかがわれる。

よって、事業者名を開示しない方式で提案審査を行うべきである。

(7) 落札者審査における審査員の審査表はトレーサビリティを確保されたい【意見】

審査過程の透明性に問題あり、落札者審査における審査員の審査表は手書で作成し保存するなど、トレーサビリティを確保すべきである。

ア 落札者審査について

県に対して、審査表、集計表、審査要領の手書き原本の提出を求めたところ、落札者審査表 集計表一式として、「愛知県スタートアップ支援拠点整備等事業総合評価」と題するエクセル表及び各委員の「総合評価（性能等の評価）」と題するエクセル表の提出を受けた。

イ P F I 事業者選定委員会

同委員会（第5回）議事概要には、「基礎的事業の確認及び審査の進行手順について、事務局より説明した」と記載されている。

また、同委員会の次第には、配布資料として「資料2 提案審査（総合評価）の進行手順について」との記載があり、A4用紙表裏1枚の資料が添付されている。

そして、「5 採点について」には、「採点時には、プレゼンテーション・ヒアリングに同席していた事務局は一旦退出し、採点表を集計する係員のみ残ります。事前に仮採点していただいた採点表を朱書きで修正（エクセルデータは修正セルを黄着色）していただき係員へ提出してください」と記載されている。

ウ 採点手順

採点手順にはフローチャートがあり、その手順が記載されている。

委員には事前に仮採点を依頼し、エクセルの書式をアドバイザーから委員にメールする。委員がそれぞれパソコンで仮採点を入力する。委員がこれをアドバイザーにメール送信する。アドバイザーがこれを集計する。

ヒアリング時には各委員がパソコンを持参し、仮採点の表にヒアリングの結果を反映させ、その場でアドバイザーに渡す。そして、委員間で協議する。

エ 他の委員会の例

本事業に関連する「スタートアップ支援拠点検討調査委託業務」に関しては、紙により、以下の資料が作成され、*の資料については選定委員により評価欄、得点欄に手書の記載がなされていた。

- ・「スタートアップ支援拠点検討調査」企画提案審査結果集計表
- ・スタートアップ支援拠点検討調査委託業務企画提案審査表（*）

事業者2者について4名の委員の計8枚

オ 県は、ヒアリングにおいて、以下のとおり説明した。

- ① データで採点をする手法はほかにあるのか具体的には不明であり、PFIでないものは紙で採点している。
- ② データで行う方法は、アドバイザーと相談した。
- ③ 本件以降データで採点した例はない。総合評価一般競争入札がすくない。
- ④ 仮採点表は、ある委員は開封パスワードが不明のため、仮採点表ファイルの開封ができない。他の委員はアドバイザーに再確認したところ、仮採点表を紙で提出いただき原本を返却しているため、資料がない。そのため、仮採点表は提出できない。

カ 県は、①エクセルにより計算の誤りを防ぐことができる。②エクセルはデータが残っていればプロセスをトレースできる（パスワードを解除できず、現状、トレースできていない）。④最終的にトレースできるようにすべきとの点はもっともであるが、手書にする必要はない。⑤他の事例もエクセルを使っている、とのことであった。

しかし、他の事例の具体的な内容は不明であった

キ その後の意見交換会においても、アドバイザーと相談して電子データの方式を採用した旨の説明がなされたものの、その詳細は不明である。また、これに関連するメール文書、会議録などの資料の提出も一切なされていない。

ク そもそも、業者の選定に当たっては、審査の透明性、公正性などを担保する必要がある。ところが、電子データの入力方式であると、作成時の特定、変更の履歴が不明となり、検証が困難となる。さらに、委員とデータで仮採点等を実施する場合、守秘義務や情報漏洩の可能性もある。また、データ提出を受けたのち、データの確認ができないとのことであり、公文書の内容が確認できない事態を招いている。

したがって、落札者審査における審査員の審査表はトレーサビリティと情報セキュリティを確保されたい。これらが確保できない現状においては、一次資料として手書資料を作成し、保管すべきである。トレーサビリティと情報セキュリティを確保しつつ、電子データによる方式に移行されたい。

- (8) 審査員による審査表のコメントはできるかぎり詳細に記載すべきである【意見】

選定委員会の議論をブラックボックスにしないため、審査員による審査表のコメントはできるかぎり詳細に記載すべきである。

ア 委員長ほか各委員の「総合評価（性能等の評価）」と題するエクセル表には、コメント記載個所があり、応募者A及び応募者Bあわせて全104か所である。

イ 各委員のコメント欄の記載は、全104カ所全てに記載ある委員から、コメントの記載が一切ない委員まで様々であった。

ウ ガイドライン

愛知県PFI導入ガイドライン59頁には、「各項目について、複数の委員による評価を行うなど、評価の客観性を確保するような措置を講じることが適当です」「審査の公平性・透明性に鑑み、ヒアリング内容は記録に残し、記録のある事項以外は審査に反映させないこと」「審査の進捗状況等その必要性に応じ複数回開催することもあり得ます」との記載がある。

エ 結論

評価の客観性、透明性を担保するため、コメントをできるだけ詳細に記載していただくべきである。また、そのための十分な審査時間も確保すべきである。

(9) ヒアリング時に事務局による質疑応答は行うべきではない【意見】

ア 公平性の観点から、ヒアリング時に事務局による質疑応答は行うべきではない。

イ PFI事業者選定委員会（第5回）審査会資料2の「提案審査（総合評価）の進行手順について」と題する資料の裏面のフローチャートの記載からも、県は事務局であり、ヒアリングの実施主体は委員とされている。

本監査の県に対するヒアリングにおいても、県は、事務局は同席するだけであり、実施主体委員会の委員が実施主体との回答だった。

ウ ところが、実際は、事務局がヒアリングにおいて質疑をしている。

「第5回 愛知県スタートアップ支援拠点整備等事業PFI事業者選定委員会議事録（概要）」によれば、以下のとおりである。

(ア) 提案者Aについて

事務局による質疑は、2回行われた。

提案者Aに対するヒアリングの終了間際に、事務局から「仮定の話になりますが、・・・修正計画というものを現時点でお持ちでしょうか」といった質問がなされた（議事録で質問3行）。これに対して提案者Aから回答がなされた（議事録で12行相当）。これに対して、事務局は、「現時点で理解させていただきました」とコメントした。

(イ) 提案者B（落札者）について

事務局による質疑は、3回行われた。

提案者Bに対するヒアリングの終了間際に、事務局から、①「・・・教えていただきたい」といった質問がなされた（議事録で質問5行）。これに対して提案者Bから回答がなされた（議事録で9行相当分）。

また、連続して、事務局から、「・・・もう少し詳しく教えていただきたい」といった質問がなされた（議事録で質問12行）。これに対して提案者Bから回答がなされた（議事録で19行相当分）。

さらに連続して、事務局から、「・・・いつ頃からどのような形でというのをもう少し詳しく、意気込み、姿勢を含めて補足いただければありがたいと思います」という質問がなされた（議事録で質問４行）。これに対して提案者Ｂから回答がなされた（議事録で１０行相当分）。

エ 県によると、事実関係をクリアにして議論を深め、内容を明確化し、委員の理解を深めるためであるとのことであった。

オ 事務局はヒアリングに同席するとの位置づけにすぎないにもかかわらず事務局からの発言が委員の審査結果に影響を与えるおそれがある。よって、事務局による質疑応答は控えるべきである。

(10) 県と事業者との協議過程と結果について記録に残すべきである【意見】

入札説明書で事業者との協議に委ねると記載されている事項について県と事業者との協議過程と結果については、記録に残すべきである。入札説明書を前提に総合評価一般競争入札が実施されている以上、透明性の観点からも、事業者との協議に委ねる事項の協議経過及び結果は、記録化すべきである。

ア 入札説明書の記載

入札説明書の「(8) 契約に関する基本的な考え方」の「イ 特別目的会社の設立等」には、以下の記載がある。

「また、県においては、地元経済界との連携・協力を図りながらスタートアップ・エコシステムの形成を図っているところですが、本事業を通じてより一層の連携・協力関係を構築する観点から、地元経済界からの寄付による資金提供を受ける予定です。民間事業者の資金及び経営能力の活力により機動的な経営を確保しつつ、地元経済界との連携・協力を推進する観点から、県は地元経済界からの寄付金を原資として、特別目的会社の資本金の２５％未満を議決権付き株式に該当しない株式（以下「完全無議決権株式」という。）として取得することを想定しています。

なお、県による株式取得については落札者の意向を踏まえるものとし、詳細な条件や手法については、落札者決定後、株主間契約の締結及び、特別目的会社設立準備の段階で、県と落札者が協議の上、決定するものとします。」

イ 県の対応

県は、株式取得をしないとしたとのことであった。そこで、株式取得等をしないとした検討資料の提出を求めたところ、県からは、特段存在しないとの回答であった。

県によると、提案書に１００％子会社との記載があり結論が出ており協議が生じなかった、９月１日の１００％子会社の設立前に１００％か否かの確認はしているが、協議はしていないとのことである。

ウ 入札説明書にも記載がある事項であり、提案書の記載のみで協議の必要性がなくなるものとはいえない。

落札者決定後の協議・確認の過程と結果を記録化して保存すべきである。

(11) 入札後に配点における評価の視点及び評価の点数の改定を検討すべきでない【意見】

2021年5月7日に入札及び開札を行い応募者2者から入札書及び事業提案書が提出された後、2021年6月に、県内部において採点表における評価の視点及び評価のポイントに関して検討を行っている。

この点、本入札では内部検討に留まり、事業者選定委員会に対して具体的な提案等はなされていないものの、入札後に県において評価の視点及び評価のポイントの改定を検討する必要性が生じたとすれば、当初の評価の視点及び評価のポイントに対する検討が不十分であったといえる。また、実際に改定をすることは選定の透明性の観点から問題を生じさせることに繋がりがかねない。

そのため、入札後には、配点における評価の視点及び評価のポイントの改定を検討すべきではない。

(12) 海外スタートアップ支援機関等との連携事業の目標設定、効果測定等が必要【意見】

県は、海外スタートアップ支援機関等との連携し、具体的な事業については業務委託先にその実施を委託している。

県は、愛知県管理事業評価実施要領を定め、管理事業を対象として、成果指標等を用いて必要性、有効性及び効率性の観点から評価を行い、その結果を公表しており、海外スタートアップ支援機関等との連携事業を含む STATION Ai プロジェクト推進事業も管理事業として、同要領に基づく評価が行われている。

しかしながら、管理事業に含まれる海外スタートアップ支援機関との連携事業又はそれを構成する各連携先との各事業の単位では、その実施に先立ち、それを実施することによって達成しようとする目標（地域経済の活性化についての目標、課題解決の目標等）を具体的に設定していない。また、事業の実施によって展示会への出展支援、セミナー等の開催、ビジネスマッチングの成立等の実績を集計しているものの、それら実績によって得られた効果（地域経済の活性化への効果、地域課題解決の成果等）や効率性（費用対効果）についての評価・検討が実施されていない。

第4 愛知県新体育館

1 概要

(1) 施設概要

名称	愛知県新体育館（2025年から10年間の愛称 I G アリーナ）
所在地	名古屋市北区名城一丁目
面積	敷地面積 約 46,000 m ² 建築面積 約 26,500 m ² 延床面積 約 63,000 m ²
階層	4 階（地上 5 階建）
最高高さ	41.0m
施設構成	メインアリーナ、サブアリーナ、多目的ホール、その他多目的室やスタジオ等
根拠条例	愛知県スポーツ施設及び社会教育施設条例



(2) 事業概要

事業者名	株式会社愛知国際アリーナ（特別目的会社） 代表企業 前田建設工業株式会社（設計・建設期間） 株式会社NTTドコモ（維持管理・運営期間） 構成企業 Anschutz Sports Holdings 三井住友ファイナンス&リース株式会社 東急株式会社 中部日本放送株式会社 株式会社日本政策投資銀行
事業目的	国際大会を開催するために必要な規模、機能を有することで、国際スポーツ大会などの誘致を可能とし、かつ、大相撲名古屋場所の開催など現体育館が担ってきた伝統や歴史をさらに発展させていく愛知・名古屋のシンボルとなる施設を目指す。
事業方式	B T コンセッション方式
事業期間	設計・開業準備期間 2021 年 6 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日 維持管理・運営期間 2025 年 4 月 1 日から 2055 年 3 月 31 日
金額	契約金額 199 億 9910 万円（税込）（2025 年 1 月現在） ※運営権対価 約 200 億円

事業内容	設計業務、建設業務、開業準備業務、維持管理業務、運営実施業務、連携業務、統括マネジメント業務	
事業経緯	2017年8月	導入調査開始
	2019年6月	基本計画（概要）の公表
	2020年1月	基本的な考え方の公表
	2020年7月	実施方針の公表
	2020年8月	特定事業の選定及び公表、入札公告
	2021年2月	落札者決定
	2021年3月	基本協定の締結
	2021年5月	特定事業契約の締結
	2025年7月	供用開始（予定）

2 事業の発案段階について

(1) 経緯

2017年6月の名古屋市会において、名城公園における公園施設のあり方と名古屋城の全体整備に関連して、愛知県体育館の移転先候補地として「名城公園北園」が挙げられた。そこで、同年8月以降、県において、愛知県体育館が果たしている機能や新体育館の整備に関する基本的な考え方（コンセプト）（以下「基本的な考え方」という）を踏まえながら、名城公園北園を移転先と想定して、その可能性の調査・検討を進めていくこととなった。この際に示された基本的な考え方は、①大相撲名古屋場所にふさわしい風格があり、国技館に匹敵する施設、②ピンポン外交など50年以上の愛知県体育館の歴史を引き継ぐ施設、③全国大会を常時開催する全国トップレベルの施設、④アジア大会を始め国際大会を開催できる国際的なスポーツの拠点、⑤全国レベルのコンサート、イベント、コンベンション等の拠点、であった。検討事項としては、新体育館に必要な機能・諸室、建物規模の検討、新体育館の配置計画の検討、法規制等への対応検討、工程計画の検討等が挙げられた。

また、基本的な考え方を踏まえ、名城公園北園の野球場あたりで、施設計画や事業手法の検討など、基本計画の策定に向けた取組と進めるとされた。

(2) 基本計画

PFI手法による新体育館の整備に向けた準備を進めるため、当該時点での県の考えるイメージを「愛知県新体育館基本計画」として取りまとめ、これを踏まえて、名古屋市の公園計画等との整合性などを図りながら引き続き協議していくものとされた。

2018年度、新体育館基本計画等検討業務として、基本計画図書の作成、PFI導入可能性調査を行い、新体育館整備環境現況調査業務として、公園施設等現況調査を行い、事業者選定を行うための準備を進めた。

計画検討敷地は、名城公園北園の一部、約4.6ha、管理者は名古屋市（土地は国有地）、主要アクセスは、名古屋市営地下鉄名城線名城公園駅、市役所駅（現名古屋城駅）とされた。また、工程計画として、類似施設等の事例を踏まえ、第20回アジア競技大会（2026年）の開催が可能な工程とし、PFI事業（整備・運営）を想定した

計画とされた。計画コンセプトは、愛知県体育館が積み重ねた伝統を継承した愛知・名古屋のシンボルとなる施設であり、大相撲名古屋場所にふさわしい風格のある施設、ピンポン外交など50年以上の愛知県体育館の歴史を引く継ぐ施設、全国大会を常時開催できる施設、アジア大会を初めとした国際大会を開催できる施設、全国レベルのコンサート、イベント、コンベンション等の拠点となる施設、である。

【基本計画上の想定規模】

施設規模

建築面積：2万㎡程度 延床面積：4万3000㎡程度 建築物の高さ：31m

観客関連エリア

2万3000㎡程度

席数：フィギュアスケート・・・・・・・・・・約1万1000席

バスケットボール・バレーボール・・・・・・・・約1万5000席

大相撲・・・・・・・・・・・・・・・・・・約1万1000席

競技面等関連エリア

7500㎡程度 メインアリーナ：85m×53m、サブアリーナ：50m×30m、多目的ホール：50m×30m

選手関連エリア

1000㎡程度 選手関連エリア動線の明確な分離、選手関連諸室の確保、大相撲名古屋場所に備えた浴室の確保

運営、メディア関連エリア

1500㎡程度 運営、メディア関連諸室の確保、会議室、控室は多目的に様々な規模で利用できるように可動間仕切壁を設置

施設関連エリア

1万㎡程度 VIPラウンジやレセプション会場へ飲食提供するため、セントラルキッチンを確保、メインアリーナへの大型資材を直接搬入できるようにするため、大型車両（11t）の進入路を確保、施設関連諸室の確保

(3) PFI導入の検討、調査等

ア 新体育館整備検討調査業務

2017年、日本総研に対し、事業性の検証、現況の調査・検討、施設計画の概要の作成、概算事業費の概略試算、事業スケジュールの概略設定、運営方式の検討を業務内容として、新体育館整備検討調査業務が委託され、2018年3月、日本総研から、「平成29年度新体育館整備検討調査業務報告書」が提出された。

この段階では、最適な事業手法・発注方式について、①民間ノウハウの活用、②高い集客力による収益性の確保、③建設から管理運営までのトータルコストの縮減の視点から、整備手法は、設計・施工一括発注方式が適するとされ、運営手法としては、公共施設等運営権制度（コンセッション）が適すると考えられるとし、愛知県におけ

る有料道路及び国際展示場が同様の手法を採用していると指摘している（ただし、運営権対価がつかない場合もありうるとし、指定管理者制度の選択肢も考えられるとしている）。また、要求水準書の作成・設計段階から運営事業者が関与する方式を検討しており、運営事業者先決め方式、運営支援事業者選定方式、設計・施工・運営事業者同時選定方式を検討している。

なお、上記調査業務は、プロポーザル方式で事業者を選定し、その結果日本総研が上記調査業務を受託した。

イ 新体育館整備基礎検討業務

２０１８年、日本総研に対し、新体育館整備基礎検討業務が委託され、日本総研は、同年６月１４日に業務に着手し、２０１９年１月３１日まで業務を行った。日本総研から、「平成３０年度新体育館整備基礎検討業務報告書」が提出された。

上記報告書の第３章において、「愛知県新体育館の事業手法について」とし、１万５０００席規模のメインアリーナ等を有する延床面積４万３０００㎡の体育館を整備し、その整備費を２５２億円とする施設計画、設計業務・施工業務・維持管理業務・運営業務を一体的にＰＦＩ事業者が実施するとする業務内容、設計・建設業務期間を４５か月、管理・運営業務を２０年間とする事業スケジュール、維持管理・運営費の削減率５％とする収支シミュレーションを前提とする事業計画の設定のうえで、ＰＦＩ導入の簡易検討を行い、愛知県新体育館事業は、ＰＦＩ事業に適しているとしている。

なお、日本総研が上記調査業務を受託した経緯については、ヒアリングによれば、日本総研への１者随意契約であったとのことである。

３ 実施方針の策定・公表段階について

(1) 基本的な考え方

実施方針の公表に先立ち、県の考え方を整理した愛知県新体育館整備・運営等事業に関する「基本的な考え方」において、事業方式はＰＦＩ法に基づく、ＢＴ＋コンセッション方式とし、計画地は名城公園北園の一部の約４．６ｈａ、対象施設がスポーツの国際大会が開催できるメインアリーナ等を擁する愛知県新体育館で、事業期間は、設計・建設期間が４年程度で、運営機関が３０年以内とし、事業の範囲は施設の設計・建設、施設の維持管理、施設の運営で、設計・建設費は、約３００億円と想定していることを示した。

実施方針の概要として、事業方式のうち、施設整備についてはＰＦＩ法に基づき、事業者が自らの提案を元に新体育館の設計、建設を行った後、県に新体育館の所有権を移転する方式（ＢＴ方式）を、維持管理運営については、県が事業者に対し、ＰＦＩ法第２条６項に定める公共施設等運営権（コンセッション方式）とするが、事業者の使用許可権限を付与するため、地方自治法第２４４条の２第３項に基づき、指定管理者制度を併用としている。愛知県新体育館整備・運営事業において、対象施設は、スポーツ

の国際大会が開催できるメインアリーナ等からなり、事業範囲は、施設の設計・建設、維持管理・運営で、特定事業として共通（統括マネジメント業務）、設計・建設段階（設計業務、建設業務、工事監理業務）、準備段階（誘致・予約管理業務、開館準備業務）、維持管理・運営段階（維持管理業務、修繕業務、運営業務）であり、任意事業として、連携業務があり、事業期間は、設計・建設期間が２０２１年６月から２０２５年３月までの３年１０か月、維持管理・運営期間は２０２５年４月から２０５５年３月までの３０年、サービス購入料として、県は、設計・建設費相当額の一部をサービス購入料として事業者を支払うため、サービス購入料の予定価格を設定し、提案を受けるものとしている。県は、民間事業者が設計・建設から維持管理・運営（３０年）をいくらか実施できるのかを提案を受けるとする事業スキームである（サービス購入料＝（設計・建設費＋維持管理・運営費）－利用料金収入等）。また、任意事業として、新体育館の運営と関連して相乗効果があり、かつ、都市公園法で定める便益施設など、自らの責任及び費用負担において任意の事業を行うことができるとしている。利用料金については、事業者の提案に基づき、県と協議のうえで事業者が設定し、自らの収入とすることを想定しており、事業者の創意工夫によって生じる収入増及び経費節減による支出減については、原則として、事業者に帰属するとしている。維持管理・運営は、事業者が利用料金収入等により行われるものとされている。事業者の募集及び選定は、地方自治法施行令１６７条の１０の２第３項に基づく総合評価一般競争入札方式を採用するとし、２０２０年８月頃から選定を行い、２０２１年６月頃に基本契約の締結を行うスケジュールとした。県と事業者のリスク分担の基本的な考え方としては、施設の設計、建設、維持管理及び運営上の責任は、原則として、事業者が負うが、県が責任を負うべき合理的な理由がある事項については県が負うとする。事業実施に関するガバナンス及びモニタリングは、事業者のセルフモニタリングにより得られた客観的事業情報の活用を基礎として、内部統制と外部統制によりガバナンス機能を確保しつつ、複数の有識者により構成される「第三者機関」を設置し、客観的な立場から本事業に対する評価、アドバイス及び勧告を受けることとされている。

愛知県新体育館の立地条件に関する条件（建ぺい率６０％、容積率２００％、３１ｍ高度地区、都市計画公園区域等）を提示し、既存施設への配慮を求めるとともに、土地使用料として、営利が目的として興業が行われた場合の土地所有者である国と公園管理者である名古屋市との国有財産無償貸付契約１８条で相当額の支払がなされることとなり、名古屋市から公園施設設置許可を受けている県がこれに相当する公園使用料を支払っているところ、愛知県新体育館の土地使用料として、事業者が負担するものとされている。その他、関係法令に関する事項（建築基準法上の制限、公園施設設置許可等、都市公園の占有許可）を示している。

(2) P F I 事業のアドバイザー業務について

ア アドバイザー選定

2019年7月、2020年3月31日までを履行期限とする愛知県新体育館P F Iアドバイザー業務の受託者を8190万6000円で簡易公募型プロポーザル方式にて募集した。募集業務として、後述の2019年度の愛知県新体育館P F Iアドバイザー業務委託契約書に添付の愛知県新体育館P F Iアドバイザー業務特記仕様書に記載の業務内容として示していた。

これに対し、3者応募があり、プロポーザルの結果、アドバイザーとして日本総研が選定された。なお、日本総研の参加表明書の評価点は3者中2位であり、技術提案書の評価点は1位であった。後述のとおり、2019年8月30日、日本総研との間で、2019年度を対象とする愛知県新体育館P F Iアドバイザー業務委託契約を締結した。

これ以後、県は、毎年度、愛知県新体育館P F Iアドバイザー業務の委託を発注しているが、2024年度まで日本総研が受注している。また、2020年度から2024年度（ただし、2025年7月31日まで履行のアドバイザー業務）までの日本総研に対する愛知県新体育館P F Iアドバイザー業務の委託契約は、いわゆる1者随意契約で行われている。その理由として、入札者・見積者選定調書の記載からは、概ね、日本総研が情報収集・分析力を有し、法令等に関する専門知識を踏まえて、的確な資料提供・助言等を行うものとして選定され、業務内容を熟知しており、以降、毎年適切にアドバイザー業務を遂行していること、同事業に関する知識・経験が豊富なことが挙げられている。

なお、2025年7月1日以降もアドバイザー契約は必要であるものの、業務の内容も変わるので、入札とするかプロポーザルとするかは未定ではあるが、アドバイザー業務については再度公募することであった。

イ アドバイザー契約書

愛知県新体育館P F Iアドバイザー業務を委託業務として、日本総研との間で、以下の業務委託契約書を締結している。

ところで、ヒアリングによると、アドバイザー契約により委託された業務内容として、アドバイザーが事業者選定委員会の委員等の報酬金を支払うこととされていたとの説明であり、仕様書記載の「選定委員会の運営」の項目として報酬の支払いがなされた。また、選定委員の報酬はアドバイザーに支払われたアドバイザー業務委託契約の委託料に含まれて、アドバイザーに支払われていたということである。アドバイザー名義で事業者選定委員の報酬を支払っている。事業者選定委員の報酬の支払いにおける支払名義は、アドバイザーである日本総研である。なお、事業者選定委員会以外の会議体の委員等の報酬の支払いをアドバイザーは行っていない。

(ア) 2019年度について

契約締結日：2019年8月30日

履行期間：2019年8月31日から2020年3月31日まで

業務委託料：8190万6000円（税込）

契約保証金：免除

業務内容等：契約書添付の愛知県新体育館PFIアドバイザリー業務特記仕様書記載のとおり。なお、「愛知県建築設計業務委託共通仕様書」に記載されていないものは、本委託業務特記仕様書による。」との記載がある。概要は、以下のとおり。

- ① 事業計画の構築に関する支援（事業スキームの精査、リスク分析の精査、VFMの精査）
- ② PFIの手続に関する支援（2020年度予定）（実施方針の公表に関する支援、特定事業の選定に関する支援、民間事業者の募集・選定に係る書類等の作成支援（要求水準書案の作成については2019年度とするとの記載がある）、民間事業者からの質問への回答支援）
- ③ 民間事業者の選定に関する支援（2020年度予定）（事業者選定委員会の設置は2019年度とする旨の記載がある）（事業者選定委員会の運営に関する支援、選定に関する支援）
- ④ 契約に関する支援（2020年度予定）（契約条件の整理、契約交渉に関する支援、契約書の内容検討・原案作成に関する支援）
- ⑤ 事業の監視に関する支援（2020年度予定）（監視方法（モニタリング）の検討支援）
- ⑥ 事業の広報に関する支援（2020年度予定）（民間事業者の募集・選定に当たり国内事業者だけでなく海外事業者に対する後方活動の支援）
- ⑦ その他（関係機関との調整支援、スポーツ庁による「スタジアム・アリーナ改革姿勢」（2016年11月16日）に記載の「スタジアム・アリーナ改革に向けて、特に重点的に考慮すべき要件」を検討し、海外の成功事例を参考にして事業計画を構築、その他必要な資料作成等）

その他：本業務を実施する者（再委託又は下請け等の者を含む）は、本業務の対象となる施設に係る、設計、施行、運営又は管理に関する事業者の選定における応募又は参画を禁止することが予定されている。また、資本関係又は人的関係があると認められる者も同様とするとされている。

(イ) 2020年度について

委託業務名は、愛知県新体育館PFIアドバイザリー業務（その2）である。

契約締結日：2020年4月1日

履行期間：2020年4月1日から2021年3月31日まで

業務委託料：９３９４万円（税込）

契約保証金：免除

業務内容等：契約書添付の愛知県新体育館ＰＦＩアドバイザー業務特記仕様書記載のとおり。概要は、以下のとおり。なお、「愛知県建築設計業務委託共通仕様書」に記載されていないものは、本委託業務特記仕様書による。」との記載がある。

- ① 事業計画の構築に関する支援（２０１９年度業務完了）（事業スキームの精査、リスク分析の精査、ＶＦＭの精査）
- ② ＰＦＩの手続に関する支援（実施方針の公表に関する支援、特定事業の選定に関する支援、民間事業者の募集・選定に係る書類等の作成支援（要求水準書案の作成については２０１９年度業務完了との記載がある）、民間事業者からの質問への回答支援）
- ③ 民間事業者の選定に関する支援（事業者選定委員会の設置は２０１９年度業務完了とする旨の記載がある）（事業者選定委員会の運営に関する支援、選定に関する支援）
- ④ 契約に関する支援（契約条件の整理、契約交渉に関する支援、契約書の内容検討・原案作成に関する支援）
- ⑤ 事業の監視に関する支援（②の民間事業者の募集・選定に関する支援のモニタリングの基本契約の作成に関する支援等に含まれる。監視方法（モニタリング）の検討支援）
- ⑥ 事業の広報に関する支援（②民間事業者の募集・選定に関する支援に含まれる）（民間事業者の募集・選定に当たり国内事業者だけでなく海外事業者に対する後方活動の支援）
- ⑦ その他（関係機関（名古屋市との都市計画法または建築基準法に関する手続を含む）との調整支援、その他必要な資料作成等）

その他：本業務を実施する者（再委託又は下請け等の者を含む）は、本業務の対象となる施設に係る、設計、施行、運営又は管理に関する事業者の選定における応募又は参画を禁止することが予定されている。また、資本関係又は人的関係があると認められる者も同様とするとされている。

（ウ）２０２１年度について

契約締結日：２０２１年４月１日

履行期間：２０２１年４月１日から２０２２年３月３１日まで

業務委託料：９００９万円（税込）

契約保証金：免除

業務内容等：契約書添付の愛知県新体育館ＰＦＩアドバイザー業務特記仕様書記載のとおり。概要は、以下のとおり。なお、「愛知県建築設計業

務委託共通仕様書」に記載されていないものは、本委託業務特記仕様書による。」との記載がある。

- ① 契約締結等に関する支援（契約条件の整理に関する支援、契約交渉に関する支援、契約書の原案作成に関する支援）
- ② 事業着手準備に関する支援（監視（モニタリング）方法の検討支援、計画地内における他事業との調整支援）
- ③ 事業の監視（モニタリング）及び調整等に関する支援（事業の実施状況に関する定期的な報告の確認支援、事業の実施に重大な悪影響を与えるおそれがある事態が発生した場合の対応の支援、会議体、第三者委員会の設置及び運営の支援）
- ④ 行政手続等に関する支援（都市計画法または建築基準法及び各法令に基づく手続に関する支援）
- ⑤ その他（任意事業との調整支援、庁内調整資料や会議資料等の作成等）

その他：本業務を実施する者（再委託又は下請け等の者を含む）は、本業務の対象となる施設に係る、設計、施行、運営又は管理に関する事業者の選定における応募又は参画を禁止することが予定されている。また、資本関係又は人的関係があると認められる者も同様とするとされている。

（エ）２０２２年度について

契約締結日：２０２２年４月１日

履行期間：２０２２年４月１日から２０２３年３月３１日まで

業務委託料：３３９９万円（税込）

契約保証金：免除

業務内容等：契約書添付の愛知県新体育館ＰＦＩアドバイザリー業務特記仕様書記載のとおり。概要は、以下のとおり。なお、「「愛知県建築設計業務委託共通仕様書」に記載されていないものは、本委託業務特記仕様書による。」との記載がある。

- ① 事業の監視及び調整等に関する支援（協議事項の整理に関する支援、業務別ワーキンググループの運営に関する支援、ガバナンス運用・修正に関する支援、第三者委員会、協議会の運営に関する支援、業務別モニタリングに係る事項に関する支援）
- ② 行政手続・契約変更等に関する支援（行政手続等に関する支援、契約変更等に関する支援）
- ③ その他（任意事業等に関する支援）（連携業務としての事業実現化に向けた調整に関する支援、官民連携組織のあり方検討等に関する支援）

その他：本業務を実施する者（再委託又は下請け等の者を含む）は、本業務の対象となる施設に係る、設計、施行、運営又は管理に関する事業者の選定に

おける応募又は参画を禁止することが予定されている。また、資本関係又は人的関係があると認められる者も同様とするとされている。

(オ) 2023年度について

契約締結日：2023年4月1日

履行期間：2023年4月1日から2024年3月31日まで

業務委託料：3982万円（税込）

契約保証金：免除

業務内容等：契約書添付の愛知県新体育館PFIアドバイザリー業務特記仕様書記載のとおり。概要は、以下のとおり。なお、「「愛知県建築設計業務委託共通仕様書」に記載されていないものは、本委託業務特記仕様書による。」との記載がある。

- ① 事業の監視及び調整等に関する支援（協議事項の整理に関する支援、業務別ワーキンググループの運営に関する支援、ガバナンス運用・修正に関する支援、第三者委員会、協議会の運営に関する支援、業務別モニタリングに係る事項に関する支援）
- ② 行政手続・契約変更等に関する支援（行政手続等に関する支援、契約変更等に関する支援）
- ③ その他（任意事業等に関する支援）（連携業務としての事業実現化に向けた調整に関する支援、官民連携組織のあり方検討等に関する支援、豊橋新アリーナとの連携方策の検討に関する支援）

その他：本業務を実施する者（再委託又は下請け等の者を含む）は、本業務の対象となる施設に係る、設計、施行、運営又は管理に関する事業者の選定における応募又は参画を禁止することが予定されている。また、資本関係又は人的関係があると認められる者も同様とするとされている。

(カ) 2024年度について

契約締結日：2024年4月1日

履行期間：2024年4月1日から2025年6月30日まで

業務委託料：5379万円（税込）

契約保証金：免除

業務内容等：契約書添付の愛知県新体育館PFIアドバイザリー業務特記仕様書記載のとおり。概要は、以下のとおり。なお、「「愛知県建築設計業務委託共通仕様書」に記載されていないものは、本委託業務特記仕様書による。」との記載がある。

- ① 事業の監視及び調整等に関する支援（協議事項の整理に関する支援、業務別ワーキンググループの運営に関する支援、ガバナンス運用・修正に関する支援、

第三者委員会、協議会の運営に関する支援、業務別モニタリングに係る事項に関する支援)

② 行政手続・契約変更等に関する支援(行政手続等に関する支援、契約変更等に関する支援)

③ その他(任意事業等に関する支援)(連携業務としての事業実現化に向けた調整に関する支援、官民連携組織のあり方検討等に関する支援)

その他:本業務を実施する者(再委託又は下請け等の者を含む)は、本業務の対象となる施設に係る、設計、施行、運営又は管理に関する事業者の選定における応募又は参画を禁止することが予定されている。また、資本関係又は人的関係があると認められる者も同様とするとされている。

予算措置:債務負担行為を行っている。「新体育館整備推進業務委託契約」の名目で、「2024年度から2025年度まで」として「54,560千円」とされている。理由としては、ヒアリングによると、年度をまたぐ建設業務の完了報告が2025年6月までに行われるため、その確認作業を行うことから、契約として、債務負担行為としたとのことであった。

なお、日本総研から見積書を徴取している。

ウ アドバイザリー業務の再委託について

2019年度から2024年度までの愛知県新体育館PFIアドバイザリー業務委託契約においては、受託者である日本総研から、建設アドバイザリー、法務アドバイザリー、財務アドバイザリーの再委託がなされていた。

(ア) 2019年度について

2019年9月27日、日本総研から、法務アドバイザリーとして、西村あさひ(なお、業務再委託承諾申出書においては、具体的な担当者は、特定の弁護士)に再委託料金1000万円、財務アドバイザリーとして、デロイトトーマツ(なお、業務再委託承諾申出書においては、具体的な担当者は、特定の公認会計士)に再委託料金1000万円、建設アドバイザリーとして、株式会社安井建設設計事務所に再委託料金1300万円で、再委託の承諾申請がなされ、承諾されている(なお、ヒアリングにおいて、県からは、現時点では、再委託の審査過程を示す資料は、文書の保存期間経過のため、業務再委託先名簿のデータしか残っていないが、担当者が説明のうえ、審査会出席者が承認のうえ押印した審査調書、業務再委託先名簿が作成されていたとの説明がなされた)。再委託の理由としては、いずれも、専門家としての経験豊かであり、各業務の確認における適正な業務を行うためとしている。なお、ヒアリングにおいて、県からは、再委託先は個人ではないこと、再委託審査会の資料には、業務再委託承諾申出書及び添付の業務再委託先一覧(再委託先会社等の名称及び担当技術者等の氏名)の欄がある)は含まれておらず、本事業に

については、担当技術者の要件を設定していないため、担当者の審査はしていないとの説明がなされた。

(イ) 2020年度について

2020年、日本総研から、法務アドバイザーとして、西村あさひ（なお、具体的な担当は、2019年度の弁護士は外れ、別の弁護士に交替した）に再委託料金550万円、財務アドバイザーとして、デロイトトーマツ（なお、具体的な担当は、2019年度から別の公認会計士に交替している）に再委託料金880万円、建設アドバイザーとして、株式会社安井建設設計事務所に再委託料金1100万円で、再委託の承諾申請がなされ、承諾されている（なお、再委託の承諾の過程につき、入札参加資格要件等設定調書が作成された）。再委託の理由としては、いずれも、専門家としての経験豊かであり、各業務の確認における適正な業務を行うためとしている。

また、2020年度の県の積算では、直接経費欄において、法務アドバイザー一式として、1000万円、財務アドバイザー一式として、1000万円、建設アドバイザー一式として1000万円とされていた。

なお、ヒアリングにおいて、県からは、再委託先は個人ではないこと、再委託審査会の資料には、業務再委託承諾申出書及び添付の業務再委託先一覧（再委託先会社等の名称及び担当技術者等の氏名」の欄がある）は含まれておらず、本事業については、担当技術者の要件を設定していないため、担当者の審査はしていないとの説明がなされた。

(ウ) 2021年度について

2021年4月1日、日本総研から、法務アドバイザーとして、西村あさひに再委託料金500万円、株式会社安井建設設計事務所に再委託料金2000万円で、再委託の承諾申請がなされ、承諾された（なお、再委託の承諾の過程につき、入札参加資格要件等設定調書が作成された）。再委託の理由としては、いずれも、専門家としての経験豊かであり、各業務の確認における適正な業務を行うためとしている。

県の再委託の審査において、西村あさひについて、入札参加資格者名簿に登録されていないが、2019年度、2020年度新体育館PFIアドバイザー業務と平成25年から平成28年までの北九州スタジアム整備等PFI事業に係るアドバイザー業務委託において実績があるとして、法務確認用務において経験豊かな弁護士を有し、適正な業務を行っているとしている。また、株式会社安井建設設計事務所において入札参加資格者名簿に登録されているとして認めている。

また、2021年度の県の積算では、直接経費欄において、法務アドバイザー一式として1500万円、財務アドバイザー一式として500万円、建設アドバイザー一式として1234万円とされていた。

なお、ヒアリングにおいて、県からは、再委託先は個人ではないこと、再委託審査会の資料には、業務再委託承諾申出書及び添付の業務再委託先一覧（再委託先会社等の名称及び担当技術者等の氏名」の欄がある。）は含まれておらず、本事業については、担当技術者の要件を設定していないため、担当者の審査はしていないとの説明がなされた。

(エ) 2022年度について

2022年4月1日、日本総研から、法務アドバイザーとして、西村あさひに再委託料金200万円、株式会社安井建設設計事務所に再委託料金500万円で、再委託の承諾申請がなされ、承諾された（なお、再委託の承諾の過程につき、入札参加資格要件等設定調書が作成された）。再委託の希望理由としては、当該業務は専門性が高いためとしている。

県の再委託先の承認のための審査は、2021年度と理由はほぼ同じであった。

なお、ヒアリングによると、県からは、担当部局の変更に伴い、2021年度の業務再委託承諾申請書はスポーツ局の書式に基づき再委託先の組織名と代表者名を記載することとなったとの説明であった。その結果、申請書本体には、再委託先としては、その組織名と代表者名が記載されており、具体的な担当者の記載がされなくなった。

また、2022年度の県の積算では、直接経費欄において、法務アドバイザー一式として200万円、建設アドバイザー一式として928万円とされていた。

(オ) 2023年度について

2023年4月3日、日本総研から、法務アドバイザーとして、西村あさひに再委託料金250万円、株式会社安井建設設計事務所に再委託料金700万円で、再委託の承諾申請がなされ、承諾された（なお、再委託の承諾の過程につき、入札参加資格要件等設定調書が作成された）。再委託の希望理由としては、当該業務は専門性が高いためとしている。

県の再委託先の承認のための審査は、2022年度と理由はほぼ同じであった。なお、2022年度の業務再委託承諾申請書の書式と同様であり、申請書本体において、再委託先としては、その組織名と代表者名が記載されており、具体的な担当者の記載がされていない（なお、当該書式の採用に至った理由についての県の説明は、上記の2022年度におけるものと同旨であった）。

また、2023年度の県の積算では、直接経費欄において、法務アドバイザー一式として200万円、建設アドバイザー一式として928万円とされていた。

(カ) 2024年度について

2024年4月19日、日本総研から、法務アドバイザーとして、西村あさひに再委託料金400万円、株式会社安井建設設計事務所に再委託料金900万円で、再委託の承諾申請がなされ、承諾された（なお、再委託の承諾の過程につき、

入札参加資格要件等設定調書が作成された)。再委託の希望理由としては、当該業務は専門性が高いためとしている。

県の再委託先の承認のための審査は、２０２３年度と理由はほぼ同じであった。

なお、２０２２年度の業務再委託承諾申請書の書式と同様であり、申請書本体において、再委託先としては、その組織名と代表者名が記載されており、具体的な担当者の記載がなされていない(なお、当該書式の採用に至った理由についての県の説明は、上記の２０２２年度におけるものと同旨であった)。

エ アドバイザーとの打ち合わせ・会議など

２０１９年度以降アドバイザーとの打合せが行われているが、複数回「顧問と協議」が行われている。この内容を確認したところ、ヒアリングにおいて、県が政策顧問に対して、日本総研との打合せにおいて出された論点を相談していたものであり、県の政策顧問設置要綱に基づき助言を得るためのものであったとの説明であった。

オ アドバイザーから提供された資料、成果物

アドバイザーからは、各年度において報告書が提出されている。

２０２２年度の報告書には、「官民連携組織のあり方検討等に関する支援」の部分に、アドバイザー相談票として、官民連携の取組として２０２２年実施することとされている「聖地」化に向けた国際的スポーツイベントの誘致に関して専門家の知見をいただくとし、２０２２年４月１１日付けで他施設での事例の関係者の紹介と同月１５日付けで同人からヒアリングをしたと記載されている。そして、同人の作成資料と上記ヒアリング概要とメモが添付されている。

２０２３年度の報告書には、「②官民連携組織のあり方検討等に関する支援については２０２３年度には具体的な支援が発生しなかった。」と記載されていたが、同報告書では、「豊橋市新アリーナとの連携方策の検討に関する支援」の内容の報告があり、ヒアリングにおいて、県は、同報告内容は、「豊橋市新アリーナとの連携方策の検討に関する支援」の項目で官民連携のあり方の検討等に関する支援は行われていると説明する。

(3) 愛知県新体育館整備・運営等ＰＦＩ事業者選定委員会について

ア 要綱による設置

２０１９年１２月１２日、県は、愛知県新体育館整備・運営等事業ＰＦＩ事業者選定委員会設置要綱(以下「要綱」という)により、愛知県新体育館整備・運営等事業ＰＦＩ事業者選定委員会(以下、本項において「事業者選定委員会」という)を設置した。県は、事業者選定委員会の設置に関し条例は制定しなかった。

イ 設置目的

要綱第１条によると、同事業に関し、公平性、透明性、客観性を確保して事業者を選定するため、事業者選定委員会を設置することを定めている。

要綱第2条において、事業者選定委員会は、次の事項を所掌し、その経過及び結果を知事に報告するものと定めている。

- (ア) 実施方針に関する検討
- (イ) 特定事業の選定に関する検討
- (ウ) 民間事業者の募集・選定に関する検討
- (エ) 入札者の審査、評価に関する検討
- (オ) 落札者の選定に関する検討
- (カ) その他事業者選定に関し、必要な事項に関する検討

ウ 委員

要綱第3条1項において、事業者選定委員会は、知事が委嘱する別表の外部委員（学識経験者2名を含む）及び内部委員（建築局職員1名、スポーツ局職員1名）の7名をもって構成するものと定めている。同2項において、事業者選定委員会には委員長を置き、外部委員の中から知事が委嘱するものと定めている。

(ア) 構成員

事業者選定委員会の構成員は【図表5－1】のとおりである。

【図表5－1】事業者選定委員会構成員

区分	分野	所属・役職等
委員長（外部）	経済政策、PFI、交通政策	一橋大学大学院 経営管理研究科特任教授
委員（外部）	建築	慶應義塾大学 理工学部教授
委員（外部）	観光・経営戦略	株式会社石井兄弟社 代表取締役 明日の日本を支える観光ビジョン構想 会議 委員
委員（外部）	法律	西村あさひ 弁護士
委員（外部）	財務	デロイトトーマツ 統括パートナー 公 認会計士
委員（内部）	事業部局	愛知県建築局長
委員（内部）	事業部局	愛知県スポーツ局長

(イ) 選定の理由

a 県の方針

愛知県PFI導入ガイドライン第2部、2、2Step2において、委員の構成については、PFI事業に関係する分野の専門家を選定することと定めている。委員には必ず外部委員を加え、委員長は外部委員とするものと定めている。

ヒアリングによると、委員長については、県は、愛知県のPFI事業又はアリーナ施設のPFI事業において、委員長又は委員を務めた経験がある者を選定する方針であった。

その他の委員については、県は、県の P F I 事業において財務及び法律分野の事業者選定委員を務めた経験がある者を選定する方針であった。また、建築及び地域経済の有識者で、県の P F I 事業で事業者選定委員会を務めた経験がある者を選定する方針であった。スポーツ観光分野については、スポーツ庁の「スタジアム・アリーナ改革方針」を策定したスタジアム推進官民連携協議会の委員で体育館施設の事業者選定委員会を務めた経験がある者を選定する方針であった。

加えて、県は本事業で総合評価一般入札方式を想定しており、この場合、学識経験者 2 名以上から意見聴取が必要になるため（地方自治法施行令第 1 6 7 条の 1 0 の 2 第 4 項及び第 5 項）、建築、地域経済又はスポーツ観光分野については学識経験者を選定する方針であった。

なお、議事録によると、第 5 回事業者選定委員会まで委員の構成は非公表であった。

b 外部団体等からの推薦

ヒアリングによると、外部委員 5 名を選任するに際し、外部団体に推薦を求めたことはない。例えば、障がい者団体、愛知県内に所在する大学に推薦を求めたことはない。

c 委員の男女比

委員 7 名はいずれも男性である。ヒアリングによれば、女性も候補に含まれていたものの、採用しなかった。

d 外部委員の意味

ヒアリングによると、外部委員とは県と利害関係のない者を意味するものと県は考えているようである。また、アドバイザーの再委託先を担当する西村あさひ所属弁護士及びデロイトトーマツ所属公認会計士は県と利害関係がある者とは考えていないという。

(ウ) アドバイザリーの再委託先との関係

ヒアリングによると、県は、西村あさひ所属の弁護士である委員からアドバイザーの再委託先の担当と選定委員を兼務することは回避すべきであるとの意見を受けたという。その結果、アドバイザーの再委託先の担当は西村あさひの別の弁護士に交代したという。

(エ) 報酬等

ヒアリングによれば、外部委員の報酬は、1 回当たり 1 万 6 5 0 0 円であった。交通費は実費支給であるとのことであった。

エ 事務局

要綱第 6 条 1 項には、事業者選定委員会の事務局は、建築局公共建築部公共建築課に置くと定められている。同 2 項には、事務局は、資料作成及び事業者選定委員会

の説明等を担当すると定められている。3項には、県が委託した愛知県新体育館PFIアドバイザー業務受託者は、事務局に参加すると定めている。

オ 会議の方法

要綱第5条1項には、委員は、公正、公平に審議を行わなければならないと定められている。また、同4項には、委員は、審議の過程において知り得た情報を他に漏らしてはならないと定められている。

さらに、4条5項には、委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができると定められている。ただし、議事録及びヒアリングによれば、この条項に基づき出席したのは政策顧問及び政策調整監のみである。例えば、バリアフリーの専門家、愛知県の地域経済に詳しい専門家及び感染症の専門家が出席したことはない。

6条4項には、事務局員、愛知県新体育館PFIアドバイザー業務受託者その他事業者選定委員会の場に参加した者は、事業者選定委員会で知り得た情報を他に漏らしてはならないと定められている。

カ 会議の日程と出席者

議事録によると、事業者選定委員会の会議は2019年12月26日から2020年2月16日にかけて、計9回開催された。

事業者選定委員会には政策顧問及び政策調整監が出席しており、ヒアリングによると要綱第4条5項を法的根拠とする出席であった。議事録によると、県は、議事録の出席者欄のうち「事務局」という欄にこれら2名の氏名と肩書を記載した。議事録に、これら2名が要綱4条5項を法的根拠とする出席者である旨を記載しなかった。

なお、要綱第6条には政策顧問及び政策調整監が事業者選定委員会に事務局として出席する旨の規定はない。

キ 政策顧問の位置づけ

(ア) 要綱による設置

2011年4月1日、県は、愛知県政策顧問設置要綱（以下、本項において「政策顧問設置要綱」という）により、政策顧問を設置した。県は、政策顧問の設置に関し条例は制定しなかった。

(イ) 設置目的

政策顧問設置要綱第2条において、政策顧問は、県政の様々な課題に対して専門的な立場から、知事に助言又は提言を行うものと定められている。

(ウ) 委嘱

政策顧問設置要綱第3条において、政策顧問は、県政に関わる各種分野について、専門知識及び高い見識を有する者のうちから知事が委嘱するものと定めている。同第4条によると、委嘱期間は1年以内とし、再委嘱を妨げないものと定められている。

新体育館整備・運営等事業に係る期間について、ヒアリングによると、政策顧問は2019年4月1日に委嘱され、2020年4月1日に再委嘱された。

また、ヒアリングによると、当該政策顧問に対して事前に就任の意向を確認した上で委嘱状を出しているため、県は、当該政策顧問に承諾書の提出は求めているとのことである。

(エ) 報酬等

政策顧問設置要綱第5条1項において、知事は政策顧問に謝金を支払うものと定められている。同2項において、旅費について実費を支払うものと定められている。

(オ) 県の担当者

県の担当者は、ほぼ毎回、建築局公共建築部公共建築課及びスポーツ局の者であった。県が政策顧問に新体育館整備・運営等事業に関して相談する際、県の担当者はほぼ毎回、実施方針案等の資料を作成して、政策顧問に提示した。また、ほぼ毎回、「打ち合わせ状況（概要）」と題する書面を作成した。

(カ) 政策顧問の活動状況及び県の対応状況

「打ち合わせ状況（概要）」と題する書面によると、県は、2019年10月1日から2021年2月15日にかけて、計33回、新体育館整備・運営等事業について政策顧問へ相談した。県からは建築局公共建築部公共建築課及びスポーツ局の者が出席した。例えば政策顧問は、2020年4月から6月にかけて、県の担当者が作成した実施方針案及び要求水準書案について複数回修正するよう要望した。その後、県の担当者がこれらの案を複数回修正したこともあり、政策顧問は修正内容を了解した。2020年11月、政策顧問は県の担当者に、事業者選定の進め方について修正を要望した。

なお、ヒアリングによると、政策顧問は県に設置要綱に基づき「助言」をしたのであって、「要望」ではないものと県は認識しているという。しかし、「打ち合わせ状況（概要）」と題する書面には「助言」という文言はない。また、当該書面によると、政策顧問は県の担当者に「してほしい」と複数回述べた。このことから、「打ち合わせ状況（概要）」と題する書面においては、社会通念上、政策顧問は、県に「要望」をしていたものと判断される。

また、前カで述べたとおり、政策顧問は事業者選定委員会に出席した。ヒアリングによると、政策顧問は事業者選定委員会では特に発言していなかったという。

ク 政策調整監の位置づけ

ヒアリングによると、政策調整監については、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第1項に規定する特定任期付職員に該当し、任期の定めのある地方公務員であるとのことである。

ヒアリングによると、給与については、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条に規定する給料表により決定された号給の給料月額を支給し、旅費は一般職員と同様の規定により支給しているとのことである。

(4) 事業者選定委員会における検討について

ア 愛知県PFI導入ガイドラインの定め

愛知県PFI導入ガイドライン第1部の5において、VFMを最大化するために必要なのは、民間への「より多くのリスク移転」ではなく、公共と民間による「合理的なリスク分担」であることに注意が必要であるものと定めている。

その上で、前述のガイドライン第2部の2、2、Step4において、予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担等について実施方針に定めることとしている。

同じく Step5 では、事業者選定委員会において実施方針案を検討することとしている。

イ 事業者選定委員会の検討状況

議事録によると、第2～6回事業者選定委員会において、実施方針案、要求水準書案、落札者決定基準における評価基準のポイント案及び特定事業の選定案等について検討した。県原案はおおむね維持された。

(5) 実施方針の作成について

実施方針「1 特定事業者の選定に関する事項」(1) ア～ウにおいて、以下のように定めている。

ア 事業目的

実施方針「1 特定事業者の選定に関する事項」(1) エ記載の事業目的には、新体育館は、国際大会を開催するために必要な規模、機能を有することで、国際スポーツ大会などの誘致を可能とし、かつ、大相撲名古屋場所の開催など現体育館が担ってきた伝統や歴史をさらに発展させていく愛知・名古屋のシンボルとなる施設を目指すものと定めている。

イ BT方式、コンセッション方式及び指定管理者制度の併用

同オ(ア)では、本事業については、PFI法に基づき、事業者が自らの提案をもとに新体育館の設計、建設を行った後、県に新体育館の所有権を移転する方式(BT(Build Transfer)方式)により実施することを想定していること、併せて、維持管理・運営については、県が事業者に対して、PFI法第2条第6項に定める公共施設等運営権(コンセッション)方式により、新体育館の公共施設等運営権を設定することを想定していることを定めている。

また、同じく、事業者の使用許可権限を付与するため、地方自治法第244条の2第3項に基づき、公の施設の指定管理者制度を併用することを想定していることを定めている。

ウ ネーミングライツによる収入

同じく、同ク（ウ）には、事業者がネーミングライツにより収入を得ることを想定していることを定めている。

エ リスク分担

加えて、「3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項」には、特定事業に係る予想されるリスク並びに県及び事業者の責任分担は、原則として「別紙1 リスク分担表」に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な事項については、入札説明書等公表時において示すものと定めている。

(6) 実施方針の公表、説明会の開催について

ア 公表の方法、時期及び内容

2020年7月7日、県はウェブサイトを実施方針を公開した。

イ 質疑応答及び意見の募集

県は、ウェブサイトにて、質問及び意見を同月17日までに、電子メールにて提出するものと公表した。

(7) 実施方針に対する質問・意見について

ア 民間事業者からの質問及び意見、それらに対する回答

2020年8月6日、県は、ウェブサイトにて、実施方針に対する質問及び回答を公表した。

イ 質問や意見の反映内容

質問及び意見は合計231個提出された。県はそのすべてについて回答した。従前の実施方針は維持した。

4 特定事業の選定段階について

(1) 特定事業の選定に関する検討、事業者選定委員会での検討について

議事録によると、第5回事業者選定委員会等において、特定事業の選定案が検討された。県は、従前の原案を維持した。

(2) 特定事業の選定の公表について

ア 公表本文

(ア) 定性的評価の採用

特定事業の選定のⅡ「2. 評価の方法」において、わが国でも有数の大規模な新規整備施設となるため、これに類似する地方公共団体が実施する設計・建設及び維持管理・運営に関する過去の比較実績がないこと、また、わが国において、本事業のような大規模な体育館施設を多様なニーズに基づいて多目的に運営する例はなく、PSCの収支算定に必要なデータを揃えることができないこと、などから、定量的評価を行わず、実現可能性、事業の収益性等を勘案した上で、定性的評価を行うこととするものと定めている。

(イ) リスク分担

同じくⅢ「３．リスク分担の明確化による安定した事業運営」において、本事業の計画段階においてあらかじめ発生するリスクを想定し、その責任分担を、県と民間事業者との間で締結する特定事業契約において明確にすることにより、問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能となり、円滑な業務遂行や安定した事業運営の確保が期待できると定めている。

イ 公表の方法、時期及び内容

２０２０年８月６日、県は、ウェブサイトにて、特定事業の選定について公表した。

(3) 議会の議決（債務負担行為の設定）について

２０２０年６月、第９５号議案、２０２０年度愛知県一般会計補正予算（第５号）により、新体育館整備・運営等事業契約に関し、２０２０年度から２０５５年度までの間の契約に係る２００億円の支払について、債務負担行為をするものと議会で承認された。その後、契約締結が２０２１年度になることから、２０２１年２月、第３号議案、２０２１年度愛知県一般会計予算により、同契約に関し、２０２１年度から２０２４年度までに、２００億円を支払うため債務負担行為を取り直すものと議会で承認された。

５ 民間事業者の選定について

(1) 入札説明書等の原案作成について

前述のとおり、第５回事業者選定委員会等において、入札説明書案が検討された。

(2) 入札公告、説明会の開催について

ア 入札の方法

入札説明書３、(１)によると、県は、本件の入札は、事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定することが必要であるから、競争性の担保及び透明性・公平性の確保に配慮した上で、地方自治法施行令第１６７条の１０の２第３項に基づく総合評価一般競争入札方式を採用した。

イ 公表手段、時期、内容

２０２０年８月７日、県は、ウェブサイトにて、入札公告をした。募集は次のスケジュールで行われた。

２０２０年９月１１日～１０月１日	参加表明書受付期間
同年１０月５日	資格審査の結果通知
同年１２月１８日	入札書類・事業提案書類受付

ウ 公表された資料

前述のウェブサイトにて公表された資料は、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準である。

エ 入札説明書

(ア) 入札説明書の定め

ａ ネーミングライツによる収入

入札説明書２ク（ウ）において、事業者がネーミングライツによる収入を得ることができる旨を定めている。

b 参加要件等

同 3、(4) アにおいて、応募者は単独の企業又は企業グループであるものとし、企業グループで応募する場合は構成企業の中から代表企業を定め、代表企業が応募手続を行うものとする趣旨を定めている。

同イに定める参加要件の中に、(カ)として、本事業のアドバイザー業務に関わっている法人又はその法人と資本関係又は人的関係があるものでないことが挙げられている。「本事業のアドバイザー業務に関わっている法人」として、日本総研、株式会社安井建築設計事務所、デロイトトーマツ及び西村あさひを挙げている。同じく、(キ)として、事業者選定委員会の委員が属する企業又はその企業と資本関係若しくは人的関係がある者でないことを挙げている。参加表明書において、応募企業が資本関係若しくは人的関係がある者をして、他の応募企業並びに当該応募企業の提案に協力させないことを誓約させている。

c リスク分担

4 (1) において、特定事業において予想されるリスクの県及び事業者の責任分担は、特定事業契約書に示し、任意事業において予想されるリスクの県及び事業者の責任分担は、別途締結する任意事業協定書において示すと定めている。

d 添付書類

入札説明書には、後述の要求水準書及び落札者決定基準の他、基本協定書(案)及び特定事業契約書(案)等の資料が添付されている。

(イ)「資本関係若しくは人的関係がある者」の判断基準

「資本関係若しくは人的関係がある者」とは、会社法第 2 条第 3 号の 2 又は第 4 号の 2 に規定する親会社等・子会社等の関係がある場合をいうと定めている。ヒアリングによれば、資本関係又は人的関係に該当するかの判断基準は、次のとおりである。

【図表 5－2】資本関係又は人的関係に該当するかの判断基準

①資本関係	親会社等と子会社等の関係にある場合 親会社等を同じくする子会社等の関係にある場合
②人的関係	一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
③その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合	組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合 その他上記 1 又は 1 と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

ヒアリングによると、本件では、県は、委員と応募者の顧問契約関係は調査していない。その理由は、顧問契約関係は、「資本関係若しくは人的関係がある者」に含まれないからとのことであった。

オ 要求水準書

(ア) 設計業務等

要求水準書第2、Ⅰ、1、(1)「ユニバーサルデザインの実現」において、施設設計に当たっては、視認性及び誘導性の高いサイン表示を行い、誰もが分かりやすく利用しやすい施設とすることを要求している。

同エにおいて、災害に強い施設とするため、震災や火災、風水害等の非常時における防災対策や避難の安全性に対応した施設とすることを要求している。

同じく、(3) ア(ウ) bにおいて、事業者や利用者（主催者、搬出入関係者、選手、チーム関係者、観客、公園利用者等）のそれぞれの動線が、安全でかつ相互に支障をきたさない計画とすることを要求している。

同(カ)において、地震や風水害等大規模災害が発生した際には、帰宅困難者の一時滞在等の機能が果たせる機能とすること、感染症への対応を踏まえた計画とすること等を要求している。

(イ) 運営業務等

同じく第6、Ⅰ、2、(2)において、コンセプトである「愛知・名古屋のシンボルとなる施設」の実現に向け、本事業の施設整備方針に沿って、各業務の連携や調整が可能となる運営企画を実施するよう定めている。

(ウ) 県と事業者の協議事項

a 什器備品の調達

同じく第2、Ⅱ、1、(2) イにおいて、事業者は、県が指定するスポーツ競技に必要となる備品等は、県と協議のうえで備品の内容及び数量のリストを作成し、調達・設置及び設置に必要な据付調整を行うものと定めている。調達・設置に係る費用については、別途県が負担するものと定めている。

ヒアリングによると、このリストは2024年11月時点で作成済みである。

b 利用規約案の作成

同じく第3、Ⅰ、2、(1) アにおいて、事業者は、県と協議のうえ、特定事業契約締結後速やかに本施設の管理に必要な事項を定めた利用規約の案を作成することを定めている。その際は、必要に応じ、新体育館に関わる所管官庁と協議・調整することを定めている。

2024年7月1日、後述の愛知国際アリーナのウェブページにて新体育館の利用規約が公表された。

c 利用料金、利用時間

同じくイにおいて、メインアリーナ、サブアリーナ等に係る利用料金は、事業者の提案に基づき、県と協議のうえで事業者が設定するものと定めている。休館日及び各施設の利用時間も、事業者からの提案に基づき県と協議のうえで決定するものと定めている。

2024年7月1日、愛知国際アリーナのウェブページにて新体育館の利用料金及び利用時間が公表された。

d 予約管理業務

同じく（３）アにおいて、事業者は、県の各種施策との連携や公平性を確保し、適切な利用予約受付体制のもとで、利用予約受付を行うことを定めている。同じくイにおいて、利用方法（申込手続、申込受付開始日、予約の変更・取消手続等）についても県と協議することを定めている。

愛知国際アリーナのウェブページによると、２０２４年１１月、予約申込方法等を当該ウェブページにて公表した。

e 広報・誘致活動

同じく（５）アにおいて、事業者が新体育館のマーク、ロゴ及び商標その他記章を作成する場合は、県に事前に承認を得ることを定めている。

この点に関し、ヒアリングによれば、２０２４年４月２６日、愛知国際アリーナは、新体育館のマーク・ロゴを作成することについて承認を求めた。このマーク・ロゴは、後述のネーミングライツにより設定された、「ＩＧアリーナ」という名称を利用したものである。同年６月７日、県はこれを承認した。

f 行政等への協力義務

同じく（６）アにおいて、県と事業者は、維持管理・運営期間において施設を管理運営するパートナーとして、日常から迅速な情報伝達と連絡調整に努め、各業務を円滑に遂行することを定めている。また、名古屋市の管理する公園施設とも連携することも定めている。

同じくイにおいて、事業者は、県が誘致するスポーツの国際大会や全国大会、地域共同事業の実施、県と連携したイベント誘致等に協力することを定めている。特に、アジア大会開催期間中は、県の利用を優先的に行うことを定めている。

加えて、事業者は、県と協力して、２０２５年夏のオープンに合わせ、県民や関係者等を対象とした記念式典及びオープニングイベントを県と協力して実施することを定めている。

g 大規模修繕

同じく第１、８、（３）において、県は、事業者と協議して作成した中長期修繕計画を参考に、新体育館引き渡し後１５年から２０年まで間に、大規模修繕を１回実施することを想定することを定めている。詳細については、あらかじめ県と事業者が協議して決定するものと定めている。第４、Ⅰ、２、（４）にも同様の定めがある。

h 防災計画

同じく第４、Ⅰ、１、（６）において、県と事業者において協議し、防災計画書を策定することを定めている。ヒアリングによれば、開業までに策定する予定である。

i 県と事業者の利害調整

同じく第7、3、(2)において、本事業のガバナンスの機能の維持・強化を目的に、県及び事業者双方から必要に応じて、本事業における官民間の相互依存性及び官民連携組織の組織特性を踏まえて、内部統制・外部統制の中間的な機能として、官民当事者の間に立ち両者間の諸調整を行うファシリテーターを配置することができるものと定めている。

ただし、ヒアリングによると、2024年10月時点で、ファシリテーターは設置されていない。県としては、連絡会議等において、必要に応じて事業者と協議、調整しているとのことであった。

カ 落札者決定基準

落札者決定基準3及び4によると、県は、資格審査及び提案審査を行い、提案審査は基礎審査と総合評価に分かれる。詳しくは、以下のとおりである。

県は、資格審査において、入札説明書に示す参加要件、資格要件についての確認審査を行う。県及び事業者選定委員会は、提案審査の基礎審査において、応募者から提出された入札書及び事業提案書について、基礎審査事項を充足していることを確認し、確認項目のうち、特に事業遂行能力については、以下の項目から確認を行う。

- ① 特別目的会社（SPC）の組成内容
- ② 資金調達の内容
- ③ 融資機関からの関心表明書の有無
- ④ 借入金の返済能力
- ⑤ 事業収支計画書と施設整備計画等の整合性
- ⑥ 税金・金利等の前提条件の的確な設定
- ⑦ 計数の整合性
- ⑧ 事業収支計算の適切性
- ⑨ スケジュールの合理性

また、県は、提案審査の総合評価において、ヒアリング及び応募者によるプレゼンテーションの実施を想定している。

総合評価においては、入札価格を、 $\text{入札価格点} = \text{最低提案価格} / \text{提案価格} \times \text{価格点}$ （価格点の配点：30点）という考え方にに基づき得点化する。

性能等に関する評価については、以下のとおりの審査項目・配点を設定した。評価の視点については、落札者決定基準の別表による。

審査項目	配点
①事業計画に関する事項	30点
②施設整備業務に関する事項	50点
③維持管理業務に関する事項	10点
④運営企画・実施業務に関する事項	60点
⑤任意事業に関する事項	10点
⑥その他特筆すべき提案に関する事項	10点
合計	170点

提案項目の加点方法は以下のとおりとする。

評価	評価内容	採点基準
A	特に優れている	各項目の配点×1.00
B	優れている	各項目の配点×0.75
C	やや優れている	各項目の配点×0.50
D	要求水準を上回る程度である	各項目の配点×0.25
E	要求水準を満たす程度である	各項目の配点×0.00

キ 説明会の開催日、参加者、説明内容、質疑応答の内容等

2020年8月20日午後1時30分から午後5時の間、県は、入札に関し、説明会を行った。配付資料は、ウェブサイトにて公表した。

(3) 入札公告〔公募〕に対する質問への対応について

ア 受付時期、方法、質問内容、回答内容、回答方法等

県は、ウェブサイトにて、質問及び意見を同月28日午後5時までに、所定の書式を用いて電子メールにて提出するものと呼びかけた。

これに対し、質問及び意見は合計399個提出された。県はそのすべてについて回答した。これを受け、県は、入札説明書及び要求水準書等を一部変更した。2020年9月11日、その旨をウェブサイトにて公表した。

イ 個別対話の実施状況（実施の有無、時期、実施結果など）

県は、以下の時期に個別対話を行った。応募者に事前質問を用意してもらい、対面での回答及び口頭による議論を組み合わせ、応募者の進行管理により実施した。

第1回	2020年10月13日（火）～15日（木）	3グループ
第2回	2020年10月21日（水）～22日（木）	3グループ

質問及び意見は25個提出された。県はそのすべてについて回答した。県は応募者と公表することに関して合意した項目を、県のウェブページにて公表した。

(4) 落札者の選定、公表について

ア 落札者の選定について

ウェブページによると、2020年12月18日までにA～Cグループの3件の応募があった。いずれも入札資格を満たしていた。

議事録によると、事業者選定委員会は、第7～9回委員会において、落札者の選定をした。

落札者決定基準における評価ポイントをもとに、各委員が採点した。

2021年2月16日付審査報告によると、下記の採点結果をもとに、事業者選定委員会は第一位の応募者Cグループを最優秀提案者として県に答申し、県はこれを受けて当該グループを落札者として選定した。

入札金額（税抜）（予定価格181億8181万8181円）

Aグループ	170億円
Bグループ	147億5488万8000円

Cグループ 181億8100万円

イ 応募者の名称の扱い

愛知県PFI導入ガイドライン第2部、2、4、Step5では、落札者を選定する場合において、事業者選定委員会は、公平性、透明性、客観性を確保することを定めている。具体的には、評価に対する先入観を排除するため、提案内容の評価が終了するまでは、提案企業名や提案価格を開示しない等の工夫を行うことが望ましいと定めている。

第6回議事録によると、本件では、県は委員全員に応募者の名称を開示した。ヒアリングによると、その理由は、名称を開示した審査でも問題ないと委員が判断したためであるとのことである。

ウ 選定の結果

2021年2月16日付審査報告によると、上記事業者選定委員会の審査を経て、県は、以下の者を落札者として決定した。

落札者 【 Aichi Smart Arena グループ 】

代表企業 （設計・建設）前田建設工業株式会社

（維持管理・運営）株式会社NTTドコモ

構成企業 Anschutz Sports Holdings

三井住友ファイナンス&リース株式会社

東急株式会社

中部日本放送株式会社

株式会社日本政策投資銀行

クッシュマン・アンド・ウェイクフィールド株式会社

(5) Aichi Smart Arena グループに対する事業者選定委員会からの補足意見

事業者選定委員会は、上記審査報告において、Aichi Smart Arena グループ（以下、「落札事業者」という。）に対し、以下の補足意見を述べた。ヒアリングによると、県は、第三者機関の第1回会議にこれらの意見を報告した。

- ・利用料金設定の考え方については、県と協議し柔軟な対応をすること
- ・アジア競技大会や県が誘致するスポーツ大会の利用料金については、県と協議すること
- ・一般の利用者にも様々な事情（高齢、ベビーカー、エスカレーターに乗れない等）の方がいるため、車いす以外の利用者也エレベーターが利用できるよう配慮すること
- ・エレベーターやエスカレーターの配置位置、数量及び運用方法等について、詳細設計時に十分考慮すること
- ・名古屋市は、地下鉄名城公園駅からの横断施設の出口を計画施設内で検討しているため、名古屋市と十分協議すること
- ・建物の高さが31m高度地区の制限を超える提案であることから、名古屋市と十分協議すること

- ・ランニングコースの形状や利用形態について、名古屋市と十分協議すること
- ・官民連携組織の活動財源における県負担については、今後の協議とすること

この官民連記組織に関する意見については、第8回事業者選定委員会において、委員から、契約締結時に県と事業者にて協議すべきであるとの意見があった。

(6) S P Cについて

ア S P Cの設立

2021年4月20日、落札事業者は、愛知国際アリーナの定款を作成した。同年5月13日、愛知国際アリーナが設立された。登記及び株主名簿によると、本店所在地、発行済株式の総数等は【図表5－3】のとおりである。

【図表5－3】S P Cの概要

本店所在地	名古屋市中区栄五丁目25番25号
目的	愛知県新体育館の設計業務および建設業務等。
発行可能株式総数	2343万株
発行済株式の総数	8万株
資本金の額	金4000万円
資本準備金の額	金4000万円

イ S P Cの株主構成

株主名簿によると、愛知国際アリーナの株主構成は、前田建設工業株式会社、株式会社N T T ドコモ、Anschutz Sports Holding、三井住友ファイナンス&リース株式会社、東急株式会社、中部日本放送株式会社及び株式会社日本政策投資銀行である。

株主名簿によると、2021年5月13日の設立時、前田建設工業株式会社は5万2080株を取得した。同日、同社はこのうち8000株を、Anschutz Sports Holding に譲渡した。

設立時、クッシュマン・アンド・ウェイクフィールド株式会社は、株主とならなかった。県は、後述のように2021年6月7日付で出資者の変更を認めた。

ウ 落札者の公表内容、方法

県は(5)述べた内容を2021年2月17日にウェブページにて公表した。

エ 構成企業の変更について

アで述べた、クッシュマン・アンド・ウェイクフィールド株式会社が出資しなかった経緯は、以下のとおりである。

申請書によると、2021年6月7日、愛知国際アリーナは、県に対し、構成企業の変更を申請した。

その理由としては、クッシュマン・アンド・ウェイクフィールド株式会社は、シンガポール・スポーツ・ハブの維持管理・運営業務に関する知見、SDGs と ESG 経

営に関するノウハウを提供する役割を担っており、愛知国際アリーナの構成企業でなくても、レポートの提出などを通じて知見とノウハウの提供や協力を得られるからというものであった。

同社が保有する予定であった議決権付株式1.0%は、前田建設工業株式会社が保有するということであった。

同日、県は、この申請につき、事業の実施継続に影響がないことを条件に承認した。

ヒアリングによれば、同社自体が本事業から撤退するわけではないため、採点・評価への影響はないと判断したからとのことであった。現状、県は、モニタリングの中で同社の関与を把握していくとのことであった。

6 契約等の締結段階について

(1) 基本協定の締結について

協定書によると、県は、愛知県新体育館整備・運営等事業について、2021年3月24日付で「Aichi Smart Arena グループ」構成企業と、愛知県新体育館整備・運営等事業基本協定書を締結した。同日、県は、その旨をウェブページにて公表した。

(2) 契約の締結、公表について

2021年5月27日、第107号議案において、愛知県新体育館整備運営等事業の特定事業契約に関し、議会で承認された。2021年5月31日、県は、その旨をウェブページにて公表した。詳しくは以下のとおりである。

ア 契約の相手方

株式会社愛知国際アリーナ（概要と株主構成は前5(6)アイ参照）

イ 契約締結日

2021年5月31日

ウ 契約期間

2021年5月31日から2055年3月31日

事業期間

設計・建設期間 2021年6月1日から2025年3月31日まで

維持管理・運営期間 2025年4月1日から2055年3月31日まで

エ 契約金額

199億9910万0000円（税込）

(3) リスクの分担に関する規定

ア 特定事業契約書の規定

特定事業契約書第67条第1項において、事業者は、維持管理・運営期間中、特定事業契約に別段の定めがある場合を除き、要求水準書等に定める条件に従い、自らの責任及び費用において、維持管理・運営業務を実施しなければならないと定められている。

同 7 1 条 2 項において、県及び事業者は、前項に基づき事業者が作成した中・長期修繕計画の案について協議の上、合意により、中・長期修繕計画を定めるものとするとしている。同 4 項において、修繕業務の費用負担は、中・長期修繕計画に定めるところによると定めている。

同 7 2 条 1 項において、県は、事業者と協議して合意により定めた中・長期修繕計画を参考に、新体育館について、県が使用状況等を踏まえ、妥当であると判断した場合、事業者へ通知の上、劣化した建物や設備及び外構を初期の要求水準に回復させるための大規模修繕を実施することができるように定めている。同 2 項において、大規模修繕を実施する場合、県がその費用を負担すると定めている。

イ 中・長期修繕計画書の作成状況

会議等報告書によると、2024年2月21日、県と愛知国際アリーナは、中長期修繕計画について協議した。この協議を受け、同年3月15日、県と事業者は、中・長期修繕計画書の策定に向けての基本的な考え方をとりまとめた。

ウ 基本的な考え方の内容

その内容のうち、重要なものは以下のとおりである。

(ア) 大規模修繕の対象項目等

- ① 対象となるのは、新体育館の建築物及び付属する設備とする。
- ② 備品として調達したが、ベビーチェアやセントラルキッチンなど建築物や付属する設備と一体で整備されるべき備品については、大規模修繕の対象とする。
- ③ 名古屋市地下鉄エレベーター棟やランニングコース等名古屋市との協議が必要な外構は、大規模修繕を想定せず、保守管理業務のみを実施するが、やむを得ないと県が認めた場合は協議の上大規模修繕の対象とする。
- ④ 大規模修繕は、県が実施する。
- ⑤ 実施するのは、新体育館引き渡し後概ね15年目から20年目の間の1回のみとする。

(イ) 仕様

- ① 竣工時に合意した中長期修繕計画は随時見直しを行い、大規模修繕の内容を見直す。
- ② 竣工時点で愛知国際アリーナが付加的に設置した設備で、新体育館のアリーナで開催される各種スポーツに求められるレギュレーション・ルールや開催基準等の変更により任意設置だったものが設置必須となった場合、当該設備の大規模修繕は県の負担により行う。

(ウ) 予防保全

予防保全とは、劣化の有無や兆候を可能な限り確認又は予測して、故障や不具合が発生する前に、必要な日常点検・提起点検・修繕等を実施することをいう。予防保全は、愛知国際アリーナが行う。

(エ) 備品の更新・負担の考え方

スポーツ備品及び基礎的備品は、県の負担により更新する。

(オ) その他

名古屋市地下鉄エレベーター棟に係る維持管理の費用負担については、名古屋市と協議の上で決定する。

エ 今後の協議事項等

前述した会議等報告書によると、ウで述べた基本的な考え方の他、愛知国際アリーナは、県に対し、新体育館の外壁に設置した樹形について大規模修繕の対象とすることを求め、今後協議することとなった。

また、「付記事項整理」と題する書面の事項１２において、大規模修繕は１５年～２０年の間の１回のみとしつつ、大規模修繕の実施時期、期間については、県と愛知国際アリーナとで今後調整するものとしている。

ヒアリングによれば、県は、中長期修繕計画を開業までに作成するとのことであった。

(4) ネーミングライツに関する規定

特定事業契約書によると、愛知国際アリーナが新体育館に関しネーミングライツを設定する際、５(２)オ(ウ) e で述べたマーク、ロゴ及び商標その他記章の作成のように、県が何らかの関与をすることを明記した規定はない。

(5) 契約上の疑義に関する規定

特定事業契約第１１９条において、要求水準書等及び設計図書に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は要求水準書等及び設計図書の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、本事業のガバナンスの枠組を活用して、県及び事業者が誠実に協議してこれを解決するものと定めている。

7 事業の実施、事業の監視等段階について

(1) 事業の実施について

ア 事業の実施予定

本事業は、2021年5月31日に愛知県と事業者との間で特定事業契約が締結され、2022年7月から建設工事が始まり、現在も建設は進み、開業準備の段階に入っている。そして、新体育館の開業は、2025年7月であり、こけら落としのイベントは大相撲名古屋場所の開催が予定されている。また、2026年9月から愛知県で開催予定のアジア・アジアパラ競技大会での利用も予定されている。

イ 事業の監視

民間事業者の募集時に示したモニタリングの基本計画を踏まえたモニタリングを実施するために策定された計画及び計画策定の過程は次のとおりである。

(ア) ガバナンス体制について

2020年8月に示された「愛知県新体育館整備・運営等事業 要求水準書」47ページ以下には、本事業の円滑な遂行と事業成果の創出を確実なものとすることを目的にガバナンス体制についての大枠が記載されている。

3 適切なガバナンス体制の構築と円滑な運用

(1) ガバナンスの目的

・本事業の全段階の各業務が、それぞれの事業期間を通じて、円滑に遂行されると共に、それらによる事業成果の創出を確実なものとするために、県及び事業者の双方による本事業のガバナンスの枠組を構築する。その際、本事業、特に公共施設等運営権が設定される業務に構造的に存在する官民間の相互依存性を踏まえて、県による事業者の単なるモニタリングを超えたガバナンスの仕組みを構築する。

(2) 基本的な考え方

・本事業のガバナンスにおいては、県及び事業者の間の「信頼関係」の構築とその維持・発展を基礎に、また、県及び事業者のセルフモニタリングにより得られた客観的な業績情報の活用を基礎として、①県及び事業者の間で重層的に構成する会議体（以下「会議体」という。）を通じた実績評価と改善協議による統制（内部統制）、及び②外部有識者等により構成する「第三者機関」を通じた評価・アドバイス・勧告等による統制（外部統制）により、ガバナンス機能を確保する。

・また、本事業のガバナンス機能の維持・強化を目的に、県及び事業者双方から必要に応じて、本事業における官民間の相互依存性及び官民連携組織の組織特性を踏まえて、内部統制・外部統制の中間的な機能として、官民当事者の間に立ち両者間の諸調整を行うファシリテーターを配置することができる。

(3) 設計・建設業務におけるガバナンス

ア 事業者によるセルフモニタリング

・事業者は、要求水準書に定める基準に基づきセルフモニタリングを実施し、その結果を適切に保存するとともに、県・事業者の両者の参加による月1回以上の定期的な会議体を設けて、定期的に、また、県の求めに応じて随時に報告を行うものとする。

イ 県による実績評価

・県は、各工程の必要な時期に、設計・建設業務が特定事業契約書に定められた要求水準及び条件に適合するものであるか確認を行う。

- ・設計・建設業務が特定事業契約書に定められた要求水準及び条件に適合しない場合は、県は、事業者に必要な改善を求め、事業者は、必要な改善措置を講じるものとする。
- ・県及び事業者は、両者の参加による定期的な会議体を設けて、円滑な業務遂行に向けての課題等について、県及び事業者が協議を行って、両者が必要な対応策を講じることとする。

(4) 開業準備・維持管理・運営実施業務に関するガバナンス

ア事業者によるセルフモニタリング

- ・事業者は、要求水準書に定める基準に基づきセルフモニタリングを実施し、その結果を適切に保管・管理するとともに、その方法及び結果について、設置する会議体を通じて、県の求めに応じて随時報告を行うこと。

イ県による実績評価

- ・県は、事業者が契約に定められた業務を確実に遂行し、要求水準が達成されているかを確認するために、県は、業務の実績評価を行い、運営等の成果が契約に定めた要求水準及び条件に適合しないと認める場合には、設置する会議体を通じて業務内容に対する改善協議を行うことができるものとし、事業者は、必要な改善措置を講じるものとする。
- ・県は、事業者の財務状況を把握し本事業の継続性・安定性を確認するために、財務諸表の確認や管理運営原価の開示・確認等によるモニタリングを行うものとし、確認等の結果、本事業の継続性・安定性の確保のために必要があると認める場合には、財務状況等についての改善協議を行うことができるものとし、事業者は、必要な改善措置を行うものとする。

また、特定事業契約等に基づく県の責務については、県がその実施状況についてセルフモニタリングするとともに、設置する会議体を通じて事業者に報告する。その際、状況や必要に応じて改善協議を行うことができるものとする。

(5) 任意事業に関するガバナンス

- ・任意事業に関するモニタリング（セルフモニタリング）も、任意事業実施企業にて実施するものとする。県の任意事業に関する実績評価は、任意事業が実施するセルフモニタリングの結果を受けて実施することを基本とする。
- ・なお、任意事業に関するガバナンス組織については、県及び任意事業実施企業の協議により、別途定めるものとする。

(6) 会議体の設置

- ・各業務において、本事業の官民の公式なコミュニケーションの枠組として、県及び事業者の間での会議体を設置する。
- ・ガバナンス組織の設置・運営等の詳細については、特定事業契約における「協議会等設置要綱及び第三者機関設置要綱に関する確認書」により、県及び事業者の合意によって定めるものとする。

図表4 組織概要（略）

(7) 第三者機関の設置

- ・複数の有識者により構成する「第三者機関」を設置し、客観的な立場から本事業並びに県が実施するモニタリングに対する評価、アドバイス及び勧告を行う。・第三者機関の構成員については、県と事業者の双方から候補者を選定し、県と事業者の合意のうえで決定することとする。

(8) 第三者機関の活用

- ・第三者機関は、県及び事業者の間の「信頼関係」の構築とその維持・発展を前提に、事業期間を通じた円滑な業務遂行とそれらによる事業効果の創出を確実なものとするために、外部統制として機能する。
- ・第三者機関は、県及び事業者が設置する会議体からの報告を踏まえての活動、客観的な立場からの主体的な活動、事業者若しくは県からの個別協議（相談）を踏まえ

た活動など、ガバナンスの確保のために、状況に応じて柔軟に活動することを想定している。

(イ) コンセッション特有の留意事項

なお、内閣府コンセッションガイドラインの38頁は、以下の記載がある。

1. ポイント

既存のモニタリングに関するガイドラインにおける規定事項に加えて、運営事業特有の事項として留意する必要があるものはあるか。

2. 留意事項

- (1) 運営事業は公共施設等の運営等を行うものであり、当該施設を維持管理することが重要であることから、PFI法第28条の規定に基づき、管理者等は、必要に応じ、業務・経理の状況について報告を求め、実地の調査、必要な指示（改善命令）を行うことにより、運営事業の適正を期すこと。
- (2) 要求水準の達成状況については、運営権者によるセルフモニタリングや管理者等によるモニタリングに加えて、技術的協力を求める観点から、管理者等又は運営権者の求めがある場合には、第三者である専門家を活用したモニタリングを併せて行うこととするのが望ましい。また、モニタリングの内容について、運営権者と管理者等の間での認識の齟齬が生じた場合に備え、第三者である専門家の意見を聞く仕組みを実施契約において用意することとする。なお、モニタリングや前記の意見照会の結果については、国の安全に関わる情報や、運営権者の営業上のノウハウ、特定の者の不利益となる情報など、一定の配慮を要する情報を除き、公表することとする旨実施契約に規定する。
- (3) 運営事業の実施に重大な悪影響を与えるおそれがある事態が発生した時には、管理者等は運営権者に対し報告を求めることができるとともに、第三者である専門家による調査の実施とその調査報告書の提出を求めることができる旨実施契約に規定する。
- (4) 運営事業や運営事業以外の利用料金の収受を伴うPFI事業において、報告の徴収、調査の実施等によってもなお要求水準書や実施契約で求められる公共サービスの適正かつ確実な提供が確保できない場合における措置として、違約金の徴収等を実施契約又は事業契約に規定することが考えられる。
- (5) 契約後モニタリングが適切に行われておらず、紛争の発生等が想定されるなどのため、特定事業の適正かつ確実な実施が確保されないおそれがある場合には、内閣総理大臣により、公共施設等の管理者等に対して報告の徴収、助言、勧告がなされる可能性があることに留意する。

そして、本事業における、モニタリングの体制は、【図表5-4】のとおりである。

【図表5-4】モニタリング体制

会議体名	目的	参加者	開催頻度
協議会	・契約、要求水準等の変更等、事業全般に係る公的な協議 ・要求水準の充足状況、課題の確認・協議 ・事業者の財務状況の確認・協議	県・事業者	年一回以上 (随時開催)
事業調整会議	・要求水準の充足状況、課題の確認・協議 ・事業者の財務状況の確認・協議	県・事業者の事業実施責任者	半年に一度程度
連絡会議	・要求水準の充足状況の確認・協議 ・諸課題に対する進捗状況の確認・情報共有	県、事業者の業務責任者	月一程度

上記の他に、セルフモニタリングの実施、第三者機関会合も設置されている。

(2) 事業の監視等について

ア 監視の方法及び結果について

セルフモニタリングについて、特定事業契約書第25条に「事業者は、別紙3（ガバナンス基本計画）及びガバナンス実施計画書に従い、セルフモニタリングを行い、所定の書類を所定の期限までに又は、県の請求に従って随時、県に提出するものとする。」と規定される。その実施内容は、ガバナンス基本計画で定められており、その具体的内容は以下のとおりである。

3. 開業準備・維持管理・運営に関するガバナンス

(1) セルフモニタリング及び実績評価

ア 事業者によるセルフモニタリング

事業者は、要求水準書に定める基準に基づきセルフモニタリングを実施し、その結果を適切に保管・管理するとともに、その方法及び結果について、設置する会議体を通じて、県に対して、定期的に、また、県の求めに応じて随時報告を行うものとする。

イ 県による実績評価

県は、事業者が契約に定められた業務を確実に遂行し、要求水準が達成されているか否かを確認するために、業務の実績評価を行い、運営等の成果が特定事業契約書に定められた要求水準及び条件に適合しないと認める場合には、設置する会議体を通じて業務内容に対する改善協議を行うことができるものとし、事業者は、必要な改善措置を講じるものとする。

報告書等の作成・提出期限は、下記のようになっている。

- ① 年度業務計画書 年度開始の30日前まで
- ② 年度業務報告書 当該事業年度終了後3か月以内
- ③ 月次報告書 当該月の次月末日まで

年度業務報告書に関しては、2022年度分は、2023年6月30日付で事業者より愛知県に提出されている。2022年12月より月次報告書が提出されており、現在も定期的にセルフモニタリングは継続実施されている。

イ ヒアリングの有無、時期、結果

2022年12月より月次報告書は「統括マネジメント業務月次報告書（セルフモニタリング結果）」として提出されている。

また、連絡会議（設計・建設）においても、セルフモニタリング報告は行われており、柱配筋の不具合発生なども報告されているが、原因究明、是正工事、再発防止に向け協議中との報告があり、対策は講じている。

セルフモニタリングの報告は、連絡会議（運営）で報告されている。

(3) 協議会、連絡会議、事業調整会議、愛知県新体育館整備・運営等事業に係る第三者機関会合

ア 協議会について

(ア) 概要

協議会は、愛知県新体育館整備・運営等事業に係る協議会等設置要綱に基づき設置されたものである。

協議会の議事内容は、

- ・ 特定事業契約の変更、要求水準の変更、任意事業協定の変更、事業全体の進捗状況、その他事業全般に係る公的な協議
- ・ 任意事業における業務目標の達成状況の確認
- ・ 事業者の財務状況の確認
- ・ 第三者機関の構成員の選定、当機関への付託
- ・ ファシリテーターへの要請
- ・ 会議体の設置
- ・ 緊急事態への対応

であり、その組織としては、県及び事業者の中から2名の会員（愛知県スポーツ局長、事業統括責任者代表取締役社長）により組織され、本事業に係る最高意思決定機関として位置づけられる。

さらに、愛知県新体育館整備・運営等事業に係る協議会等設置要綱第10条本文には、協議会は、必要に応じて、第三者機関の委員もしくはそれ以外の適切な主体をファシリテーターとして選任することができる旨規定されている。

(イ) 実施状況

2021年7月28日に第1回協議会を開催した。出席者は、愛知県スポーツ局、愛知国際アリーナから各1名の他に、政策顧問、特別秘書が出席し、発言をしている。

その後も年度内に2回程度開催されているが、議事録によると、愛知県と事業者の計2名のほかにも出席者が認められ、発言の機会を得ている。

イ 事業調整会議

(ア) 概要

事業調整会議も、愛知県新体育館整備・運営等事業に係る協議会等設置要綱に基づいて設置されたものである。

その議事内容は、

- ・ 特定事業における要求水準の充足状況及び課題の確認
- ・ 任意事業における進捗、実施状況及び課題の確認

であり、県及び事業者の中から合計2名の会員（愛知県スポーツ局愛知国際アリーナ課長、事業実施責任者代表取締役社長）により組織することを基本とし、本事業に係る経常的な進捗管理の中心機関として位置付ける。

事業調整会議の特徴としては、任意事業に関しても議事にあげられていることである。

（イ）実施状況

2021年12月20日、2023年2月2日、2024年2月14日と年に1回のペースで開催されており、主に任意事業がその内容になっている。しかしながら、任意事業については、現時点において、ホテル事業とクリニック事業を行うことは決定しているものの、任意事業実施企業が決まっておらず、本任意事業開業時期は未定である。

ウ 連絡会議

（ア）概要

連絡会議も、愛知県新体育館整備・運営等事業に係る協議会等設置要綱に基づいて設置されたものである。

その議事内容は、

- ・要求水準の充足状況の確認
- ・業務遂行上の諸課題に対する情報共有、協議、及び対応策の進捗状況の確認
- ・緊急事態への対応

である。

連絡会議は、県及び事業者の中から選ばれる。愛知県からはスポーツ局より、事業者からは愛知国際アリーナの代表取締役から指名を受ける者により組織されるもので本事業に係る日々の実務的な協議調整機関として位置づけられる。

（イ）実施状況

2021年7月16日に第1回が開催された。その後も、月1回程度の間隔で頻繁に行われている。

エ 愛知県新体育館整備・運営等事業に係る第三者機関会合について

（ア）概要

「愛知県新体育館整備・運営等事業に係る第三者機関設置要綱」に基づき設置される機関である（以下「第三者機関会合」という）。

要綱第1条に「多岐にわたる本事業の事業範囲のガバナンスを、長期にわたる事業期間中に、確実に確保して、本事業の事業目的を実現する観点から、「第三者」により構成され、中立的かつ専門的な視点からのファシリテーションやアドバイス等を行う機関」であり、その「第三者」とされる機関構成員については、第4条で規定されている（【図表5-5】）。

構成員の選任過程については、２０２１年７月１６日に開催された「愛知県新体育館整備・運営等事業 第１回 連絡会議」において、議事「第三者機関構成員及び活動報酬について」が上程され、その添付資料には「第三者機関構成員」として下記【図表５－５】の構成員メンバーと同じ名前が記載されている。そして、当該連絡会議の議事録には、選任方法等については特段の記載はなく、「異議なし」との記載がある。その後、同年７月２８日に開催された「愛知県新体育館整備・運営等事業 第１回協議会」において、当該要綱の制定等とともに「第三者機関構成員及び活動報酬について」の議事のもと、連絡会議で選任を経た第三者機関構成員メンバーがそのまま「県・事業者とも異議なし 案のとおり合意」として選任、可決されている。なお、構成員は、事業者選定委員会の５人がそのままスライドで選任されている。なお、活動報酬については、日額１万６５００円（税込み）と決定されたが、その日額については、県が所管する審議会等のうち、最も多く採用されている報酬額で合意した。

【図表５－５】機関構成員

氏名	職業
委員長	一橋大学名誉教授
委員	慶應義塾大学 理工学部教授
委員	株式会社石井兄弟社 代表取締役
委員	西村あさひ 弁護士
委員	デロイトトーマツ統括パートナー 公認会計士

出席者について、第９条に「構成員の三分の二以上の出席をもって成立する。」とあるだけで、構成員以外の者が出席する点については、要綱上明確な規定がない。

また、第三者機関会合における意思決定方法は、第１０条において「出席構成員全員の合意をもってその意思を決定する。構成員全員の合意が整わない時には、座長の判断により投票を行い、出席構成員の過半数により決定する」と規定される。この合意による意思決定過程である協議段階において、出席構成員のみで協議が行われるにしても、構成員以外の出席者が出席した状態で協議が行われるのか、構成員の以外の出席者を退席させたうえで協議が行われるのかについては規定がない。

（イ）実施状況

a ２０２１年度第１回第三者機関会合

２０２１年１０月２２日に２０２１年度第１回第三者機関会合が開催された。なお、出席者として、上記構成員の他に、協議会から出席者として愛知県から３名、愛知国際アリーナから２名の出席があった。

ｂ ２０２２年度第１回第三者機関会合

２０２３年３月２３日に２０２２年度第１回第三者機関会合が開催された。

出席者として、上記構成員のうち４名の他に、協議会からの出席者として、愛知県から３名、愛知国際アリーナから３名の出席があった。

年度内に１回の開催である。

８ ネーミングライツについて

(1) 県が認識する新体育館ネーミングライツとの関わり

ア 愛知県ネーミングライツ導入ガイドライン

愛知県ネーミングライツ導入ガイドラインは、県が、主に法人に対し、県の公共施設等に名称を付与する権利を与える場合に適用される。このガイドライン５において、ネーミングライツにより命名される愛称は、施設の利用者である県民等の理解が得られるものとすることを定めている。

イ 県の立場

２０２３年２月の「新体育館におけるネーミングライツの取扱いについて」と題する書面において、新体育館におけるネーミングライツは運営権に含まれるものとし、協定、要綱等の策定は不要とされている。ネーミングライツ契約はＳＰＣとパートナー企業との２者契約とし、県は可能な範囲で愛称の使用や広報等の協力に努めるものとされている。同じく、ネーミングライツの掲出に当たっては、名古屋市担当課（景観推進室、緑地管理課、北土木事務所等）と協議し、名城公園の景観等を損なうことのないよう十分に配慮することを事業者に求めている。

また、前記ガイドラインにより一定の指針等は示されているが、当該ガイドラインの対象は県が主体となって行う事業であり、コンセッション事業である本事業は当該ガイドラインの適用を受けず、ヒアリングにおいて確認したところ、「県としては、そのネーミングライツに関し、運営事業者の主体性を尊重するため、積極的に関与はしない」との回答があった。

要求水準書においても、「２ 事業内容に関する事項」の「（７）事業者の収入及び費用に関する事項」の「ウ 利用料金収入等」において、「事業者は、ネーミングライツやホスピタリティの向上に資するサービスの提供等による収入を得ることができる。」と記載されており、これにより、事業者は、入札時点でネーミングライツ料収入をある程度見込んだうえで運営権対価に反映することができ、その結果、愛知県の支出額の軽減にも繋がる。

なお、「運営開始後の財務モニタリングでネーミングライツ料については収入・支出の観点からモニタリングの対象となる」との回答があった。

(2) 新体育館のネーミングライツ

愛知国際アリーナのウェブページによると、2024年2月8日、愛知国際アリーナはIGグループに対し、ネーミングライツを設定した。新体育館の愛称は、「IGアリーナ」となった。

前述のウェブページによると、IGグループは、ロンドン証券取引所上場企業である。オンライン金融サービスのリーディングカンパニーで、ロンドンに本社が存在する。日本を含む世界19拠点で事業を展開している。

(3) ロゴ承認について

2024年6月7日付書面で、県より承認された。

9 名古屋市との協議

本事業における敷地が名古屋市所有のため、名古屋市との協議が必要になる点が複数ある。打合せ等報告書によると、特別用途地区の指定に伴う都市計画手続、高さ制限緩和、名古屋市営地下鉄名城公園駅の利用における地下道の設置等が主な議題になっている。

10 任意事業

(1) 任意事業

任意事業とは、その実施企業が自らの責任及び費用負担で行うことができるものではあるが、その実施においては、新体育館の運営と連携することによって、新体育館の魅力をより一層向上させ、新たな需要創造にも繋がるような企画・実施が期待されるものである（要求水準書）。

また、要求水準書の「(7) 事業者の収入及び費用に関する事項」の「イ 任意事業」欄には、「任意事業実施企業は、自らの責任及び責任負担において、任意の事業として、特定事業に提携した業務を行うことができる」とある。

ヒアリングによると、現状、特定事業者が任意事業の検討を進めているが、任意事業実施企業は未定であることから、愛知県は事業者との事業調整会議で任意事業の進捗等について確認するとともに、必要に応じた調整を行っている。

特定事業契約書第77条にその定めがある。第1項は、事業者がその任意事業について法令等を遵守し誠実に検討するものとされ、愛知県は、関係機関との調整等について協力するものとするとして、第2項に、事業者は、「前項に基づく任意事業に係る一切の責任及び費用を負担し、また当該任意事業により得られた収入を収受することができる」とされ、第3項には、愛知県と事業者は、任意事業内容が確定後「任意事業協定を締結する」ものとするとして規定される。また、同様の定めが、基本協定書第12条にも定められている。

(2) 内容について

その内容として、ホテル事業とスポーツクリニック事業が提案されている。任意事業用地は、本事業北側の敷地であり、公園管理者は名古屋市であるところ、その利用権設定について何らかの契約等が必要である。

任意事業については、事業調整会議にて検討されるが、その参考資料として添付された資料から、これら事業概要は、以下のとおりである。

ア ホテル事業の内容（提案時の検討ホテル概要）

名古屋城を望むことができる客室を多数設けるラグジュアリーホテル

イ スポーツクリニック事業の内容

治療・リハビリを中心としたスポーツ医療を専門としたスポーツクリニックであり、整形外科、リハビリテーション科等を設置する。

(3) 任意事業のスケジュールについて

参考資料によると、「任意事業用地」については、2024年下期は、「新体育館本体工事 資材置場として利用」後「2024年度末頃資材置場撤去」とされ、2025年度は「任意事業関係工事着手可能」となっている。また、ホテル事業については、2024年度下期は「ヒアリング実施」と「投資家探し」が、スポーツクリニック事業については「事業検討」が予定されている。

(4) 現在の進捗

事業調整会議において、具体的進行を協議することになっているが、事業調整会議等の議事録やヒアリングによれば、現在のところ、任意事業実施企業は未定であり、開始時期も未定である。

愛知県とSPC間で任意事業に向けた協定の取り交わしなども検討はされているが、具体的な進展は無い。

1 1 監査の結果

(1) 政策顧問外 1 名が出席した法的根拠を議事録に記載すべきである【意見】

前 3 (3)カで述べたとおり、県は、事業者選定委員会議事録の出席者欄のうち、「事務局」という欄に、ヒアリングによれば設置要綱第 4 条 5 項を法的根拠として事業者選定委員会に出席したはずの政策顧問及び政策調整監の氏名と肩書を、同条項に基づく出席者である旨の記載をせず、「事務局」という欄に記載した。

しかし、3 (3)オ及びカの設置要綱第 5 条 1 項は公正な審議を求めている。審議の公正を確保するためには、出席者が出席した法的根拠を可視化することが不可欠である。そのために、議事録に出席者の立場を記録するのである。ゆえに、設置要綱第 6 条によれば事務局の立場では出席し得ないはずの前記政策顧問外 1 名を議事録の「事務局」という欄に記録することは、これら 2 名が出席した法的根拠を不可視化することになるから、社会通念上、審議の公正さが失われるおそれがある。

したがって、今後、県は事業者選定委員会に出席した者につき、出席した法的根拠を議事録に記載にすべきである。

(2) 事業者選定委員会委員に応募者と利害関係がない旨を誓約させるべきである【意見】

前 5 (4)イで述べたとおり、第 6 回議事録によると、県は選定委員全員に応募者の名称を開示した。その理由は、5 (2)エ（イ）及び同(4)イで述べたとおりである。

しかし、前 5 (4)イで述べたとおり、愛知県 P F I 導入ガイドライン第 2 部、2、4、Step 5 は、事業者選定委員会の公平性、透明性、客観性を求め、具体的には、提案内容の評価が終了するまでは、提案企業名や提案価格を開示しない等の工夫を行うことが望ましいと定めている。事業者選定委員会の公平性等は、選定委員の意見のみならず、県民の信頼という観点から考えるべきである。万が一、選定委員と利害関係のある企業が応募者に含まれ、かつ、選定委員が応募者に自己と利害関係のある者が含まれていることを認識した上で審査した場合、社会通念上、当該委員が忖度又は先入観を持って審査する可能性があり、県民の信頼を得られないおそれがある。また、この場合の利害関係とは、前 5 (2)エ（イ）で挙げられた関係のみに限られない。

したがって、県は、選定委員に応募者の名称を開示するのであれば、県は、審議の公正さを、より一層担保するために、選定委員全員に、自己及び所属法人与応募者の間に利害関係がない旨の誓約書を作成させることが望ましい。

(3) アドバイザリー再委託先に所属する者は外部委員とすべきでない【意見】

前 3 (3)ウ（イ）d で述べたとおり、ヒアリングによると、西村あさひ所属弁護士及びデロイトトーマツ所属公認会計士は県と利害関係がある者とは考えていないという。

しかし、前 3 (2)ウ（ア）～（ウ）で述べたとおり、県は、愛知県新体育館整備・運営等事業に関し、日本総研にアドバイザリー業務を委託している。同社は、弁護士法人西村あさひ及びデロイトトーマツにこの業務を再委託していた。

県は、アドバイザリー業務の再委託に携わる者と委員は別の者であることを確認し

ており、県と利害関係があると見られるおそれがあるとは考えていないというが、設置要綱第5条1項にいう、公正な審議は県民の信頼という観点から考えるべきである。県が日本総研に支払った報酬は、前述の再委託先に対する報酬の原資になり得るのだから、当該再委託先に所属する弁護士及び公認会計士は、社会通念上、県と利害関係があると見られるおそれがある。

したがって、県は、アドバイザリーの再委託先に所属する者を外部委員に選任すべきではなかった。

(4) 新体育館整備・運営等事業には多様な意見を反映すべきである【意見】

前3(3)ウb、c及び同オで述べたとおり、ヒアリングによると、県は外部団体に選定委員候補の推薦を求めたことはない。結果的に選定委員は全員男性となった。

しかし、PFI事業において実施方針を検討することは重要である。新体育館は多種多様な者が利用することが考えられるのだから、実施方針を検討する段階で多種多様な意見を反映すべく、事業者選定委員会を設置する際に女性を選定委員に選任したり、愛知県の地域経済に詳しい専門家及び感染症の専門家等を事業者選定委員会に出席させたりすることも選択肢としてあり得た。

今後は前記事業に多様な意見が反映されるよう工夫されたい。

(5) 業務委託契約書において、仕様書の記載方法を工夫されたい【意見】

業務委託契約書において、当該年度の受託者が次年度以降の業務の委託を予定されていると誤解されるような記載をできるかぎり避けるよう工夫されたい。

2019年度のアドバイザリー業務委託契約の業務委託仕様書中に次年度の予定が記載されているところ、仕様書は、当該契約において行うべき業務内容を記載するのが明快である。2019年度アドバイザリー業務委託契約は、単年度を前提とし、年度ごとに受託者が選任されることを前提にしている以上、当該年度において必要な業務を年度ごとに判断して受託者を選定し、その委託料を定めて締結されるべきであるが、仕様書に次年度以降の委託業務の記載があると、当該年度に受託した者が次年度以降も当然に受託を予定されているようにみられることから、誤解を招きかねないので、かかる表現は避けるように工夫されたい。

なお、年度をまたがる業務があり、一体として処理する必要があるのであれば、端的に債務負担行為等により年度をまたいで発注をするのが直截であるし、そうでないのならば、明確に参考であることを示す必要がある。当該年度を受託した者が次年度以降も受託を予定されているような記載は余事記載というべきである。

(6) 再委託申請は、再委託先の具体的な担当者を記載するようにすべきである【意見】

再委託申請において、再委託の必要性、再委託先としての具体的な知識・能力と利益相反を判断するにおいては、再委託の内容、再委託先の種別等によっては、再委託先の担当する具体的な者を把握する必要があるので、必要に応じて、具体的な担当者を記載させるべきである。

(7) 再委託先の積算根拠において「一式」とされている根拠を明らかにすべき【意見】

法務、財務等において再委託を行う際の積算見積において、どのような業務を再委託するのか、その業務の対価はどのように算出するのかが明らかにならず、委託料の合理性を事後的に検証ができないので、「一式」の根拠を明らかにすべきである。

確かに、法務・財務相談について、相談内容、相談回数等も具体的に想定することは難しい面があるかもしれないが、他のPFI事業等での事例を参考にしつつ、本事業が国内初であることの困難性を加味して算定する等の工夫が考えられないものでもない。また、年度を重ねれば、本件PFI事業に係る先例の集積がなされ、委託先からの業務報告や見積書の徴収も得られ易くなる。そのため、「一式」の根拠の算出が全く不可能であるとまではいえない。仮に「一式」を明確にしなければ、予算が相当であったかの事後的、客観的な検証が困難となる。現状では、かかる問題意識に対応していない積算根拠となっているので、是正すべきである。

(8) 業務委託契約の一部業務において経済性、効率性の検討が不十分である【意見】

アドバイザー業務委託契約において、委託業務として「官民連携組織のあり方検討等に関する支援」が含まれていたが、2022年度には官民連携について触れられているものの、2022年4月11日、15日に専門家の紹介とヒアリングを行って以降、「官民連携組織のあり方検討等に関する支援」の状況等の報告書が見当たらなかったことから、これに関する具体的かつ継続的な業務は十分に行われていないと評価せざるをえない。

また、2023年度のアドバイザーの報告書には、「②官民連携組織のあり方検討等に関する支援については2023年度には具体的な支援が発生しなかった」と明確に記載されていた。なお、県は同報告書中の、「豊橋市新アリーナとの連携方策の検討に関する支援」において、官民連携の検討が含まれていたと説明するが、記載されている項目が異なることもあり、明確ではなかった。そこでの検討の目的はあくまで、「豊橋市新アリーナとの連携方策の検討に関する支援」であり、「官民連携組織のあり方検討等に関する支援」に特化した内容ではない。

官民連携組織のあり方検討等に関する支援業務も含めて委託料が定められているところ、十分な支援が受けられない場合や支援を受けるのに県の準備や態勢が不足する場合には、委託料と成果に不均衡が生じるおそれがあることから業務内容を見直したうえで、委託料を算出して経済性の確保と効率化を図るべきである。

(9) アドバイザー業務特記仕様書の記載方法を工夫されたい【意見】

アドバイザー業務委託契約における愛知県新体育館PFIアドバイザー業務特記仕様書における「愛知県建築設計業務委託共通仕様書」に記載されていないものは、本委託業務特記仕様書による」との記載は、修正すべきである。

仕様書は、業務の内容を特定するためのアドバイザー業務委託契約の不可分の内容であるところ、契約における準則として、特約が基本契約の内容に優先するとされて

いる。共通仕様書において各仕様書の優先順位は記載されており、特記仕様書が優先的に適用される旨の記載はあるものの、特記仕様書が共通仕様書に優先して適用されることを明確にし、誤解を生じないようにするために、上記の記載を、「本委託業務特記仕様書に記載されていないものは、愛知県建築業務委託共通仕様書による」と修正することを検討されたい。

共通仕様書と特記仕様書の双方に記載があるものの異なる記載がなされている場合、上記修正により、特記仕様書が優先することがより明確になる。

(10) 第三者機関会合における出席者に関する規定を改める必要がある【意見】

第三者機関会合における出席者について、第三者機関設置要綱第9条では、原則「構成員の三分の二以上の出席をもって成立する」としか定められておらず、出席者を構成員に限るような定めはなく、議事録等で確認する限り、本事業進捗状況の報告等のために必要性に応じて出席することが認められている。

実際の第三者機関会合における出席者は、構成員5名（ときおり欠席者はいるが、定足数に影響はない）に加え、協議会から5名前後参加しており、議事録等はヒアリングの結果、議事開始から終了まで参加している。このように第三者機関会合の出席者は、構成員のほかに協議会からも出席が認められている。また、構成員以外の者からの発言も座長の取り回しの中で認められている。たしかに、本事業進捗状況の報告等その必要性の観点から構成員以外の協議会からの出席を容認し、それらの者の発言等があるにしても、第三者機関という公平中立の観点から監督を行う機関において、協議会からの出席者数は構成員と同数程度も要らず協議会からの出席者は必要最小人数にし、なおかつ、その発言は、本事業の進捗等に関する必要最小限の内容に留めることが望ましい。

県によると、かかる努力はしているとのことであるが、協議会からの出席者等構成員以外の者の出席や発言が認められる明文の規定がないため、協議会からの出席者数やその発言に関して明文の規定を設けるなど何らかの措置を講じるべきである。

(11) 第三者機関会合の意思決定過程に構成員以外の者の影響力を排除する必要性【意見】

第三者機関会合において、その意思決定については、第三者機関設置要綱第10条により「出席構成員全員の合意をもってその意思を決定する。構成員全員の合意が整わない時には、座長の判断により投票を行い、出席構成員の過半数により決定する」と規定される。また、その第三者機関会合においては、協議会からの委員参加がその必要性から容認され（同設置要綱第6条・11条参照）、その発言も座長の取り回しの中で認められている。

第三者機関会合において協議会出席者の参加や発言が必要であるとしても、第三者機関会合の意思決定時及びその協議段階時においても協議会出席者が同席しては第三者機関出席構成員に対する協議会出席者の影響力が少なからず存在していると思われる。

第三者機関会合を、文字どおり第三者機関としての中立性を維持させ、そのファシリテーションやアドバイス等監視を実効性あるものとするのであれば、第三者機関としての意思決定時やその協議段階において、協議会出席者を退席させるなどの措置を講じ、第三者機関出席構成員のみでの協議を行い、同設置要綱第10条に定める方法により忠実な意思決定方法を採用されたい。

(12) 第三者機関会合構成員の選任過程における協議に関する議事録が不十分【意見】

第三者機関会合構成員について、設置要綱第4条において事業者選定委員会委員がそのまま構成員として名を連ねているが、「中立的」な視点によるファシリテーションやアドバイス等を行うのであれば、その構成員選定においても、十分な構成員選定過程を経る必要がある。

しかし、実際のところ、2021年7月16日に開催された連絡会議において、議事として上程する時点で第三者機関構成員の5名の候補は事業者選定委員会委員がそのままスライドするという県の案として定まっており、その後の協議会における第三者機関会合構成員の選定においても、事務局からの資料説明に対し、県・事業者ともに異議なく、「案のとおり合意」とされているだけである。

ヒアリングでは、「事業者選定委員は、事業について熟知しているから第三者機関構成員としても適切である」旨の回答があった。

しかし、第三者機関として重要なのは、本事業内容を事前にどれほど熟知しているかではなく、今後長期間にわたり本事業の運営を適切に中立的にファシリテーションやアドバイス等を行えるような第三者性が担保されるべき人材であるか否かということであり、県の案に対しその5名がなぜ選任されたのかという選任理由等を明らかにしたうえで、構成員として適切かどうかを連絡会議や協議会で、もしくは県が案として固める段階で、十分に議論することである。いずれの会議体等においても、十分に議論された形跡はなく、ただ県の案のとおり事業者選定委員をそのままスライドさせ選任したにすぎない。

仮に県が主張するとおり、連絡会議や協議会に諮る際には、県・事業者それぞれ前段階で検討し、その後両方で合意していることから議論が不十分ではないということであれば、第三者機関会合構成員の選定過程における議論に関する議事録が不十分であったと言わざるを得ない。

(13) 協議会におけるファシリテーターの選任において留意されたい【意見】

協議会におけるファシリテーターの選任において、第三者機関会合の存在意義が失われないように留意されたい。

協議会設置要綱には、第三者機関委員等をファシリテーターとして選定することができる」と規定されている。現状、協議会委員が第三者機関会合にも出席しており、第三者機関委員がファシリテーターとして協議会に参加した場合、協議会と第三者機関会合の出席者がほとんど同じになってしまう可能性がある。

ファシリテーターの役割が官民での協議が円滑に進展しない場合の調整役にあるとしても、県は否定するものの、第三者機関会合の中立性が失われてしまう可能性が少なからずある。第三者機関委員がファシリテーターとして協議会に出席できることはその有用性から直ちに変更することはできないとしても、第三者機関委員がファシリテーターを兼任しないようにするなど、第三者機関会合の中立性を図るようにすべきである。

(14) 事業者との利害調整、協議の方法を適宜検討すべきである【添える意見】

新体育館については、5(2)オ(ウ)で述べたような県と愛知国際アリーナが協議すべき事項が複数ある。ヒアリングよれば、県は、現状必要に応じて事業者と連絡会議等で協議しているとのことであるものの、将来的に、モニタリングの手段である連絡会議等において事業者と利害を調整、協議することが適切か、ファシリテーターの設置を含め、より適切な調整・協議方法を採用すべきかについて適宜検討することが望ましい。

(15) 任意事業の適切な時期での開業に向けて協力をされたい【添える意見】

任意事業について、県として事業調整会議等を通じてその進捗を把握し、適切な時期での開業に向けて協力をお願いしたい。

任意事業は、特定事業同様に終期が定まっているにもかかわらず、特定事業の始期よりも開業時期が遅れることになることが現時点で容易に予測できるものの、いまだに任意事業実施企業が決まってもいない状況である。そして、当然であるが、任意事業開始時期が遅れば遅れるほど、任意事業実施期間は短くなり、当然その収益性も下がることになる。

任意事業の収益は、県に帰属せず、県として積極的に関与しない立場であるとしても、重要な事業ともいえる任意事業の着実な実施を図るためにも、事業調整会議等を通じてその進捗について把握し、開業に向けた準備をお願いしたい。

(16) 名古屋市との協議を尽くされたい【添える意見】

名古屋市との重要な協議事項として、地下鉄名城公園駅からの横断施設の公園側出入口の設置問題があり、本事業敷地内に設置される予定である。新体育館の利用者の多くは、最寄り駅である名城公園駅利用するため、その動線の確保、安全確保等について最優先事項であることから、本事業開始前までに十分な議論を尽くし、遅れることなく対策をまとめられたい。

(17) ネーミングライツについて【添える意見】

ネーミングライツについて、ガイドラインや広告掲載要綱は、周知させ、適正に行っていくよう伝達済であるとのことだが、財務モニタリングの対象にもなりうる可能性があるのであれば、それ相応の対応（ガバナンス基本計画によれば、要求水準書のとおり、①財務書類等による確認、②協議会等会議による確認等）をとっていただきたい。

(18) 防災等の対応について【添える意見】

ヒアリング等において、防災計画等についてはP F I 事業者が作成中であり、2024年度内には完成予定である旨報告があり、現時点で具体的な案はまだ無い状況である。防災対策は、市民や利用者等多くの方の生命身体の安全に関わる事項であるため、遅れがないよう対応されたい。

(19) 本事業施設を避難場所として利用することにつき協議されたい【添える意見】

本事業施設を避難場所として利用することにつき、名古屋市からの希望があれば協議されたい。県としては、本施設を広域物資輸送拠点と位置付ける計画であると要求水準書で示しており、現段階では避難場所としての利用は考えていないとのことであるが、名古屋市が市民の安全を最優先に考え本施設を避難場所として計画し協議を希望する場合は、その実現に向けて協議願いたい。

第3章 包括外部監査結果の対応状況について

第1 措置状況の全体像

1 前提

1999年度以降の措置状況の概要は、【図表6-1】のとおりである。

【図表6-1】包括外部監査の措置のフォローアップ状況について（2023年度末時点）

年度	監査のテーマ	結果 (指摘)	意見	計	措置済		措置不要		改善中	
					結果	意見	結果	意見	結果	意見
1999	県立病院の一般的運営の事業管理について	31		31	31					
	債権（貸付金）の管理事務について	26		26	26					
2000	公の施設の適正管理について	109		109	94		14		1	
2001	県営住宅管理事業特別会計及び住宅用地対策事業特別会計の事務管理並びに住宅供給公社の事業管理について	58		58	58					
	内陸用地造成事業及び臨海用地造成事業の財務事務並びに事務の管理について	54	2	56	53	2	1			
2002	県税の賦課徴収事務について	8	26	34	8	20		6		
	農林水産部の補助金及び貸付金に関する財務事務の執行並びに農林水産部の主要な財政的援助団体に関する財務事務について	22	30	52	21	29	1	1		
2003	建設部の補助金及び貸付金に関する財務事務の執行並びに建設部の主要な財政的援助団体に関する財務事務について	21	26	47	21	24		2		
	文化事業の運営管理及び財務事務について	7	29	36	7	28		1		
2004	健康福祉部の補助金及び貸付金に関する財務事務の執行並びに健康福祉部の主要な財政的援助団体に関する財務事務について	35	33	68	35	32		1		
	水道事業及び工業用水道事業の財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について	16	11	27	12	11	3		1	
2005	産業労働部の補助金に関する財務事務の執行及び財団法人愛知県中小企業振興公社の出納その他の事務の執行について	60	9	69	60	9				
	下水道事業の財務事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに財団法人愛知水と緑の公社の出納その他の事務の執行について	30	7	37	29	5	1	2		
2006	愛知県教育委員会に関する財務事務の執行及び財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団の出納その他の事務の執行について	74	9	83	70	9	4			
2007	公の施設における指定管理者制度の運用状況について	5	42	47	5	39		3		
	建設部の委託料及び役務費に関する財務事務の執行並びに建設部の主要な財政的援助団体に関する財務事務について	8	38	46	8	32		6		
2008	公有財産の管理について	9	53	62	8	42		4	1	7
	内陸用地造成事業及び臨海用地造成事業における造成土地の管理について	1	24	25	1	20				4
2009	病院事業庁における財務事務及び事業の管理について	14	75	89	13	49	1	26		
	支出に関する事務の執行について（内部統制の観点から）	10	20	30	10	17		3		
2010	地域振興部交通対策課及び同課が所管する出資法人にかかる財務に関する事務の執行について（～リモ事業を中心として～）		21	21		19		2		
	道路事業にかかる財務に関する事務の執行について		27	27		21		6		
2011	県民生活部文化芸術課及び同課が所管する財団法人愛知県文化振興事業団にかかる財務に関する事務の執行について	5	124	129	5	101		23		
2012	県が出資等の形で関係する団体に対する財務の執行について～県の監査対象となる関係団体の財務の執行も含めて～	2	100	102	2	78		16		6
2013	産業振興施策に関する財務事務の執行及び当該施策に関連する主要な財政的援助団体に関する財務事務について	4	81	85	4	48		33		
2014	情報システムに関する財務事務の執行について	5	34	39	5	32		2		
	健康の保持・増進に係る施策に関する財務事務の執行及び当該施策に関連する主要な財政的援助団体に関する財務事務について	5	62	67	5	48		10		4
2015	農林水産業振興施策に関する財務事務の執行及び当該施策に関連する主要な財政的援助団体に関する財務事務について	5	101	106	5	99		1		1
2016	県税の賦課徴収等に係る財務事務について	12	60	72	12	59		1		
2017	防災事業に関する財務事務の執行について	8	29	37	8	25				4
2018	観光あいちの促進に関連する事業に関する財務事務の執行について	5	49	54	5	44		4		1
2019	高齢者福祉事業に関する財務事務の執行について		29	29		28				1
2020	女性の活躍促進事業に関する財務事務の執行について	2	20	22	1	19			1	1
2021	環境対策に関する財務事務の執行について		29	29		23				6
2022	債権の管理回収について～未収金の解消に向けた取組の対象となりうる債権を中心に～	23	94	117	10	38		1	13	55
合 計		674	1,294	1,968	632	1,050	25	154	17	90

監査の結果の総数は２０２２年度までで１９６８件（２０２３年度を加えると２０８７件）であった。内訳は、【指摘】（又は結果）は６７４件（２０２３年度を加えると６８８件）、【意見】は１２９４件（２０２３年度を加えると１３９９件）である。

措置済とされた監査の結果は、２０２２年度まで１９６８件のうち、１６８２件（約８５．５％）で、２８６件（約１４．５％）は措置不要又は改善中である。中でも１７９件（約９．１％）は、措置不要とされており、活用されなかったことが分かる。

２ 監査の結果の意義

(1) 監査の結果と監査の結果に関する報告に添える意見

包括外部監査人は、包括外部監査契約に基づき、監査の結果に関する報告を提出する義務がある一方で（法第２５２条の３７第５項）、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該包括外部監査対象団体の組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に添えてその意見（以下【添える意見】という）を提出することができる（法第２５２条の３８第２項）。

そして、対象団体は、「当該監査の結果に基づき」又は「当該監査の結果を参考として」措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとする。この場合においては、監査委員は、当該通知に係る事項を公表しなければならない（法第２５２条の３８第６項）。

(2) 指摘、意見及び添える意見の関係

【添える意見】について規定している法第２５２条の３８第２項と同趣旨の同法第１９９条第１０項は、昭和２７年８月１５日公布の地方自治法の一部を改正する法律で追加され（追加当時は第７項）、法第２５２条の３８第６項は、平成９年の地方自治法改正に際して、同法第１９９条第１２項（現行法の同条第１４項はこれと同旨）と同時に追加された。

監査の結果と、【添える意見】が、どのような関係にあるかについては、関連する法令にも定めがなく必ずしも明確ではない。

この点、監査の結果を指摘と意見に分ける法律上の根拠は直ちには見当たらないが、監査の結果に基づき措置すべきものと、監査の結果を参考として措置を講じることが適切なもの（法第２５２条の３８第６項参照）は、いずれも監査の結果としてあり得ると考えられる。

昭和２７年１０月６日付け行政実例も次のように述べ、監査の結果に意見が含まれること、そしてその意見と【添える意見】が別のものであることを前提としている。すなわち、「監査の結果報告に必然的に含まれる意見は、監査の対象の範囲内に限られる」のに対して、「組織及び運営の合理化に資するための意見は、必ずしも調査の対象の範囲内に限られるものではなく、監査の対象の範囲外にある事項についても提出しうる」。

地方自治法

第 1 9 9 条

⑩ 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、第 7 5 条第 3 項又は前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。この場合において、監査委員は、当該意見の内容を公表しなければならない。

⑪～⑬（略）

⑭ 監査委員から第 7 5 条第 3 項の規定又は第 9 項の規定による監査の結果に関する報告の提出があつた場合において、当該監査の結果に関する報告の提出を受けた普通地方公共団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員は、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置（略）を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は、当該措置の内容を公表しなければならない。

第 2 5 2 条の 3 8 （略）

2 包括外部監査人は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該包括外部監査対象団体の組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。

3～5（略）

6 前条第五項の規定による監査の結果に関する報告の提出があつた場合において、当該監査の結果に関する報告の提出を受けた包括外部監査対象団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員は、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとする。この場合においては、監査委員は、当該通知に係る事項を公表しなければならない。

昭和 2 7 年 1 0 月 6 日付け行政実例

法第 1 9 9 条第 7 項（監査人注釈：現行法では第 1 0 項）の規定に基づく監査の結果報告に必然的に含まれる意見は、監査の対象の範囲内に限られるものであり、組織及び運営の合理化に資するための意見は、必ずしも調査の対象の範囲内に限られるものではなく、監査の対象の範囲外にある事項についても提出しうるものであるから、両者の意見は自からその内容を異にする（以下、略）

そこで、措置するか否かについて対象団体の裁量の余地を認め難く、当該監査の結果に基づき措置すべきものを指摘又は結果（以下では、【図表 6－1】に記載の指摘と結果を含むものとして【指摘】という）、それ以外の監査の結果に必然的に含まれる意見を【意見】、監査の結果に必然的に含まれるとは限らない意見を【添える意見】と呼ぶことにする。ただし、この点は 2 0 2 2 年度及び 2 0 2 3 年度の本監査の区分を変更するものではなく、他の多くの監査人が採用してきた区分と同様、指摘と意見については本監査も引き続き表紙裏面に記載のように定義する。

3 監査の結果に関する報告後の事務処理

(1) 報告と公報のスケジュール

県から開示された資料及びヒアリングの結果によれば、包括外部監査人の行う監査の結果に関する報告以降のスケジュールは次のとおりである。

時期	実施内容
12月～2月	包括外部監査人より知事、議会に監査結果に関する報告書を提出する。 総務局より、関係局へ監査結果を通知し、可能なものから速やかに是正・改善の措置を行うよう依頼する。
1月～3月	監査結果に関する報告書を公報へ登載する。
9月	総務局より関係局へ前年度にとりまとめた措置状況を改めて送付し、未措置の案件について対応を依頼する。
11月	総務局より関係局へ措置状況を照会する（11月末時点で整理）。
12～1月	（必要に応じて）総務局より関係局にヒアリングを実施する。
1月	総務局においてとりまとめを行う。
2～3月	総務局より包括外部監査人へ措置状況について説明を行う。 総務局より措置を講じた旨を監査委員へ通知する。 監査委員協議会
3月	措置の内容を公報へ登載する。 措置の内容を掲載した公報をWebページへ掲載する。 総務局より関係局へとりまとめた措置状況を通知する。

(2) 措置状況の区分

総務局が関係局へ照会した措置状況は、「包括外部監査の結果に基づく措置状況調」という様式にとりまとめられている。これは、措置状況を「措置済（公報登載）」、「措置済（その他）」、「措置不要」及び「改善中」に区分した上、「措置済（公報登載）」及び「措置済（その他）」については措置年度及び措置内容を、「措置不要」については措置不要の理由を、「改善中」については一部措置の年度・内容及び今後の措置予定・方向性を記入するものである。

また、県から開示された資料及びヒアリングの結果によれば、措置状況の区分は、次の状況を指すものとされている。

区分	状況
ア 措置済 （公報登載）	措置済となったもの ・ 監査時点で対応済であり、更なる措置は不要である場合も含む
イ 措置済 （その他）	過去の取り扱いにより、措置済案件のうち、県公報に登載しなかったもの ・ 2010年度以降は、措置済となった案件をすべて公報に登載することとしている
ウ 措置不要	措置を講ずることが不可能なもの ・ 対象となった施設等が廃止されるなど「客観的に措置することが不可能となったもの」や、見解が相違するなど「措置することが不適当と判断したもの」
エ 改善中	「措置」又は「措置不要」の結論が出ていないもの ・ 結果・指摘・意見の一部が措置されているものを含む

第2 改善中のもの

1 概要

2024年7月末日現在、改善中のものは、【図表6-1】のとおり、合計107件であった。そのうち68件は、2022年度の監査に関するものであり、最も古いものは2000年度の監査に関するものである。

【指摘】又は【意見】の別では、【指摘】に関するものは17件、【意見】に関するものが90件である。

内容に着目すると、不動産等の利活用に関するものが10件ある。

2 収入未済額の推移

2022年度の愛知県包括外部監査結果報告書（以下「2022報告」という）では、税債権を含め、2015年度から2021年度までの収入未済額の推移を調査し、2022報告の【図表2-13】から【図表2-41】として掲載した。その後、2022年度及び2023年度の収入未済額が確定したので、以下に【図表6-2】から【図表6-27】（なお、【図表6-27】は2023年度に新たに発生した収入未済である）として掲載する。ただし、2022報告の第5章に掲載した債権管理条例（案）が主に対象とした非強制徴収債権（非強制徴収公債権及び私債権）に限る。

【図表6-2】収入未済額の全体像

（千円）

年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
病院事業庁	109,066	110,866	110,952	109,512	108,059	104,749	95,358	95,085	93,107
経済産業局	3,052,189	2,991,825	2,953,953	2,931,637	2,861,046	2,802,293	2,785,167	2,779,569	2,916,245
建築局	1,215,428	1,209,523	1,177,101	1,182,945	1,193,282	1,088,065	1,043,841	1,032,407	1,033,978
教育委員会事務局	417,158	512,030	607,943	709,507	795,807	829,971	844,556	843,548	851,838
福祉局	513,573	623,770	648,798	661,587	671,671	680,724	684,485	701,924	726,591
警察本部	727,081	642,587	544,962	457,266	403,419	341,086	300,891	277,379	239,974
県民文化局	11,317	10,547	8,848	8,298	7,087	133,402	123,315	111,261	101,000
環境局	51,764	106,579	99,224	78,658	78,658	78,658	78,658	78,658	78,658
総務局（税外）	24,960	24,934	24,870	24,830	24,830	24,790	24,750	24,670	24,550
保健医療局	9,711	10,976	6,484	3,104	2,327	2,773	10,918	2,115	21,648
建設局	15,232	15,795	2,294	1,213	4,822	4,964	5,341	5,183	5,471
都市・交通局	866	868	956	5,089	5,076	5,068	4,106	4,105	1
議会事務局					2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
農業水産局	2,956	3,405	2,679	2,572	2,291	1,963	1,683	1,359	998
14局計	6,151,301	6,263,705	6,189,064	6,176,218	6,160,975	6,101,106	6,005,669	5,959,863	6,096,659

【図表 6－3】病院事業庁の収入未済額の推移 (千円)

年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
がんセンター（中央病院）	38,188	40,500	44,043	42,817	41,571	42,840	38,912	40,446	40,370
旧がんセンター愛知病院	26,508	25,838	26,345	25,257	24,571	23,093	21,322	19,666	18,733
旧がんセンター尾張診療所									
精神医療センター	9,731	10,360	10,763	12,949	14,243	13,351	11,980	12,747	12,920
循環器呼吸器病センター	30,471	29,510	25,570	24,292	23,411	20,912	18,950	18,173	17,014
小児保健医療総合センター	4,168	4,659	4,230	4,197	4,263	4,553	4,194	4,054	4,071
合計	109,066	110,866	110,952	109,512	108,059	104,749	95,358	95,085	93,107

【図表 6－4】病院事業庁の不納欠損処分額の推移 (円)

年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
がんセンター（中央病院）	155,180	177,600	24,520	1,770,724	8,050	59,800			
旧がんセンター愛知病院	37,720	1,325,850		840,763	1,207,317	606,499	213,646	480,608	359,290
旧がんセンター尾張診療所									
精神医療センター	121,100	106,920		14,280	117,810	473,020	548,922	1,500	
旧循環器呼吸器病センター			3,611,850	1,148,638	681,110	1,450,510			768,790
小児保健医療総合センター		104,677	505,554			88,815			
合計	314,000	1,715,047	4,141,924	3,774,405	2,014,287	2,678,644	762,568	482,108	1,128,080

【図表 6－5】経済産業局の収入未済額の推移 (千円)

年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
高度化事業貸付収入	2,914,906	2,856,974	2,820,758	2,801,528	2,734,141	2,722,339	2,692,636	2,684,907	2,669,978
近代化事業貸付収入	130,050	127,696	126,122	122,823	119,699	78,485	76,150	75,344	72,032
違約金	7,233	7,153	7,073	7,286	7,206	1,469	13,881	18,570	172,033
愛知県感染防止対策応援金返還請求権								73	73
愛知県感染防止対策協力金返還請求権							2,500	675	2,002
報酬等の過払い									127
合計	3,052,189	2,991,825	2,953,953	2,931,637	2,861,046	2,802,293	2,785,167	2,779,569	2,916,245

【図表 6－6】経済産業局の不納欠損処分額の推移 (円)

年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
高度化事業貸付収入									
近代化事業貸付収入	6,311,000			1,761,500	1,601,000	39,870,000			2,426,000
違約金				108,400		5,662,300		3,216,800	
合計	6,311,000	0	0	1,869,900	1,601,000	45,532,300	0	3,216,800	2,426,000

【図表 6－7】建築局の収入未済額の推移 (千円)

年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
県営住宅管理特会 住宅使用料	1,155,743	1,144,283	1,110,405	1,114,453	1,123,972	1,021,039	978,424	963,492	964,190
県営住宅管理特会 駐車場使用料	59,685	65,240	66,696	68,492	69,310	63,231	58,703	59,532	59,087
県営住宅管理特会 附帯設備使用料						3,795	6,713	9,383	10,701
合計	1,215,428	1,209,523	1,177,101	1,182,945	1,193,282	1,088,065	1,043,841	1,032,407	1,033,978

【図表 6－8】建築局の不納欠損処分額の推移 (円)

年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
県営住宅管理特会 住宅使用料	38,818,641	43,437,216	50,941,274	18,433,264	24,249,142	32,344,074	7,605,342	26,104,644	22,191,096
県営住宅管理特会 駐車場使用料	1,103,040	1,277,350	1,935,390	691,010	766,970	1,065,660	291,440	2,004,890	1,883,760
県営住宅管理特会 附帯設備使用料									
合計	39,921,681	44,714,566	52,876,664	19,124,274	25,016,112	33,409,734	7,896,782	28,109,534	24,074,856

【図表 6－9】教育委員会事務局の収入未済額の推移 (千円)

年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
高等学校等奨学 事業貸付金収入	414,825	510,070	605,569	706,878	792,850	826,296	840,502	839,641	848,428
定時制及び通信制課程 修学資金貸付金収入	163	336	504	672	714	504	504	504	504
県立学校授業料	423	307	527	597	175	270	434	736	387
延滞金	5	3	9	9					
雑入	1,742	1,314	1,333	1,352	2,068	2,901	3,116	2,667	2,519
合計	417,158	512,030	607,943	709,507	795,807	829,971	844,556	843,548	851,838

【図表 6－10】教育委員会事務局の不納欠損処分額の推移 (円)

年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
高等学校等奨学 事業貸付金収入	470,000	359,000	937,950	1,090,716	564,100	1,175,900	2,353,000	217,250	1,762,600
定時制及び通信制課程 修学資金貸付金収入									
県立学校授業料	79,692	6,500	39,600	59,400				118,800	
延滞金	2,700	1,500	3,300						
雑入				97,939	328,072				
合計	552,392	367,000	980,850	1,248,055	892,172	1,175,900	2,353,000	336,050	1,762,600

【図表６－１１】福祉局の収入未済額の推移

(千円)

年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
深夜特殊業務等手当返納金			334						
生活保護施設保護費負担金	23	23	23	10	10	10	10	10	
生活保護費返還金	49,930	56,475	77,439	86,273	95,662	102,535	110,038	115,685	131,217
生活保護法に係る診療報酬返還金									
介護福祉士等修学資金貸付金				1,044	979	2,003	2,333	2,595	2,643
介護福祉士等修学資金貸付金違約金					4	2	5	20	12
心身障害者扶養共済保険料負担金	6,497	5,773	5,736	5,745	5,736	5,754	5,754	5,754	5,754
福祉型障害児入所施設使用料	341	162	50	177	200	68	68	68	68
医療療育総合センター中央病院使用料	458	588	556	586	577	646	782	1,154	1,408
医療療育総合センター中央病院手数料	7						2		
障害者住宅整備資金貸付金償還金	24,901	23,777	22,669	20,289	18,434	14,970	13,002	12,279	11,992
在宅重度障害者手当返還金	5,430	5,049	3,930	3,156	3,307	3,107	3,131	3,983	4,204
心身障害者扶養共済年金返還金	900	855	800	765	735	660	710	710	885
特別障害者手当等返還金	248	12		1	40	160	158	162	158
雇用保険料被保険者負担金			1					1	1
医療型障害児入所施設・療養介護事業所使用料	360	56			148	210	255	337	180
親子療育の家実費					14				
高齢者住宅整備資金貸付金償還金	38,321	36,355	34,357	31,180	26,258	24,975	21,737	21,082	20,676
高齢者住宅整備資金貸付金違約金	871	823	873	710	429	331	243	213	209
南知多老人福祉館売買契約解除による違約金及び契約保証金		100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
児童措置費負担金	227,880	245,814	260,448	278,336	295,813	313,100	332,842	352,022	367,636
児童措置費支弁金返還金	152								
児童扶養手当返還金	31,407	30,462	30,703	29,888	29,613	25,506	22,523	19,783	17,727
遺児手当返還金	7,924	7,328	7,103	7,488	7,933	7,776	7,959	8,370	8,323
ひとり親世帯臨時特別給付金返還金							6	149	188
母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金(母子福祉資金)	115,385	107,831	101,372	94,087	84,033	77,324	61,364	55,917	51,632
母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金(寡婦福祉資金)	2,474	2,357	2,368	1,782	1,632	1,434	1,376	1,356	1,336
母子父子寡婦福祉資金貸付金違約金	64	29	36	71	115	153	188	275	342
合計	513,573	623,770	648,798	661,587	671,671	680,724	684,485	701,924	726,591

【図表６－１２】福祉局の不納欠損処分額の推移

(円)

年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
深夜特殊業務等手当返納金									
生活保護施設保護費負担金									
生活保護費返還金	762,795	987,688	1,096,565	2,780,831	2,896,445	2,977,923	3,880,455	7,997,532	3,708,049
生活保護法に係る診療報酬返還金				4,596,644					
介護福祉士等修学資金貸付金									
介護福祉士等修学資金貸付金違約金									
心身障害者扶養共済保険料負担金									
福祉型障害児入所施設使用料									
医療療育総合センター中央病院使用料									
医療療育総合センター中央病院手数料									
障害者住宅整備資金貸付金償還金				931,920		1,153,944			
在宅重度障害者手当返還金	2,071,000	798,000	1,188,400	494,250	512,250	732,250	846,000	202,750	413,250
心身障害者扶養共済年金返還金									
特別障害者手当等返還金									
雇用保険料被保険者負担金									
医療型障害児入所施設・療養介護事業所使用料									
親子療育の家実費									
高齢者住宅整備資金貸付金償還金		145,613			2,987,512		521,695		
高齢者住宅整備資金貸付金違約金							11,200		
南知多老人福祉館売買契約解除による違約金及び契約保証金									
老人保健施設整備費補助金返還金									8,381,024
児童措置費負担金	14,005,102	10,013,740	14,052,391	12,571,743	13,286,560	16,797,229	12,831,525	18,700,917	26,464,886
児童措置費支弁金返還金									
児童扶養手当返還金	748,990	74,480	12,800	382,700	333,700	2,199,560	1,506,910	2,050,770	946,650
遺児手当返還金	599,500	324,750	230,750	188,500	596,675	265,425	857,400	872,425	706,368
ひとり親世帯臨時特別給付金返還金									
母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金(母子福祉資金)	2,191,221	265,400	27,000	179,282					
母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金(寡婦福祉資金)									
母子父子寡婦福祉資金貸付金違約金									
合計	20,378,608	12,609,671	16,607,906	22,125,870	20,613,142	24,126,331	20,455,185	29,824,394	40,620,227

【図表 6－1 3】警察本部の収入未済額の推移 (千円)

年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
放置違反金	518,539	449,975	391,522	337,630	313,659	266,847	235,689	217,892	183,900
延滞金	173,915	158,287	128,281	94,487	64,753	49,263	40,133	34,305	30,233
違約金	33,833	33,316	24,452	24,452	24,452	24,452	24,452	24,452	25,040
警察費雑入・弁償金	794	1,009	707	697	555	524	617	729	801
合計	727,081	642,587	544,962	457,266	403,419	341,086	300,891	277,379	239,974

【図表 6－1 4】警察本部の不納欠損処分額の推移 (円)

年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
放置違反金	105,762,488	90,784,152	64,544,838	51,704,807	42,820,690	32,949,884	33,535,862	27,939,030	39,257,909
延滞金	19,639,718	27,592,811	40,510,600	38,756,800	34,542,500	22,707,200	14,317,800	10,115,300	8,308,900
違約金		517,374	8,395,606						
警察費雑入・弁償金	188,400	29,700	115,760						
合計	125,590,606	118,924,037	113,566,804	90,461,607	77,363,190	55,657,084	47,853,662	38,054,330	47,566,809

【図表 6－1 5】県民文化局の収入未済額の推移 (千円)

年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
私立学校奨学資金等貸付金収入						127,052	117,331	105,849	95,855
同和くらし資金貸付金収入	10,905	10,245	8,848	8,267	7,087	6,350	5,984	5,412	5,145
延滞金	412	302							
教育費雑入				31					
合計	11,317	10,547	8,848	8,298	7,087	133,402	123,315	111,261	101,000

【図表 6－1 6】県民文化局の不納欠損処分額の推移 (円)

年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
私立学校奨学資金等貸付金収入						1,240,000	163,000	117,000	213,000
同和くらし資金貸付金収入	1,236,995	300,000	1,203,000	416,000	766,000	430,570	170,000	111,500	50,000
延滞金	71,000								
教育費雑入									
合計	1,307,995	300,000	1,203,000	416,000	766,000	1,670,570	333,000	228,500	263,000

【図表 6－17】環境局の収入未済額の推移 (千円)

年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
補助金返還請求	40,509	68,430	61,075	40,509	40,509	40,509	40,509	40,509	40,509
事務管理費用等	11,255	38,149	38,149	38,149	38,149	38,149	38,149	38,149	38,149
合計	51,764	106,579	99,224	78,658	78,658	78,658	78,658	78,658	78,658

【図表 6－18】環境局の不納欠損処分額の推移 (円)

年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
補助金返還請求				20,566,122					
事務管理費用等		11,254,800							
合計	0	11,254,800	0	20,566,122	0	0	0	0	0

【図表 6－19】総務局の収入未済額の推移 (千円)

年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
損害賠償金	24,960	24,930	24,870	24,830	24,830	24,790	24,750	24,670	24,550
建物使用料		4							
合計	24,960	24,934	24,870	24,830	24,830	24,790	24,750	24,670	24,550

【図表 6－20】保健医療局の収入未済額の推移 (千円)

年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
看護職員修学 資金貸付金収入	9,307	10,651	6,171	2,836	2,071	2,529	3,053	1,738	2,899
補助金財産処分に伴う 返還金							7,520		
被爆者健康管理手当 返還金	404	325	313	268	256	244	232	220	208
感染症医療の 自己負担分							113	157	206
PCR検査等無料化事業 費補助金返還金									18,334
合計	9,711	10,976	6,484	3,104	2,327	2,773	10,918	2,115	21,648

【図表６－２１】建設局の収入未済額の推移

(千円)

年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
道路橋りょう 管理費負担金	13,653	13,523			3,613	3,571	3,511	3,406	3,292
河川敷地占使用料	665	574	665	854	809	908	1,316	1,452	1,833
道路占使用料	68	68	39	40	83	110	110		2
建設費雑入	49	914	914	154	154	154	154	154	154
延滞金	250	169	129	163	163	221	250	170	190
流域下水道特会雑入	547	547	547						
流域下水道特会 建物使用料				2					
合計	15,232	15,795	2,294	1,213	4,822	4,964	5,341	5,183	5,471

【図表６－２２】建設局の不納欠損処分額の推移

(円)

年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
道路橋りょう 管理費負担金									
河川敷地占使用料	56,776	113,140	62,440	91,180	82,380	53,700	7,360	159,030	49,410
道路占使用料			42,200	24,500		13,055		109,692	
建設費雑入	404,016	46,250		579,083					
延滞金	71,900	54,500	22,800			19,900	16,100	92,600	8,100
流域下水道特会雑入				546,900					
流域下水道特会 建物使用料									
海岸保全区域占使用料	23,112								
合計	555,804	213,890	127,440	1,241,663	82,380	86,655	23,460	361,322	57,510

【図表６－２３】都市・交通局の収入未済額の推移

(千円)

年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
事務管理に係る 費用（弁償金）				4,104	4,104	4,104	4,104	4,104	
港湾施設占使用料			86						
名古屋飛行場使用料	676	676	676	652	616	607			
延滞金	178	178	178	328	349	353		1	1
都市公園占使用料	12	14	16	5	7	4	2		
合計	866	868	956	5,089	5,076	5,068	4,106	4,105	1

【図表 6－2 4】都市・交通局の不納欠損処分額の推移 (円)

年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
事務管理に係る費用（弁償金）									4,104,000
港湾施設占使用料									
名古屋飛行場使用料							607,363		
延滞金							353,100		
都市公園占使用料				9,870	949	839	2,030	1,015	
合計	0	0	0	9,870	949	839	962,493	1,015	4,104,000

【図表 6－2 5】議会事務局の収入未済額の推移 (千円)

年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
政務活動費に係る返還金					2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
合計	0	0	0	0	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600

【図表 6－2 6】農業水産局の収入未済額の推移 (千円)

年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
就農支援資金特会違約金	2,956	3,405	2,679	2,572	2,291	1,963	1,683	1,359	998
合計	2,956	3,405	2,679	2,572	2,291	1,963	1,683	1,359	998

【図表 6－2 7】農林基盤局の収入未済額 (千円)

年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
弁償金									101
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	101

3 改善中の指摘又は意見についての検討

以下では、監査テーマごとに改善中の指摘又は意見の監査対象年度、指摘又は意見の概要、対象部署の2024年度の局名とその報告内容を一覧表の形式で簡潔に紹介したのち、ヒアリングの結果を表外に記載する。

(1) 公有財産の管理について（元公園用地の無断使用）

報告書	2008 年度「公有財産の管理について」（54 頁）		
指摘・意見	元 B 公園緑地（意見）	担当局	都市・交通局
現在土地の一部が無断使用されています。 これには、防空緑地として用地買収した際に、地上物件の移転補償がなされないまま現在に至ったもの、その後不法に建築されたものの 2 種類があります。（略）無断使用にかかる時効中断措置として、平成 5 年度に「県有地を使用して建物を建てている」ことを認める文書に署名をさせ、平成 9 年度、10 年度にかけて「県有地を県の承諾なく使用している」ことを認める文書に署名させています。 （略） 無断使用されている状態を早期に解消する必要があります。また、移転交渉にノウハウのある担当者によって対処するなどの対策が望まれます。		法務相談を随時実施しながら関係各所と連携し、早期解消に向けて進めている。	

2008 年度の本件監査当時、未補償物件 2 件、無断使用物件 4 件の計 6 件があったところ、局によれば、2024 年度現在残存しているものは 2 件である。そのうち 1 件は 2024 年 9 月末までに動産を引き取る旨の確認書が交わされている。

長年諦めることなく無断使用解消に努めてきたことは評価できるものの、2008 年 12 月に監査の結果が報告されてから既に 15 年以上が経過している。無断使用を認める書面が作成された 1997（平成 9）年度、1998（10）年度からは既に 25 年以上も経っている。未解決の 1 件については、局によれば、占拠者の高齢化が進み、転居が難しいという事情があるとのことである。

しかし、措置状況調の記載は抽象的で、具体的にどのようなことが行われてきたのか読み取ることはできず、未だ解消に至っていないのがやむを得ないとも言い切れない。一般に、土地の無断使用は不法行為や不当利得に該当するものであり、本来であればその状態を解消する義務のみならず損害の賠償義務や不当利得の返還義務も生じる行為である。今一度行政代執行や裁判手続（訴訟、調停）の利用や福祉的介入の必要性について改めて強く検討し、今度こそ速やかに無断使用解消を進められたい。

(2) 公有財産の管理について（境界杭の未設置）

報告書	2008 年度「公有財産の管理について」（55 頁）		
指摘・意見	元瀬戸市南東部地区用地（意見）	担当局	建築局
境界杭未設置部分については、近隣所有者との境界確認後に境界杭を設置し、順次農林水産部へ移管するということになっていましたが、近隣所有者との境界確認が難航しており、同土地は依然として建設部の財産として管理されています。 境界確認を可能な限り速やかに実施し、移管することが望まれます。		境界杭未設置部分については、本県の主張する境界線について理解を求めたが、相手方（隣接所有者）の主張する境界線との間に意見の相違があり、境界線が確定できないままとなっており境界杭が未設置となっている。 今後も粘り強く交渉し、相手方に対し、本県の境界線について引き続き理解を求め境界線を確定し、順次境界杭を設置して農林基盤局（旧 農林水産部）へ移管していく。	

2023年11月作成の措置状況調によれば、県は、上記理由により「改善中」としている。もっとも、この記載は、2009年から続いている。粘り強く交渉し、理解を求めていく旨記載されているが、2008年12月に監査の結果が報告されてから既に15年以上が経過している。問題の土地を取得した時期は明らかではないが、1990年10月頃から用地買収が進められていたことからすると、相当長期間境界が未確定のままであることが伺える。

長年諦めていないことは評価できるものの、措置状況調の記載は抽象的で、具体的なようなことが行われてきたのか読み取ることはできず、未だ解消に至っていないのがやむを得ないとも言い切れない。相手方の理解を求めていくという姿勢は、言い換えれば相手方が譲歩して県の主張を受け入れない限り、本件が解決することはないという意味にも捉えられる。しかし、長い年月をかければかけるほど、その間土地活用の困難な状態が続く結果になりかねず、そこまでして相手方の譲歩を待つことにどれほどのメリットがあるか不明である。境界の争いには筆界特定制度や境界確定訴訟が存在するのであるから、これらの利用について改めて強く検討し、今度こそ速やかに境界問題の解決を進められたい。

(3) 防災事業に関する財務事務の執行について

報告書	2017年度「防災事業に関する財務事務の執行について」(104頁)		
指摘・意見	地区別保管場所の見直しについて(意見)	担当局	防災安全局
現在保管物資の備蓄方針の見直しが行われており、飲料水、食料等の6品目については、追加購入することが決定している。その結果、新たな保管場所の確保が課題となってくる。増加する物資の保管に対応するためには、最新の被害予測調査結果も参考にして、各市町村における備蓄場所や協定先の備蓄場所等を勘案し、県として最適な保管場所を検討することが望まれる。分散備蓄は基本となるものの、災害時の輸送手段の確保、そのための情報収集の態勢についても十分検討し、県有施設のみならず、民間施設の活用も視野に入れた検討が望まれる。		民間施設での保管は維持管理費を要するため、これまで県有施設での保管を基本としてきたことから、まずは県有施設での保管先確保を優先して検討を行うとともに、被害想定通りの不足数が各地域で発生するとは限らないことから、集中備蓄の強化についても併せて行っていく。	

2023年11月作成の措置状況調によれば、県は、上記理由により「改善中」としている。もっとも、この記載は2018年11月から継続している。県の想定した「県有施設での保管先確保の検討」や「集中備蓄の強化」の進捗は読み取れず、監査人が提案した「民間施設の活用も視野に入れた検討」の状況も不明であった。

本年度の県の説明によれば、「2017年度以降の飲料水、食料等の追加購入分6品目は、購入年度の平準化、期限切れとの入替及び置き場整理等に取り組み、県有施設内で物資の保管場所が確保できている。また、2022年度に実施した備蓄数量の見直しでは、市町村の備蓄量増加に伴い、県備蓄の必要量が減少したことにより、県有施設内の保管場所に更に余裕が出来ている。」ということであった(【図表6-28】参照)。備蓄数量の見直しが完結する2026年度まで「改善中」と扱わなければならないと担

当者が誤解していたが、２０２３年度に「措置済」とすることが可能であったことから、２０２４年度に公表する予定であるとのことであった。

指摘・意見に対する対応の要否や進捗状況を把握できるように、毎年の措置状況のとりまとめの際には、その年の取組状況や事情変更等を確実に記録しながら取組を進められたい。

【図表６－２８】６品目の備蓄量一覧

			食料 (食)	飲料水 (本)	毛布 (枚)	おむつ (大人) (枚)	おむつ (小人) (枚)	トイレ (回)
備蓄数量 見直し	2016年 (H28)	県	93,640	134,844	38,167	2,308	13,706	72,000
		市町村	4,026,511	840,000	653,406	137,370	424,291	2,613,870
		合計	4,120,151	974,844	691,573	139,678	437,997	2,685,870
	2017年 (H29)	県	108,190	134,844	39,488	3,318	30,350	72,000
		市町村	5,012,522	1,100,719	735,202	177,624	509,452	7,481,626
		合計	5,120,712	1,235,563	774,690	180,942	539,802	7,553,626
	2018年 (H30)	県	125,830	134,844	40,828	4,302	46,994	172,000
		市町村	5,391,276	1,463,000	818,775	198,660	539,252	10,846,504
		合計	5,517,106	1,597,844	859,603	202,962	586,246	11,018,504
	2019年 (H31)	県	143,470	134,844	42,168	4,922	58,302	272,000
		市町村	5,518,125	1,640,420	878,793	238,189	599,762	9,135,538
		合計	5,661,595	1,775,264	920,961	243,111	658,064	9,407,538
	2020年 (R2)	県	126,070	134,844	43,508	5,690	62,046	330,000
		市町村	5,496,254	1,684,660	925,579	226,230	640,145	8,918,261
		合計	5,622,324	1,819,504	969,087	231,920	702,191	9,248,261
	2021年 (R3)	県	98,460	134,844	44,848	5,690	62,046	430,000
		市町村	5,752,251	1,759,760	900,579	236,779	637,273	9,220,465
		合計	5,850,711	1,894,604	945,427	242,469	699,319	9,650,465
備蓄数量 見直し	2022年 (R4)	県	60,900	57,240	44,848	5,690	62,046	430,000
		市町村	5,777,841	1,656,350	899,452	246,706	673,387	9,361,415
		合計	5,838,741	1,713,590	944,300	252,396	735,433	9,791,415
	2023年 (R5)	県	43,320	57,240	44,848	4,540	53,676	430,000
		市町村	5,941,755	1,736,020	902,188	273,712	643,473	9,706,109
		合計	5,985,075	1,793,260	947,036	278,252	697,149	10,136,109

(4) 債権の管理回収について

報告書	2022年度「債権の管理回収について～未収金の解消に向けた取組の対象とならうる債権を中心に～」(40、122、147、196、286、293、325頁)		
指摘・意見	総論：債権管理条例を制定し債権のみなし消滅により債権管理を終了すべき（意見）	担当局	総務局
	被爆者健康管理手当返還金：履行期限から10年を経過した債権は債権放棄等を積極的に検討されたい（意見）		保健医療局
	医業未収金：債権管理回収業務を経済的合理的に行うべきである（意見）		病院事業庁
	医業未収金：ほぼ無価値な債権は債権放棄等し不納欠損処分するべきである（意見）		
	医業未収金：履行期限から10年を経過した債権は債権放棄等を積極的に検討されたい（意見）		

	高等学校等奨学事業貸付金:簿外管理している不納欠損処分済み債権を債権放棄等すべきである(意見)		教育委員会
	高齢者住宅整備資金貸付金:回収可能性がなくなった債権は債権放棄等を検討すべきである(意見)		福祉局
	母子父子寡婦福祉資金貸付金:ほぼ無価値な債権は適時に債権放棄等し不納欠損処分すべきである(意見)		
	同和くらし資金貸付金:ほぼ無価値な債権は適時に債権放棄等し不納欠損処分すべきである(意見)		県民文化局

上記各意見は、債権管理条例の制定、議会の議決を経て行う債権放棄(地方自治法第96条第1項第10号)、債務の免除(同法第240条第3項)に関連するものである。

ア 県の対応状況

県によれば、債権管理条例の制定についての検討を担当しているのは総務局財務部資金企画課であり、2023年度には他の都道府県へ次の項目について照会を行ったとのことである。しかし、照会結果の開示を求めたところ非公開情報を含む可能性があるとの理由で開示されなかった。非公開情報を本監査人が公開することには問題があろうが、県が本監査人に開示することについて、法的な問題はないものと考ええる。

- ・債権放棄を行っているか(知事専決、議会の議決等の有無)
- ・債権放棄の基準(統一基準の有無、基準の内容)
- ・議会へ提出する議案等(議案への氏名・住所の記載内容)
- ・債権放棄の意思表示(意思表示の方法)
- ・不納欠損処分(どのような場合に不納欠損処分としているか)
- ・その他(消滅時効が完成した私債権をまとめて放棄した事例の有無)

イ 各局の対応状況

他方、それ以外の局においては、条例制定を待つ間、「改善中」としている。

しかし、債権消滅の方法には議会の議決を経て行う債権放棄や債務の免除といった手続もあるのであるから、債権管理条例の制定その他資金企画課の対応を待つのみという受け身の対応では不十分である。債権を管理している各局においては、議会の議決を経て行う債権放棄や債務の免除の可否を検討する必要がある。また、総務局においては、他局が債権管理条例に基づく処理を待っている状況を踏まえ、一層速やかに議会の議決を経て行う債権放棄や条例制定に向けた手続を進める必要がある。

この点県は、全庁統一的な基準等の策定に向けて取り組んでいるとのことである。

ウ 都道府県の状況

都道府県が公開している条例によれば、2024年10月現在、都道府県で債権の管理や放棄等、債権に関連する条例を定めている都道府県は、【図表6－29】記載の17団体である。広島県は、広島県債権管理事務取扱規則を定めている。

【図表6－29】 債権に関連する条例を定めている都道府県（2024年10月現在）

1	北海道	北海道債権管理条例	平成30年3月30日条例第3号
2	埼玉県	埼玉県債権の適正な管理に関する条例	平成26年3月27日条例第4号
3	千葉県	千葉県債権管理条例	令和5年3月17日条例第1号
4	東京都	東京都債権管理条例	平成20年3月31日条例第25号
5	神奈川県	神奈川県債権管理条例	平成26年12月26日条例第66号
6	岐阜県	岐阜県私債権の管理に関する条例	令和2年12月22日条例第55号
7	三重県	三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例	平成26年3月27日条例第2号
8	京都府	京都府債権の管理に関する条例	平成23年7月29日条例第28号
9	大阪府	大阪府債権の回収及び整理に関する条例	平成22年11月4日条例第59号
10	兵庫県	県が保有する債権の放棄に関する条例	昭和39年3月31日条例第10号
11	鳥取県	鳥取県債権回収計画等に関する条例	平成25年3月29日条例第36号
12	岡山県	岡山県債権管理条例	平成25年3月22日条例第12号
13	山口県	山口県債権管理条例	平成27年3月17日条例第1号
14	香川県	県の債権に係る延滞金の徴収等に関する条例	平成22年3月26日条例第2号
15	高知県	高知県債権管理条例	平成29年3月24日条例第3号
16	佐賀県	佐賀県債権の管理に関する条例	平成30年3月26日条例第4号
17	沖縄県	沖縄県債権管理条例	令和3年3月31日条例第4号

2022年度の監査当時に比べると、千葉県が2023年3月17日に「千葉県債権管理条例」を制定したことで、1県増加した。千葉県では、同条例制定に当たり、議会において次のとおり説明がなされた。

説明：本議案は、県の保有する債権について、債務者に資力がないことなどにより徴収が見込めない場合は、債権管理事務の合理化を図るため、速やかに債権放棄を行うことができるよう、債権放棄の基準等を定める条例を制定しようとするものでございます。（以下略）
質問：今回、債権管理事務の合理化を図るために、条例で債権放棄の基準等を定めるということですが、県の有する債権は回収すべきものであるにもかかわらず、これを条例に定め、放棄することとした理由は何か、教えてください。
答弁：時効期間が経過した債権を例にいたしますと、徴収努力を続けたとしても、相手方が時効を援用することにより債権が消滅することから、かけた費用や労力も無駄になってしまいます。そのため、徴収が見込めなくなった債権については速やかに放棄を行うことで、債権管理事務の合理化を図り、その分のマンパワーを徴収に振り向け、債権回収に注力していくことが適正な債権管理に資すると考えられることから、条例で要件を定め、債権放棄をできるようにしようとするものでございます。

このように都道府県においては、条例が制定されているところが多数とまではいえないものの、2010年代以降、着々と増えている。債権管理事務の合理化を図り、効率よく債権管理を行うことで、回収可能な債権を適時に回収することは重要であ

る。議会の議決を経て行う債権放棄や債務の免除のみでは事務の負担が大きい一方、債権回収を断念するための要件について県民に対する透明性をもって定めるには内部的なマニュアルでは不十分であるから、条例等、公表できる形で債権放棄の要件を定める必要がある。

この点県は、全庁統一的な基準等の策定に向けて取り組んでいるとのことである。

エ 県の直近の取組（行政改革の推進に向けた外部有識者による公開ヒアリング）

本県では、「あいち行革プラン２０２０」に基づき、全庁をあげて行政改革を推進しているところであり、その取組の一環として、行政改革の推進に資する提言を得るとともに、県民の皆様の理解を深めていただくことを目的に、外部有識者による公開ヒアリングを開催したとのことである。

（ア）日時

２０２４年１０月２３日（水）午前９時３０分から午後２時１０分まで

（イ）場所

愛知県庁本庁舎 ６階 正庁（名古屋市中区三の丸３-１-２）

（ウ）実施者

コーディネーター 岐阜大学工学部 客員教授

質問者 中京大学総合政策学部 学部長

弁護士

一般社団法人 地域問題研究所 研究理事

名古屋大学大学院 環境学研究科 教授

多文化防災ネットワーク愛知・名古屋 副代表

名古屋経済大学 法学部 准教授

（エ）公開ヒアリングの流れ

１ 項目 ６５分程度

１ 担当局の説明 １０分程度

ヒアリング対象項目を担当する局が見直しの方向性等を説明する。

２ 質疑応答・有識者意見 ５０分程度

見直しの方向性等について、外部有識者と担当局との間で質疑応答を行い、外部有識者から意見をいただく。

３ まとめ ５分程度

コーディネーターが、有識者の意見をまとめる。

（オ）タイムテーブル

９時３０分 知事挨拶

９時３５分 概要説明

９時４０分 ①多文化防災の推進に向けた連携体制の強化

１０時５５分 ②三河タクシーメーター検査場の効果的な維持管理の検討

1 3 時 0 0 分 ③税外債権管理の効率化・適正化

1 4 時 0 5 分 閉会挨拶

(カ) ヒアリング対象項目・概要 ③ 税外債権管理の効率化・適正化（総務局）

- 愛知県では、全庁的に効率的かつ効果的な債権管理を行うため、「税外債権管理に係る基本方針」を2021年度に策定しているが、具体的な債権管理の手法は、各局等で異なっている。
- このことについて、債権管理の手法を整理し、各局等における債権管理について、より一層の効率化・適正化を図るための方策を検討する必要がある。

(キ) 県対応案の概要（今後の方針）

- 今後の債権管理に当たり、不納欠損処分に関する全庁統一の基準を策定するとともに、債権放棄が可能な債権については、併せて策定する債権放棄に関する全庁統一の基準により、県議会に対して債権放棄の議案を提出することとする。
- 併せて、債権回収手続について、法的手続を含めて整理し、全庁に周知する。
- 基準策定、債権回収手続の整理については、2024年度中に行い、2025年度から運用開始する予定。

(ク) 結果 有識者の主な意見

- 新たに基準を設け、それに基づくマニュアルを作成していくという県の方針について反対するものではない。
- 法に則り債権管理に手を尽くすことが原則であり、手を尽くしたことをどのように合理的に説明できるか検討していく必要がある。
- 全庁統一の基準を作成することが最適な手法であることの論理を整理する必要がある。
- 根本には県の業務をいかに効率化していくかという観点があるため、基準を作るだけでなく、各局への指導や相談対応、支援などについても配慮した方が効果はあがると思われる。
- 今回の取組が軌道に乗った後で、将来的には共通業務を所管する部署の設置や条例の制定も考えられる。

オ 不納欠損処分に関する基準（案）

債権が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該債権が徴収し得なくなったものとして愛知県財務規則（昭和39愛知県規則第10号）第41条の規定に基づき不納欠損処分を行い、整理するものとする。なお、当該債権につき、保証人（連帯保証人を含む。）から納付を受ける可能性がある場合を除く。

- (1) 当該債権の消滅時効が完成し、かつ、債務者がそれを援用したとき（当該債権が、地方自治法（昭和22年法律第67号）第236条第2項の規定により時効の援用を要しないものであるときは、消滅時効が完成したとき）。
- (2) 地方自治法第231条の3第3項の規定により地方税の滞納処分の例により処分することとされた債権について、地方税法（昭和25年法律第226号）第15条の7第4項又は第5項（国税徴収法（昭和34年法律第147号）第153条第4項及び第5項を含む。）の規定の例により納付する義務が消滅したとき。

- (3) 債務者である法人の清算が終了し、当該法人の債務が消滅したとき（当該法人の債務につき弁済の責に任ずべき他の者があり、その者について第1号から第5号までに掲げる事由がない場合を除く。）。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第171条の7第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該債権が免除されたとき。
- (5) 前号のほか、法律若しくはこれに基づく政令又は条例の規定により当該債権が免除されたとき。
- (6) 地方自治法第96条第1項第10号の規定による債権の放棄の議決があったとき。

カ 債権放棄に関する基準（案）

県によると、2024年度中に策定を予定している基準の案は、【図表6-30】の右列記載のとおりである。2022報告の巻末に示した債権管理条例案の債権放棄部分を左列に記載して対比する。

【図表6-30】債権放棄に関する基準（案）

2022年度 包括外部監査報告書記載の条例案(債権放棄部分)	債権放棄に関する基準案
1 知事等は、非強制徴収債権（1号については、時効による消滅について時効の援用を要するものに限る）が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該非強制徴収債権及びその履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金を徴収する権利の全部又は一部を放棄することができる。	法的措置を含めた債権回収に向けた取組を徹底したものの、次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、地方自治法第96条第1項第10号の規定により債権の放棄について、議会の議決を求めることとする。なお、当該債権につき、保証人（連帯保証人を含む。）から納付を受ける可能性がある場合を除く。
一 消滅時効に係る時効期間が満了したとき。ただし、債務者に時効を援用しない特別な事情がある場合を除く。	（1）当該債権につき消滅時効が完成したとき（債務者が時効の援用をしない特別な理由がある場合を除く。）
二 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他の法令の規定により債務者がその責任を免れたとき。	（2）破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他の法令の規定により債務者が当該債権につきその責任を免れたとき。
三 債務者が生活困窮の状態（生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受け、またはこれに準ずる状態をいう）にあり、資力の回復が困難で、かつ、弁済することができる見込みがないとき。	（5）その他特別な事情により、当該債権を所管する局において、当該債権を放棄することについてやむを得ない理由があると判断したとき。
四 債務者が死亡し、その相続人が限定承認をした場合又は相続人不存在の場合において、その相続財産の価額が、強制執行の費用及び当該非強制徴収債権に優先して弁済を受ける債権の価額の合計額を超えないと見込まれるとき。	（3）債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合又は相続人が不存在の場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用（強制執行の準備に係る費用及び相続財産清算人に係る費用を含む。）及び当該債権に優先して弁済を受ける債権の合計額を超えないと見込まれるとき。
五 第〇条の規定による徴収停止の措置をとった場合において、当該徴収停止後3年を経過したのちにおいてもなお同条各号のいずれかに該当するとき。	（4）地方自治法施行令第171条の5の規定による措置（徴収停止）をとった日から3年を経過したときにおいて、なお、同条に規定する場合に該当するとき。
2 知事は、知事等が前項の規定により債権を放棄したときは、その内容を議会に報告しなければならない。	—

キ 措置状況調書

包括外部監査の結果に基づく措置状況調の、指摘・意見への対応欄には、次のとおり記載され、2024年度末頃に措置済みとして整理する予定とされている。

税外未収金については、負担の公平性と財源確保の観点から、未収金の解消に向けた取組を進める必要がある。意見に対しては、債権管理事務の経済性や効率性といった趣旨を考慮した上で、他県の状況や全庁の債権の管理状況の調査の実施に加え、外部有識者からの意見（「行政改革の推進に向けた外部有識者による公開ヒアリング（２０２４年１０月）」）を踏まえ、不納欠損処分及び債権放棄に関する統一的基準を作成するとともに、債権管理・回収手続が円滑に進むよう、法的手続も含めて標準的な手順・手法を整理して、具体的な対応事例を盛り込んだマニュアルを作成し、２０２４年度中に周知する予定。

債権放棄が必要な債権については、地方自治法第９６条第１項第１０号の規定に基づき、県議会に対して債権放棄の議案を提出していき、事例を積み重ねて条例制定を検討していく。なお、総務局においては、２０２１年７月に全庁的に一層効率的かつ効果的な債権管理を行うための仕組みの一つとして、各債権所管局が個々の債権管理マニュアル作成等の際に参考にするものとして位置づける「税外債権管理に係る基本方針」を策定しており、また、基本方針に基づく全庁的な取組として、職員研修会、自己検査及び連絡会議を実施しているところであり、これらの取組については、今年度も継続して実施していく。

4 監査の結果

(1) 債権を消滅させないまま不納欠損処分すべきではない【指摘】

一部の局は、2022、2023年度も、債権を消滅させないまま不納欠損処分していた。【図表6-4】【図表6-6】【図表6-8】【図表6-10】【図表6-12】【図表6-16】【図表6-24】の2022年度、2023年度の列に不納欠損処分量が記載されている行を参照されたい。

本監査人は、2022報告で、「不納欠損処分する前に債権を（みなし）消滅させるべきである【意見】」という意見を監査の結果として述べた。しかし、その後も債権を消滅させないまま不納欠損処分している現状があり、著しく不合理であることから、指摘する。

ただし、次の債権は公債権であり、時効の援用を待つまでもなく時効により消滅したものであり（法第236条第2項）、不納欠損処分することに問題はない。

【図表6-10】2022年度	県立学校授業料
【図表6-12】2022年度	生活保護費返還金の一部、在宅重度障害者手当返還金、 児童措置費負担金、児童扶養手当返還金の一部、 遺児手当返還金
2023年度	生活保護費返還金の一部、在宅重度障害者手当返還金、 児童措置費負担金、児童扶養手当返還金、 遺児手当返還金の一部
【図表6-24】2022年度	都市公園占使用料

この点県は、上記図表（【図表6-4】【図表6-6】【図表6-8】【図表6-10】【図表6-12】【図表6-16】【図表6-24】）に記載されている不納欠損処分量は消滅した債権に係る金額を含んだものである、また、不納欠損処分は、債権ごとに債権管理の経過、債務者の状況等を踏まえ、将来的に回収可能性がないことを判断した上で行っており、「著しく不合理」との「指摘」には当たらないと主張する。

しかし、上記のうち、生活保護費返還金の一部、児童扶養手当返還金の一部、遺児手当返還金の一部などと記載されている債権は、同じ名称の債権の中に、性質の異なる債権が含まれており、消滅した債権に係る金額と消滅していない債権に係る金額が混在する。そして、その混在する額のうち、消滅していない債権に係る金額については簿外で管理し続ける必要がある。不納欠損処分する段階では、同じ名称の債権であっても債権ごとに経過や債務者の状況等を踏まえて個別に判断する必要があることはもちろんであるが、その混在する額のうち、消滅していない債権に係る金額を算出しようとすると、不納欠損処分した理由に遡らなければならない、複雑である。

二重帳簿を続け、簿外管理する債権額をさらに増加させる現在の取扱いは、透明さを欠き不明瞭なだけでなく、複雑さを増すばかりであり、2022年度、2023年度はもちろん、今後もこのような方法を続けることは、著しく不合理であると言わざるを得ない。

(2) 債権管理条例の制定に向けた実例の積み重ねに早急に着手する必要がある【指摘】

上記(1)のような指摘をせざるを得ない原因は、債権管理条例が制定されないことに原因があり、債権管理条例の制定が必要である。

県によると、「行政改革の推進に向けた外部有識者による公開ヒアリング」の結果等を踏まえ、今後の方針は、前3(4)オの不納欠損処分に関する基準(案)及びカの債権放棄に関する基準(案)を2024年度内に策定する予定であるとのことである。そして、前3(4)キに記載のとおり、債権管理・回収手続が円滑に進むよう、法的手続も含めて標準的な手順・手法を整理して、具体的な対応事例を盛り込んだマニュアルを作成し、2024年度中に周知し、同年度末頃措置済みとする予定としている。

もちろん、県が現在検討しているとおり、不納欠損処分に関する基準や債権放棄に関する基準を2024年度中に策定することは、是非とも必要である。地方自治法や民法等には、不納欠損処分や債権放棄の前提となる消滅時効や徴収停止等の規定は存在するが、債権放棄の可否や判断に係る統一基準が定められていないため、全庁統一的な運用が可能となるよう基準等を作成するものである。しかし、債権の種類、債権者である県の所管課、債務者の属性、現在の住所地、経済状況、債権の発生時期、時効の起算点、保証人や担保の有無等が千差万別で、その組み合わせは無限に存在しうるため、統一基準を策定しても適切かつ十分に運用することは容易ではない。そのため、債権管理・回収手続が円滑に進むよう、法的手続も含めて標準的な手順・手法を整理して、具体的な対応事例を盛り込んだマニュアルを作成し、2024年度中に周知することも不可欠である。そして県は、基準の運用状況を踏まえ、関係所属への支援のあり方、体制を検討するとともに、実績を積み重ねながら、条例制定を検討していく方針であるとする。

県の調査によると、近年債権管理条例を制定した千葉県においても、2016年度に債権放棄に係る全庁的な方針を定め、計39議案、約2億6000万円の債権を、県議会の議決を経て放棄するなど債権放棄の実例を積み重ね、慎重に検討を進めた結果、2022年度の債権管理条例の制定に至ったとのことである。

本監査人としても、2022報告の巻末に示したような債権管理条例を制定し、その条例には債権管理本部等を設置すべきことを併せて規定し、そのような機関において、きめ細やかな対応をすることが必要であると考えるが、千葉県のように、県議会の議決を経て債権放棄の実例を積み重ね、慎重に検討を進める必要があるというのであれば、早急に着手する必要がある。

この点県は、債権を不納欠損処分、債権放棄することの重要性に鑑み、基準をつくるために必要な調査、案の検討、外部有識者による公開ヒアリングなど手順を踏んで取組を進めている途中であるとする。しかし、県が2024年度中に策定するべく検討している債権放棄に関する基準案は、【図表6-30】のとおり2022報告で本監査人が提案した条例案とほぼ同様であり、同基準案の検討のために2年間を要する事務とは考えられない。また、2023年度又は2024年中に、議会の議決を経て債権放棄の

実例を積み重ね慎重に検討を進めるべく、実例の積み重ねを開始することも可能であった。現在の進捗は著しく不適切である。

(3) 元公園用地の無断使用の解消に向けた取組を一層強化されたい【意見】

2008年度の監査対象であった元B公園緑地の無断使用について、今一度行政代執行や裁判手続（訴訟、調停）の利用や福祉的介入の必要性を含め、解決策を改めて強く検討し、今度こそ速やかに無断使用解消を進められたい。

(4) 境界杭の設置に向けた取組を一層強化されたい【意見】

2008年度の監査対象であった元瀬戸市南東部地区用地の境界杭について、筆界特定制度や境界確定訴訟の利用を含め、解決策を改めて強く検討し、今度こそ速やかに境界問題の解決を進められたい。

(5) 措置状況調を有効活用されたい【意見】

2017年度の監査対象であった備蓄物資の保管場所の見直しについて、措置状況調の記載が2018年11月時点から更新されておらず、進捗状況が読み取れないことを本監査の過程で述べたところ、局は2022年度に行った備蓄数量の見直しを踏まえると、2023年度に「措置済」とすることが可能であったという判断に至った。県では毎年措置状況調を作成しているのであるから、指摘・意見に対する対応の要否や進捗状況を把握できるように、毎年の措置状況のとりまとめの際には、その年の取組状況や事情変更等を確実に記録しながら取組を進められたい。

第3 措置不要のもの

1 措置不要とされた件数とその理由

措置不要とされた監査の結果は、【図表6－1】記載のとおり、179件であった。これを措置不要とされた理由ごとに、次の①から⑨のように分類してみた。その分類ごとの件数は、【図表6－31】のとおりであった。ただし、1件の監査の結果の中に複数の指摘又は意見が含まれていて複数の理由で措置不要とされたものや、1件の指摘又は意見に対して複数の理由で措置不要とされたものは、複数の理由に分類したため、【図表6－31】記載の合計は179件より多く204件である。

措置不要とされた件数は、2009年度から2014年度は年度ごとに10件以上と多く、その前後は一桁に留まる。

措置不要の理由のうち25%近くは、対象の事業、施設等の廃止、制度の変更、物の処分、組織の解散その他の事情の変更があったためであった。監査当時、既にそのような事情の変更が存在したケースも認められた。

また、13%余りは、指摘・意見の前提となる事実には誤認があると判断したためであった。監査当時既に行われていた取組を知ってか知らずか、そのような取組がないものとして監査の結果が述べられたものもここに含めた。

措置不要の理由として最も多く認められたのは、対象部局や対象団体（以下「県等」という）の裁量の範囲内であるというもので、50%以上の109件がこれに該当した。

その他が選択されたものは、理由不明や着手したものの結果に結びつかなかった等であった。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 対象の事業、施設等の廃止、制度の変更、物の処分、組織の解散その他の事情の変更があったため② 指摘・意見に法令違反があると判断したため③ 指摘・意見の前提となる事実には誤認があると判断したため（監査当時既に行われていた取組を認識していないもの又はそのような取組を前提としていないと考えられるもの、指摘・意見の提案が非現実的であることを認識していないと考えられるものを含む）④ 対象の事務処理は県の裁量の範囲内（出資団体等が監査の対象となっている場合に当該団体の裁量の範囲内）であると判断したため（上記②③のような問題はないが見解を異にしたもの、指摘・意見の提案とは別の方法により対応したもの、対応が不可能とはまではないえないうが難しいだろうと予想して見送ったものを含む）⑤ 指摘・意見が抽象的で具体的な措置に反映できなかったため⑥ 県で前例がないため⑦ 他の自治体で前例がないため⑧ 予算を確保することができないため⑨ その他 |
|--|

【図表 6－3 1】措置不要の理由ごとの件数

年度	00	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	計	占有率
①	15	1	1	2			1	2		3	2	8	3	3	5	1			2				1	50	24.5%
②			1																					1	0.5%
③	2		1	2		1	1			5		2	1	10	1		1							27	13.2%
④	2		3	1	4	2	3	2	2	22	7	23	12	19	5				1		1			109	53.4%
⑤								1																1	0.5%
⑥														1										1	0.5%
⑦						1																		1	0.5%
⑧									1			2							1					4	2.0%
⑨			2					4	1	1					1				1					10	4.9%
合計	19	1	8	5	4	4	5	9	4	31	9	35	16	33	12	1	1	0	5	0	1	0	1	204	
総数	109	114	86	83	95	106	83	93	87	119	48	129	102	85	106	106	72	37	54	29	22	29	117	1911	

2 包括外部監査結果報告書の提出時期

(1) 提出時期の推移

監査結果報告書の提出時期は、2004年度から2019年度（2010年度を除く）までは12月とされていた。2020年度は新型コロナウイルスの感染拡大の影響も考慮して2月とされたが、2021年度は再度12月とされた。2022年度も、本監査人は当初12月の提出を前提に監査を開始したが、監査を遂行する過程で実質的な監査に重大な悪影響があると考え、提出時期を2月に変更するよう申し入れて2月に提出し、2023年度以降は12月と2月を提出時期が並記されたスケジュール案を県が監査人に提示し、協議の結果として2月提出となっている。

(2) 監査の期間を十分に確保すべき義務

これまでの監査の結果に対する措置状況を調査したところ、年度によっては30件を超える措置不要な監査の結果（【図表 6－3 1】）を生じていた。より実質的な監査を行い意義高い監査の結果を提出するためには、監査の期間を十分に確保する必要がある。監査期間の確保は本監査人のみならず、将来の監査人にとっても大切である。県との間で協議を重ねた結果、県から次のような考え方が表明されたので、以下に掲載する。

【結果報告書納品時期に関する総務課の考え方】

地方自治法第252条の36第8項では、「包括外部監査対象団体は、包括外部監査契約の期間を十分に確保するよう努めなければならない。」とされているところであり、報告書提出までのスケジュールについては、監査期間を十分に確保できるよう、毎年度、包括外部監査人と丁寧に調整を行い、柔軟に対応していく。

3 措置不要とされた指摘又は意見についての検討

(1) 公の施設の適正管理について（指名競争入札）

報告書	2000 年度「公の施設の適正管理について」（178、193、197、204 頁）		
指摘・意見	労働協会事務局で一括して行われる指名競争入札（意見）（勤労会館、愛知県豊橋勤労福祉会館、労働者研修センターでも再掲）	担当局	労働局
全施設の A 業務の指名競争入札のうち、2 つの施設の A 業務については、指名競争入札の結果、同一業者が継続して落札しているが、入札価格が 2 つの施設で異なっている。 応札価格が、2 つの施設でそれぞれ予定価格内であるので、それぞれの応札価格で決定したとのことであるが、このような場合には、その応札価格の積算を入手し、低い方の価格に統一して決定させることが出来ないか、統括的に十分検討してこそ、労働協会事務局で一括して、指名競争入札の業務を行う意味があると考えます。		入札は価格表示のみであり、業者から個別価格明細を入手することは困難である。 また、各施設の地域性、立地条件が異なり、同一業務でも他施設と統一単価とすることは困難である。 ※勤労福祉施設については、平成 28 年までにすべて廃止済み	

外部監査人は、同一業者が落札した 2 件の指名競争入札について、積算を入手して低い価格に統一する方法を提言している。しかし、県によれば、入札の制度上不可能であることから「未措置（措置不能）」（現区分：措置不要）と判断したということである。当時、外部監査人と県との間で本件についてどのような議論がされたかは記録がないため判断できないが、外部監査人により実現可能性の高い方策を検討する機会を与えるためには、外部監査人の提案について、あらかじめ外部監査人と県との間で十分な情報提供や意見調整を行う機会を設けるなど、建設的な監査結果となるよう配慮すべきである。

(2) 公の施設の適正管理について（随意契約）

報告書	2000 年度「公の施設の適正管理について」（180、193、197、204 頁）		
指摘・意見	労働協会及び各施設で行っている随意契約の仕方（意見）（勤労会館、愛知県豊橋勤労福祉会館、労働者研修センターでも再掲）	担当局	労働局
指名競争入札も随意契約も契約価格は、1 本の総額で、「予算に基づいて設定した予定価格」に最も近似する「一番低い金額の業者」で決定することにしている。従って、随意契約の場合においても見積書の個別の金額での判定ではなく、総額で判断している。 （略） 民間企業が業務を委託したり、物品購入を行う際には、業者の企業努力も期待して価格交渉を行うのが一般的である。労働協会は、財団法人であり、民間企業と同じ様に指名競争入札の場合でも業務内容の個別価格明細を入手して、また、随意契約を行う場合において見積り合わせにより業者と個別項目ごとの価格交渉を行って、より良いものをより安く業者発注が出来るような体制に改善することを検討されたい。		入札は価格表示のみであり、業者から個別価格明細を入手することは困難である。 なお、随意契約を行う場合は、見積書等により価格明細を入手し、より安く契約できるような価格交渉を行っている。 ※勤労福祉施設については、平成 28 年までにすべて廃止済み	

外部監査人は、随意契約の際に個別価格明細を入手して価格交渉を行い、より安く発注する方法の検討を提言している。しかし、県によれば、既に取り組んでいたことから、改めての「措置」は不要と判断したということである。当時、外部監査人と県との間で

本件についてどのような議論がされたかは記録がないため判断できないが、外部監査人により実現可能性の高い方策を検討する機会を与えるためには、外部監査人の提案について、あらかじめ外部監査人と県との間で十分な情報提供や意見調整を行う機会を設けるなど、建設的な監査結果となるよう配慮するべきである。

(3) 健康福祉部の補助金

報告書	2004 年度「健康福祉部の補助金及び貸付金に関する財務事務の執行並びに健康福祉部の主要な財政的援助団体に関する財務事務について」(37 頁)		
指摘・意見	病院内保育所運営費補助金（意見）	担当局	保健医療局
当該補助金の目的は、病院職員の離職防止及び再就業の促進を図るということにあり、事業開始は昭和 49 年度と古く、開始当初の看護師等病院職員不足への対応ということでは意義があったと思われる。 しかしながら、近年では社会環境や雇用環境が変化してきており、院内保育所の設置の有無が離職防止や再就業促進の対策としては有効ではあるものの、その他にも様々な原因が発生してきていると考えられる。 制度の利用状況をみても、大きな医療法人及び市町村等に限られ、業種としての公共性は高いが、制度自体の公共性、公平性が高いとは言いがたく、また、目的との直接的な因果関係を認識できないために支出の効果測定が困難であり、制度の有効性、経済性が明確に検証できていない。 今後、国庫補助事業ではあるものの、特定業種の就業者に限定した優遇制度は、有効性、経済性の検証によりその適正規模を把握し、その結果優遇制度か否かを判断して補助金額を決定又は見直しされていくべきであり、県単独事業については現在の県の財政を考え、病院職員の院内保育利用状況の比較等からその効果を測定し、制度自体のあり方を再検討することが望まれる。 その結果、更に充実させるべきと考えればより有効な制度となるよう整備し、そうでなければ、医療法人及び市町村の自助努力による運営も選択肢の 1 つとして考えていくことが望まれる。		毎年夏に実施している現地調査の結果、看護師は変則勤務であるため、離職防止対策、再就業の促進を図るために有効であると確認している。また、国では平成 21 年度に単価の大幅増を実施し、平成 22 年度には児童加算、平成 23 年度予算は休日加算を新設しており、病院内保育所の拡充を実施し、子どもを持つ女性医師や看護職員等の離職防止及び再就業の促進を図っている。以上のことから、離職率の高い病院職員の離職防止対策に院内保育は有効と考えることから引き続き事業を継続する。	

外部監査人は、補助金が離職防止や再就業促進のために有効であることを踏まえた上で、利用状況が大きな医療法人及び市町村等に限定されていることに着目して制度の公共性、公平性に疑問を呈し、あり方の再検討を求めている。これに対し、措置状況調の記録を見る限り、県において監査人が問題視した公共性、公平性について検討されたとはいえない。措置不要とするのであれば、外部監査人の示した問題点について検討した上で結論を出す必要がある。

これに関し、本年度の県の説明によると、中小病院や診療所も本補助金の対象として加えることについても認めており、2004年度の回答時点においても、外部監査人の示した問題点（公共性、公平性）について検討を行ったとのことであった。

(4) 教育委員会の将来の退職手当の財源

報告書	2006 年度「愛知県教育委員会に関する財務事務の執行及び財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団の出納その他の事務の執行について」(130 頁)		
指摘・意見	埋蔵文化財センター 将来の退職手当の財源について (結果)	担当局	教育委員会
埋蔵文化財センターにおいては、埋蔵文化財発掘調査事業特別会計において、退職手当引当金を計上している。この退職手当引当金は、期末における自己都合要支給額の 100%を引き当てる方法で計上している。 また、退職手当については、愛知県の行政職もしくは教育職と同一の基準により支給されることとなっている。 自己都合による退職手当引当金の毎期の積立額については、埋蔵文化財発掘調査事業特別会計において計上した上で、発掘事業の委託元である国土交通省もしくは各自治体等が負担する委託料の対象経費に含めている。しかし、職員が定年退職した場合には会社都合で支給されることから、積み立てた自己都合要支給額よりも多い金額が支給されることとなる。現在までは、定年退職による支給者がいなかったため、当該差額分の負担について委託元での負担とするかどうかの取り決めがない。そのため、下記差額について負担する財源の取扱いを決めておく必要がある。 (略) 上記の不足額については、委託元の下承を得て委託料の必要経費として退職時に計上するか、愛知県が補助金として支給することが考えられる。 いずれにしても上記不足額についての財源を確保できるように検討することもさることながら、財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団の埋蔵文化財センターにおける退職手当が、愛知県の職員と同一の基準により支給されることの妥当性についても今後検討する余地があると思われる。		他の県関係団体 17 団体中 15 団体が愛知県の職員と同一の基準により支給されている状況であり、また、同一団体内で事務所毎に支給基準を違えているところはないことを確認した。 この状況を踏まえ、埋蔵文化財センター職員においても愛知県の職員と同一の基準により支給されることは妥当であると考えている。	

外部監査人は、退職手当積立金で不足する退職手当の財源確保と退職手当の支給基準という 2 つの問題を挙げている。しかし、措置状況調において県はこのうち後者にしか言及しておらず、前者について検討されたとはいえない。県によれば、措置状況調については、本章第 1、3(1)のとおり総務局から関係局に対して照会を行っているが、総務局及び教育委員会双方において、措置状況調と包括外部監査結果報告書の十分な突合が行われず生じた事案と考えられるとのことであった。措置不要とするのであれば、外部監査人の示した問題点について漏れなく検討した上で結論を出す必要がある。

(5) 建設部の委託料

報告書	2007 年度「建設部の委託料及び役務費に関する財務事務の執行並びに建設部の主要な財政的援助団体に関する財務事務について」(34～36 頁)		
指摘・意見	再委託に関するモニタリング体制 (意見)	担当局	建設局
①委託元である県においても、再委託先との契約書を入手する等により、再委託の実態についてより適切に把握する措置を講ずることが望まれます。 また、再委託の契約書上に、個人情報保護等の必要な条項が盛り込まれているかどうか、委託者の立場から監督する必要があります。 ②委託元である県においては、委託による業務の効率化を実現するとともに、一定水準以上の業務の質を確保する責任があり、再々委託先も含めた業務全体の遂行状況について把握する		建設コンサルタント等業務、保守点検業務、監理委託業務など標準約款を用いて実施している委託業務については、再委託を行う場合には事前に県に対して承認を求めることとしており、再委託先、再委託内容等を審査している。個人情報保護	

ことが望まれます。例えば、委託関係全体を把握する資料を入力し、不適切な相手方が含まれていないことを確認するなど、委託業務全体を監督するシステムの構築が望まれます。	等についても併せて審査をしている。標準約款を用いない委託業務については、個々の契約ごとに契約書を作成しているが、再委託に関する情報の把握の必要性について、再委託の質と量が様々であるため、個々の契約ごとに監査人の意見を可能な限り反映させた契約に努める。
③承認を求めるための申請書類には、再委託金額・再委託業者名の記載がありませんでした。申請書を閲覧する限りでは、再委託を承認することがやむを得ないとまでは判断できないのではないかと思います。 申請書には少なくとも再委託業務の内容・金額及び再委託業者名を記載し、承認のための判断資料が提供されるべきと考えます。仮に、再委託の承認をとった後に業者選定した場合には、金額・業者名を県に報告すべきであると考えます。	

上記意見について、措置状況調の記載は、次のとおり推移していた。

2008年11月 2009年11月	改善中	(①～③共通) 委託業務について、共通する課題として指摘を受けたが、監査対象には施設管理委託、保守点検業務委託、調査業務等、様々な種類の委託が含まれている。 委託契約には種類ごとに標準約款があること、再委託に関する情報の把握の必要性について、再委託の質と量が様々であるため、手間と効果が一樣ではないこと等により、共通した方針等を作成することは困難である。 よって個々の契約ごとに監査人の意見を可能な限り反映させた契約に努める。
2010年11月 2011年11月 2012年11月	改善中	(①について) (2010年～2012年) 個人情報の取扱い等、再委託先についても遵守すべき事項もあることから、仕様書等において、再委託先の契約書の提出を義務づける方向で検討を行う。 (②③について) 建設コンサルタント等業務、保守点検業務、監理委託業務など標準約款を用いて実施している委託業務については、再委託を行う場合には事前に県に対して承認を求めることとしており、再委託先、再委託内容等を審査している。個人情報保護等についても併せて審査をしている。標準約款を用いない委託業務については、個々の契約ごとに契約書を作成しているが、再委託に関する情報の把握の必要性について、再委託の質と量が様々であるため、個々の契約ごとに監査人の意見を可能な限り反映させた契約に努める。
2013年11月以降	措置不要	(①について) 建設コンサルタント等業務、保守点検業務、監理委託業務など標準約款を用いて実施している委託業務については、再委託を行う場合には事前に県に対して承認を求めることとしており、再委託先、再委託内容等を審査している。個人情報保護等についても併せて審査をしている。標準約款を用いない委託業務については、個々の契約ごとに契約書を作成しているが、再委託に関する情報の把握の必要性について、再委託の質と量が様々であるため、個々の契約ごとに監査人の意見を可能な限り反映させた契約に努める。

以上によると、2010年11月から2012年11月までの間、外部監査人の意見に沿った対応を検討していたこと、2013年11月以降、何らかの改善があったことが伺える。建設局にヒアリングしたところ、2007年度当時の外部監査人の意見に当時の状況として誤りはなく、意見を踏まえて取扱いを改めた経緯であるが、その際に措

置済ではなく措置不要とした理由は分からないという説明があったが、「個々の契約ごとに監査人の意見を可能な限り反映させた契約に努める。」としており、当初より「措置不要」であったと思慮され、「措置不要」であるものをなぜ「改善中」としたのか、その理由については不明であるという説明もあり、当時の詳細は不明であった。

しかし、いずれにせよ、法第252条の38第6項は、「当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたとき」には監査委員に通知し、監査委員が公表を行う旨定めているのであるから、たとえ監査人の意見をそのままの形で採用した場合でなくとも、意見を踏まえて改善したことがある場合には、監査委員に通知し、公表すべきである。また、仮に監査時点で既に対応済で外部監査人に事実誤認がある場合には、予めその旨情報提供すべきである。

(6) 病院事業庁の財務事務

報告書	2009年度「病院事業庁における財務事務及び事業の管理について」(155頁)		
指摘・意見	クリニカルパスを利用した効率的薬剤の使用(意見)	担当局	病院事業庁
今後はクリニカルパス作成時には、効率的な薬品や診療材料の使用について検討することが必要です。また、バリエーション分析を実施するなど、定期的にパスのモニタリングと評価を行い、パスの見直しを実施することが適切です。		クリニカルパスの評価及び見直しは、クリニカルパス検討委員会で定期的に行っており、今後も引き続き見直し検討を行う。	

措置状況調の記載によれば、既に外部監査人の意見同様のことを行っているという理由により措置不要とされている。しかし、県によれば、現在、監査時点で対応済であり、更なる措置は不要である場合についても、「措置済(公報)」に分類している。

監査時点で対応済であることが理由で更なる措置は不要である場合については、その対応している具体的内容を示して公表する必要がある。

(7) 支出に関する事務

報告書	2009年度「支出に関する事務の執行について(内部統制の観点から)」(104頁)		
指摘・意見	委託先と再委託先との契約内容の確認について(意見)	担当局	建設局
再委託を行う場合には、基本的には再委託先との契約書の入手を契約書自体で明確に定め、個人情報保護をはじめとした再委託契約内容について確認する必要があります。当該案件に限らず、他の再委託の案件についても契約書本文の入手を失念している可能性が考えられるため、現在再委託が行われている案件については、委託先と再委託先との契約書を取り寄せて内容を確認することが望まれます。 さらに、再委託を行う場合は、再委託先に対しても愛知県の個人情報取扱事務委託基準を遵守させる条項を契約書上にて定めるなどの対応を行うべきです。 ただし、委託といっても様々な契約形態があり、当該案件のように単独の業務を委託している場合ばかりではなく、その形態は多岐にわたるものであるため、すべての再委託を対象として契約書を入手し、内		現在契約している委託契約において、仕様書等で委託先が再委託を行う場合に再委託契約書の写しを県へ提出するよう定めているものについて、再委託契約書を適切に入手しているか確認を行うこととした。 委託契約において個人情報を取扱うことが予想される場合には、契約書に個人情報取扱事務委託基準を記載等し、当該委託業務を再委託する際にも同基準を遵守させることとしている。 なお、再委託契約書の写しを県へ提出するよう定めていないものについても、委託先と再委託先との契約内容	

容を確認することは困難であるとも言えます。したがって、委託先と再委託先との契約内容についてまで把握しておかなければ委託事業の適切な遂行に支障がある又は個人情報の保護が保障されないおそれがあると思われる事業については、最低限委託先と再委託先との契約内容の確認を実施する必要があると思われます。	についてまで把握しておかなければ委託事業の適切な遂行に支障がある又は個人情報の保護が保証されないおそれがあると思われる事業については、受託者の協力のもとに委託先と再委託先との契約内容の確認を実施することとしていく。
---	---

県は、外部監査人の意見に従って、再委託契約書の写しの提出状況を確認し、再委託契約の内容を確認していく等としながら、「措置不要」と整理している。しかし、監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置したのであれば、監査委員に通知し、公表する必要がある。

(8) 県民生活部等の財務事務

報告書	2011 年度「県民生活部文化芸術課及び同課が所管する財団法人愛知県文化振興事業団にかかる財務に関する事務の執行について」(487 頁)		
指摘・意見	あいちトリエンナーレ 2010 における愛知県美術館 12 階（企画コンペその他の作品展示）のディスプレイ制作業務（意見）	担当局	県民文化局
執行予定価格を、最低入札価格が、約 400 万円、上回り、入札が不調となっている。 これほどまでに、執行予定価格と入札価格の開きがあることは、執行予定価格の算出方法が、十分でなかったと言わざるを得ない。今回は、執行予定価格の方が下回り、入札不調となったものの、結果的には、業者との協議により、執行予定価格内で契約を締結できたものであるが、このような契約方法を繰り返すべきではない。 執行予定価格の算出をより緻密に行うべきである。		あいちトリエンナーレ 2013 においては、愛知芸術文化センター12階では、企画コンペによる作品展示は実施しなかったが、他の会場においては、予定価格の算出については、より緻密に算定した。	

県は、執行予定価格の算出をより緻密に行うべきという外部監査人の意見に対し、あいちトリエンナーレ 2013 において、より緻密に算定したとしながら、措置不要と整理している。

しかし、法第 252 条の 38 第 6 項は、「当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたとき」には監査委員に通知し、監査委員が公表を行う旨定めているのであるから、たとえ愛知県美術館（愛知芸術文化センター）12 階のディスプレイ制作という全く同一の業務ではないとしても、意見を踏まえて改善したことがある場合には、監査委員に通知し、公表する必要がある。

(9) 出資団体（公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団の組織）

報告書	2012 年度「県が出資等の形で関係する団体に対する財務の執行について ～県の監査対象となる関係団体の財務の執行も含めて～」(286、292、306 頁)		
指摘・意見	公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団今後の組織のあり方（意見）等	担当局	教育委員会
指定管理施設の管理に従事している管理グループの人件費は、補助金ではなく、指定管理料で手当てされるべきである。 指定管理施設に関する業務に従事する管理グループの人件費を運営費補助金で手当てすべきではない。管理グループの人員に対する補助金の算定にあたっては、施設管理業務に関		平成 25 年度から財団の事務局組織、業務分担を見直し、その中で「総務課管理グループ」は廃止し、新たに「企画推進課企画調整グループ」を	

する部分を除くなどしないと、指定管理者の指定に当たり、民間会社より優遇されるおそれがある。仮に管理グループに指定管理施設に関する業務に従事する人員が存在する場合には、各施設に対する指定管理料に人件費等を計上した上で指定管理料として手当すべきである。	設置した。同部門は指定管理施設を含む財団全体事業の企画等に関わることはあるが、個別施設についてのものではなく、「スポーツの普及啓発」に寄与するものとして、補助金で予算措置することとした。
各指定管理施設の管理運営費にも、管理グループの人件費を割り付けるなどして、人件費を適切に反映させるべきである。	

外部監査人が、管理グループの人件費を補助金ではなく指定管理料により手当すべき旨意見したのに対し、県は、組織のあり方を見直すという対応をし、補助金での対応を続ける判断をしている。指定管理料により手当するという方法を採用しなかったために「措置不要」とされたと推察される。

しかし、法第252条の38第6項は、「当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたとき」には監査委員に通知し、監査委員が公表を行う旨定めているのであるから、たとえ外部監査人の意見をそのままの形で採用した場合でなくとも、意見を踏まえて改善したことがある場合には、監査委員に通知し、公表すべきである。

(10) 出資団体（愛知県口論義運動公園）

報告書	2012 年度 「県が出資等の形で関係する団体に対する財務の執行について ～県の監査対象となる関係団体の財務の執行も含めて～」 (351 頁)		
指摘・意見	愛知県口論義運動公園（意見）	担当局	スポーツ局
多額の指定管理料を支払っているにもかかわらず、利用率も低く、県民に広く利用されているとまでいえない。利用者も名古屋市、日進市、長久手市の居住者が中心となっているが、県の施設として、県民全体での利用者数の増加に努めるべきである。そして、その利用状況によっては、地元移管も検討すべきである。		今年度、蹴球場の人工芝化工事を実施し、来年度から供用を開始する予定である。これまでの天然芝と違い、養生期間が不要となるため、稼働日が増え、利用者数が増加する見込みである。 今後も、利用状況の把握に努めるとともに、しなやか県庁創造プラン（平成 26 年 12 月策定）の趣旨を踏まえ、利用拡大に努める。 なお、平成 28 年度より、教育スポーツ振興財団から口論義みらいスポーツコミュニティに指定管理者が交代し、魅力的なイベントを開催するなど、利用拡大に努めている。	

外部監査人は、利用者数の増加に努めるべきこと、利用状況によっては地元移管も検討することを提言している。これに対し、県も、利用拡大に努めること等を方針として定めた（なお、県によれば上記「今年度」は、2015年度を指すものである）。本件監査以降、口論義運動公園の利用者数は、【図表6－32】のとおり推移している。

【図表6－32】利用者数の推移

年度	利用者数(人)	備考
2012	225,425	
2013	215,518	

2014	221,253	
2015	224,064	
2016	197,177	蹴球場人工芝化工事
2017	200,149	蹴球場人工芝化工事
2018	261,772	
2019	251,905	
2020	199,301	新型コロナウイルス
2021	250,868	
2022	105,059	長寿命化改修工事
2023	171,036	長寿命化改修工事
2024	172,822	11 月末現在

これによれば、蹴球場の人工芝化工事後、新型コロナウイルスの感染拡大や長寿命化改修工事による減少はあるものの、それ以外の年度には利用者数が増加していることがわかる。

県は、2019年度に本件を「措置不要」へ整理したが、外部監査人の意見に適う対応をしたことがうかがえるにもかかわらず「措置不要」と判断した理由は措置状況調からは不明である。また、地元移管については、措置状況調で言及されていない。これについて、本年度の県の説明によれば、措置不要としたのは、蹴球場人工芝化工事により利用状況が改善されることを見込んでいたためであり、地元移管については利用状況が改善しているため言及する必要がなかったと考えているとのことであった。

法第252条の38第6項は、「当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたとき」には監査委員に通知し、監査委員が公表を行う旨定めているのであるから、たとえ外部監査人の意見をそのままの形で採用した場合でなくとも、意見を踏まえて改善したことがある場合には、監査委員に通知し、公表すべきである。また、外部監査人の意見について漏れなく検討した上で結論を出す必要がある。

(11) 出資団体（教育会館賃料）

報告書	2012 年度 「県が出資等の形で関係する団体に対する財務の執行について ～県の監査対象となる関係団体の財務の執行も含めて～」 (392 頁)		
指摘・意見	教育会館 賃料について（意見）	担当局	教育委員会
教育会館の建設当初、入居者団体が建築費用の一部を負担した経緯があったにせよ、会館建築後相当年数が経過し、その間入居者団体が無償で使用するにより当初の建築費用の負担部分に相当する金額の回収は十分に図られている。近隣賃借料相場に照らしても、現状も無償で使い続けることは妥当とはいえず、入居者団体から賃		教育会館の各入居団体には、平成 25 年 3 月に開催した管理運営委員会において包括外部監査の監査結果の意見について報告を行ったが、各入居団体は、教育会館建設時に使用面積に応じた負担金を拠出しており、会館使用料については、愛知県教育会館建設に関する覚書及び事務室使用賃貸借契約書に「無償」で貸し付	

料を徴収することについて検討すべきである。 また、入居者団体が借り受けている部分の賃料も、周辺相場に照らして、適切な賃料額を設定すべきである。	ける旨が記されていることから、賃料の徴収は困難と考えている。 また、一部入居団体との間で交わしている賃貸契約の賃借料の設定にあたっては、周辺相場の状況を把握することに努めることとした。
--	---

外部監査人は、入居団体から賃料を徴収することについて検討するよう提言したが、県は、無償で貸し付けたことから賃料の徴収は困難と判断した。確かに使用貸借契約は無償で使用収益させる契約であるものの、外部監査人の意見は、使用貸借であることを認識した上で、契約開始から相当年数が経過し、入居団体が負担した建築費用に相当する金額の回収が図られたことを踏まえた上での提言である。

1987年10月1日付け「事務室使用貸借契約書」によれば、使用貸借の期間は1年間ずつ延長する形であり、期間が満了する日の30日前までに意思表示すれば、延長されずに満了する。そもそも契約は当事者の意思が合致すればいつでも変更することが可能である。したがって、入居団体へ報告のみ行い、使用貸借契約が存在するという理由だけで措置不要と判断するのは対応として不十分であり、入居団体への申入れや交渉を行った上で、結論を出すことが必要であった。

(12) 健康の保持・増進に係る施策等

報告書	2014年度「健康の保持・増進に係る施策に関する財務事務の執行及び当該施策に関連する主要な財政的援助団体に関する財務事務について」(252頁)		
指摘・意見	各種事務の手数料及び公の施設の使用料の算定基準について(意見)	担当局	保健医療局
他団体の考え方を参考に、県の保健所及び衛生研究所における行政サービスに係る手数料及び公の施設の使用料について、公的関与の必要性和公益性という2つの観点から当該事務や公の施設を分類し、これに応じて総費用に受益者負担率を乗じることにより、総費用のうち、受益者が負担すべき費用を算出した上で、この受益者負担総額について、目標利用者数または利用件数で除すことにより1件当たりの手数料及び使用料を検証するといった手法も考えられる。 県においては、使用料の設定に当たって、受益者負担の原則の下で、人件費や設備の減価償却費を含む維持管理費を利用者負担の基礎とし、建設費や大規模改修費については、原則として公費負担とする考え方によっている。また、個々の使用料の設定に際しては、近隣類似施設の状況を考慮する等、地域性に配慮した設定を行っており、これにより公的関与の必要性や公益性に応じた負担水準との均衡が図られている。 公共の施設についてどのような基準で分類するか、或いは、公的関与の必要性や公益性に基づく負担割合をどのように定量化するかといった面について様々な考え方が有り得るが、公の施設の使用料や公のサービスに係る手数料を設定・改定する際のアプローチとして参考になるものと考えられる。		現状の積算方法においても、公的関与の必要性や公益性に応じた負担水準との均衡が図られているのは報告書に記載のとおりであり特別な対応はしない。なお当該手数料、使用料の受益負担率等における検証は、県全体での対応が必要。	

外部監査人は、受益者の負担する手数料及び使用料の検証手法について提言したのに対し、県は、2015年11月の措置状況調では「現状の積算方法においても、公的関与の必要性や公益性に応じた負担水準との均衡が図られているのは報告書に記載のとおりであるが、今後の改定の際には参考としていくこととした。」として「改善中」

としていたところ、2016年11月の措置状況調以降、上記のとおり特別な対応はしなかったとした上で、「措置不要」とし、検証は県全体での対応が必要であると付記した。

これについて、本年度の県の説明によると、措置不要にした理由は、「県全体での対応が必要」であるためではなく、「現状の積算方法においても、公的関与の必要性や公益性に応じた負担水準との均衡が図られている」ためであり、「県全体での対応が必要」という記載は蛇足であったとのことである。

確かに外部監査人は、当時の積算方法について好意的に評価しているものの、それでもなお、本意見を述べたということは、他団体（報告書では6つの自治体が紹介されている）を参考にすることで、より良い方法がないか検討を促す趣旨であったと考えられ、現状に問題がないという理由だけで措置不要とするのではなく、しっかり検討した上で、結論を出すべきであった。

(13) 観光あいちの促進

報告書	2018 年度「観光あいちの促進に関連する事業に関する財務事務の執行について」(113 頁)		
指摘・意見	環境部と観光局における情報の共有体制の強化について（意見）	担当局	観光コンベンション局
自然公園は（略）直接的に観光を意図して整備されたものではない。しかし（略）観光資源としての側面を有する施設ともいえる。 このように観光としての側面を有することから、環境部と観光局において自然公園やイベント等に関する情報を定期的に交換し、環境部で行っている取組やイベントを観光局で実施する広報活動でもアピールすることが考えられる。 しかし、現在は両部において情報交換を行うような会議体などの仕組みがなく、環境部と観光局の担当者間に存在する個人的なコミュニケーションによって情報交換が行われていた。 属人的な情報交換にとどまらず、今後も継続的に両部が情報を交換し続けるためにも、定期的な情報交換の仕組みを構築することが望まれる。		監査結果の意見を受けて、環境局と観光コンベンション局で協議した結果、イベント等は開催時期にバラつきがあり、定期的に情報交換を行う仕組みはかえって非効率であるため、開催時期の前など、時期を捉えて随時情報交換をすることとした。	

外部監査人が環境部と観光局の情報共有体制について、担当者の個人的なコミュニケーションにとどまらず、定期的な情報交換の仕組み構築を提言したのに対し、県は、定期的に行うのは非効率であるとして、開催時期の前などに随時行うとして、「措置不要」としている。

しかし、外部監査人の意見の焦点は、情報交換の仕組みづくりにあることは明らかであり、定期的に行うのが非効率であるというだけでは措置不要とする理由にはならない。たとえ随時だとしても、部局として情報交換の仕組みづくりを行ったのであれば、それは外部監査人の意見を参考とした措置である。法第252条の38第6項は、「当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたとき」には監査委員に通知し、監査委員が公表を行う旨定めているのであるから、たとえ監査人の意見をそのままの形で採用した場合でなくとも、意見を踏まえて改善したことがある場合には、監査委員に通知し、公表するべきである。

4 監査の結果

(1) 監査人の意見を有効活用できるよう監査人に十分な情報を提供されたい【意見】

監査の結果の総数が1968件（2000年度から2022年度の合計は1911件、【図表6－1】参照）であり、そのうち179件が措置不要とされ、改善中とされているものの中からも今後相当数が措置不要とされる可能性があることを考慮すると、1割近い監査の結果は、措置不要として十分に活用されていないことになる。また、最終的に措置不要とされる監査の結果のために、措置するか否か、どのように措置すべきかを検討することに費やす経費（主に人件費）も無駄になり兼ねない。前提とする事実が異なれば、監査人の意見も違ったものになり得たのに、そのような意見を得る機会を逸していることも考えられる。

監査の時点で既に施設等が既に廃止又は廃止されることがほぼ確実であることが分かっていたり（前1の①参照）、監査人が実施すべきとする事項が県等で既に行われていたり、事実誤認（前1の③参照）その他の理由で措置不要とされることが強く予想される場合は、その旨監査人に情報提供し、必要に応じて措置不要の理由となりうる事実を前提とした、より有益な意見を監査人には求めるべきである。

(2) 監査人との間で充実した意見交換を行われたい【意見】

措置不要の理由のうち、半数以上は前1の④の対象の事務処理は県等の裁量の範囲内であると判断したためであった。正確性、適法性等に反する旨の監査の結果は、県等に裁量の余地がないことがほとんどと考えられるが、3E（経済性、効率性、有効性）の観点で述べられた監査の結果については、県等にはその採否について裁量の余地がある。この点、監査人の意見と県等の意見を、予め完全にすり合わせることは不可能であるが、裁量の範囲内であることを理由に措置不要と整理する必要がある程度に、意見調整することは不可能ではない。

最終的な監査の結果の記載に対して、県等がその意見を反映させようとする行為は避けるべきであるが、措置不要とならないための意見交換は引き続きより十分に行う必要がある。

(3) 今後とも監査期間の確保に配慮されたい【添える意見】

地方自治法第252条の36第8項には、「包括外部監査対象団体は、包括外部監査契約の期間を十分に確保するよう努めなければならない」とされているので、2月提出を基本として監査人と協議のうえ、監査人が12月提出に同意する場合には柔軟にスケジュールを前倒しするなど、より一層、監査期間の確保に配慮した運用をされたい。この点県の認識は、監査期間を十分に確保できるよう、毎年度、包括外部監査人と丁寧に調整を行い、柔軟に対応しており、既に監査期間の確保に配慮した運用としているとのことである。たしかに、2022年度から2024年度の本監査人が行った監査においては配慮されたと理解するものの、次年度以降も引き続き同様の配慮をされるよう、添える意見として記載する。

(4) 措置状況調を有効活用されたい【意見】

県では、過去の各監査結果について、毎年措置状況調を作成している。もっとも、措置不要の理由や一部措置の年度・内容及び今後の措置予定・方向性についての記載は、必ずしも前年度以前の記載を前提とする形にはなっておらず、一から書き直されている例も少なからずあった。しかし、それでは措置不要と判断した真の理由や措置に向けた事実経過の把握が困難である。包括外部監査人の指摘や意見は、特定の施設、業務、契約といった個々の事務処理を対象に述べるものではあるが、類似の事務処理に当たるときにも参考に活用されなければ、その価値が十分発揮されているとはいえない。毎年異動があり、継続して同一案件を担当することが難しいことも考えると、指摘や意見に対する局としての見解や対応の経過、課題等を確実に引き継ぐことが重要である。そこで、措置状況調については、状況が変化したり、進展があったりした場合には、いつどのような加筆や修正を行ったかがわかる形で記載するなどして、最新のものを確認すればそれまでの事情を把握できるような工夫をして有効活用することが望ましいと考える。

(5) 引き続き監査時点で対応済の措置も公表されたい【意見】

県によれば、2013年度の措置状況調から現在まで、監査時点で対応済であり、更なる措置は不要である場合についても、「措置済(公報掲載)」に分類している。一方で、2012年度の措置状況調までは監査時点で既に対応済の場合には措置不要へ分類されていた。例えば2009年度の監査対象であったクリニカルパスを利用した効率的薬剤の使用が挙げられる。

前記(1)及び(2)の情報提供及び意見交換が十分に行われることにより、対応済の事項について指摘や意見が出る事態は避けられるはずであるが、万が一今後も、監査時点で対応済であり、更なる措置は不要である例が生じた場合には、引き続き対応している具体的内容を示して公表すべきである。

(6) 監査の結果を参考として措置を講じたときは公表すべきである【指摘】

法第252条の38第6項は、「当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたとき」に監査委員に通知し、監査委員が公表を行う旨定めている。これは、監査の結果に記載された対応そのとおりでなくとも、監査の結果を踏まえて行った措置があれば、広く監査委員に通知して公表することを求めるものと考えられる。

2007年度の再委託に関するモニタリング体制、2009年度の委託先と再委託先との契約内容の確認、2011年度のあいちトリエンナーレ2010における愛知県美術館12階(企画コンペその他の作品展示)のディスプレイ制作業務、2012年度の公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団今後の組織のあり方、2012年度の愛知県口論義運動公園、2018年度の環境部と観光局における情報の共有体制の強化については、いずれも県として一定の改善を図りつつも、監査の結果に記載されたとおりの内容でないことを理由に措置不要とされたものであった。

このような場合であっても、監査の結果を参考として措置を講じたときは、法第252条の38第6項に従い、公表の対象とするべきである。

(7) 監査の結果を直接のきっかけとしない対応も措置として公表されたい【意見】

県においては、包括外部監査の結果を直接のきっかけとしない対応については、措置不要へ分類されている。

しかし、たとえ包括外部監査の他にきっかけがあつて対応を開始した場合であっても、包括外部監査の結果で示された問題点が解消されるかどうかは当然検討するべきであり、その結果として問題点が解消されたと判断する場合には、監査委員に通知して公表することが望ましい。

(8) 外部監査人の示した問題点に対する検討結果を記録化されたい【意見】

2004年度の監査対象であつた病院内保育所運営費補助金について、外部監査人が問題視した制度の公共性、公平性について、措置状況調を見ても県の見解が不明であつた。外部監査人から問題点が提示されたのであれば、それをクリアできない限り、措置不要とすることは不適切である。措置不要とするからには、示された問題点について、十分に検討の上、その経過及び結果、特にクリアできると判断した理由を措置状況調において明らかにしておく必要がある。

(9) 外部監査人の示した問題点は網羅的に検討されたい【意見】

2006年度の監査対象であつた埋蔵文化センターに関する将来の退職手当の財源について、外部監査人は2つの問題点を挙げたにもかかわらず、措置状況調にはそのうち1つにしか言及がなかった。措置状況調と包括外部監査結果報告書を総務局及び担当局双方において十分な突合を行い、外部監査人の示した問題点を正確に把握した上で、措置不要とするのであれば、外部監査人の示した問題点について漏れなく検討し、結論を出す必要がある。

(10) 外部監査人の提言に対しては具体的に行動の上、結論を出されたい【意見】

ア 2012年度の監査対象であつた教育会館の賃料について、外部監査人が使用貸借契約から賃貸借契約への移行を提言したのに対し、県は使用貸借契約が存在することを理由に措置不要としており、実質的な検討がされたとはいえなかった。提言内容自体に見解の相違があるのであれば、その旨明らかにした上で措置不要との結論を出すべきであるが、そうでない限り、提言を踏まえて具体的に行動した上で、その経過から措置が困難である事情を記録化する等した上で、結論を出すべきである。

イ また、2014年度の監査対象であつた各種事務の手数料及び公の施設の使用料の算定基準について、現状でも問題がないという理由で措置不要とされていた。しかし、外部監査人の提言により効果的な対応方法を見出すことができる可能性もあるため、検討した結果を踏まえた上で、措置の要否及び内容について結論を出す必要がある。

以上

巻末資料【監査の結果一覧】

官民連携	(1)	政策顧問と県との間で文書による契約書を締結しなければならない	【指摘】
	(2)	事業者選定委員会は意見聴取の場として整理する必要がある	【指摘】
	(3)	今後事業者選定委員に対し支出する場合は条例によることを検討されたい	【意見】
	(4)	附属機関に類する会議その他の会議についても条例設置を検討されたい	【意見】
	(5)	官民連携組織設置を検討するべく県内公営施設の稼働状況を収集分析すべき	【意見】
	(6)	各種選定委員会の構成に多様性が必要である	【意見】
愛知県国際展示場	(1)	特定事業の選定に関する事業者選定委員会の検討内容を記録するべきである	【意見】
	(2)	アドバイザリー契約における再委託の承諾手続を明確にすべきである	【意見】
	(3)	名古屋市国際展示場等と連携について継続的に協議すべきである	【意見】
	(4)	事業者選定委員会の外部委員は県の委託業務の再委託先外から選定されたい	【意見】
	(5)	第三者機関が「外部監査」機関である旨の表記は削除しなければならない	【意見】
	(6)	検証委員会委員に県の委託業務の再委託先等は適格性を欠く	【意見】
	(7)	官民連携組織の設立に当たっては協定を締結する必要がある	【意見】
	(8)	機構からの負担金名目の支出に関して運用基準を策定することが望ましい	【意見】
	(9)	機構の組織形態について法人化を含む検討を早急に進めるべきである	【意見】
STARTION Ai	(1)	債務負担行為額や予定価格算定には複数者から見積書を徴収されたい	【意見】
	(2)	VFMの算定に当たり統計的な数値を安易に採用すべきではない	【意見】
	(3)	運営、維持管理についてもVFMの定量的な評価に努めるべきであった	【意見】
	(4)	オフィス利用料の一部負担と事業者に対する支援は別々に検討されるべき	【意見】
	(5)	スタートアップ向けの利用料半額補助は公益上の必要の有無を検討すべき	【意見】
	(6)	企業名を開示しない方式で提案審査を行うべきである	【意見】
	(7)	落札者審査における審査員の審査表はトレーサビリティを確保されたい	【意見】
	(8)	審査員による審査表のコメントはできるかぎり詳細に記載すべきである	【意見】
	(9)	ヒアリング時に事務局による質疑応答は行うべきではない	【意見】
	(10)	県と事業者との協議過程と結果について記録に残すべきである	【意見】
	(11)	入札後に配点における評価の視点及び評価の点数の改定を検討すべきでない	【意見】
愛知県新体育館	(12)	海外スタートアップ支援機関等との連携事業の目標設定、効果測定等が必要	【意見】
	(1)	政策顧問外1名が出席した法的根拠を議事録に記載すべきである	【意見】
	(2)	事業者選定委員会委員に応募者と利害関係がない旨を誓約させるべきである	【意見】
	(3)	アドバイザリー再委託先に所属する者は外部委員とすべきでない	【意見】
	(4)	新体育館整備・運営等事業には多様な意見を反映すべきである	【意見】
	(5)	業務委託契約書において、仕様書の記載方法を工夫されたい	【意見】
	(6)	再委託申請は、再委託先の具体的な担当者を記載するようにすべきである	【意見】
	(7)	再委託先の積算根拠において「一式」とされている根拠を明らかにすべき	【意見】
	(8)	業務委託契約の一部業務において経済性、効率性の検討が不十分である	【意見】
	(9)	アドバイザリー業務特記仕様書の記載方法を工夫されたい	【意見】
	(10)	第三者機関会合における出席者に関する規定を改める必要がある	【意見】
	(11)	第三者機関会合の意思決定過程に構成員以外の者の影響力を排除する必要性	【意見】
	(12)	第三者機関会合構成員の選任過程における協議に関する議事録が不十分	【意見】
	(13)	協議会におけるファシリテーターの選任において留意されたい	【意見】
	(14)	事業者との利害調整、協議の方法を適宜検討すべきである	【添える意見】
	(15)	任意事業の適切な時期での開業に向けて協力をされたい	【添える意見】
	(16)	名古屋市との協議を尽くされたい	【添える意見】
	(17)	ネーミングライツについて	【添える意見】
	(18)	防災等の対応について	【添える意見】
	(19)	本事業施設を避難場所として利用することにつき協議されたい	【添える意見】
改善中	(1)	債権を消滅させないまま不納欠損処分するべきではない	【指摘】
	(2)	債権管理条例の制定に向けた実例の積み重ねに早急に着手する必要がある	【指摘】
	(3)	元公園用地の無断使用の解消に向けた取組を一層強化されたい	【意見】
	(4)	境界杭の設置に向けた取組を一層強化されたい	【意見】
	(5)	措置状況調を有効活用されたい	【意見】
措置不要	(1)	監査人の意見を有効活用できるよう監査人に十分な情報を提供されたい	【意見】
	(2)	監査人との間で充実した意見交換を行われたい	【意見】
	(3)	今後とも監査期間の確保に配慮されたい	【添える意見】
	(4)	措置状況調を有効活用されたい	【意見】
	(5)	引き続き監査時点で対応済の措置も公表されたい	【意見】
	(6)	監査の結果を参考として措置を講じたときは公表するべきである	【指摘】
	(7)	監査の結果を直接のきっかけとしない対応も措置として公表されたい	【意見】
	(8)	外部監査人の示した問題点に対する検討結果を記録化されたい	【意見】
	(9)	外部監査人の示した問題点は網羅的に検討されたい	【意見】
	(10)	外部監査人の提言に対しては具体的に行動の上、結論を出されたい	【意見】